

H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務

別紙資料（案）

平成31年2月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【国営滝野すずらん丘陵公園】

分類	資料名		頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙 3	収益施設一覧	別紙 4
	別紙 4	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針	別紙 6
	別紙 5	H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書	別紙 18
	別紙 6	H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】	別紙 47
	別紙 7	H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【施設・設備維持管理業務】	別紙 71
	別紙 8	H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【植物管理業務】	別紙 108
	別紙 9	H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書	別紙 126
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 188
	別紙 11	精算報告書	別紙 193
	別紙 12	公園利用者数（団体、パスポート含む）	別紙 196
	別紙 13	利用実態調査アンケート	別紙 199
	別紙 14	行催事一覧	別紙 201
	別紙 15	利用プログラム一覧	別紙 204
	別紙 16	市民参加活動一覧	別紙 222
	別紙 17	広報・報道実績	別紙 224
	別紙 18	ホームページアクセス件数	別紙 227
	別紙 19	開園時間延伸状況	別紙 228
	別紙 20	混雑時の状況	別紙 229
	別紙 21	提供施設一覧表	別紙 232
	別紙 22	提供物品一覧	別紙 234
	別紙 23	購入備品一覧	別紙 236
	別紙 24	備品以外の残存物品一覧	別紙 243
	別紙 25	貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙 244
	別紙 26	リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙 280
	別紙 27	危機管理対応実績・報告①（事故対応等）	別紙 316
	別紙 28	危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）	別紙 320
	別紙 29	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 321
	別紙 30	総括責任者による外部会議への出席	別紙 330
	別紙 31	苦情、要望等対応処理	別紙 331
	別紙 32	紙媒体発行実績（種類、部数）	別紙 346
	別紙 33	記者投込み実績	別紙 350
	別紙 34	公園利用者は無償で貸与している物品一覧	別紙 356
	別紙 35	巡視計画書	別紙 357
	別紙 36	建物・工作物に係る修繕履歴	別紙 360
	別紙 37	清掃箇所、方法及び頻度等	別紙 368
	別紙 38	一般廃棄物（排出量、経費）	別紙 373
	別紙 39	産業廃棄物（排出量、経費）	別紙 386
	別紙 40	資源廃棄物（排出量、経費）	別紙 389
	別紙 41	汲み取り（排出量、経費）	別紙 395
	別紙 42	除雪出動実施実績（時間、人数）	別紙 396
	別紙 43	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙 401
別紙 44	薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙 404	
別紙 45	生態エリア管理指導事項	別紙 405	
別紙 46	植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）	別紙 408	
別紙 47	収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧	別紙 409	
別紙 48	収益施設利用状況	別紙 412	
別紙 49	収益施設利用料金一覧表	別紙 429	
別紙 50	臨時物販施設等一覧	別紙 433	
別紙 51	公衆電話	別紙 436	
別紙 52	業務評定	別紙 437	

分類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 438
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙 439
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙 440
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 441
	様式 1-5	業務実施体制	別紙 442
	様式 1-6	実施方針	別紙 447
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙 449
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙 451
	様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙 452
	様式 1-10	誓約書	別紙 456
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙 462
	様式 2-2-1 ～11	企画提案	別紙 463
	様式 2-2-12	改善提案	別紙 475
	様式 2-2-13	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	別紙 478
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙 479

主要公園施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
溪流ゾーン※1	20.0	溪流口	滝野公園案内所、白帆橋、白帆の滝
		溪流口駐車場	普通車、障害者用スペース
		疎林広場	芝生広場
		溪流園	溪流園炊事コーナー、焼肉ガーデン「あしりべつ」(レストラン)、釣堀フィッシング・タキノ(釣堀)
		アシリベツの谷	アシリベツの滝
		鱒見口	サイクリング施設(レンタサイクル、売店)、鱒見口炊事コーナー
		鱒見口駐車場	普通車、障害者用スペース
		平成の森	
		鱒見の谷	鱒見の滝
		不老の谷	不老の滝(閉鎖中)
		炊事遠足広場	ロッジゆきざさ(飲食店)、炊事遠足広場
		パークブリッジ	プッチソリコーナー(冬季)(パークブリッジ下)
		自然林	
ゾーン全体	歩くスキーコース(冬季)		
保全ゾーン	67.8	自然林	
中心ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場
		中央口広場	中央口ゲート、中央口休憩所(軽食コーナー)
		中央口駐車場	普通車、大型車、障害者用スペース
		東口	東口ゲート、ビジターセンター、東口休憩所、東口レストハウス
		天文台	天文台
		東口駐車場	普通車、大型車、障害者用スペース
		カントリーガーデン	くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、スズランの小径、花人の隠れ家、カントリーハウス(レストラン)、収穫の谷、花のまきば、まきばのせせらぎ、水の広場、ファミリーグレンデ(冬季)
		こどもの谷	虹の巣ドーム(屋内)、フワフワエッグ、ローンスタジアム、あり塚の塔、ありの巣トンネル、森のせせらぎ(夏季)、さまよいの洞窟、溶岩滑り台、マウントコニーデ、オレンジエッグ、大地の広場、こどもの谷休憩所(軽食コーナー)、すずらんの丘展望台、ソリグレンデ(冬季)
		森のすみか	リスの散歩道、木のぼりネット、森の隠れ家、メロディきのこ、こもれびネット、秘密の抜け道、森人の山小屋、材木飛ばし、森の吊り橋、森の工房、石造りの家跡
		自然林	
		ゾーン全体	歩くスキーコース(冬季)
宿泊ゾーン	26.0	オートリゾート滝野	オートキャンプ場
		青少年山の家	青少年山の家
		自然林	
滝野の森ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、ローラー滑り台、森のデッキ、ねずみのみち(閉鎖中)、カラマツデッキ、森の教室、歩くスキーコース(冬季)、スノーシューエリア(冬季)
		南駐車場	普通車、大型車、障害者用スペース
		自然林	
	85.7	西エリア	森の情報館、滝野の森口駐車場、田んぼの広場、はるにれ広場、森の観察デッキ、沢の広場、みずなら広場、滝野の森口多目的広場、歩くスキーコース(冬季)
		滝野の森口駐車場	普通車、障害者用スペース
		自然林	
計	395.7		

・下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。

・このほかに自動販売機を設置することができる。

注)※1：溪流ゾーンは無料エリアである。

※2：青少年山をの家の多目的ホール、研修棟及び宿泊棟は、都市公園法に基づき、札幌市からの申請に対して管理許可をしているため、本業務の対象外となる。

主要建築物一覧

平成30年9月現在

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考		
溪流ゾーン	飲食・物販施設	レストラン (焼肉ガーデンアシリベツ)	RC造平屋建(304.13㎡)			
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F(315.36㎡)	詳細は別紙3参照		
	休憩所	休憩所 (溪流口駐車場)	木造(25㎡)			
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F(315.36㎡)	飲食・物販施設含む		
		炊事遠足広場四阿 (2棟)	木造(10.01㎡)			
		炊事遠足広場四阿 (5棟)	木造(134.997㎡)			
		練林広場四阿 (2棟)	木造(8.42㎡)			
	便所	鱧見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75㎡)			
		アシリベツの滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)			
		アシリベツの滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)			
		案内所横便所	RC造平屋建(46.75㎡)			
		溪流園多目的便所	RC造平屋建(15㎡)			
		溪流園便所・電気室	RC造平屋建(41.25㎡)			
		溪流口便所	RC造平屋建(60㎡)			
		作業センター多目的便所	RC造平屋建(15㎡)			
		作業センター横便所	RC造平屋建(49.5㎡)			
		炊事遠足広場便所	RC造平屋建(44.35㎡)			
	中心ゾーン	飲食・物販施設	鱧見口便所	RC造平屋建(46.75㎡)		
鱧見の滝多目的便所			RC造平屋建(15㎡)			
休憩所		鱧見の滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)			
		釣堀施設	釣堀	木造平屋建(10.89㎡)		
		サイクルング施設	S造平屋建(247.00㎡)		売店、レンタル受付、駐輪場	
		路線バス	バス停 (溪流口駐車場)	軽量鉄骨平屋建(8.1㎡)		
		管理棟・車輦倉庫・案内所等	案内所	木造平屋建(113.4㎡)		
			溪流口駐車場ブース	木造平屋建(4.52㎡)		
			溪流口料金所 (2棟)	木造平屋建(6.75㎡)		
			作業センター	RC造平屋建(85.05㎡)		
	鱧見口料金所		S造平屋建(4.52㎡)			
	門衛所		RC造平屋建(5.88㎡)			
	中心ゾーン	飲食・物販施設	カントリーハウス	木造2階建、地下1階(1,562.21㎡)	詳細は別紙3参照	
			こどもの谷休憩所	RC造平屋建(369.51㎡)	詳細は別紙3参照	
			中央口休憩所A (管理所)	RC造平屋建(506.43㎡)	詳細は別紙3参照	
			中央口休憩所B (休憩所)	RC造平屋建(398.84㎡)	詳細は別紙3参照	
			東口情報センター (レストハウス棟)	RC造平屋建、4棟庇 鉄骨造(185.47㎡)	詳細は別紙3参照	
		休憩所	四阿 (子どもの谷II期上・八角)	木造(4.839㎡)		
			四阿 (東口休憩所横)	木造(10.35㎡)		
			四阿 (東口駐車場)	木造(10.35㎡)		
四阿 (溶岩すべり台下)			木造(39㎡)			
四阿 (ロンスカミア)			木造(17.1㎡)			
四阿 (ロンスカミア)			木造(17.1㎡)			
カントリーハウス			木造2階建、地下1階(1,562.21㎡)	飲食・物販施設含む		
こどもの谷休憩所			RC造平屋建(369.51㎡)	飲食・物販施設含む		
収穫の谷四阿			木造(25.92㎡)			
中央口休憩所A (管理所)			RC造平屋建(506.43㎡)	飲食・物販施設含む		
中央口休憩所B (休憩所)			RC造平屋建(398.84㎡)	飲食・物販施設含む		
峠の庭四阿			木造(11.52㎡)			
花人の隠れ家四阿			木造(16㎡)			
花人の隠れ家四阿			木造(36㎡)			
花のテラス四阿			木造(6.48㎡)			
便所			東口情報センター (研修棟)			
			東口情報センター (ボランティア棟)	RC造平屋建、3棟庇 鉄骨造(1,107.61㎡)		
			東口情報センター (レストハウス棟)			飲食・物販施設含む
		東口便所・休憩所	RC造平屋建(144㎡)			
		うねりの大地 (大地の広場) 便所	RC造平屋建(72.41㎡)			
		さまよいの洞窟便所	RC造平屋建(101.26㎡)			
		中央口便所 (中央口連絡橋)	RC造平屋建(117.4㎡)			
		森のすみか便所 (こもれびの森)	RC造平屋建(22.5㎡)			
		遊戯施設	あり塚の塔	RC造平屋建(345.152㎡)		
			ありの巣トンネル	RC造平屋建(441.82㎡)		
展望施設		虹の巣ドーム	RC造2階建(705.8㎡)			
		収穫の谷展望施設 (サイロ)	RC造2階建、地下1階(45.62㎡)			
天文台	すずらん丘展望台	SRC造4階建(735.91㎡)				
路線バス	天文台	RC造平屋建(292.699㎡)				
	バス停 (中央口)	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)				
管理棟・車輦倉庫・案内所等	バス停 (東口)	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)				
	園内移動用施設 (リフト)	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建(22.5㎡)			
		事務所車庫	RC造平屋建(828.17㎡)	本業務の対象外		
		滝野公園事務所庁舎	RC造2階建(2311.15㎡)	本業務の対象外 (ビジターセンター以外)		
		滝野公園事務所庁舎 (ビジターセンター)	RC造2階建(2311.15㎡)			
		バックヤード屋外作業棟	RC造平屋建(105㎡)			
		バックヤード北棟	RC造2階建(376.92㎡)			
		バックヤード南棟	RC造平屋建(122.03㎡)			
	森のすみか電気室 (森の工房)	木造平屋建(236.16㎡)				
	園内移動用施設 (リフト)	リフト運転小屋	木造平屋建(4.86㎡)			
リフト監視小屋		木造平屋建(9.72㎡)				

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考	
宿泊ゾーン	休憩所	オートリゾート滝野 四阿(彩りの森)	木造(12.96㎡)		
	便所	オートリゾート滝野 便所(2棟)	RC造平屋建(63.18㎡)		
	展望施設	山の家野外トイレ	木造平屋建(49㎡)		
	オートキャンプ場	展望施設	オートリゾート滝野 展望デッキ	木造平屋建(20.25㎡)	
			オートリゾート滝野 キャビンA(14棟)	木造平屋建(226.80㎡)	
			オートリゾート滝野 キャビンB(5棟)	木造平屋建(81㎡)	
			オートリゾート滝野 キャビンS(6棟)	木造2階建(284.40㎡)	
			オートリゾート滝野 センターハウス	木造2階建(1,210.35㎡)	
			オートリゾート滝野 センターハウス横倉庫	木造平屋建(18.23㎡)	
			オートリゾート滝野 オイルタンク設置小屋	軽量鉄骨平屋建(15.12㎡)	
			オートリゾート滝野 車庫棟	木造平屋建(51.84㎡)	
			オートリゾート滝野 汚水ポンプ棟	木造平屋建(18.36㎡)	
			オートリゾート滝野 滅菌棟	木造平屋建(7.29㎡)	
			オートリゾート滝野 炊事棟(7棟)	木造平屋建(204.12㎡)	
			オートリゾート滝野 キャンプハウス	木造平屋建(155.52㎡)	
		オートリゾート滝野 コミステーション上屋	木造平屋建(17.28㎡)		
		オートリゾート滝野 コミステーション上屋	木造平屋建(17.28㎡)		
		オートリゾート滝野 自販機置場(3棟)	木造平屋建(8.0㎡)		
	青少年山の家		青少年山の家(多目的ホール)	SRC造2階建(1,520.27㎡)	本業務の対象外
			青少年山の家(宿泊棟、研修棟)	RC造2階建(3,593.19㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC造平屋建(161.25㎡)		
		森の交流館	RC造一部木造地上1階、地下2階 (回廊) S造4階建(1,267.94㎡)	回廊含む	
		森の情報館	RC造地上1階、地下2階建(1,102.02㎡)		
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC造平屋建(158㎡)		
		みずなら広場便所	木造平屋建(89.10㎡)		
		はるにれ広場便所	木造平屋建(66.83㎡)		
		滝野の森口便所	木造平屋建(66.83㎡)		
	展望施設 管理棟・車輛倉庫・案内所等	森見の塔	RC造(304.92㎡)		
		滝野の森口料金所(2棟)	木造平屋建(6.76㎡)		
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21㎡)		
その他		井戸上屋	RC造平屋建(34.25㎡)		
		1号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
		新2号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
		6号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
		中の沢ろ過機械室	RC造平屋建(60.5㎡)		
		配水池	RC造平屋建(499.9㎡)		
		ポンプ室(中の沢)	RC造平屋建(32.64㎡)		
		汚水処理場	RC造平屋建(262.4㎡)		
		白帆電気室	RC造平屋建(33.25㎡)		
		資材庫	S造平屋建(79.25㎡)		
		救護所	S造平屋建(34.02㎡)		

収益施設一覧

別紙3

平成30年4月現在

施設区分	施設名/内訳	面積(m ²)	備考	
レストラン	1. 溪流園	レストラン	304.13	
		プロパン庫	5.61	
		バーベキュー園	1,552.26	
		釣堀	2,281.97	
	2. カントリーハウス	飲食店・売店	363.17	
		自動販売機置場	2.86	
用具貸出室等		221.54		
プロパン庫		5.46		
売店	1. 鱒見口	鱒見口売店	60.00	
	2. 溪流口(ロジゆきざさ)	スキー貸出室、物置	42.24	
		倉庫、スナック、休憩室の一部	86.58	
	3. 中央口管理所	売店	18.18	
		自動販売機置場	4.02	
	4. 東口情報センターレストハウス棟	休憩所自動販売機置場	13.86	
		売店	81.33	
	5. 子供の谷休憩所	自動販売機置場	3.57	
		厨房、売店、食品庫、休憩室	192.20	
		厨房機器等	一式	
駐車場	1. 中央口駐車場	取容台数	普通用 954台 大型用 11台 身障用 11台 計 976台	
		アスファルト舗装等	4,601.00	
		アスファルト舗装	22,250.00	
		案内看板等	一式	
	2. 鱒見口駐車場	取容台数	162台 - 5台 167台	
		アスファルト舗装等	4,253.00	
		料金徴収ブース(1ヶ所)	4.52	
		案内看板等	一式	
	3. 溪流口駐車場	取容台数	149台 - 8台 157台	
		アスファルト舗装	4,029.00	
		料金徴収ブース(2ヶ所)	6.75	
		料金ブース1ヶ所	4.52	
	4. 東口駐車場	案内看板等	一式	
		取容台数	612台 11台 5台 628台	
		アスファルト舗装等	15,686.00	
	5. 南駐車場	駐車場内区画線、車止め、案内看板等	一式	
		取容台数	218台 10台 5台 233台	
	6. 滝野の森口駐車場	アスファルト舗装等	11,333.00	
		取容台数	216台 - 5台 221台	
		アスファルト舗装等	5,510.00	
			料金徴収ブース(1ヶ所)	6.76
			取容台数計	2,311台 32台 39台 2,382台
	サイクリング施設	1. サイクリング施設	レンタル受付、駐輪場	187.00
	園内交通施設	1. カントリーガーデン園内移動用施設(リフト)	カントリーガーデン園内移動用施設	1式
リフト機器保管倉庫(中央口休憩所B)			77.40 延長256.45m、搬器48台	
オートキャンプ場	1. オートキャンプ場 (61,330.00m ²)	キャンピングカーサイト	23ヶ所	
		スタンダードカーサイト	40ヶ所	
		キャンピングサイトA(14ヶ所)	226.80	
		キャンピングサイトB(5ヶ所)	81.00	
		キャンピングサイトS(6ヶ所)	284.40	
		フリーテントサイト	55ヶ所	
		センターハウス	1,210.35	
		管理用駐車場	435	
		キャンピングB駐車場(5ヶ所)	200	
		フリーテントサイト駐車場	1,418	
		サニタリーハウス	155.52	
		炊事棟(7棟)	204.12	
		便所棟(2棟)	63.18	
		ゲートシステム	1箇所	
		園内監視システム	1式	
		放送設備	1式	
		園路誘導灯	49箇所	
		ゴミステーション	2箇所	
		残り火入れ	5箇所	
		自動販売機置場	3箇所	
ダンプステーション	1箇所			
車庫棟	51.84			

施設区分	施設名/内訳		面積 (㎡)	備 考
オートキャンプ場	1. オートキャンプ場	芝生広場	1式	
		プレイロット	2カ所	
		四阿 (彩りの森)	12.96	
		園路	1式	
		ジャブジャブ池	1カ所	
		インターホン	3カ所	
		展望台	1カ所	
ロープトウ	1. ロープトウ	ロープトウ		延長200m 2基
自動販売機	1. 溪流口駐車場 便所横		1.75	2台
	2. こどもの谷虹の巣ドーム 横		0.82	1台
	3. こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横		2.40	3台
	4. こどもの谷溶岩すべり台下小屋 横		0.82	1台
	5. 森のすみか森の工房 横		0.71	1台
	6. 森のすみか多目的トイレ 横		0.99	1台
	7. 案内所 (溪流ゾーン)		1.11	1台
	8. 東口レストハウス (便所)		1.71	2台
	9. 公園事務所		0.64	1台
	10. 東口休憩所 (研修棟)		0.64	1台
	11. 東口休憩所 (ボランティア棟)		0.64	1台
	12. 展望台 (すずらんの丘)		0.72	1台
	13. 森の交流館		1.64	2台
	14. 森の教室		0.54	1台
	15. 森の情報館		0.73	1台
	16. 東口レストハウス (駐車場)		1.22	1台
	17. 東口ゲート		2.03	2台
公衆電話	1. 中央口休憩所A (管理所)			1台
	2. カントリーハウス			1台
	3. 虹の巣ドーム			1台
	4. サイクルセンター			1台

国営滝野すすらん丘陵公園 運営維持管理基本方針

平成 2 1 年 3 月
(平成 29 年 3 月時点更新)

目 次

1 . 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1 . 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1 . 2 運営維持管理基本方針の位置づけ	1
1 . 3 運営維持管理基本方針の対象	1
2 . 滝野公園における運営維持管理の基本方針	2
2 . 1 滝野公園の公園づくりの基本理念	2
2 . 2 今後の運営維持管理の基本方針	3
3 . 運営維持管理の重点事項	4
4 . 運営維持管理の項目別の基本方針	7
4 . 1 公園の維持に関する項目	7
(1) 動植物管理	7
(2) 施設管理・清掃	8
4 . 2 公園の運営に関する項目	9
(1) 利用者サービス	9
(2) 公権力の行使に準じた行政的対応	10

1 . 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1 . 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園）は、道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であり、国営公園としては、日本最北に位置し、北海道唯一の公園となっている。また、北海道で初めて通年利用を目指した公園として、グリーンシーズン(夏)、ホワイトシーズン(冬)を通じ、約 60 万人/年が来園している。

滝野公園では、昭和 58 年 7 月に「溪流ゾーン上流部」が供用開始されて以来、順次供用区域を拡げ、平成 22 年度に全園供用している。

また、「公共サービス改革基本方針」(H30.7.10 閣議決定)に基づき、平成 30 年度からの国営公園の運営維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価落札方式による競争入札を行うこととなり、運営維持管理業務の受託者（以下「事業者」という。）に対し、本業務実施にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景をふまえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

1 . 2 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、北海道唯一の国営公園である滝野公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理の重点事項
- ③運営維持管理の項目別の基本方針

1 . 3 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、平成 22 年度の全園供用後の滝野公園全体を対象としたものである。

今後の運営維持管理においては、青少年山の家やオートキャンプ場、レストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な運営維持管理に努めるものとする。

2 . 滝野公園における運営維持管理の基本方針

2 . 1 滝野公園の公園づくりの基本理念

滝野公園では、これまで、以下に示す基本テーマ・基本理念及び基本イメージのもと「整備」を中心とした公園づくりを進めてきた。

今後は平成 22 年度の全園供用や社会情勢の変化などを背景として「運営維持管理」を中心とした公園づくりを進めていくことになるが、この基本テーマ・基本理念等については、共通した考え方として今後も継承していく。

【基本テーマ】

「自然とのふれあい」

【基本理念】

①環境保全と魅力ある空間づくり

都市縁辺部にある本公園は、大気の浄化、水源の涵養などの機能を果たすとともに、野外レクリエーション活動の定着化、多様化に対応する。

②多様なニーズに対応

大規模な面積を有する本公園は、北海道最大の人口集積地である札幌市からの大量の利用需要を受け止めるとともに、多様な利用層の需要も受け止める。

③四季を通じた利用

積雪寒冷地にある本公園は、冬期利用を推進するとともに、利用の低下する紅葉期を過ぎ積雪が始まるまで、融雪が始まり新緑期までのグレイシーズンの利用向上を図る。

【基本イメージ】

「緑」：森林・草原・芝生 「水」：滝・溪流・湖 「白」：雪・氷

2.2 今後の運営維持管理の基本方針

滝野公園は、その存在価値や利用価値を、守り・育て・高めていくことにより、北海道における都市公園の模範となる先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に意味があることである。この存在価値は、市場原理に馴染みなく、持続的に維持しなければならない根源的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を守り・育て・高めていくためには、滝野公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の滝野公園のあるべき目標・将来像を共有し、滝野公園のさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

そのため、今後の滝野公園における運営維持管理の基本的な考え方として、以下に示す11の基本方針を設定した。

【基本方針】

この基本方針は、滝野公園に関わる多様な主体^{*}の共通目標として、滝野公園の魅力や価値を守り・育て・高めていくための考え方を示したものです。

今後は、この基本方針に基づいて、北海道における「都市公園の要」となる先導的な役割を担う公園として、サービス水準や利用者満足度等の向上を目指し、管理運営を進めていきます。

^{*}多様な主体とは、利用者、行政（国・道・市）、NPO、ボランティア、管理運営業者などの滝野公園に関わる関係者を示す。

基本方針1) 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

基本方針2) 草花を活かした彩り豊かな美しい景観の形成

基本方針3) 良好な環境の形成

基本方針4) リスク低減対策など危機管理の強化による安全・安心な公園の創出

基本方針5) 人づくりへの貢献

基本方針6) 多様な利用機会の提供と積極的な情報の受発信

基本方針7) インバウンドへの貢献

基本方針8) インフラストックの活用

基本方針9) メンテナンスサイクルの構築

基本方針10) トータルコストの縮減

基本方針11) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

3 . 運営維持管理の重点事項

設定した基本方針及び管理目標をふまえ、今後の滝野公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を「維持」「運営」「施設更新」の3つの種別ごとに整理した。

(1) 公園の維持に関する重点事項

自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

滝野の森に残る自生植物や貴重な自然資源（希少種）の保全・活用を図り、自然の資源性・多様性を高めるため、外来植物の駆除や林地の下草刈りなど、滝野の森ゾーン（西エリア）における希少植物の生育環境の計画的保全、沢地での環境教育活動による水生生物への影響の把握と順応的管理などを適切に行い、種類数や個体数の維持・増加、生育地の保全に努めます。



▲アシリベツの滝と紅葉

草花を活かした彩り豊かな美しい景観の形成

開花時期において多くの利用者に喜ばれ、花に対する満足度の向上を図るため、スズランなど公園のシンボルとなる特定の草花や一般的に広く知られている草花を中心に、多様な園芸植物を組み合わせた彩り豊かな美しい花風景を提供していきます。



▲彩り豊かな花風景

良好な環境の形成

地球環境に配慮した循環型公園づくりを推進するため、LED照明の導入などにより、公園内で消費される電気、ガス、水道等のエネルギー使用量の削減に努めます。また、公園から排出される植物性廃棄物の堆肥化、チップ化によるリサイクルを推進していきます。



▲リサイクルの推進

リスク低減対策など危機管理の強化による安全・安心な公園の創出

防災対策は、予防、応急、復旧、復興の一連の体系の中で実施されていくものであり、災害の対象は自然災害、工事事故のほか、公園特有の遊具事故、イベント時事故、食中毒のほか、園内救急要請など多岐にわたるため、行政機関（国・道・市）、警察、消防、学識経験者、ボランティア、市民団体、NPO、企業、運営維持管理業務受託者等関係者と横断的かつ組織全体的な緊急情報連絡体制を構築するとともに、防災訓練等を通じ、来園者の立場に立った防災・リスク低減対策を進めます。



▲防災訓練の実施

(2) 公園の運営に関する重点事項

公園管理を通じた人づくり

「花ガイド」や「森林ガイド」をはじめとする公園の管理運営に関わるボランティア活動への地域住民の参加や、公園内での企業の社会貢献活動を促進するなど、公園管理に多様な主体が参加することによる地域や企業とのパートナーシップを構築し、公園の管理運営を通じた人づくりへの貢献を目指します。

また、市民や教育・研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も支援していきます。



▲市民参加・ボランティア活動

自然・歴史・文化等を活かした多様な利用プログラムの提供

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化の継承、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図ります。また、NPO・企業・地域住民などが主催するイベントの利用も促進していきます。

近年増加しているインバウンドに対応し観光投資の誘発に寄与するため、外国人向けの利用プログラム（特に外国人利用者が多くなるホワイトシーズン）の提供を充実させていきます。



▲利用プログラム

ストック効果の最大化

ストック効果の最大化を念頭に、滝野公園の豊かな資源を活かした観光コンテンツを年間を通して展開することで、集客力向上を図るとともに、ストック効果について積極的に幅広く広報活動を行い、観光拠点としての理解拡大に努めます。



▲散策デッキを活用した観光ツアー

公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

公園の魅力の認知度を高め、道内外や海外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する自生植物や貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報の受発信など、SNSやホームページ等を活用した積極的な情報受発信を展開していきます。



▲ホームページ開設状況

また、外国人へ向けて公共機関や地元メディア、外国人観光案内所である道の駅、観光サイト等へ情報受発信を行うとともに、園内に通訳士を配置して利用促進を行います。

平成 23 年 7 月指定の札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルートとして、様々な活動で地域と協働してアピールしていきます。



▲通訳士の案内状況

(3) 施設更新に関する重点事項

メンテナンスサイクルの構築とトータルコスト縮減

公園の魅力や安全性・防災性の向上を図るため、厳しい自然環境に対応した計画的な施設や遊具の保守点検・維持・修繕・更新が必須です。このため、効率的・効果的に施設の機能維持を図るとともに、施設の長寿命化による環境負荷の軽減や戦略的メンテナンスを図るため、長寿命化計画に基づく施設の予防保全型管理や、事後保全管理を計画的に進めていきます。

また、利用者数や満足度に寄与する度合いをハード面・ソフト面から継続的に検証し、利用実態に応じて施設を集約することなどにより、維持修繕費の縮減を図りながら利用向上に寄与する施設・エリアに集中投資することで、利用促進と魅力の維持・向上を図ります。



▲厳しい自然環境



▲木製階段の老朽化



▲施設の補修状況

公園環境のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が交流し、安全・安心で快適に利用できる公園環境の創出を図るため、園内サインへのピクトグラム(視覚記号)の追加や多言語化、多目的トイレの機能充実、外国人対応の案内放送など、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を更に推進していきます。



▲バリアフリー化の推進



▲案内板の多言語化

4 . 運営維持管理の項目別の基本方針

運営維持管理の重点事項をふまえ、運営維持管理の項目別の基本方針を整理した。

4 . 1 公園の維持に関する項目

(1) 動植物管理

芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や良好な景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの運営維持管理を実施する。特に、イベントやレクリエーションの場としての利用が多い中心ゾーンの広大な芝生広場については、これらの利用に対して常に良好な状態を保てるよう計画的な運営維持管理を実施する。

草花管理

開花時期における利用者の増加や利用者の花に対する満足度向上を図るため、春・夏・秋を通じて園芸植物を中心とした草花の充実を図る。

そのため、カントリーガーデンを始めとした園内各地の植栽地において、多くの園芸植物を組み合わせ、同時に開花する花の種類を増やすとともに、公園のシンボルとなる草花や一般的に広く知られている草花について一定の植栽面積を維持することなどにより、彩り豊かな美しい花風景を演出する。

また、園内に自生する植物のうち、観察利用の対象として選定した「利活用種」について生育地環境の適切な運営維持管理を行うとともに、可能なものについては、園芸材料的な活用も検討する。

樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去・更新、施肥、冬季の冬囲いなど適切な運営維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

自然資源管理

自然観察ゾーン・森林体験ゾーンをはじめ園内に生息している植物、動物、昆虫類など多様な自然資源の保全に努める。特に「希少種」として確認された貴重な動植物については、その種類数を維持し、個体数や生息・生育地面積の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な生息・生育地環境の保全・管理に努める。

特殊管理

公園内で発生する植物性廃棄物のうち、芝刈屑を中心とする草本系植物性廃棄物について堆肥化などのリサイクルを推進し、高品質な堆肥化技術の実用化に向けた試験・検討を行う。また、剪定枝などの木質系廃棄物についてもチップ化などのリサイクルを推進する。

(2) 施設管理・清掃

建物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の各建物について、日常点検・定期点検を確実に実施し、劣化・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて効果的な修繕を行う。特に、老朽化の進行している古い建物については、重点的に保守点検を行い、計画的な施設の改修・更新を行う。

また、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が安全で快適に利用できるようにするため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

工作物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の園路、柵、照明などの各種工作物や、「こどもの谷」や「森のすみか」の遊具について、日常点検・定期点検を確実に実施し、故障・破損などの発生時には早急に補修・修繕を実施する。

建物・工作物設備管理

園内の建物・工作物の各種設備（水道、汚水処理、水循環、電気、空調、消防、エレベータなど）について、建築基準法、水道法、消防法、電気事業法など各種法令に基づいた保守点検を確実に実施し、設備の機能の維持に努める。

清掃

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、工作物清掃、園地清掃を計画的に実施する。

また、園内で発生するゴミは、生ゴミ・紙屑などの可燃ゴミ、スチールカン・アルミカン・ペットボトルなどの資源ゴミ、鉄屑・ブロック・廃プラスチックなどの不燃ゴミに分別して回収・処理を行う。

冬期間には、園路、駐車場、建物周辺の除雪作業、建物屋根の雪下ろしを行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどの整備を行う。

特別安全管理

園内の建物・工作物について、事故が発生した場合や地震などの災害が発生した場合には、破損箇所の発見や必要な機能の確認のため、各種建物・工作物の安全点検を速やかに実施する。

4.2 公園の運営に関する項目

(1) 利用者サービス

利用案内

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、各種対応（窓口対応、迷子対応、ペット持込対応、身障者対応、電話問い合わせ対応、視察対応、苦情対応等）や、園内放送業務、乳母車・車椅子貸出、拾得物・遺失物処理などを適切に実施する。

特定利用者サービス

公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加促進や、企業の社会貢献活動の参加を支援する。

また、自然環境や歴史・文化等を活かした講習会・研修会などの環境教育プログラムの提供を図るとともに、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も促進する。

広報活動

道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報活動を実施する。

宣伝活動

公園の利用促進を図るため、札幌市内はもとより首都圏など道内外で実施される観光・旅行などをテーマとした各種イベント・キャンペーンに積極的に参加し、滝野公園の魅力についてPR活動を実施するとともに、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）を活用した広告を実施する。

行催事企画運営

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

(2) 公権力の行使に準じた行政的対応

入退園管理

各入退園口において必要な人員を配置し、入園料金收受、改札業務、集計業務、入園券印刷・収納、行為・占用許可等の許認事務補助、危険物等持込対応などの入退園管理を適切に実施する。

安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

巡視警備

落石や雪崩の確認やクマ対策、テロ対策など公園の安全確認のため、巡視員による園内の定期的かつ効果的な巡視・警備を行う。特に、施設の安全管理、不審物等の有無、火の不始末の確認、建物等の開錠・施錠の確認などのための巡視は毎日確実に実施する。

救護

園内に救護室を設置し、事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害について、「国営滝野すずらん丘陵公園 災害対策部運営計画」に基づき、災害が発生または発生する恐れのある場合は、災害対策部設置基準により体制を発令し、災害対策部を設置する。

H31-35 国営滝野すすらん丘陵公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成 3 1 年 2 月

第1章 総則

第1条 目的

滝野すずらん丘陵公園（以下「滝野公園」という。）は、北海道の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園である。

公園の面積は 395.7ha で、札幌市の中心部から約 20km の札幌市南区滝野地区に位置しており、溪流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの5つに区分されている。（別添－1「公園平面図」、別添－5「土地利用方針図」参照。）

滝野公園では、「自然と人・人と人のふれあい」を基本テーマに、以下の11の基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

- 1 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用
- 2 草花を活かした彩り豊かな美しい景観の形成
- 3 良好な環境の形成
- 4 リスク低減対策など危機管理の強化による安全・安心な公園の創出
- 5 人づくりへの貢献
- 6 多様な利用機会の提供と積極的な情報の受発信
- 7 インバウンドへの貢献
- 8 インフラストックの活用
- 9 メンテナンスサイクルの構築
- 10 トータルコストの縮減
- 11 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

公園の供用の経緯は、昭和 52 年度に都市計画決定され、昭和 54 年度に起工し、昭和 58 年度に溪流ゾーンの一部供用開始、昭和 61 年度に「歩くスキーコース」など冬期利用の開始、平成元年度には宿泊ゾーンの「青少年山の家」の供用開始、平成 6 年度に宿泊ゾーンの「オートリゾート滝野」の供用開始、平成 11 年度に中心ゾーンの「ファミリーゲレンデ」の供用開始、平成 12 年度に中心ゾーンの「カントリーガーデン」、「こどもの谷」の一部供用開始、平成 14 年度に「こどもの谷」の全部供用開始、平成 16 年度に中心ゾーンの「森のすみか」の供用開始、平成 21 年度に「滝野の森ゾーン（東エリア）」の供用開始、平成 22 年度に「滝野の森ゾーン（西エリア）」を供用開始し、全園概成した。

昭和 58 年度の開園時から平成 30 年 3 月までの入園者数累計は、約 1,919 万人であり、平成 29 年度には約 57 万人の方々に利用されている。

H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」（別紙－4 参照）に則り、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公共の福祉を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員

に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員を総称している。

- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事（広報を含む）、飲食・物販施設の新設、または指定する既存施設を改修し、管理運営を行う事業のこと。
- 7) 「収益施設」とは、公園利用者のサービス向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8) 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条第2項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第11条第2項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
- 9) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 10) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 11) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。
- 12) 「業務責任者」とは、本仕様書の第13条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。
- 13) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
- 14) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 15) 「管理物件」とは、別添一「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 16) 「管理事務所」とは、別添三「管理事務所図」に示す建築物を指す。
- 17) 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 18) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 19) 「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。

- 2 0)「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 2 1)「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 2 2)「指示」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部が事業者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 2 7 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。
- 2 3)「通知」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員が事業者に対し、又は事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 4)「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 5)「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 2 6)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 2 7)「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 8)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。
- 2 9)「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 3 0)「勧告」とは、北海道開発局札幌開発建設部長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 3 1)「命令」とは、北海道開発局札幌開発建設部長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 3 2)「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。

第 3 条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、**H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営業務委託契約書**（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物法
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 6) 消防法
- 7) 建築基準法
- 8) 労働基準法、労働安全衛生法
- 9) 下水道法
- 10) 水道法
- 11) 水質汚濁防止法
- 12) 浄化槽法
- 13) 食品衛生法
- 14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 15) 大気汚染防止法
- 16) 騒音規制法
- 17) 振動規制法
- 18) 個人情報保護に関する法律
- 19) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 20) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 21) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 22) 電気工事士法
- 23) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 24) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 27) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 28) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 29) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 30) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 31) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 32) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 33) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 34) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 35) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
- 36) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）

- 37) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－2）
- 38) レッドリスト（2015）（環境省自然環境局）
- 39) 北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック 2001
- 40) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 41) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 42) 猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境庁自然保護局野生生物課編）
- 43) 道路・河川工事仕様書（北海道開発局）
- 44) 電気通信工事仕様書（北海道開発局）
- 45) 機械工事仕様書（北海道開発局）
- 46) 土木工事監督実務要覧（北海道開発局）
- 47) 河川法
- 48) 建設業法
- 49) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 50) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 51) 遺失物法
- 52) 鉄道事業法
- 53) 警備業法
- 54) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 55) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 56) 著作権法
- 57) 農薬取締法
- 58) その他、関係諸法令等

第5条 事業者の責務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第6条 北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担を「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「北海道開発局札

幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」に定めのない事項については、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧

項 目	内 容		北海道開発局 札幌開発建設部	事業者
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、北海道開発局札幌開発建設部に納付）			○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）			○
収益施設の管理	収益施設の管理			
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理（別紙-22「提供物品一覧」、別紙-23「購入備品一覧」を参照。）			○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理			○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応			○
	上記以外の場合		○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応			○
	上記以外の場合		○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増			○
	ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合		○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増			○
	運営日時の変更			○
許認可	開園日時(事業者による提案)に伴う経費の増減			○
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			
施設・物品等の修繕	都市公園法に基づく許認可		○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助			○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）			◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用300万円（税抜き）【平成31年度】、1,900万円（税抜き）【平成32～34年度】、1,600万円（税抜き）【平成35年度】※1を超えない場合（上記①を除く。）			○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）			
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議する。		○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議する。		○	
	公園利用者への損害			◎
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）			◎
	共通仕様書第31条の保険の付保及び事故の補償に係る場合			○
第三者への損害	上記2項目以外の場合		○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合			◎
	上記以外の場合		○	

※1. 年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成27年度～平成29年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙-36「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第7条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律27条第1項に基づく指示

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第8条 契約の解除

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- 2) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- 3) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- 4) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理重点事項

事業者は、別紙ー4「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」に則り、以下の維持管理重点事項、運営管理重点事項を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 維持管理重点事項

維持管理業務については、以下の重点事項のもと、別添ー5「土地利用方針図」、別添ー40～44植物管理に関連する別添資料（各植栽管理区域図）等をもとに適切な維持管理を行う。

（1）維持管理の重点事項

- 1) 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用
- 2) 草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出
- 3) 環境配慮対策の実践

2. 運営管理重点事項

運営管理業務については、以下の運営管理の重点事項のもと適切に行う。

（1）運営管理の重点事項

- 1) 公園管理への多様な主体の参加促進
- 2) 自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供
- 3) 公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第1条の11の基本方針に沿った管理運営を行う。

- 1) 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。
- 2) 安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。
- 3) 市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。
- 4) 乳幼児連れの利用者、障害者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
- 5) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を図る。
- 6) 様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
- 7) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
- 8) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用に配慮する。
- 9) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
- 10) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第 1 1 条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 滝野すずらん丘陵公園
所在地 北海道札幌市南区滝野 247 番地
敷地面積 395.7ha

注) 敷地面積全てを供用している。

※別添－1「公園平面図」参照。

2. 履行期限

平成 31 年 1 2 月 1 日から平成 35 年 1 1 月 3 0 日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第 1 2 条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

表 2 開園期間及び時間

エリア	開園期間		開園時間
供用区域	春	4 月 20 日～ 5 月 31 日 (4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園)	9:00～17:00
	夏	6 月 1 日～ 8 月 31 日	9:00～18:00
	秋	9 月 1 日～ 11 月 10 日	9:00～17:00
	冬	12 月 23 日～ 3 月 31 日 (12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園)	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日 および 4 月 1 日～4 月 19 日

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が調査職員と協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

(別紙－19「開園時間延伸状況」、別紙－20「混雑時の状況」参照。)

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が調査職員と協議し、承諾を得た上で休園とする。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとするが、変更する場合がある。当該年度の日付は 1 ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】
- ・秋の都市緑化月間：10 月 1 日～10 月 31 日【期間中 2 日】
- ・みどりの日：5 月 4 日【1 日】
- ・敬老の日：9 月第 3 月曜日【1 日】

※満 65 歳以上の者のみ無料

第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行う。(別紙-1「主要公園施設一覧」、別紙-2「主要建築物一覧」、別添-1 2「園内施設(設備等)位置図」参照。)

<業務内容>

1) 公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報(行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整)
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視(外周柵施設周辺も含む)等

② 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、外周柵施設、その他設備)
- ・清掃(園内清掃、園内建物清掃)
- ・利雪 等

③ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、芝生管理、草花管理等(草刈り、施肥、灌水、剪定、倒木処理等)

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙-6「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)」(以下「個別仕様書(企画立案)」という。)を参照のこと。)

② 企画運営管理

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者(外国人利用者を含む)に対するサービスの提供、ヒグマ等野生動物に関する情報収集や専門家との意見交換及び普及啓発、定期対策会議の実施、公園利用者の施設予約等の受付、外周柵施設周辺も含めた園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙-6「個別仕様書(企画立案)」、別添-1 1「野生動植物危機管理マニュアル(案)(ヒグマ、スズメバチ)」を参照のこと。)

2) 施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、外周柵施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。(詳細は、別紙ー7「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理業務)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

② 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙ー7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

③ 利雪

冬季において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う。(詳細は、別紙ー7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)なお、収益施設に係る雪対策(駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし)は除く。

3) 植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙ー8「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理業務)」を参照のこと。)

第14条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出する。
<事業者が保有する必要がある資格>
 - ・ 1級造園施工管理技士
 - ・ 索道技術管理者(再委託も可能とする。)
2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置する。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。

4. 開園期間中は、本共通仕様書第13条1)の業務責任者(総括責任者)が勤務する体制か、本共通仕様書第13条2)～3)の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、当該業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第13条1)～3)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、主な業務従事(勤務)場所は、管理事務所(別添-3「管理事務所図」)を想定している。
5. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するが、経理担当者は、刑法(明治40年法律第45号)、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
6. 北海道開発局札幌開発建設部から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第15条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を調査職員に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応(別紙-31「苦情、要望等対応処理」参照。)について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始14日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間管理運営計画(月別)
- ・ 年間行事計画書(月別)
- ・ 年間広報計画(月別)
- ・ 年間ボランティア活動計画(月別)
- ・ 企画提案された実施方針(月別)(別紙様式1-6「実施方針」参照)
- ・ 業務実施体制(資格証明書の写しを含む)(別紙-29「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照)
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画書(別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- ・ 四半期別必要経費内訳書(別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- ・ 再委託承諾申請書(別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- ・ 施設管理作業(建物管理、工作物管理、清掃、利雪等)
- ・ 植物管理作業
- ・ 収益施設運営計画(別紙様式-3「収益施設運営計画書」参照)
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 門衛作業
- ・ 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策

- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書を調査職員に毎月又は四半期ごとに提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実績状況等の記録書一式）を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

<毎月提出が必要な項目>

- 1) 「管理運営月報」「管理運営月報総括表」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の10日 別添様式-1「管理運営月報」、別添様式-2「管理運営月報総括表」）
- 2) 「連絡会議報告書」（会議終了後速やかに）
- 3) 運営維持管理実施方針（毎月5日まで）
- 4) 電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 5) 水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 6) ガスメーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 7) 維持管理施設の灯油タンクの残量チェック・報告（適宜）
- 8) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（別紙-25「貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況」、別紙-26「リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況」参照）
- 9) 月別業務執行調書（翌月10日まで）
- 10) 月別作業計画実績書（翌月10日まで）
- 11) 上記に係る代表的な作業写真（翌月10日まで）
- 12) 委託費経費別内訳報告書（翌月10日まで）（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 13) 上記以外の調査職員が指定した報告事項（適宜）

<四半期ごとに提出が必要な項目>

- 1) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日 別添様式-3「管理四半期報」）

<当該年度の完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「委託費経費内訳報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「残存物件報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目> ※事業者において記録・作成した原本を提示

- 1) 作業日誌（別添-8「運営維持管理業務 作業日誌（案）」参照。）
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- 8) 上記以外で調査職員が指示した報告事項（適宜）

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び北海道開発局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取

扱いについては、別途調査職員と協議する。

2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを CD-R で 2 部提出する。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

3) 受発注者相互に CD-R の内容を確認した上で CD-R の受領を行う。

4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

5) 上記によりがたい場合は、調査職員と協議する。

第 17 条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務終了後 5 年間保管する。また、契約期間終了時には調査職員へ引き継ぐこと。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業日誌
- ・ 安全衛生点検の記録
- ・ 修繕等の記録
- ・ 作業記録写真
- ・ 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・ その他、調査職員が指示する記録

第 18 条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行うことができる。調査を行った場合、その結果について調査職員に報告する。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握する。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ調査職員に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第 19 条 北海道開発局札幌開発建設部が行うモニタリング調査

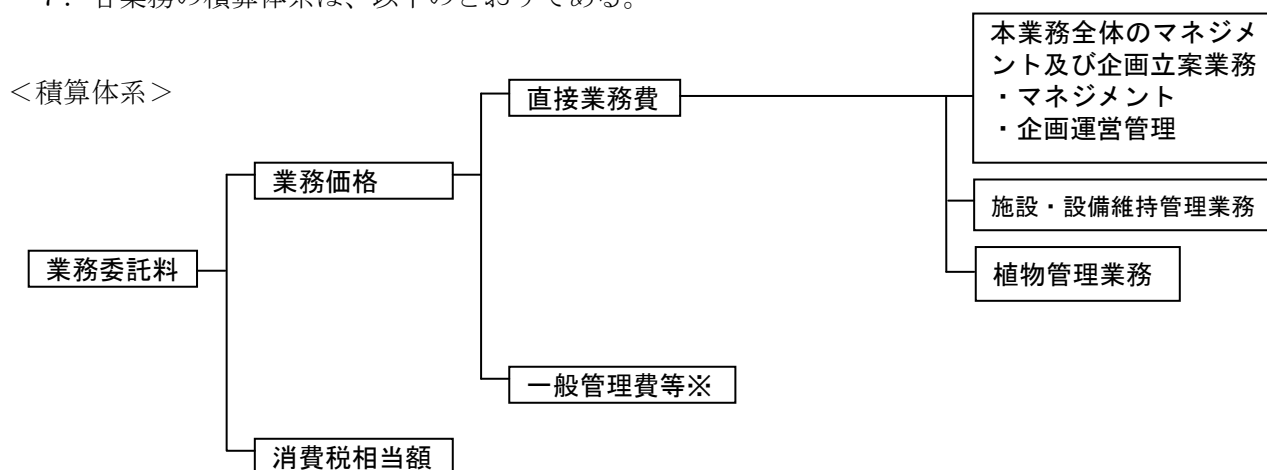
1. 北海道開発局札幌開発建設部は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第 18 条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙ー 13 「利用実態調査アンケート」参照。）

2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査に協力する。

第3章 委託費の支払い

第20条 委託費代金の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると北海道開発局札幌開発建設部が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできない。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払に係る委託費の請求はできない。
ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合は改善計画書は不要とする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額を行わない。
6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行う。なお、北海道開発局札幌開発建設部が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図る。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行う。
3. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、北海道開発局札幌開発建設部が定める消防計画を遵守する。
4. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成する。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。(別添-18「国営滝野すずらん丘陵公園消防計画(案)」参照。)
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告する。(別添-19「防火管理自主検査チェック表(案)」参照。)
6. 公園内について常に安全上の観点から観察を行い、異常を確認した場合、速やかに対応し、必要に応じ、調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。(別添-9「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」、別添-10「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」参照。)

第22条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、北海道開発局札幌開発建設部が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事後報告書様式(別添-8「運営維持管理業務作業日誌(案)」)等により調査職員に報告する。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所(図示)
 - 3) 事故発生の概要(受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など)
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出する。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または救命技能認定証の交付を受けた救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急救護講習等を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。(別添-10「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。)
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。

第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。(別添-9「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」を参照。)
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行う。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、北海道開発局札幌開発建設部が定める危機管理マニュアルに基づき、事業者の役割・行動・体制(業務継続計画(BCP)を含む)等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。(別添-9「危機管理

マニュアル(案) (災害対策部運営計画)」、別添－１０「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。）

9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行う。(別添－９「危機管理マニュアル(案) (災害対策部運営計画)」を参照。)

10. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う。

11. 石狩中部地域において、大雨及び大雪警報が発令された場合、事業者は警報に係る連絡体制、点検計画等を速やかに調査職員へ報告する。

なお、報告方法は電子メールにて行い、調査職員全員に送信する。

第5章 協議・調整等

第25条 北海道開発局札幌開発建設部の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月1回、北海道開発局札幌開発建設部が開催する公園関係者の国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全衛生協議会・安全パトロールに参加する。国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全衛生協議会で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。
4. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催する。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができる。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努める。

（参考：別紙－30「総括責任者による外部会議への出席」。）

第26条 別途工事等との調整

1. 北海道開発局札幌開発建設部の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 北海道開発局札幌開発建設部が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整する。

第27条 調査職員との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第28条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他園内施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の利用調整

第29条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第30条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の收受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。(別紙様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照)
- 2) 事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.4.及び8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。
- 3) 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
- 4) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分(再委託)に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 5) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレーズ、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
- 6) なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていないこと。
- 7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第31条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入する。

第32条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1. 建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、北海道開発局札幌開発建設部が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償で貸与する。(別紙-22「提供物品一覧」、別紙-21「提供施設一覧

表」参照。) 提供施設については事業者にて適正に管理する。なお、その取扱いについて、別添一 1 3 「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」に従う。

2. 物品の管理及び修繕の取扱

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が2万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについては、別添一 1 4 「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取り扱いについて（案）」による。

3. 購入する備品の取り扱い

事業者は、本業務の遂行に必要な物品（消費税込み取得価格が5万円以上のもの）を取得する場合は、事前に調査職員と協議すること。

4. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したもの（委託費で購入したものを含む）（別紙一 2 3 「購入備品一覧」参照。）について当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部より提供された備品については5万円未満のものであっても、残数を報告する。（別紙一 2 4 「備品以外の残存物品一覧」参照。）

その他、残存する備品の取扱いについては、別添一 1 4 「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて(案)」による。

5. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

6. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行う。

7. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員の協議のうえ実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の確認を得なければならない。

8. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

（別添一 1 3 「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」参照。）

第33条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

- 2) 施設・設備維持管理に関する事項
施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等
 - 3) 動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等
 - 4) 収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等
 - 5) 広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページのデータ・更新方法 等
 - 6) イベントに関する事項
主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
 - 7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等
 - 8) 国への提出資料に関する事項
都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等
 - 9) ホームページに係る全てのデータ及びドメイン
 - 10) その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等
2. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と事業者は管理の継続の可否について協議する。
 3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第14条記載）を維持する。
 4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。
 5. 新たな事業者に対し、平成31年9月から11月まで準備室（別添ー3「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

第34条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議する。

第35条 調査等への対応

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応する。

第36条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出する。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示する。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、共同団体の愛称を設定の上で使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める『「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて』（別添-7参照）に沿って、情報管理を適切に行う。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従う。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに北海道開発局札幌開発建設部に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、北海道開発局札幌開発建設部及び調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従う。

第48条 管理の確認等

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、北海道開発局札幌開発建設部が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

平成 3 1 年 2 月

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

また、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

第3条 基本事項

1. 本業務は、マネジメント及び企画立案業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 事業者は、公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。
5. 事業者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、事業者が定める名札を作成し着用する。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努める。（別添－15「業務入園について」参照。）
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行すること。（別添－16「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」を参照。）
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動すること。

第4条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めること。

第2編 本業務の計画立案及びマネジメント業務

第5条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行う。

第6条 業務の計画立案

滝野すずらん丘陵公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行う。

第7条 マネジメント業務

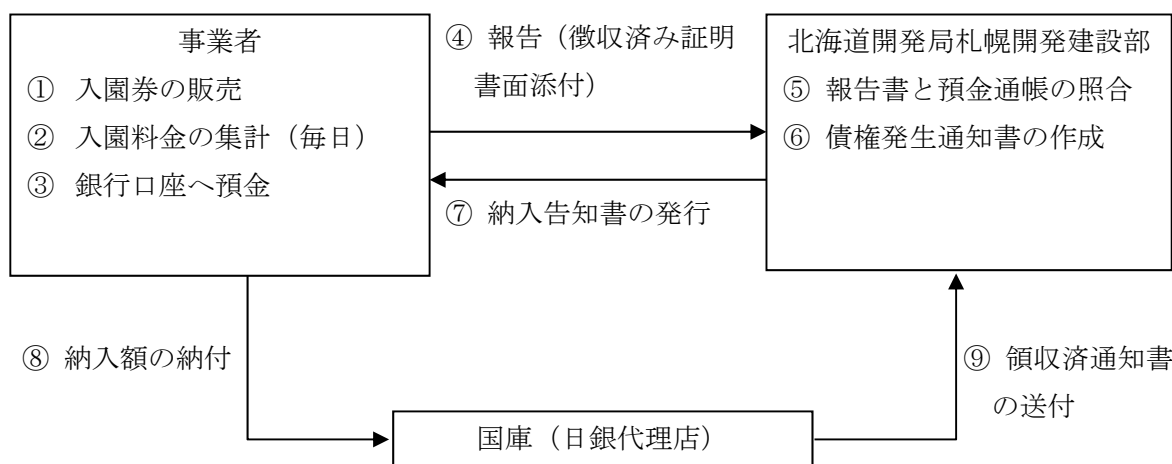
1. 「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」（別紙－4参照）をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理する。
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理全般のマネジメントを行う。
2. 北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 本業務は、収益施設等の管理運営業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行う。
4. 「公園利用者数（団体、パスポート含む）」（別紙－12参照）に示された区分に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に「入園者数報告様式」（別添様式－1「管理運営月報」参照）により報告する。

第8条 入園料等の徴収

1. 事業者は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給を行い、自動販売に係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料金を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充する。ただし、山の家の利用者の料金は別途徴収する。なお、各ゲートの利用については、調査職員の承諾を得て、利用時期や利用時間に応じて変更できるものとする。
2. 事業者は、別添－26「パスポート発行」に基づき、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収する。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じる。なお、入園券を購

入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、入園料を返金し、年間パスポート料金を徴収する。

3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び別紙ー5「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）第8章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理する。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。
5. シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。
6. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員の承諾を得て作成し、調査職員の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。
7. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、北海道開発局札幌開発建設部の所属歳入徴収官が発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
8. 国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理する。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
9. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理する。
10. 身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付き添いの方1名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとる。
11. 上記に定めのない料金体系については、調査職員の指示によるものとする。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第9条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にある。

第10条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入する。

第11条 繁忙日対応

1. 繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。（別紙－20「混雑時の状況」、別紙－29「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
 - 1) 入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う
巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
 - 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等を定めの流れを作成し、その体制を整える。
3. 不足が予想されるトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。
 - 1) 利用者数等を想定し、案内・誘導員を増員、配置する。
 - 2) トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第12条 公園利用者会議の開催

1. 事業者は、当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。
2. 開催時期および会議の構成員は、有識者、公園関係者、利用者代表等とし、事前に調査職員と協議の上、調整する。

第3編 企画広報

第1章 行催事・利用プログラム企画運営

本章において、「行催事」・「利用プログラム」は北海道開発局札幌開発建設部の主催又は共催により行うものをいう。

第13条 目的

行催事は、本公園の特性を活かし、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供するサービスである。

利用プログラムは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として提供されるサービスである。

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事や利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行う。

ただし、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。

また、上記行催事のほか、北海道開発局札幌開発建設部の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－9「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書」参照。）。

第14条 管理水準

1. 行催事・利用プログラムの管理水準

1) 行催事

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部主催の行催事を適切に実施し、公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

行催事は以下の4つのテーマをメインとした大型主催イベントを想定しているが、下記以外のテーマの行催事についても適切に行う。（別紙－14「行催事一覧」、別添－20「3年継続しているイベント・連携先」参照。）

- ・春：「チューリップ・すずらん」をメインとしたイベント（6月頃）
- ・夏：「夏の花や遊び」をメインとしたイベント（7月頃）
- ・秋：「コスモス」をメインとしたイベント（9月・10月頃）
- ・冬：「雪」をメインとしたイベント（2月頃）

2) 利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。（別紙－15「利用プログラム一覧」参照。）

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

2. その他の留意事項

本公園はシーニックバイウェイの「札幌藻岩山麓・定山溪ルート」の登録団体であるため、事業者はシーニックバイウェイの活動への参加・協力に留意して、行催事・利用プログラムの企画運営を行う。

第15条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する。(別紙-5「共通仕様書」第15条参照。) 年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第16条 行催事・利用プログラムの企画立案

行催事・利用プログラムを円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。(別添-21「行催事・利用プログラムについて」参照。)

第17条 行催事・利用プログラムの開催・運営

行催事・利用プログラムの開催・運営は、それぞれの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与するよう行う。(参考：別紙-14「行催事一覧」、別紙-15「利用プログラム一覧」。)

また、行催事・利用プログラムの開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

1) 官公署への連絡、届出

必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2) 事故防止対策

別紙-5「共通仕様書」第4章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか、特に参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には注意する。

また、大型の行催事・利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた措置を講じ、安全確保に努める。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告する。

3) 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、行催事・利用プログラムの開催の可否の判断を行うとともに、迅速に必要な人員を確保し、行催事・利用プログラムの参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行う。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承(行催事)

大型主催イベントについて、地方公共団体等との地域連携を継承していく。(別添-20「3年継続しているイベント・連携先」、別添-21「行催事・利用プログラムについて」参照。)

6) 希少な生き物が生息するエリアの利用について

野牛沢川の沢付近など、希少な生き物が生息・生育するエリアの利用時は、「滝野の森ゾーン(西エリア)植物維持管理計画書」(別添-45)を遵守する。

第18条 提出書類

事業者は、別添－21「行催事・利用プログラムについて」に示した大型主催イベントや利用プログラムについて、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の1週間前までに下記の書類を調査職員に提出する。

1. 詳細な実施計画書
2. 予算書（支出項目内訳）

第19条 その他

1. 行催事・利用プログラム開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行う。また、行催事・利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺の清掃を行う。
2. 行催事・利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意する。また、行催事・利用プログラムの実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。
3. 行催事の実施場所については、公園利用重点調整区域（別添－48）及び実施当日の公園利用者の安全誘導、公園の美観維持が特に重要となる園路、広場での実施は原則として行わない。
4. 行催事・利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 本仕様書に定める行催事・利用プログラムの実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員等に事前に承諾を得た上で徴収するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員等に報告する（別添－21「行催事・利用プログラムについて」参照）。
6. 行催事・利用プログラムの終了後、それぞれについて費用、参加人数、開催状況、効果、次回開催の考察等を一覧表に整理し、四半期毎に提出する。

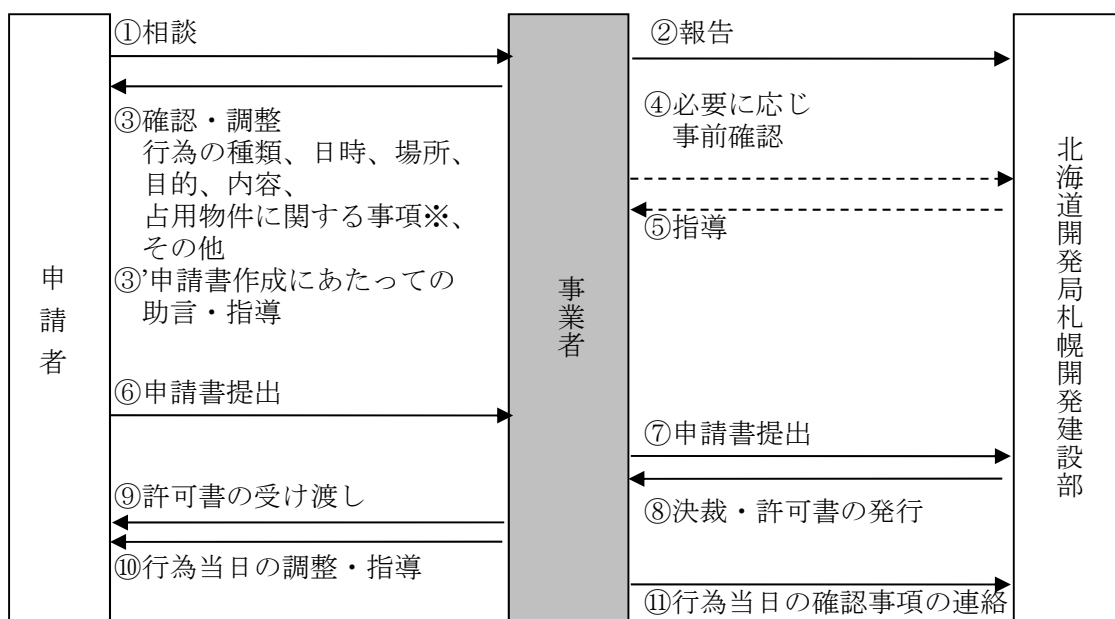
第2章 行為の許可申請の調整等

第20条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第3者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、別紙ー5「共通仕様書」第28条に示す調整を行うなど、調査職員の指示に従い、必要な調整を行う。

- 1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するとともに、その概要を調査職員に報告する。（別添ー17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照）
- 2) 申請者から相談を受けた場合は調査職員への事前確認を行った上で、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と調査職員間で確認・調整する。なお、必要に応じて、調査職員も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ調査職員に対し必要書類の提出を受ける。（別添ー6「設置・管理許可申請書」、別添ー17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）
- 4) 北海道開発局札幌開発建設部は、都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員に連絡する。
- 6) 事業者は、持ち込みイベントが申請に基づく開催内容だったかどうかを確認し、調査職員に連絡する。
- 7) 事業者は、持ち込みイベントの終了後、それぞれの参加人数、開催状況、効果、次回開催の考察等を一覧表に整理し、四半期毎に提出する。

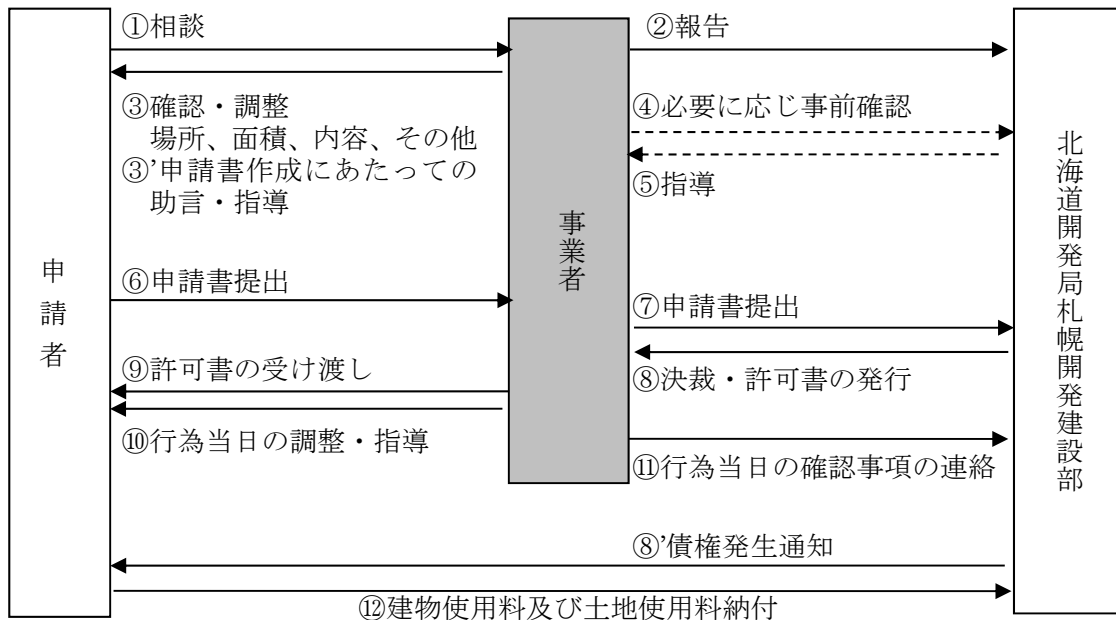
<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は北海道開発局札幌開発建設部による）

行催事において、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく北海道開発局札幌開発建設部の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応する。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途北海道開発局札幌開発建設部で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

(別添-17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。)

第3章 公園ボランティア活動の支援・調整

第21条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者は既存のボランティア活動の実態（別添－22「滝野公園ボランティア規約」、別紙－16「市民参加活動一覧」参照。）を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行う。

側面的支援の一環として、各ボランティアについて、研修を年3回以上実施する。

第22条 ボランティア活動の内容

ボランティア活動は次の各号のとおりとする。

1. 清掃
2. 草刈
3. 花壇の整備・管理
4. 遊具の塗装
5. その他、公園の維持・管理・運営に関すること

なお、既存するボランティア活動の内容は、以下の表のとおりである。（別添－22「滝野公園ボランティア規約」、別紙－16「市民参加活動一覧」参照。）

ボランティア名	活動内容
滝野公園フラワーガイドボランティア	・園内みどころの案内 ・植物に関する各種の情報の提供 ・公園に関する各種の案内や禁止事項の周知
滝野の森クラブ	森林ガイドボランティア ・ネイチャーガイド ・スノーシューガイド 森づくりボランティア ・森林管理作業の補助 ・山野草等自生種の保全、育成 インタープリターボランティア ・環境学習プログラムの企画・実施 滝野の森クラブ全体 ・その他、本クラブに関係する活動

第23条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、新たにボランティア団体を設立する場合、当該団体に係る規約案を作成し、調査職員と協議する（別添－22「滝野公園ボランティア規約」参照）。

第24条 調査職員との協議等

1. 事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、滝野公園ボランティア規約（案）（別添－22「滝野公園ボランティア規約」参照）に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行う。
2. 事業者は、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行う。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第25条 ボランティア登録の手続き

1. 前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、調査職員に申出する。
2. 調査職員は、第1項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

第26条 ボランティア登録の抹消

北海道開発局札幌開発建設部は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行う

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第27条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、調査職員へ報告をする。

第4章 広報

第28条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第29条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第30条 提出書類

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開について、準備作業開始の1週間前までに下記の書類を調査職員に提出する。

1. 詳細な実施計画書
2. 予算書（支出項目内訳）

第31条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット・園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行う。（別紙－32「紙媒体発行実績（種類、部数）」参照。）一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第32条 情報提供

事業者は、本公園の施設、自然・歴史・文化等の資源、行催事、広域観光等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。（別紙－17「広報・報道実績」、別紙－33「記者投込み実績」参照。）

第33条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を作成することができる。使用の際は、原稿作成時等事前に調査職員へ提出することとする。
本公園のロゴ（名称）等は別添－23「PARK IDENTITY MANUAL」等に従って使用する。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。
2. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が提供したパンフレット等の電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出する。

第34条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行う。
その内容を調査職員に報告する。（別添－24「マスコミ取材報告様式」参照）なお、行政機関等からの視察の申し込みについては、調査職員に報告するものとする。

また、調査職員への連絡については、即時性が求められる通常時の取材等の場合は事後報告を行うこととするが、視察の場合や、事故発生時等の広報対応は事前協議を行う。

第35条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払う。

第36条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、別紙-5「共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。
2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
3. 他人の著作物を本公園のホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得る。
4. 収益施設や行催事等で作成したホームページは本公園ホームページからアクセスできるようリンクを貼る。ただし、これらによりがたい場合は、別途調査職員と協議する。
5. セキュリティレベルを確保するため、本公園のホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に調査職員と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第37条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1. 事業者は、本公園のホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行う。本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。
3. 事業者は、本公園のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求める。
4. 事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう更新に努める。
5. 事業者は、各年度の運営シーズン毎のデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及び その付属ファイルを基本とするが、詳細は調査職員と協議するものとする。

第38条 アクセス解析

事業者は、月1回アクセス解析を行い、その結果を調査職員に報告する。（別紙-18「ホームページアクセス件数」参照。）

第39条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS を含む）は、本公園のホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しない。
2. 本仕様書によるもののほか、本公園のホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定める。

第4編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導等

第40条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、日常点検、に関する業務全般を行う。

第41条 公園利用者への利用指導

1. 事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行う。
3. 公園の利用に関する規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わないものに対しては、総括責任者が退園を命じることができるものとする。
4. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導等を行う。(別添-25「ペットをお連れのお客様へ」参照。)
5. 虹の巣ドーム、こどもの谷等において、多くの利用者数が予想される等の平常時とは異なる対応が必要な場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努める。

第42条 日常点検

遊具とその周辺の外観を目視、触診を行い、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、摩耗等の施設の変形や異常の有無を点検する。別添-35「日常点検表」を参考にし、点検表を作成の上、実施する。

〈対象施設〉

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 鳥の巣デッキ | (11) オートリゾート滝野コンビネーション遊具A |
| (2) 光の遊具 | (12) オートリゾート滝野コンビネーション遊具B |
| (3) 木登りネット | (13) オレンジエッグ |
| (4) 森の吊橋 | (14) フワフワエッグ |
| (5) こかげネットB | (15) マウントコニーデ |
| (6) トロッコ橋展望台前滑り台 | (16) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット |
| (7) メロディーきのこ | (17) ねずみのみち(展示物、階段部) |
| (8) こもれびネット | (18) ローラー滑り台 |
| (9) 森の隠れ家 | (19) 溶岩滑り台 |
| (10) りすの散歩路 | |

第2章 公園利用者等へのサービス業務

第43条 管理水準

事業者は、公園利用者等が快適に楽しめるよう、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の補助、各種掲示物の管理、見学者等への対応等、公園利用者への十分なサービスの提供とそのための準備を行う。

また、公園利用者等に不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。

第44条 公園利用者等への利用案内

1. 事業者は、公園利用者への利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応する。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応する。なお、必要に応じて各部署に確認し又は引き継ぐ。
3. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録する。(別紙-31「苦情、要望等対応処理」参照。)
4. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行う。
5. 運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布する。
6. 園内掲示板、掲示物を適切に管理する。
7. 障害者及び高齢者等の補助を行う。
8. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、電動車椅子、リヤカー、双眼鏡の貸出しを行う。(別紙-34「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」参照。)

第45条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行う。(別添-17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。)
2. 団体での広場使用について、調整を行う。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第46条 出改札

1. 券売機の管理を行い、入場ゲートにて改札を行う。
2. 入場ゲートの箇所は、開園時期に応じて変更可能とするが、その場合は調査職員の承諾を得ること。
3. 年間パスポートの販売を行う。(別添-26「パスポート発行」参照。)
4. 園内案内マップを来園希望者等に配布する。
5. 入園者数を計数し、記録する。
6. つり銭、両替金を準備し、補充を行う。
7. 売り上げた券、収入金について、帳簿等に記載し、管理する。

第47条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理する。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導する。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄する。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議する。

第3章 ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理

第48条 管理水準

事業者は、そりゲレンデの利用者がロープトウを安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。(別添-38「国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書」を参照。)

なお、ロープトウの設置撤去、安全点検および利用料金を徴収する場合の料金徴収業務は収益施設にて行う。

第49条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、本公園の冬季開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、積雪等)により、施設を一時使用中止することができる。

第50条 施設等の運営管理

- 1) 事業者は、公園利用者が故意又は過失によりロープトウの施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員に報告する。
- 2) 事業者は、ロープトウ(そりゲレンデ)の利用規則を設定し、看板にて周知する。
- 3) 施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第4章 園内巡視

第51条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に開園期間中園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第52条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は別紙-35の「巡視計画書」を参考に作成し、調査職員の承諾を受けなければならない。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視、囲障巡視、点検巡視がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行う。
 - 1) 巡視ルートは、別添-27-1「巡視ルート、巡視ルート図(案)」、別添-27-2「囲障巡視ルート図」を基本として巡視計画書に計画し、これに従って1日2回巡視する。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視する。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接する。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置する。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする。

第53条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、点検確認、利用指導及び作業を行う。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。
- 2) 園内における公園利用者(車両等含む)への案内・誘導・整理及び利用指導。
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合の、緊急連絡体制に基づく速やか、かつ適切な処置と報告。
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告。(別添-8「運営維持管理業務作業日誌(案)」事故情報記録を参照。)
- 6) 園内不審物の有無の確認。
- 7) 大型野生動物(ヒグマ等)、危険動物(スズメバチ等)の痕跡の有無(別添-11「野生動物植物危機管理マニュアル(案)(ヒグマ、スズメバチ)」を参照。)
- 8) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。
- 9) 植物、施設及び清掃状況等の点検(別添-29「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」、別添-30「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備(位置図)」参照。)、及び異常発見時の報告。
 - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無。
 - (2) 園路、広場・サイクリングコースの路面、及びこれらの路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - (3) 門、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常

の有無。

(4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無。

(5) 水遊び場の水質（残留塩素等）異常の有無。

(6) 清掃の状況。

(7) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。

(8) 野犬、蛇、蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除。

1 0) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）。

1 1) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

1 2) 雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設の路面・降雪状況の確認

1 3) 軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

第54条 繁忙日巡視

1. 繁忙日巡視については、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から多くの公園利用者が予想される日について、事前に適切な人員配置を行う。

2. 繁忙日巡視においては、「第53条通常巡視」の3)～6)の他に、次に掲げる事項について巡視を行う。

1) 入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等

2) 配水池の巡視（2回/日）

第55条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行う。

1) 園内の被害状況

2) 利用障害等の状況

第56条 囲障巡視

囲障巡視は、別添－11「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ）」に基づき、囲障（L=7.2km）、門扉、隙間（L=15cm以上）等の、異常の有無、野生動物の痕跡の有無、倒木の有無について、原則週1回（4月～11月）、2人1組で行う。

また、スクリーンに溜まる落ち葉やゴミ、土砂等が滞留した場合は取り除き、囲障下の隙間が15cm以上ある箇所は補修する。（別添－27－2「囲障巡視ルート図」参照。）

第57条 点検巡視

点検巡視は次の各号に掲げる事項について、原則として、月に1回以上、園内全体的見回りを行い、点検確認を行う。

1. 建物、園路広場、遊具等、公園利用者が直接係わる施設については、美観、機能、安全性を維持し、長寿命化を図ることを目的に、適宜点検巡視を実施する。（別添－30「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

2. 点検は、専門の知識、経験のあるスタッフが施設毎に毎月1回以上実施する。なお、実施頻度

は施設の特性等を勘案し判断する。

3. 点検を行う者は、施設の目視、触診を行い、また必要に応じて聴診を行うことにより、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、磨耗等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた施設周辺の確認も行う。
4. 遊具の点検は、点検表（別添－35「日常点検表」参照。）を用い、点検箇所や点検方法をよく理解した上で行う。
5. 点検において、異常または不具合が発見された場合は、別紙－7「個別仕様書【施設・設備維持管理業務】」第7条に示す維持修繕や使用禁止など必要な措置を講ずる。
6. 事業者は、対象施設の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。
7. 点検履歴については、点検履歴書を作成、追記、修正をする。
8. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、施設に異常箇所が生じるおそれのある場合に、施設及びその周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行う。また、施設の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似施設等で事故があった場合も点検を行う。（別添－29「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」、別添－30「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第58条 給水・電気使用量等計測

- 1) 本公園内全施設の電気メーター、水道メーターの検針を行い、検針表および算定表に記録する。記録は、毎月初めに、調査職員に提出する。
- 2) 中央管理システムを用いて、電力使用状況の監視を行い、最大電力使用量の低減に努める。
- 3) 中央管理システム（気象観測設備）の監視を行い、観測データを保存する。

第59条 管理事務所内警備

1. 事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認する。また、機械警備の異常を発見した場合には、直ちに調査職員に報告する。なお、保守契約については、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。
2. 事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、直ちに調査職員に報告する。

第60条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡回業務日誌（写真帳含む）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受ける。

（別添－8「運営維持管理業務作業日誌（案）」事故情報記録を参照。）

第5章 門衛

第61条 業務箇所

門衛業務箇所は溪流口及び滝野の森口とする。

第62条 業務内容

門衛の業務内容は、次の通りとする。

- 1) 公園入り口における門衛業務及び付随する業務
- 2) 外来者の受付及び確認に関する業務
- 3) 構内に入出入りする自動車等の誘導、整理及び取り締まりに関する業務
- 4) 異常事態の発生時における臨機の措置
- 5) その他調査職員が指示する事項
- 6) 業務の処理に伴う記録及び報告

第63条 配置人数・時間

溪流口及び滝野の森口の門衛箇所に、各門衛員1名、合計2名を配置する。

なお、業務配置時間は下記の時間および調査職員からの指示による時間帯とするが、変更する場合には調査職員の承諾を得ること。

【配置日・期間】

期 間	配置日
開園期間	・ 全日
休園期間	・ (溪流口) 平日のみ
	・ (滝野の森口) 全日

【業務配置時間】

期 間	配置時間
開園期間	・ 7:00～開園時間
	・ (溪流口) 閉園時間～22:00 (12/23～3/31 は閉園時間～19:00)
	・ (滝野の森口) 閉園時間～19:00
休園期間	・ (溪流口) 7:00～19:00
	・ (滝野の森口) 7:00～19:00

第64条 門衛引継ぎ

門衛員は、業務に就くときは、業務責任者又は前任者からあらかじめ次の物品等の引継を受ける。

- 1) 門の鍵及び情報等の資料
- 2) 門衛日誌等

第65条 門衛員の資格

門衛員は、次ぎの各号の全部を満たすこと。

- 1) 警備業法第14条に規定する者
- 2) 警備業法第21条の規定による教育を受けた者

3) 身体が強健で門衛業務に耐えられる者

第66条 一般事項

門衛員は、業務の履行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 公園の管理に関する法令等を遵守する。
- 2) 勤務中には常に事業者の発行する身分証明書（写真添付）を所持する。
- 3) 勤務中には無断で勤務場所をはなれてはならない。
- 4) 勤務中には酒気を帯びてはならない。
- 5) 業務の履行に当たって知りえた事項を、第三者に漏らしたり利用したりしない。
- 6) 職員及び外来者に対する応対並びに電話の接受に当たっては、誠実かつ丁寧に行う。
- 7) 門衛日誌は、所要の事項を記録し、原則として翌朝、業務責任者又は後任の門衛員に引き継ぐ。

第67条 公園施設、設備、備品、書類等の保全

1. 門衛所またはその付近における出火、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときの臨機の措置、関係者等への連絡をする。
2. 門衛員は、門衛所またはその付近から出火したときは、直ちに連絡系統図に基づいて通報するとともに、出勤してきた消防関係者に出火箇所を知らせる。
3. 門衛員は、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに連絡系統図に基づいて通報し、その指示を受ける。

第68条 郵便物、電報、書類、物品及び携帯無線機の収受等業務

1. 門衛員は、郵便物、電報、書類、物品等を収受したときは、紛失しないように厳重に保管するとともに、業務責任者に引き継ぐ。
2. 門衛員は、電報（慶弔電報を除く。）を収受したときは、内容を確認した上、社会通念上、緊急を要すると判断されるときには、直ちにその内容を連絡系統図に基づいて連絡する。

第69条 外部との連絡業務

門衛員は外部から照会、連絡等を受けたときは、あらかじめ資料の提供を受けているものを除き、臨機の措置を講ずるとともに、緊急又は重要な内容の場合は業務責任者に対して連絡を行う。

H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【施設・設備維持管理業務】

平成 3 1 年 2 月

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、実施にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙－5参照）、設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第3条 基本事項

1. 本業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置する。
5. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. 作業従事者の身分保障、健康管理、勤務規律は事業者の責任において行う。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、別添－16「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
10. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行う。（別紙－22「提供物品一覧」、別添－13「運営維持管理業務実施に要する提供施設等取扱いについて」参照）
 11. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
 12. 作業の前に周囲の床、壁、機器などに損傷を与えないように養生を行う。
 13. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第4条 安全管理等

1. 常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
2. 作業中は、作業区域をセーフティーコーン等で明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮する。
3. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。
4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告する。

第5条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。

第6条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・

器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告する。

第7条 維持修繕

1. 各施設・設備の破損箇所の小規模な修繕等は事業者が行うが、法定点検及び下記事項以外の大規模な修繕等は北海道開発局札幌開発建設部において行う。詳細は調査職員との協議による。

- 1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合。(事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合を含む)
 - 2) 修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用1,900万(税抜き)を超えない場合。(前項の場合を除く)
- (別紙-36「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。)

2. 事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建築設備、工作物、設備の修繕等について次の号に掲げる書類を作成すること。

- ①業務打合簿
- ②作業報告書
- ③修繕履歴
- ④その他調査職員が指示する書類

第8条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、前条の年間修繕費用に含まれない。

- 1) 点検・保守(注油に必要な油脂類)
- 2) 清掃(必要なウエス・洗剤等)
- 3) 開閉園準備等

第9条 緊急対応

各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与える場合は、事業者の判断ですみやかに修繕等を行い、その結果を書面にて調査職員に報告する。

第10条 給水・電気使用量等計測

給水施設や電気設備の使用量を計測し、記録を確実に行う。給水・電気使用量等計測は、別紙-6「個別仕様書(企画立案) 第58条 給水・電気使用量等計測」にて行う。

第2編 建物維持管理

第1章 共通事項

第11条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第12条 対象施設

- 1) 管理事務所等
- 2) 休憩所等
- 3) 車庫・倉庫等
- 4) 便所等

(別添-29「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。)

第13条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 自動ドア保守点検
- 2) 空調換気保守点検清掃
- 3) 冬季閉鎖建物点検

第2章 自動ドア保守点検

第14条 自動ドア保守点検

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を実施する。

第15条 保守点検等対象施設

設置箇所	仕様
すずらんの丘展望台正面	両引き分け式
滝野公園事務所庁舎(ビクターセンター) 2F ①外	片引き分け式
虹の巣ドーム	両引き分け式
東口情報センター 研修棟	両引き分け式
東口情報センター レストハウス棟	両引き分け式
東口情報センター ボランティア棟	両引き分け式
こどもの谷休憩所 外右	両引き分け式
こどもの谷休憩所 外左	両引き分け式
こどもの谷休憩所 内右	片引き分け式
こどもの谷休憩所 内左	二重引き分け式
中央口休憩所A 内	両引き分け式
中央口休憩所A 外	両引き分け式
カントリーハウス1F 内	両引き分け式
カントリーハウス1F 外	両引き分け式

設置箇所	仕様
カントリーハウス2F	片引き分け式
ロッジゆきざさ	片引き分け式
案内所	片引き分け式
森の交流館 1 F 外	両引き分け式
森の交流館 1 F 内	両引き分け式
森の交流館 B 2 F 外	両引き分け式
森の交流館 B 2 F 内	片引き分け式
森見の塔 2 F	両引き分け式
森見の塔 3 F	両引き分け式
森の情報館 2 F 外	両引き分け式
森の情報館 2 F 内	両引き分け式
森の情報館 1 F 外	片引き分け式
森の情報館 1 F 外	片引き分け式
森の情報館 B 1 F 外	片引き分け式
溪流口門扉	両開き式
滝野の森口門扉	両開き式

第16条 一般事項

1. 業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が自ら作業するか又は作業者を指導して行う。ただし、門扉の点検は、自動ドア施工技能士による作業又は作業者への指導は行わない。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

3. 材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

第17条 点検範囲と点検周期

1. 定期点検にあたっては、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。
2. 定期点検は、3ヶ月に1回(年4回)とし、点検月は4月、7月、10月、1月とする。
3. 定期点検は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じて行う。
4. 点検は、安全上と機能上の重要性、使用による磨耗、疲労、劣化などを考慮して、各部の点検期間を定めることとし、詳細は、調査職員と打合せをする。

点検分類	点検基準	点検周期例
3M	安全上及び機能上重要な点検事項	3ヶ月毎に1度
6M	磨耗・破損度合いの少ない部分の点検事項	6ヶ月毎に1度（4、10月）
1Y	疲労・劣化度合いの確認及び点検事項	12ヶ月毎に1度（4月）

5. 定期点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第18条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員と打合せをする。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第19条 作成書類

事業者は、別紙－5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第3章 空調換気保守点検清掃

第20条 空調換気保守点検

事業者は公園内の暖房機器・換気機器の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。その他の園内施設についても、適宜吸気口等を目視で点検する。（別添－12 国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図参照）

第 2 1 条 保守点検等対象施設

機 器	溪流ゾーン				中心ゾーン				宿泊ゾーン				滝野の森ゾーン				数量合計
	門衛所	案内所	汚水処理場	ロッジゆきざさ	中央口休憩所B	虹の巣ドーム	バックヤード北棟	救護所	すずらんの丘展望台	配水池	森の交流館	森見の塔	森の教室	便所（南駐車場）	滝野の森口便所	滝野の森口門衛所	
パッケージ形 空気調和機 (マルチ形) 電動機定格：約7.5kW	-	-	-	-	室外機 1 室内機 (4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (4)
パッケージ型空気調 和機 電動機定格：約0.6kW	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
FF式温風暖房機	1	2	-	-	-	2	1	-	5	-	5	-	-	-	-	1	17
鋼板製オイルタンク 800L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
鋼板製オイルタンク 490L	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
自動灯油供給装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
送風機	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4	3	-	1	-	-	10
有圧扇・換気扇・天井 換気扇	1	-	5	-	-	-	-	2	7	-	3	-	-	4	1	-	23
熱交換換気扇 (天井埋込形)	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	7	4	6	-	3	-	22
熱交換換気扇 (壁掛形)	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7
除湿機 除湿能力7.1L/h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
制気口類	1	-	-	-	-	-	-	2	4	-	29	11	16	2	7	-	72

第 2 2 条 保守点検作業内容

次の保守点検は、以下の点検項目を年 1 回及び行う。

1. パッケージ形空気調和機（点検月：4～8月）
点検項目・内容は、メーカー標準による。
2. FF式温風暖房機（点検月：4～8月）
点検項目・内容は、メーカー標準による。
3. 鋼板製オイルタンク（点検月：11～12月）
点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。
 - ①基礎・固定部
 - ②外観の状況
 - ③管・弁
 - ④付属品（油面計、注油口、通気口、はしご、点検扉）
 - ⑤標識・掲示板
4. 自動灯油供給装置（点検月：11～12月）
点検項目・内容は、メーカー標準による。

5. 送風機（点検月：11～12月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①固定部
- ②外観の状況
- ③電動機
- ④羽根車
- ⑤運転調整

6. 有圧扇・天井換気扇・換気扇（点検月：11～12月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①固定部
- ②外観の状況
- ③電動機
- ④羽根車

7. 熱交換換気扇（熱交換ユニット）（点検月：11～12月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①基礎礎・固定部
- ②外観の状況（本体、フィルター、保温材）
- ③熱交換エレメント（エレメント、エアシール、駆動装置、ケーシング）
- ④送風機
- ⑤電気系統（電源電圧、電動機、リレー、端子類）

8. 除湿機（点検月：11～12月）

点検項目・内容はメーカー標準による。

9. 制気口（点検月：11～12月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①吹出口・吸込口等

次の保守点検は、以下の点検項目を3月毎に1回行う。

1. パッケージ形空気調和機（マルチ型）

点検内容は、関係法令による。（点検月：4月、7月、10月、1月）

- ①外観の状況等

第4章 冬季閉鎖建物点検

第23条 冬季閉鎖建物点検

冬季閉鎖している建物を安全かつ良好に維持するため、定期点検を行う。

ただし、最終年度の点検は業務対象外とする。

第24条 定期点検内容

定期点検は施設の定期点検項目（別添－49）に基づき、月1回以上行う。

第25条 作成書類

事業者は、別紙－5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第3編 汚水施設保守点検

第1章 共通事項

第26条 管理水準

事業者は、公園内の汚水・排水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第27条 対象施設

園内の汚水・排水施設

(別添-12「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設(設備等)位置図」参照。)

第28条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 汚水施設保守点検
- 2) 汚物ポンプ柵保守点検清掃

第2章 汚水施設保守点検

第29条 汚水施設保守点検

汚水処理場、汚水ポンプ場及びヒーターハウスの汚水施設機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。

第30条 通常点検作業内容(汚水処理場)

汚水処理場の通常点検を行う。

1. 汚水処理場点検-1 (2回/月(10月~6月)、4回/月(7月~9月))
 - ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a) しき脱水機
 - b) 自動細目スクリーン
 - c) 流入ポンプ(水中型 7.5KW×2台)
 - d) 排出ポンプ(水中型 3.7KW×2台)
 - e) 流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)
 - f) 換気扇(3台) (ただし、操作盤室に熱交換用の換気扇1台は含まない)
 - ②流入部(沈砂槽(約3.0m³)、排砂槽(約3.0m³)、流入ポンプ槽(約16.0m³))
 - a) 槽点検
 - b) 異物の流入点検、除去
 - c) 自動細目スクリーンの清掃
 - ③自動細目スクリーン
 - a) 狭雑物、固形物の除去
 - ④流量調整槽(1)(約177m³)
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

- e) 弁類の作動確認、清掃
- ⑤流量調整槽(1)用ブロワ
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の確認
- ⑥操作盤
 - a) 警報発信の有無
 - b) 機器の故障の有無
 - c) 結露の有無
 - d) 積算記録計の流入量・排出量データ抽出確認
- ⑦電磁流量計（流入・排出）2基
 - a) 検出器、変換器の点検調整
- ⑧一般事項
 - a) 場内及び周囲の点検、清掃
 - b) 弁類の点検、清掃
 - c) 換気扇及び換気口の点検、清掃（フィルター）
 - d) 絶縁抵抗の測定（5月）

2. 汚水処理場点検ー2 （1回/年）（点検月：10月）

- ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a) 移送ポンプ(水中型 0.75KW×6台)
 - b) 流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)
- ②流量調整槽(2)(3)(4)（約95m³×2箇所、約60m³×1箇所）
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
- ③流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の確認

第31条 機器類整備点検作業内容（汚水処理場）

各機器の精密点検を年1回行う。（点検月：10月）

1. 汚水処理場

- ①汚水ポンプ(水中型 (7.5KW×2台、3.7KW×2台、0.75KW×6台))
 - a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
 - b) オイルの点検、交換

- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検
- ② 流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)、流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)
 - a) ブロワ本体の点検
 - b) オイル、グリスの交換
- ③ 操作盤
 - a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
 - b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
 - c) ビスの増締め
- ④ 電磁流量計(流入、排出)2基
 - a) 検出器の点検清掃

第32条 汚泥処理作業 (汚水処理場)

沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ槽の堆積汚泥・浮遊物を回収し、関係法令に従い適切に処理を行う。
(汚泥等回収処理～年1回 (約6.5m³)) (点検月：10月)

第33条 通常点検作業内容 (污水ポンプ場、サニターハウス)

污水ポンプ場 (污水ピットA) 及びサニターハウス (污水ピットB) の通常点検を行う。
(2回/月 (5月～10月)、1回/月 (4月、11月))

- ① 污水ポンプ
 - (污水ピットA (水中型 3.7KW×2台)、污水ピットB (水中型 15KW×2台))
 - a) 電流値の測定
 - b) 異音、振動
 - c) 自動運転状況
 - d) オイルの点検、補充
- ② ポンプ槽
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿物・浮遊物の点検、除去
 - c) ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認
 - d) レベルスイッチ作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
 - f) 各チャッキ弁の作動
- ③ 操作盤
 - a) 警報発信の有無
 - b) 各機器の故障の有無
 - c) 結露の有無

第34条 機器類整備点検作業内容 (污水ポンプ場、サニターハウス)

各機器の精密点検を年1回行う。(点検月：10月)

- ① 污水ポンプ
 - (污水ピットA (水中型 3.7KW×2台)、污水ピットB (水中型 15KW×2台))

- a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
- b) オイルの点検、交換
- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②操作盤

- a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
- b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
- c) ビスの増締め

第35条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

1. 業務計画書(工程表含む)
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. 流量記録用紙
5. その他調査職員が指示する書類

第3章 汚物ポンプ柵保守点検清掃

第36条 汚物ポンプ柵保守点検清掃

滝野の森ゾーンの各ポンプ柵における排水機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検及び清掃を実施する。

第37条 保守点検等対象施設

	設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	柵
※	NO. E-1 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-2 ポンプ柵	樹脂製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-3 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-4 ポンプ柵	樹脂製 (0.25KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-5 ポンプ柵	樹脂製 (3.7KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-6 ポンプ柵	鋳鉄製 (3.7KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.5H
	NO. S-1 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO. S-2 ポンプ柵	樹脂製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. S-3 ポンプ柵	鋳鉄製 (0.75KW) ×2台	柵径 900φ、水位約 1.0H
※	NO. W-C ポンプ柵	鋳鉄製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. W-B 排水槽 (森の情報館内)	鋳鉄製 (2.2KW) ×2台	槽 2,000×2,000、水位約 0.25H
※	NO. W-1 ポンプ柵	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	柵径 2,200φ、水位約 1.2H
※	NO. W-2 ポンプ柵	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	柵径 2,200φ、水位約 1.2H
	NO. W-A ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H

設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	柵
N0. Y-1 排水槽 (山の家野外トイレ内)	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	槽 2,750×2,500、水位約 0.8H

※印あり：年間使用の汚物ポンプ柵・排水槽

※印なし：冬季間休止の汚物ポンプ柵

第38条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検内容をポンプ柵清掃時に行うこととし、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

1. 汚物用水中モーターポンプ 点検項目・内容

点検は原則年1回(10月)行う。ただし、下記点検作業内容のうち、「(11月まで毎月)」の記載のある作業に関しては、年間使用の汚物ポンプ(前条の表中※印あり)についてのみ11月まで毎月行う。

- ①本体・着脱装置・ガイド部
 - a) 腐食、損傷等の有無
- ②電動機
 - a) 発熱異常の有無・・・・・・・・・・11月まで毎月
 - b) 回転方向の確認
 - c) 絶縁抵抗の測定確認
 - d) 運転電流値の確認・・・・・・・・・・11月まで毎月
- ③水中ケーブル
 - a) 損傷等の有無
 - b) 絶縁抵抗の測定確認
- ④運転調整
 - a) 運転時における電圧変動の確認
 - b) 運転電流値の確認
- ⑤操作盤
 - a) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチの接点点検
 - b) SPD動作確認
 - c) ビスの増し締め

2. ポンプ柵及び排水槽 点検項目・内容

点検は年間使用の汚物ポンプ柵・排水槽(前条の表中※印あり)については年2回(5月、10月)行い、冬季間休止の汚物ポンプ柵(前条の表中※印なし)については年1回(10月)行う。

- ①本体
 - a) 浮遊物・沈殿物の状況
 - b) 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無
 - c) マンホールの状態
- ②フロートスイッチ
 - a) 腐食、損傷等の有無

- b) 作動の良否
- ③配管
 - a) 水漏れ、詰まりの有無
 - b) 腐食、損傷等の有無
 - c) 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無
 - d) 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無
 - e) 各弁類の作動確認
 - f) 防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無

第39条 清掃作業内容

清掃は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については年2回（5月、10月）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年1回（10月）行う。

1. 一般事項

- ①除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ②清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

2. 清掃作業

- ①桝内の汚水及び残留物質を桝外に排除する。
- ②流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。
- ③清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき、適切に処理する。
- ④清掃終了後、桝内の健全性を確認する。

第40条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

- 1. 業務計画書（工程表含む）
- 2. 点検報告書
- 3. 業務打合簿
- 4. その他調査職員が指示する書類

第4編 給水施設維持管理

第1章 共通事項

第41条 管理水準

事業者は、公園内の給水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第42条 対象施設

園内の給水施設

(別添-12「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設(設備等)位置図」参照。)

第43条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 水道設備保守点検
- 2) 水景施設保守点検

第2章 水道設備保守点検

第44条 水道設備保守点検施設(第45条 水抜き対象施設)

溪流ゾーン等の水道を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオフ時(11～12月)に保守点検(主に水抜き作業)を実施する。その他の園内施設についても、適宜水道設備の点検を実施する。

第45条 水抜き対象施設

	水抜き装置	小便器	ハイタンク	感知FV式小便器	FV式和風大便器	FV式洋風便器	ロータンク式洋風便器	洗面器	洗面器自動水栓	手洗器	汚物流し	掃除流し	外部水飲台等
【 溪流ゾーン 】													
溪流園便所	Dバルブ			2		3			4			1	
溪流園多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
アシリベツの滝便所	Dバルブ			2		3			4			1	
アシリベツの滝多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
炊事遠足広場1便所	Dバルブ			2		3			4			1	
炊事遠足広場1多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
炊事遠足広場2便所	Dバルブ			4		7			5			1	
鱒見口便所	Dバルブ			3		5			5	1		1	
鱒見の滝便所	Dバルブ			2		3			4			1	
鱒見の滝多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
【 中心ゾーン 】													
さまよいの洞窟便所	Dバルブ			4		7			5			1	1
うねりの大地便所	Dバルブ			3		6			5			1	
天文台	Dバルブ	1				3		3				1	1
中央口管理所	Dバルブ			3	2	6			7	2		2	
【 滝野の森ゾーン 】													
みずなら広場便所	Dバルブ			3		4			4	1	1	1	
はるにれ広場便所	Dバルブ			3		4			4	1	1	1	

第46条 水抜き作業内容

各施設の水抜き作業と下記の作業を行う。

1. 大便器及び小便器のフラッシュバルブ管内、小便器ハイタンクや多目的用洗面器自動水栓の電磁弁内の残水除去とゴムパッキン類のグリス養生。
2. 排水トラップ内の不凍液注入。
3. 外部水飲み台等の配管内残水の除去。

第47条 温水器等保守点検

電気温水器及びガス給湯器の機能を安全かつ良好に維持するため、保守点検を実施する。

第48条 保守点検対象施設

	給湯室	機械室	トイレ SK	スタッフルーム	休憩室	多目的トイレ	授乳室	流し台
案内所（ガス）	1							
中央口A棟（電気）	1							
虹の巣ドーム（電気）			1	1				
バックヤード北棟（電気）					1			
ロッジゆきざさ（電気）						1		
森の交流館（電気）	1						1	
東口研修棟（電気）								1
ボランティア棟（電気）						1		
溪流口駐車場トイレ（電気）						1		
森口駐車場トイレ（電気）						1		
みずなら広場トイレ（電気）						1		
南駐車場トイレ（電気）						1		
はるにれ広場トイレ（電気）						1		

※点検内容は建築保全業務共通仕様書及び同解説による。

第49条 作成書類

事業者は、別紙－5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第3章 水景施設保守点検

第50条 水景施設保守点検

「中央口水景施設」、「こどもの谷水景施設」のポンプ、ろ過機等の機器類を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオン点検（4月）、シーズン中間点検（7月）、シーズンオフ点検（11～12月）を実施する。

第51条 作業内容(中央口水景施設)

1. 中央口B棟ポンプピット清掃
 - ①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。
2. シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行う。

- a) あしりべつの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) まきばのせせらぎ水路動力盤
- f) 給水電磁弁
- g) 制御電源
- h) 機器電源主幹
- i) 盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

- a) まきばのせせらぎ水路水中ポンプ
- b) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ
- c) 花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁
- d) 補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

- a) あしりべつの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) まきばのせせらぎ水路用ポンプ
- f) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④動作確認

下記項目について動作確認を行う。

- a) 中央口B棟ポンプピット…湧水ポンプ停止、補給水ON/OFF、排水電動弁動作確認
- b) 花人の隠れ家池ポンプピット…湧水ポンプ停止、補給水ON/OFF

3. シーズンオン/オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 中央池周辺…29ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……7ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・導水管バタフライ弁……1ヶ所
- ・滝ピット排水弁……3ヶ所
- ・池排水用掃除口……12ヶ所

- ・アシリベツ滝上池排水弁……1ヶ所
- ・まきばのせせらぎ水路排水弁……2ヶ所
- ・まきばのせせらぎ水路補給水用水抜栓……2ヶ所

【バルブ数量内訳 花人の隠れ家周辺…4ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……1ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・配管内水抜弁……1ヶ所
- ・給水用水抜栓……1ヶ所

4. シーズンオン 中間タイマー設定

- ①下記の設備についてタイマーの設定を行う。
 - a) あしりべつ、しらほ、ますみ、ふろうの滝ポンプ
 - b) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

第52条 作業内容(こどもの谷水景施設)

1. シーズンオン(4月) / 中間(7月) / オフ点検(11~12月)・・・共通項目

- ①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。
 - a) 森のせせらぎ用循環ポンプ
 - b) 森のせせらぎ用ろ過ポンプ
 - c) ろ過機用コンプレッサー
 - d) ろ過機用ブロワー
 - e) ろ過機用滅菌機
 - f) 除藻装置
 - g) 保守・点検用コンセント
 - h) 操作電源
 - i) 森の池用循環ポンプ

- ②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。
 - a) 森のせせらぎ水路用循環ポンプ
 - b) 森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ
 - c) 森の池用循環ポンプ

- ③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

- ④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行う。

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

- a) 森のせせらぎ水路ポンプピット・・・濁水ポンプ停止、補給水ON/OFF
- b) 森の池ポンプピット・・・濁水ポンプ停止、補給水ON/OFF

2. シーズンオン/オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 森の池…12ヶ所】

- ・アングルバイパス弁……………5ヶ所
- ・チャツキバイパス弁……………1ヶ所
- ・ポンプピット排水及び循環弁……………2ヶ所
- ・プール排水弁……………1ヶ所
- ・プール及び森の池手動給水弁……………2ヶ所
- ・給水用水抜栓……………1ヶ所

【バルブ数量内訳 森のせせらぎ水路…6ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……………2ヶ所
- ・ポンプピット排水及び循環弁……………2ヶ所
- ・池排水弁……………1ヶ所
- ・導水管ゲート弁……………1ヶ所

3. シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

- a) 森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード
- b) 森の池循環ポンプ

第53条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

- 1. 業務計画書（工程表含む）
- 2. 点検報告書
- 3. 業務打合簿
- 4. 適合確認検査簿
- 5. その他調査職員が指示する書類

第5編 その他設備維持管理等

第1章 共通事項

第54条 管理水準

事業者は、公園内の施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第55条 対象施設

園内の電気設備、電話設備、消防用設備、情報設備、給湯設備、中央管理システム（放送設備、非常呼出設備、ITV設備、気象観測設備、駐車場管制設備）、天体望遠鏡（別添－12「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図」参照。）

第56条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 天体望遠鏡保守点検
- 2) 照明負荷保守点検

第2章 天体望遠鏡保守点検

第57条 天体望遠鏡保守点検

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検（清掃、注油、点検等）を実施する。

第58条 保守点検等対象施設

設置箇所	型式
15cm屈折望遠鏡（4基）	GNR-15
30cm反射望遠鏡（1基）	GNC-30
周辺機器（パソコン）	
可動式上屋・ドーム	

第59条 一般事項

1. 保守点検作業

保守点検は天体望遠鏡等を熟知したものが作業する。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

第60条 保守点検作業

1. 保守点検は、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。
2. 保守点検は1回/年（6～8月）行うこととし、点検月等は、調査職員と打合せをする。
3. 点検は、本編に定める点検項目について行う。
4. 点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第61条 点検項目

1. 15cm屈折望遠鏡（4基）

①光学系

- a) 15cm対物レンズの汚れ
- b) ファインダーの汚れ
- c) アイピースの汚れ
- d) 15cm望遠鏡の光軸
- e) 15cm望遠鏡星像内外像
- f) 15cm望遠鏡星像視直径
- g) 各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

- a) 赤径軸潤滑油点検
- b) 赤径軸モーター点検
- c) 赤径軸ウォームギアの噛合い調整
- d) 赤緯軸潤滑油点検
- e) 赤緯軸モーター点検
- f) 接眼部駆動機構点検
- g) バランス調整
- h) 各部ネジの緩み点検
- i) 塗装点検
- j) 極軸セッティング点検
- k) 追尾精度点検

③電気PC系

- a) ハンドボックスの点検
- b) コネクター・コード類の点検
- c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

2. 30cm反射望遠鏡（1基）

①光学系

- a) 30cm主鏡表面の汚れ
- b) 30cm副鏡表面の汚れ
- c) 12.5cm対物レンズの汚れ
- d) ファインダーの汚れ
- e) アイピースの汚れ
- f) 30cm望遠鏡の光軸
- g) 30cm望遠鏡星像内外像
- h) 30cm望遠鏡星像視直径
- i) 各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

- a) 赤径軸潤滑油点検
- b) 赤径軸モーター点検
- c) 赤径軸ウォームギアの噛合い調整
- d) 赤緯軸潤滑油点検
- e) 赤緯軸モーター点検
- f) 副鏡駆動機構点検
- g) バランス調整
- h) 各部ネジの緩み点検
- i) 塗装点検
- j) 極軸セッティング点検
- k) 追尾精度点検

③電気P C系

- a) ハンドボックスの点検
- b) コネクター・コード類の点検
- c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

3. 可動式上屋・ドーム

①可動式上屋

- a) ラック・ピニオン・ベアリング部の確認・調整
- b) オーバースライダー動作確認
- c) 給電トロリー部確認
- d) シーケンサー動作確認
- e) ウェザーストリップ点検（防水ゴム・隙間調整ブラシ）
- f) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）
- g) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

②可動式ドーム

- a) ベアリング部の確認・調整
- b) 開閉扉の点検・動作確認
- c) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）
- d) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

④その他

周辺機器（操作盤等）についても適宜点検を行う。

第62条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第3章 照明負荷保守点検

第63条 照明負荷保守点検

別紙－21「提供施設一覧表」の施設において、日常点検等で発見されたランプ切れによる不点灯のうち、公園利用に支障をきたすものについて、ランプ交換の保守を行う。

第64条 作成書類

事業者は、別紙－5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第6編 遊具維持管理工

第1章 共通事項

第65条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第66条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告する。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準(2014)」を参考にする。

第67条 対象施設

遊具維持修繕工の対象施設は、以下の施設とする。

- (1) 鳥の巣デッキ
- (2) 光の遊具
- (3) 木登りネット
- (4) 森の吊橋
- (5) こかげネットB
- (6) トロッコ橋展望台前滑り台
- (7) メロディーきのこ
- (8) こもればいネット
- (9) 森の隠れ家
- (10) りすの散歩路
- (11) コンビネーション遊具A※
- (12) コンビネーション遊具B※

- (13) オレンジエッグ
 - (14) フワフワエッグ
 - (15) マウントコニーデ
 - (16) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット
 - (17) ねずみのみち（展示物、階段部）
 - (18) ローラー滑り台
 - (19) 溶岩滑り台
- ※定期点検のみ実施。

第68条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

- 1) 定期点検
- 2) 精密点検

第69条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
7. 「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検である。
8. 「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S:2008QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第70条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-SP-S:2014に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第2章 定期点検

第71条 定期点検

1. 事業者は、定期点検の点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
2. 定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。
3. 定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施する。（日常点検、点検巡視の実施については、企画運営管理業務を参照する。）
4. 定期点検は、年2回（6月、9月）以上実施する。ただし、虹の巣ドーム内の虹の巣ネット（大・小）においては、別途開閉園準備時（4月、12月）に取付金具の点検を行う。
5. 定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の資料を入手し、点検の参考とする。
6. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
7. 定期点検は、(社)日本公園施設業協会が規定する「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
8. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
9. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
10. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定等による総合的な機能判定を行う。その判定結果については、必要に応じ事前に調査職員と協議する。
11. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員に報告し、点検実施時期を明記して添付する。

第3章 精密点検

第72条 精密点検

日常点検や点検巡視、定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第4章 定期点検及び精密点検時における作成書類

第73条 作成書類

1. 作業計画書

業務計画書に基づき、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員の承諾を受ける。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載する。

2. 事業者は次の各号に掲げる書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書と

して添付すること。

1) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理する。

2) 定期・精密点検記録簿

定期点検または精密点検の場合は、点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成する。

3) その他調査職員が指示する書類――適宜作成

第7編 除雪工等（園内除雪工、運搬排雪工、圧雪工、雪下ろし）

第1章 共通事項

第74条 管理水準

除雪工等は、公園施設の利用に支障が出ないように、別添－32「除雪工等実施要領(案)」を参考に行う。10月～5月までの期間は、除雪体制を確保する。（除雪の実績は、別紙－42「除雪出動実施実績（時間、人数）」参照。）

第75条 対象施設

除雪工等の対象施設は、園内全体とする。ただし、収益施設は対象から除外する。

第76条 管理項目

除雪工等では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

- 1) 園内除雪工
- 2) 運搬排雪工
- 3) 圧雪工
- 4) 雪下ろし

第77条 除雪工の作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。
3. 運搬排雪量は、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
4. 路面散布砂は、空袋管理とし、人力除雪と同様に実働時間で管理する。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載する。

第78条 滝野スノーワールドの圧雪作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第79条 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

附帯除雪工の作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

第80条 運転免許等

1. 除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
2. 除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
3. バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。なお、事業者は運転予定者の当該修了証の写しを各一部ずつ調査職員に提出する。
4. 圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を業務責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。なお、事業者は圧雪車の運転予定者の機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出する。
5. ハンドガイド除雪機の運転は、当該機械の安全教育を受けた者とする。

第2章 除雪工

第81条 除雪工

別添一 3 2 「除雪工等実施要領(案)」を参考にして行う。

第8編 開閉園準備

第1章 共通事項

第82条 管理水準

春季開園準備においては、冬季の施設の養生を撤去し、開園後の利用に支障のない状態にする。

冬季開園準備においては、冬季間施設が破損しないよう適宜養生、撤収等を行う。

開閉園準備は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－33「開閉園準備実施要領(案)」を参考に行う。(別添－33「開閉園準備実施要領(案)」、別添－34「遊具取扱説明書」参照。)ただし、最終年度の冬季開園準備作業は業務対象外とする。

第83条 対象施設

対象施設は下記の施設である。

- (1) 溶岩滑り台・同ゲート
- (2) オレンジエッグ
- (3) フワフワエッグ
- (4) フワフワエッグバタフライ弁
- (5) マウントコニーデ
- (6) 光の遊具
- (7) 標識
- (8) りすの散歩路(トンネル)
- (9) りすの散歩路(ジャングルジム)
- (10) 木登りネット
- (11) こかげネットB
- (12) 森の吊橋
- (13) トロッコ遊具・こもれびネット
- (14) ありの巣トンネル
- (15) 秘密の抜け道
- (16) ねずみのみちロープ柵
- (17) 森の教室
- (18) トロッコ橋展望台横便所
- (19) 天文台
- (20) 森見の塔
- (21) ワックスルーム(2棟)
- (22) 中央ロクロスポイント
- (23) 歩くスキースタート・ゴール看板
- (24) ロープトウ防護柵
- (25) 鯉のぼりポール(8ヶ所)
- (26) 積雪柵(展望台から天文台間脱色アスファルト園路(地点A))
- (27) 積雪柵(展望台裏幹線園路(地点B))
- (28) 積雪柵(やまびこトンネル上幹線園路(地点D))
- (29) 積雪柵(やまびこトンネル上幹線園路(地点E))

第84条 管理項目

1) 春季開園準備

- ①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去
- ②建物雪囲い（養生）撤去
- ③スノーワールド撤去
- ④積雪柵撤去
- ⑤資材の搬出・搬入撤去

2) 冬季開園準備

- ①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置
- ②建物雪囲い（養生）設置
- ③スノーワールド準備
- ④積雪柵設置作業

第2章 開閉園の準備

第85条 開閉園の準備

別添－33「開閉園準備実施要領(案)」を参考にして行う。

第9編 園内清掃、公園内建物清掃

第1章 共通事項

第86条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行う。

第87条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、(収益施設等設置管理運営規定書第1条に定める)収益施設は除く。(別紙-37「清掃箇所、方法及び頻度等」参照。)

- ・休憩所
- ・便所等
- ・池・流れ清掃等
- ・園路・広場の舗装部

第88条 管理項目

- ・休憩所清掃工
- ・便所清掃工
- ・工作物清掃工
- ・定期清掃工
- ・ゴミ回収運搬工
- ・臨時清掃工

第2章 休憩所清掃工

第89条 休憩所清掃工

1. 床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。
2. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除く。
3. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃する。
4. 清掃箇所及び実施頻度等は下表の通りとする。(別紙-37「清掃箇所、方法および頻度等」参照)
5. 使用頻度、汚れ具合により適宜回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第3章 便所清掃工

第90条 便所清掃工

1. 清掃中は、利用者の利便性に配慮する。

2. 衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
3. ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
4. 清掃箇所(別添-29「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」便所位置図)及び実施頻度等は下表の通りとする。
5. 使用頻度、汚れ具合により適宜回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所(管理棟)、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第4章 工作物清掃工

第91条 園内清掃

1. 対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙-9「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
2. 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つ。
3. 園路、広場、排水枡、排水溝の土砂を除去すること。
4. 公園利用者が直接接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
5. くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行う。
6. 池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去する。
7. 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
8. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃する。
9. 実施頻度は下表の通りとする。なお、清掃箇所は、別紙-37「清掃箇所、方法および頻度等」を参照すること。なお、状況に応じ、調査職員の承諾を得ることにより、実施頻度を変更することができる。

実施頻度	
繁忙期(5~9月、1月)	1回/日
通常期(10月、2月)	15回/月
閑散期(4月、11~12月、3月)	2回/週

第5章 定期清掃工

第92条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員と協議する。

第93条 定期清掃

内容は次のものとする。

1. ワックス塗布

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
研修棟 (362 m ²)	1回/年 (4月または11月)
ボランティア棟 (234 m ²)	
軽食コーナー休憩スペース (121 m ²)	
ロジゆきざさ休憩スペース (2F) (62 m ²)	
カントリーハウス休憩室 (1F) (58 m ²)	
森の情報館受付・森の情報館展示室 B1F・ スタッフルーム・授乳室 (2F) (27 m ²)	

2. 天然木フローリング清掃 (木材保護着色剤使用)

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
森の交流館・ツリーハウス (539 m ²)	1回/年 (4月または11月)

3. クリーニング

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
カントリーハウス内1Fカーペット (127 m ²)	2回/年 (4月、11月)
虹の巣ドーム内ウレタン床 (208 m ²)	

4. 水あらい

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ネット (大・265 m ² 、小・20 m ²)	2回/年 (4月、11月)

5. 乾式清掃

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム遊具ざぶとん遊び18個 (36 m ²)	2回/年 (4月、11月)
虹の巣ドーム中間棚	1回/年(11月)

6. オゾン式脱臭

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム内	3回/年

7. 機械洗浄

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
フワフワエッグ	1回/年(4月)

8. 幹線園路清掃工(機械)

- (1) 幹線園路を路面清掃車にて清掃する。
- (2) 回収した砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。
- (3) また、作業中においては誘導員を1名配置し、安全を確保する。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	1回/年 (4月)

9. 幹線園路雨水柵清掃工(機械)

- (1) 幹線園路の雨水柵を側溝清掃車で清掃する。
- (2) 清掃前に雨水柵泥溜めの土砂堆積量を計測し、堆積量が多い箇所について清掃を実施する。
- (3) 回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

清掃内容等	実施頻度
雨水柵清掃 (収益を除く)	1回/2年(春)

10. 人孔柵清掃

- (1) 機械が入らない園路及びカントリーガーデンの集水柵の土砂等を除去し、清掃する。
- (2) 回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

第94条 作業時間

原則として、公園利用者に近接する箇所については、閉園時間内に行い、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行う。

注 閉園時間(4/20~5/31、9/1~11/11)17:00~9:00
(6/1~8/31)18:00~9:00

第6章 臨時清掃工

第95条 臨時清掃

必要に応じて、当該箇所を清掃する。

- ・ 行催事の開催後や春季・冬季の開閉園準備時
- ・ 池・流れ清掃等
- ・ 害虫発生時、台風や豪雨等の災害発生時

第7章 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

第96条 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

1. 軽トラックにより、園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所（別添－29「建物に係る点検整備（位置図）」）に運搬する。ゴミは、札幌市の分別区分に従って分別を行う。
2. ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含む。
3. 夏期については、炊事広場の残り火処理も行う。
4. ゴミ回収運搬箇所については、別途指定する。
5. 生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。

ゴミ回収運搬（1）	中心・溪流	夏期 軽トラック L=38.3km
ゴミ回収運搬（2）	中心・溪流 滝野の森	夏期 軽トラック L=44.2km
ゴミ回収運搬（3）	中心・溪流	冬期 軽トラック L=15.1km

（別紙－38「一般廃棄物（排出量、経費）」参照。）

第97条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理する。（別紙－39「産業廃棄物（排出量、経費）」参照。）

H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理業務】

平成 3 1 年 2 月

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙－5）、設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 作成書類

事業者は、共通仕様書（別紙－5）第13条、第14条、第15条に準じて、書類を作成する。

第4条 基本事項

1. 本業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、次号に掲げる事項の他、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
 - 1) 植物について補植を要する事態が生じたとき。
 - 2) 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
 - 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。
3. 業務責任者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 園内外に生息・生育する貴重種（別紙－45「生態エリア管理指導事項」参照）に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。
5. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置する。
6. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
7. スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
8. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
9. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。（別添－16「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照。）
10. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。

- 1 1. 提供物品（別紙ー 2 2 「提供物品一覧」参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行う。
- 1 2. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
- 1 3. 企画提案により、当初の形状を変更した場合は、業務終了後に調査職員と協議を行い、必要に応じて原状回復する。（継続して契約した場合を除く。）
- 1 4. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
- 1 5. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第5条 安全管理等

1. 常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
2. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保する。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分に確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。

第6条 利用サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。
2. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示する。

第2章 芝生管理

第7条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。(別添-40「芝生管理区域図」参照)

ランク	A	B	C	D
管理目標	主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地	修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的利用も多い芝生地	A、Bランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地	主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生
管理水準				
雑草混入	可能な限り混入なし	可能な限り混入なし	一部混入容認	混入容認
茎葉密生度	高い	高い	高いが空隙あり	高いが空隙あり
標準実施回数	(単位 ; 回/年)			
芝刈(標準芝刈回数)	12~20	9~12	5~9	2~5
対象地 (収益施設を除く)	花のまきば(1)(2)(3)(5) カントリーハウスの庭園(1) 収穫の谷(1)	つどいの森(1)	ロッジ前 ローンスタジアム下 こどもの谷(1)(2)(3) 風のはらっぱ(1)(2) 多目的ホール前 森の炊事広場 花のテラス 滝野の森口広場	溪流園 中央口駐車場周辺 パークブリッジ下 花のまきば(4) つどいの森(2) 滝野の森口周辺 事務所周辺 ローンスタジアム上 東口駐車場周辺 展望台周辺 厚別川上流 厚別川下流 溪流口駐車場周辺 鱒見口駐車場周辺 溪流園炊事コーナー

※ 芝刈工以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第8条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高さは4~7cmを目安とするが、変更する場合は調査職員と協議する。
4. 刈り取った芝は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
5. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第9条 芝生エアレーション工

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
3. 芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

第10条 芝生雑工

1. 芝生雑工1については業務責任者の判断する作業（堆肥攪拌補助、散水、不陸調整等）を実施する。
2. 芝生雑工2については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施する。
3. 芝の補植を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるように不陸整正を行う。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。
 - 3) 播種（オーバーシード）は、オーバーシード等を使用して、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付ける。
4. 芝の施肥を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 施肥は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。なお、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
（実績は、別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」を参照。）
 - 2) 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
5. 芝の目土掛けを行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 目土は植物の根やガレキ等の混入がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
 - 2) 目土は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
 - 3) 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。
6. 芝生灌水を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 既存の灌水設備を使用して、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した灌水量を芝生全面に行きわたるように均一に灌水する。
 - 2) 芝生の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
 - 3) 施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応する。
7. リサイクル工を行う場合は、以下の項目に留意する。

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、切り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員に協議した上で決定する。

なお、リサイクル場所は別途図面に明示している滝口ヤード箇所とし、リサイクル以外のものは園外へ搬出・処分する。

8. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）を行う場合は、以下の項目に留意する。

- 1) 病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や北海道農薬安全使用推進方針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
- 3) 薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。
- 4) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。
(実績は、別紙ー4 4「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第3章 中低木管理

第11条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行う。(別添-41「中低木管理区域図」参照)

管理目標	対象地の個々の中低木の目的(鑑賞、遮蔽、境界、緑被)に留意した管理を行う。		
	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	遮蔽・境界	緑被
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、剪定工を実施する。枯損枝、支障枝等は撤去する。	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する。
標準実施回数	(単位;回/年)		
剪定・刈込み	1回/年	適宜	
対象地	カントリーガーデン、アナベルの丘、溪流ゾーン、山の家・山の家周辺、こどもの谷、山のお花畑 等		

※剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第12条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
- 6) 特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。
- 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。

2. 寄植剪定

各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。

3. 単木剪定

各樹種の特性に応じた人力による刈り込み作業を行う。

第13条 中低木地除草工（人力除草）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第14条 中低木地除草工（機械除草 肩掛式、ハンドガイド式+肩掛式）

1. 作業場所の条件により、肩掛式草刈機及びハンドガイド式併用肩掛式草刈機により施工する。
2. 刈り取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第15条 中低木施肥工

1. 一般事項

- 1) 施肥量は、過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。（別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）
- 2) 縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 中低木施肥

- 1) 寄植：化成肥料については、植込内に均一に散布する。
- 2) 単木：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。

（実績は、別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第16条 中低木冬囲工（枝しおり設置・縄巻のみ、撤去）

（設置）

縄巻きのみにより枝しおりを行う。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した縄巻は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第17条 中低木冬囲工（晒竹1本縄巻設置・撤去）

（設置）

樹高に合わせて晒竹の長さを調整し、縄巻によって枝しおりを行う。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した竹・縄巻等は資材置き場に運搬・堆積する。

第18条 中低木雑工（雑作業）

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（植木手入れ、植木手入れ補助、支障木手入れ、ハギ・ササ刈、ササ伐根、害虫の捕殺駆除作業、中低木地落葉除去枯損木及び支障枝撤去等）を実施する。
2. 中低木病虫害防除工を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 中低木病虫害防除工は「第10条 芝生雑工6. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

(実績は、別紙－4 4「薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)」参照。)

3. 中低木植栽工(中低木 株物)を行う場合は、以下の項目に留意する。

1) 樹高 60cm 未満の樹木を対象とする。

2) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく攪拌する。

第4章 高木管理

第19条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。(別添-42「高木管理区域図」参照)

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準 (剪定)	抑制管理を中心とし、きめ細かい管理を実施 自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う保護管理を実施 原則として自然樹形	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン 子供の谷 等	カントリーガーデン 子供の谷 山のお花畑 等	溪流ゾーン 山の家周辺 等

第20条 高木施肥工

過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。(別紙-43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照)

壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。

第21条 高木冬囲工(枝しおり設置・撤去による冬囲い)

(設置)

わら縄によって枝しおりを行う。

(撤去)

1. 設置されている冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去したわら縄等は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第22条 高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定する。
2. 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 20m 未満、20cm 以上 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第23条 高木巡回工(巡回作業)

1. 高木巡回工1は、高度な造園知識・技術を必要とする作業(倒木復旧作業、樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、アオダモのアーチやコニファーの冬囲い等)や、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。

2. 高木巡回工2は、高木巡回工1以外の作業やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 在来の支柱の取り外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。
また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
4. 高木剪定工を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。
 - 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
 - 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
 - 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
 - 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
 - 6) 剪定後、樹木周辺をきれいに清掃する。剪定した枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
 - 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
 - 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。(別紙-45「生態エリア管理指導事項」参照。)
 - 9) 園路等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努める。
 - 10) 調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努める。
5. 高所作業は、以下の項目に留意する。
 - 1) 高所作業車を使用し、高所枝打ち作業等を行う。
 - 2) 高所作業の際には、周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー(伸縮補助足)等により安全を確保したうえで作業を実施する。
6. 高木病虫害防除工(薬剤散布)を行う場合は、以下の項目に留意する。
高木病虫害防除工は、「第10条 芝生雑工6. 芝生病虫害防除工(薬剤散布)」に準じて行う。
(実績は、別紙-44「薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)」参照。)
7. 高木支柱工を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 二脚鳥居の結束直しを行う。
 - 2) 再結束の際に、発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第5章 林地管理

第24条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行う。(別添-43「林地管理区域図」参照)

区分	林地
管理目標	既存木
	保全林地、景観林地
管理水準	原則として自然樹形
対象地	河川、道路、駐車場、建物等の構造物、芝生地、植栽地、収益施設運営対象区域を除く範囲

第25条 林地除草工 (ハマナイフモア 集積・運搬なし)

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取る。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去する。
4. 案内板等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取る。
5. 調査職員が残すよう指示した樹木、草花類を刈り取らないよう、事業者はH27～29実績の「生態エリア管理指導事項」(別紙-45)、「滝野の森ゾーン(西エリア)植物維持管理計画書」(別添-45)を参考にし、細心の注意をはらい施工する。
6. 水際のアシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員の指示に従う。
7. 自生動植物の育成や繁殖、景観、利用形態についても配慮する。
8. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
9. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。
10. 幹線園路の両側路肩は、片側1.5m幅標準で刈取る。
11. 刈り取った茎葉はそのままとする。
12. 施工にあたり、本公園の自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高・刈残し(エコパッチの設置)等の具体的な施工については、調査職員に報告することとする。

第26条 林地巡回工 (巡回作業)

1. 林地巡回工1は、高度な造園知識・技術を必要とする作業(樹種の判別、高所作業等)や業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 林地巡回工2は、業務責任者の判断する作業(園外支障木処理、枯枝除去、手刈り作業、エゾサンショウウオ産卵地の堆積物除去等)や動植物観察等記録表の作成を実施する。
3. 林地巡回工2は、支障枝除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 高所作業車は、「第24条 高木巡回工5. 高所作業」に準じて行う。
5. 林地伐採工(間伐)を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。

- 2) 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行う。
 - 3) 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除する。
 - 4) 間伐及び伐採した樹木は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した方法により処理し、跡地は清掃する。
 - 5) 間伐及び伐採した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
6. 林地高木枯損木処分工を行う場合は、以下の項目に留意する。
- 1) 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定する。
 - 2) 伐採した樹木の幹及び枝葉については、基本として別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するが、現地の状況によっては調査職員と協議の上、園路や景観等に弊害がでないよう細分して現地にて廃置する。

第6章 花壇管理

第27条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間(週)
東口の広場ウェルカムガーデン、パレット花壇 等	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、シーズンを通して、見頃となるよう、留意する。	18週程度

(実績は、別添-44「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第28条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第29条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。
2. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
3. 草花面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
4. 肥料は、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
5. 植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。
6. 抜き取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第30条 花壇巡回工(巡回作業・雑作業)

1. 花壇巡回工1は、プランター設置・撤去・移動、耕耘、病虫害防除、施肥、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 花壇巡回工2は、花がら摘み、ピンチ(切り戻し)、摘心、除草、誘引、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水を行う場合は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。
4. 灌水を行う場合は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。
5. 花壇病虫害防除工を行う場合は、以下の項目に留意する。

花壇病虫害防除工は、「第10条 芝生雑工6. 芝生病害防除工(薬剤散布)」に準じて行う。

(実績は、別紙-44「薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)」参照。)

第7章 草花管理

第31条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間は、それぞれの花の適期に基づき確保する。

対象エリア名称	目的・目標	見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷、バックヤード圃場、山のお花畑、カントリーハウスの庭園、平成の森、ローンスタジアム上、ローンスタジアム下、峠の庭、花のテラス、花人の隠れ家、こもればの庭、西エリア等	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行う。	それぞれの花の適期に基づく。

(実績は、別添-44「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第32条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第33条 草花除草工

1. 人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。
3. 根に付着した土を除いた後収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第34条 草花刈払工

1. 株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。
2. 刈取った草花は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第35条 草花刈込工(人力)

1. 対象となる株の葉部のみ刈取る。
2. 刈取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第36条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

(実績は、別紙-43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第37条 草花巡回工(巡回作業・雑作業)

1. 草花巡回工1は、業務責任者の判断により通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業(育苗、掘上、補植、移植、株分け、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設

置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、花苗植付けに伴う割付、支柱設置、柵及び鉄ピンの設置・撤去等）やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

2. 草花巡回工2、業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、マルチング等）を実施する。

3. 草花病虫害防除工を行う場合は、以下の項目に留意する。

草花病虫害防除工は、「第10条 芝生雑工8. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙ー44「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第8章 花畑管理

第38条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間は、それぞれの花の適期に基づき確保する。また、花畑の管理は、行催事および利用プログラムと十分に連携をとり、実施する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷	単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるよう留意する。	それぞれの花の適期に基づく。

(実績は、別添－44「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第39条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第40条 花畑耕耘工

1. 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬処理する。
2. 草花面は床土をトラクター等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
3. 肥料を施す場合には、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を、花畑面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

第41条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布する。

第42条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t級にて畝立てを行う。

第43条 花畑播種工

1. 人力等により播種を行い、必要に応じて覆土する。
2. 施工後には十分な灌水及び養生を行う。

第44条 花畑植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。
2. 大規模花畑の植えつけの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
3. 植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。

第45条 花畑除草工

花畑除草工は、「第33条 草花除草工」に準じて行う。

第46条 花畑病虫害防除工

花畑病虫害防除工は、「第10条 芝生雑工8. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。
（実績は、別紙－44「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第47条 花畑巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 花畑巡回工は、「第37条 草花巡回工（巡回作業・雑作業）」に準じて行う。
2. 花畑施肥を行う場合は、以下の項目に留意する。
 - 1) 元肥は、花畑面に、過去の実績をふまえ業務責任者が適切に判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
 - 2) 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。
（実績は、別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

H31-35 国営滝野すすらん丘陵公園運営維持管理業務
収益施設等設置管理運営規定書

平成 3 1 年 2 月

目次

はじめに

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則	2
第2章 マネジメント（運営管理）	18
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	22
第4章 安全衛生管理	24
第5章 施設管理	27
第6章 財産管理	28
第7章 管理運営報告書	29
第8章 自主事業	29

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 駐車場	30
第2章 レンタサイクル施設	33
第3章 飲食・物販施設	36
第4章 釣堀施設運営	39
第5章 オートキャンプ場運営	41
第6章 園内シャトルバス運営	46
第7章 園内移動用施設（リフト）運営	49
第8章 ロープトウの維持管理	53
第9章 自動販売機	55
第10章 公衆電話	58
第11章 自主事業における行催事等	60

はじめに

本規定書は、国営滝野すずらん丘陵公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業を実施する上での基本的な条件を取りまとめたものである。

本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、民間事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、事業者は、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

事業者は、自らが作成する管理運営要領に従って管理を実施することになるが、管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、事業者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 滝野すずらん丘陵公園

所在地 北海道札幌市南区滝野 247 番地

敷地面積 395.7ha

うち収益施設許可面積 135,741.5 m²

■対象となる収益施設

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
レストラン (カントリーハウス)	飲食店・売店 363.17m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 1,562.21m ²
	自動販売機置場 2.86m ² プロパン庫 5.46m ²	
用具貸出所 (カントリーハウス)	用具貸出室 87.69m ²	
	用具貸出品倉庫 133.85m ²	
中央管理所売店	売店 18.18m ² 自動販売機置場 4.02m ²	管理所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 506.43m ²
	自動販売機置場 13.86m ²	休憩所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 398.84m ²
子供の谷休憩所売店	厨房、売店、食品庫、休憩室 192.20m ² 厨房機器等一式、自動販売機置場 4.44m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 369.51m ²
レストラン(溪流園)	レストラン(売店を含む) 304.13m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 304.13m ²
	プロパン庫 5.61m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 5.61m ²
	バーベキュー園 1,552.26m ²	管理面積： 1,552.26m ²
釣堀 (フィッシング・タキ)	釣堀 2,271.08m ²	管理面積： 2,281.97m ²
	四阿 10.89m ²	
鱒見口売店	売店 60.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
溪流口売店 (ロッジゆきざさ)	スキー貸出室、物置 42.24m ²	(木造一部鉄筋コンクリート造) 延床面積： 315.36m ²
	倉庫、スナック、休憩室の一部 86.58m ²	
東口情報センター レストハウス棟売店	売店 81.33m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 185.47m ²
	自動販売機置場 3.57m ²	
駐車場	中央口駐車場（案内看板等）	(アスファルト舗装等) 管理面積： 26,851m ²
	鱒見口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	(アスファルト舗装等) 管理面積： 4,253m ² 建築面積： 4.52m ²
	溪流口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	(アスファルト舗装等) 管理面積： 4,029m ² 建築面積： 11.27m ²
	東口駐車場（案内看板等）	(アスファルト舗装等) 管理面積： 15,686m ²
	南駐車場（案内看板等）	(アスファルト舗装等) 管理面積： 11,333m ²
	滝野の森口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	(アスファルト舗装等) 管理面積： 5,510m ² 建築面積： 6.76m ²
園内移動用施設	リフト 256.45m	搬器 48台
	機器保管倉庫 77.4m ²	
サイクリング施設	レンタル受付、駐輪場 187.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²
ロープトウ	ロープトウ	延長 200m 2基 管理面積： 600.00m ² ×2基
自動販売機	溪流口駐車場 便所横 1.75m ²	2台
	こどもの谷虹の巣ドーム 横 0.82m ²	1台
	こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横 2.40m ²	3台
	こどもの谷溶岩すべり台下小屋 横 0.82m ²	1台
	森のすみか森の工房 横 0.71m ²	1台
	森のすみか多目的トイレ 横 0.99m ²	1台
	案内所（溪流ゾーン） 1.11m ²	1台

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
自動販売機	東口レストハウス（便所） 1.71m ²	2 台
	公園事務所 0.64m ²	1 台
	東口休憩所（研修棟） 0.64m ²	1 台
自動販売機	東口休憩所（ボランティア棟） 0.64m ²	1 台
	展望台（すずらんの丘） 0.72m ²	1 台
	森の交流館 1.64m ²	2 台
	森の教室 0.54m ²	1 台
	森の情報館 0.73m ²	1 台
	東口レストハウス（駐車場） 1.22m ²	1 台
	東口ゲート 2.03m ²	2 台
公衆電話	中央口休憩所 A（管理所）、 カントリーハウス、虹の巣ドーム、 サイクルセンター	各施設 1 台（計 4 台）
オートキャンプ場 （オートリゾート滝野）	キャンプ場 61,330.00m ²	オートキャンプ場詳細を参照

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

オートキャンプ場（オートリゾート滝野）詳細

名 称	数 量	備 考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付
キャビンサイト A	14 サイト	サイト A（木造平屋建）延床面積 226.80 m ²
キャビンサイト B	5 サイト	サイト B（木造平屋建）延床面積 81.00 m ²
キャビンサイト S	6 サイト	サイト S（木造平屋建）延床面積 284.40 m ²
フリーテントサイト	55 サイト	
センターハウス	1 棟	（木造 2 階建）延床面積 1,210.35 m ² 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、ボイラー室、自動販売機置

名 称	数 量	備 考
		場、ボランティアルーム、炊事室、多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク(木造平屋建)延床面積 15.12 m ² 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 m ² (仮設物を含む)
管理用駐車場	1カ所	管理面積 435 m ² (14 台)
キャビンB駐車場	5カ所	管理面積 200m ² (5 台)
フリーテントサイト駐車場	1カ所	管理面積 1,418 m ² (フリーテントサイト用 62 台)
サニタリーハウス	1棟	(木造平屋建) 延床面積 155.52 m ² 炊事施設、トイレ
車庫棟	1カ所	(木造平屋建) 延床面積 51.84 m ²
炊事棟	7棟	(木造平屋建) 延床面積 204.12 m ² (スタンダードカーサイト 5 棟、キャビンAサイト 2 棟)
便所棟	2棟	(木造平屋建) 延床面積 63.18 m ² (キャンピングカーサイト 1 棟、スタンダードカーサイト 1 棟)
ゲートシステム	1カ所	カーゲート、アームキャッチャー、タンキーボックス、カメラ 2 台
管理カメラ	1式	管理カメラ 4 台、屋外制御盤 4 面、モニターテレビ 1 台
放送設備	1式	スピーカー 16 台
園路誘導灯	49カ所	
ゴミステーション	2カ所	(木造平屋建) 延床面積 17.28 m ² (入口付近 1カ所、キャビンBサイト 1カ所)
残り火入れ	5カ所	
自動販売機置場	3カ所	管理面積 8 m ²
ダンプステーション	1カ所	(木造平屋建) 延床面積 1.89 m ² (汚水ポンプ 棟内)
芝生広場	1式	
プレイロード	2カ所	スタンダードカーサイト付近 1カ所、フリーテントサイト付近 1カ所
四阿(彩りの森)	1棟	延床面積 12.96 m ²
園路	1式	
ジャブジャブ池	1カ所	
インターホン	3カ所	
展望台	1カ所	

※当該施設の運営を行わない場合も、第13条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

(別添-4 6「収益施設運営対象区域図および備品一覧」参照。)

2. 履行期限

- 1) 前項の収益施設に関する都市公園法第5条の許可の期間(以下「管理運営期間」という。)は、平成31年12月1日から平成35年11月30日までとする。
- 2) 管理運営期間は、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、北海道開発局札幌開発建設部は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

- 3) 施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、万全の体制で本業務に備えなければならない。
- 4) 施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の収益施設の管理は行わなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。実施にあたっては、管理の許可を受けた施設等運営者が管理運営要領を作成したうえで、これら収益施設を常に安全かつ清潔で衛生的な状態に保ち、快適に利用できるよう管理をしなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務の発注者のこと。
- 2) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により管理運営を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時的飲食・物販施設の運営や行催事（広報を含む）、飲食・物販施設の新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営を行う事業のこと。
- 4) 「施設等運営者」とは、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）を受託した事業者で収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のことである。
- 5) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員

に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員の総称のこと。

- 6) 「維持管理業務受託者」とは、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、本規定書第2編「国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者のこと。
- 9) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
- 10) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 11) 「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。
- 12) 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
- 13) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲のこと。
- 14) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 15) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。
- 16) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 17) 「指示」とは、調査職員が施設等運営者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、北海道開発局札幌開発部が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要が認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第27条第1項に基づき、必要な措置をとらせること。
- 18) 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。
- 19) 「協議」とは、本規定書の協議事項及び調査職員が指示する事項について、調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 20) 「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の書類を説明し、差し出すこと。
- 21) 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 22) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。
ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し替える。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。
- 23) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等の利用者から徴収する料金のこと。
- 24) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 25) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物

販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。

- 26)「修繕」とは、施設設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 27)「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 28)「保守」とは、施設設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 29)「点検」とは、施設設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第5条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部に都市公園法第5条、第6条又は第12条に基づく許可申請を行う。申請にあたっては、「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設運営計画書」及び本規定書に記載されている条件を踏まえた業務内容とする。ただし、申請された業務内容が「収益施設運営計画書」で提案された内容であっても、本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。その場合でも本業務が適切に実施できるよう指定された期日までに修正した上で申請すること。
2. 臨時売店については、本規定書第2編27条「繁忙期の対応」において北海道開発局札幌開発建設部が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。(別添-47「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。)
3. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、調査職員と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。ただし、本規定書第1編第8章第46条に基づく協議が整った場合を除く。
4. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が指定する期日までに管理運営要領(第1編 第27条管理運営要領を参照。)を提出しなければならない。変更するときも同様とする。

第6条 法令等の遵守

1. 施設等運営者は、業務の実施に当たり本規定書及び調査職員の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。
2. 施設等運営者は、実施する業務に係る許認可等各種法令に規定された必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行う。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行う。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第4条に掲げる基準等に準拠する。

第8条 施設等運営者の義務

1. 本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。
2. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
3. 異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに調査職員に報告しその指示に従わなければならない。
4. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営滝野すずらん丘陵公園設置の意義を踏まえて行動すること。
5. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じて、積極的に協力すること。
6. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等、北海道開発局札幌開発建設部や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。
7. 施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に北海道開発局札幌開発建設部及び調査職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第9条 北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、調査職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	北海道開発局 札幌開発建設部	施設等 運営者
		収益業務管理	収益行為全般
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第31条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
北海道開発局札幌開発建設部又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、北海道開発局札幌開発建設部又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品を対象とする。

第10条 公租公課

1. 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について北海道開発局札幌開発建設部に協力する。

第11条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

開園期間		開園時間
春	4月20日～5月31日（4/19が日曜日の場合は4/19開園）	9:00～17:00
夏	6月1日～8月31日	9:00～18:00
秋	9月1日～11月10日	9:00～17:00
冬	12月23日～3月31日（12/22が日曜日の場合は12/22開園）	9:00～16:00

※休園期間は11月11日～12月22日 および 4月1日～4月19日

※繁忙期、イベント開催時等においては、施設等運営者が調査職員に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が調査職員に協議し、同意を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとするが、変更する場合がある。当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

みどりの日／5月4日【1日】

敬老の日／9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

2. 北海道開発局札幌開発建設部が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。
3. 北海道開発局札幌開発建設部は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わない。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
5. 許可事項、管理運営要領の変更を伴う場合は、あらかじめ協議のうえ、変更の申請または提出を行うこと。

第12条 提供品目及び利用料金

1. 駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、第2編第1章第6条に示した料金と同程度以下とする。
2. その他収益施設の利用料金等については、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。
3. 施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更する場合は、変更した管理運営要領を調査職員に提出しなければならない。なお、管理運営要領には、変更した内容で再計算した収支計算書も含めて提出する。

第13条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

施設使用料については、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	施設使用料（円／年）
国営滝野すずらん丘陵公園収益施設 1式	約 1,893 万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

収益施設の名称	税込施設使用料(1年分)	備 考
レストラン (カントリーハウス)	2,713 千円	
用具貸出所 (カントリーハウス)	1,640 千円	
中央管理所売店	156 千円	
子供の谷休憩所売店	2,141 千円	
レストラン (溪流園)	423 千円	
釣堀 (フィッシング・タキノ)	168 千円	
鱒見口売店	23 千円	
溪流口売店 (ロッジゆきざさ)	86 千円	
東口情報センターレストハウス棟売店	479 千円	
駐車場	8,282 千円	
園内移動施設 (リフト)	260 千円	
サイクリング施設	106 千円	
オートキャンプ場	2,354 千円	
ロープトウ	19 千円	
自動販売機	82 千円	
公衆電話	1 千円	
計	18,933 千円	

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

※税込み8%として、目安の使用料を算出している。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	施設使用料 (円/回)
1	臨時売店等	(都度告知)

※ [建物の占有] 及び [土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合] は、別途消費税が課される。

※建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第14条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 本業務に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
- 2) 運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 3) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については北海道開発局札幌開発建設部が点検（別添－49「施設の定期点検項目」参照。）を行うものとし、北海道開発局札幌開発建設部が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う（別添－49「施設の定期点検項目」参照。）。定期点検の実施時期については協議の上、調査職員に書面により提出すること。
- 4) 点検結果については遅滞なく調査職員に書面により報告すること。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金の割合に応じ調査職員の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担する。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担する。ガス、その他メーターが設置できない場合は調査職員と協議する。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、調査職員と協議する。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に北海道開発局札幌開発建設部または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあつては、調査職員と費用分担ルール及び費用分担結果の北海道開発局札幌開発建設部との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第15条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス法第54条により罰則の適用がある。
- 2) 北海道開発局札幌開発建設部が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。（別添－7「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて参照）

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第16条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により調査職員の承諾を得たときは、この限りではない。（提案書様式1-7「再委託または下請負の予定」参照）
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていない。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより北海道開発局札幌開発建設部に損害を及ぼしたときは、北海道開発局札幌開発建設部に対して、その損害を賠償する。
6. 施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに調査職員に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償する。また、その結果については、書面により調査職員に報告する。

第17条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を管理するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、調査職員に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第18条 業務の履行

1. 管理運営要領に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、調査職員とあらかじめ協議を行なった場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持する。

第19条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、北海道開発局札幌開発建設部は都市公園法第5条第2項の許可を取り消すことがある。

第20条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または北海道開発局札幌開発建設部に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、調査職員または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは北海道開発局札幌開発建設部が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び調査職員間で事前に協議を行った上で、調査職員の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、調査職員が書面により指示する。

第21条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第22条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものを含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入しなければならない。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第23条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱う。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第24条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、調査職員と施設等運営者の協議により、決定する。

第2章 マネジメント（運営管理）

第25条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、北海道開発局札幌開発建設部が指定した様式による関係書類を調査職員に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が調査職員に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後調査職員に了解を得て提出する。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるように、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 調査職員と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、調査職員に書面により報告する。
 - ① 管理運営要領 許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等） . . . 翌月の10日迄に提出
 - ③ 業務打合せ簿 打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 点検後速やかに提出
 - ⑤ 業務実施体制 管理運営要領と同時に提出
 - ⑥ その他調査職員が指示する書類 適宜提出

第26条 業務実施体制

1. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
2. 本業務のマネジメント及び企画立案を担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。
3. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、運営維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支払いは認めない。
4. 開園期間中は、本共通仕様書第13条1)の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、本共通仕様書第13条2)～3)の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑

かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、維持管理業務の業務及び収益施設等設置管理運営の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

5. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、運営維持管理業務の受託者、他の公園施設管理者と常に調整し、業務を遂行する。

収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

第27条 管理運営要領

1. 施設等運営者は、自ら作成した管理運営要領に従って収益施設の管理運営を行わなければならない。また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。
2. 管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、施設等運営者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、施設の運営を開始する日までに、収益施設運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を調査職員に提出する。管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。

- ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）
- ②業務の実施方針（「再委託に関すること」を含む。）
- ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
- ④業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）
- ⑤連絡体制（緊急時含む）
- ⑥救急対応
- ⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）
- ⑧緊急時対応
- ⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）
(別紙ー48「収益施設利用状況」参照。)
- ⑩その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）

- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

- 3) 調査職員は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。

- 4) 管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行

われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。

- ①必要な施設、項目の記載がない。
 - ②内容が本規定書に反する。
 - ③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。
 - ④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。
 - ⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。
 - ⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。
- 5) 運営日時、価格、サービス内容、割引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
 - 6) 管理運営要領を変更する場合は、調査職員に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出すること。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月10日までに書面により調査職員に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に書面により調査職員に報告する。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査職員と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査職員と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い北海道開発局札幌開発建設部または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、調査職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わない。

4. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を調査職員に書面により提出しなければならない。

- ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- ③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。
- ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な次の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

北海道開発局札幌開発建設部は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
2. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。

第35条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに運営維持管理業務の受託者へ届け出ること。

第36条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、許可施設の管理運営に係る広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ調査職員に提出する。
2. 施設等運営者は、事前に調査職員に計画を提出した上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
3. 施設等運営者は、事前に調査職員に計画を提出した上で、自らが作成する企画商品や協賛での開催等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。
4. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文、苦情などの意見を集約し、調査職員に管理運営報告書により毎月提出しなければならない。
5. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に調査職員の承諾を得た上で広報活動を行う。
6. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。
なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。
7. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
8. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
9. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議による。

第37条 掲載情報の修正・訂正

1. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置

をとる。また、このことについて、調査職員に報告する。

2. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、調査職員に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し訂正等必要な措置を求める。

第4章 安全衛生管理

第38条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第21条安全管理の「事業者」を「施設等運営者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生管理計画に安全管理の実施方法を定め、北海道開発局札幌開発建設部に提出する。
- 3) 施設等運営者は、安全管理に係る消耗品交換をした場合は、調査職員からの求めに応じ提出できるよう記録を保存しておくこと。

2. 安全確保

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第22条安全確保の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生計画に安全確保の実施方法を定め、調査職員に届け出る。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急対応」において救急時の体制、対応方法を定め、調査職員に提出する。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。
- 5) 施設等運営者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第24条災害時、異常時等の対応の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の「緊急時対応」において緊急時の体制、対応方法、危機管理マニュアルを定める。
- 2) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
- 3) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により立会等に協力する。

第39条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画、衛生管理計画などについて管理運営要領の安全衛生管理計画書に実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を記載し、調査職員に提出すること。

- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
 - 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に書面により報告すること。
2. 定期点検
 - 1) 施設等運営者は、少なくとも別添－49「施設の定期点検項目」に示した施設の定期点検項目について、実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を管理運営要領の安全衛生計画に記載する。

定期点検は、メーカー等に規定されている場合はそれに従う。

なお、別添－49「施設の定期点検項目」に示した施設管理者が行う定期点検項目以外にも、必要とされる定期点検項目がある場合には、調査職員と協議の上、実施時期を調査職員に書面により提出すること。
 - 2) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定する。
3. 自主点検
 - 1) 施設等運営者は、自主点検を別添－50「収益施設に係る自主点検一覧」に掲げる項目のうち該当するものについて、実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。自主点検は建築保全業務共通仕様書に準じて行う。
4. 日常点検
 - 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等、適切な方法で日常点検を実施する。実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。
 - 2) 施設等運営者は建築物等について、目視等の簡易な方法により劣化及び不具合の状況を把握し、保守のための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
 - 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したとき、直ちに調査職員に報告する。
 5. スタッフ管理・研修
 - 1) 施設等運営者は、スタッフ管理・研修について管理運営要項に記載する。
 - 2) 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
 - 3) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに北海道開発局札幌開発建設部発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行する。

第40条 危機管理

施設等運営者は、下記の事項を踏まえた管理運営要領（緊急時対応）を作成すること。

1. 事故・災害対応
 - 1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、調査職員に提出すること。また、施設内に掲示をすること。
 - 2) 予防対策
 - ①施設等運営者は、施設を運営している期間中毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は調査職員に書面により報告する。

②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止する。この場合、その旨を調査職員に報告する。

3) 初期対応

①施設等運営者は、調査職員の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

一 事故発生日時。

二 事故発生場所。

三 事故発生の原因。

四 事故の程度。

五 人身事故の場合は、医師の診断結果。

六 事故処理の概略。

七 再発防止など改善策等。

④重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。

2. 異常事態対策

1) 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

2) 施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに調査職員へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第41条 基本事項

1. 施設等運営管理者は、施設および管理備品の扱い、施設の清掃に関する実施方法を管理運営要領において記載する。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。
4. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意する。

第6章 財産管理

第42条 台帳管理

1. 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出する。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第43条 備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備する。

ただし、業務開始時に北海道開発局札幌開発建設部が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したのものについて当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。ただし、過去に取得価格（消費税込み）が2万円以上で取得したものは、備品として継続する。

2. 特定備品の取扱い

- 1) 施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「共通規定書 第20条 業務の完了・引継、原状回復等」、「共通規定書 第21条 立退料等の不請求」の内容を踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負う。

- 2) 施設等運営者が備品、機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての備品、機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

第44条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、北海道開発局札幌開発建設部又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合、及び自主事業として飲食・物販施設等を新設又は指定する既存施設を改修した場合、北海道開発局札幌開発建設部の承認を得て原状回復せず引き渡すことができる。なお、原状回復に関する詳細条件については、北海道開発局札幌開発建設部と十分協議すること。
2. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議する。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第26条記載）を維持する。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第7章 管理運営報告書

第45条 管理運営報告書の作成

1. 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
2. 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月10日までに書面により調査職員に報告すること。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
4. 北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

第8章 自主事業

第46条 飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき、別添-53（「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象」）に定める範囲、および、別添-54（「指定する既存施設の改修運営の対象一覧表」）に示す対象において、施設を新設、又は指定する既存施設を改修し、本業務の実施期間を超えて、10年間を限度として管理運営することができる。この場合、実施期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

なお、指定する既存施設のうち、収益施設において改修運営を行う場合、収益施設運営業務の対象から除外し、自主事業として運営するものとし、改修工事にあたっては、閑散期における改修工事や、代替の仮設施設によるサービス提供など、公園利用者へのサービス水準の維持に努めることとする。

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第2条 施設の利用目的

駐車場は、公園利用者の滝野すずらん丘陵公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

<必須施設>

施設名称	大 型	普 通	(内 身体障害者用台数)	原付・自動二輪
中央口駐車場	11 台	976 台 (大型含む)	(11 台)	4 台
溪流口駐車場	0 台	157 台	(8 台)	4 台
東口駐車場	11 台	628 台 (大型含む)	(5 台)	4 台
南駐車場	10 台	233 台 (大型含む)	(5 台)	4 台
滝野の森口駐車場	0 台	221 台	(5 台)	4 台
計	32 台	2,215 台	(34 台)	20 台

<裁量施設>

施設名称	大 型	普 通	(内 身体障害者用台数)	原付・自動二輪
鱒見口駐車場	0 台	167 台	(5 台)	4 台
計		171 台		

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、駐車場の管理運営にあたらせる。

第5条 運営日時

1. 施設等運営日時は、原則として本公園の開園日時とする。ただし、鱒見口駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができる。その場合でも、夏季開園期間日数の4割以上の営業を行うこと。

第6条 利用料金

駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、別紙-49「収益施設利用料金一覧表」の現在の料金と同程度以下とする。

第7条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 駐車場の運営に関すること。
- 2) 駐車場の維持管理に関すること。
- 3) 駐車場の安全管理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 駐車場の運営

- 1) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場するが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。
- 2) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行う。

2. 繁忙期の対応

- 1) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。
 - ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - ② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

4. 施設・設備等の維持管理

- 1) 駐車場管理機器については、北海道開発局札幌開発建設部が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、北海道開発局札幌開発建設部が別途実施する。ただし、オートリゾートの駐車場管制装置は除く。
- 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。
- 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
- 4) 駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実にを行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。

5. 植物管理

駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙ー8「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理業務)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)に準じて実施すること。

6. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

- 2) やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者への確に告知すると共に調査職員に報告する。
 - 3) 緊急車両等の入出場については適宜協力する。
 - 4) 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。
 - 5) 駐車場の除雪は、別添－3 2「除雪工等実施要領(案)」に準じて行う。
7. 緊急時の対応
- 災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応する。
8. 施設利用上の注意事項
- 施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。
- 1) 場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。
 - 2) 場内での追い越しをしない。
 - 3) 喫煙又は火気の取り扱いをしない。
 - 4) 標識又は係員の指示に従う。
 - 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
 - 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししない。
 - 7) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行う。
 - 8) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしない。

第9条 費用負担

1. 駐車場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 北海道開発局札幌開発建設部の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。（別添－1 5「業務入園について」参照）

第10条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。

第2章 レンタサイクル施設

第11条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第12条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込むなど施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第13条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

施設名称	現行運営台数 (参考)	備考
サイクルセンター(鱒見口)	111台	シティサイクル
	62個	ヘルメット

※自転車は施設等運営者が用意する。

第14条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、レンタサイクル施設の管理運営にあたらせる。

第15条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。)ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。
2. 自転車の貸出受付時間は、閉園時間の1時間前までとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第16条 利用料金

施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第17条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 1) 自転車の貸出に関すること。
 - 2) サイクリング施設の維持管理に関すること。
 - 3) 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができる。
3. 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えらるる場合は、調査職員と協議を行う。

第18条 サイクリング施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. サイクリングセンターの運営

- 1) 施設等運営者は、貸出自転車について貸し出し時に点検、注意事項の周知を行い、異常のないことを確認した上で貸し出す。

2. 利用制限等

施設等運営者は、利用制限を定め、周知すること。

3. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心がけ、日常点検、定期点検、一斉点検などを行い、常に自転車を正常な状態で維持する。
- 2) 一斉点検では、年1回、自転車安全整備士の資格者によりTSマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限を切らしてはならない。なお、TSマーク対象外の自転車（タンデム車等の特殊自転車を含む）についても、年1回、自転車安全整備士の資格者による点検を実施すること。
- 3) 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。

4. 緊急時の対応

- 1) 施設等運営者は、自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 2) サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

5. 施設利用上の注意

施設等運営者は、乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないことを含む、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、注意喚起を促す。

第19条 費用負担

1. 貸出に供する自転車の購入費用

準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大約1.2万人/日が来園）とする。貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にTSマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、TSマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行う。

なお、TSマーク対象外の自転車（タンデム車：二人乗り自転車等の特殊自転車を含む）については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新することを基本とするが、第18条3項2)に定める一斉点検の結果、利用に支障が無く、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た場合はその

限りではない。なお、T Sマーク対象外の自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た上で購入すること。

2. レンタサイクル施設管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第20条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第3章 飲食・物販施設

第21条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時的飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第22条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第23条 運営対象施設

運営対象施設は、次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

施設名称	営業場所・設置箇所
レストラン、用具貸出所 (カントリーハウス)	中心ゾーン
子供の谷休憩所売店	中心ゾーン
中央管理所売店	中心ゾーン
東口情報センターレストハウス棟売店	中心ゾーン
レストラン(溪流園)	溪流ゾーン
溪流口売店(ロッジゆきざさ)	溪流ゾーン
鱒見口売店	溪流ゾーン

<臨時施設> 参考；平成29年度実績

設置時期	営業場所	売店数※
春(ゴールデンウィーク)	中心ゾーン	28店舗
春(チューリップ・すずらんフェスタ)	中心ゾーン	44店舗
夏(ラベンダーフェスタ)	中心ゾーン	13店舗
夏(夏休み)	中心ゾーン	10店舗
秋(コスモスフェスタ)	中心ゾーン	36店舗

※売店数は延べ店舗数

第24条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせる。

第25条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、開園期間日数（鱒見口売店、溪流園は夏期開園日数）の4割以上の営業を行うこと。また、開園日には各ゾーンで1施設は営業していること。
- 用具貸出所（カントリーハウス）は、リフトの運営に合わせて、スキー、歩くスキーの貸出を行うこと。（別紙-47「収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧」参照。）
- 臨時施設については、調査職員と協議の上、決定すること。
- 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第26条 利用料金

販売価格は周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第27条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、北海道開発局札幌開発建設部が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可する。(別添-47「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。)なお、開設にあたっては、施設等運営者は、開設時間及び販売品目について調査職員と事前に協議を行い、書面により提出すること。

第28条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
- 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
- 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第29条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成する。

1. 安全衛生管理

- 1) 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。
- 2) 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。
- 3) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
- 4) 法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。
- 5) 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。
- 6) 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、北海道開発局札幌開発建設部がマスコミ対応等を行うが、その際、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

2. 施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、看板等において注意を促す。

第30条 費用負担

飲食施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第31条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第4章 釣堀施設運営

第32条 総則

施設等運営者は、釣堀施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第33条 施設の利用目的

釣堀施設は、滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第34条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
釣堀 (フィッシング・タキ)	(木造建) 四阿 延床面積： 10.89m ²	(土手、四阿、目方釣堀等) 面積： 1700.83m ² (水面、護岸) 面積： 581.14m ²

※施設等運営者は、釣具の貸出受付をおこなうための釣り具貸出棟を用意する。

第35条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、釣堀施設の運営にあたらせる。

第36条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。) ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、夏期開園期間日数の4割以上の営業を行うこと。
2. 釣具の貸出受付時間は、閉園時間の1時間前までとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第37条 利用料金

釣堀施設の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第38条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) 釣堀運営に関すること。
- 2) 釣堀施設の維持管理に関すること。
- 3) 釣堀の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第39条 釣堀施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 施設の運営

施設等運営者は、開園前に水位の確認、及び釣竿に異常がないか確認を行う。

2. 釣堀の維持管理

- 1) 水利使用規制は遵守すること。
- 2) 雪囲いの設置・撤去を行うこと。

3. 釣堀の安全管理

立入禁止の場所や、池に落ちないように注意喚起など、釣堀の利用規制を記載した看板を、対象施設内に設置すること。

4. 緊急時の対応

- 1) 施設等運営者は、釣堀施設の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
- 2) 釣堀施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

5. 釣堀の利用の制限

次の各号に該当する場合は、釣り場の利用を禁止する。

- 1) 係員の指示に従わない者
- 2) 公園施設で定める制限事項に違反する者
- 3) 酒気を帯びた者
- 4) 付き添いを伴わない10歳未満の者
- 5) 他の利用者に迷惑となるおそれのある者

第40条 費用負担

1. 釣堀施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 施設等運営者は、業務対象施設内に、釣堀の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第41条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第5章 オートキャンプ場運営

第42条 総則

施設等運営者は、オートキャンプ場施設運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第43条 施設の目的

オートキャンプ場は、滝野すずらん丘陵公園において施設利用者に快適なキャンプサイトの提供や、その他多様なサービスの提供を施設の目的とする。

第44条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

オートリゾート滝野

<裁量施設>

名 称	数 量	備 考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付
キャビンサイトA	14 サイト	サイト A (木造平屋建) 延床面積 226.80 m ²
キャビンサイトB	5 サイト	サイト B (木造平屋建) 延床面積 81.00 m ²
キャビンサイトS	6 サイト	サイト S (木造平屋建) 延床面積 284.40 m ²
フリーテントサイト	55 サイト	
センターハウス	1 棟	(木造 2 階建)延床面積 1,210.35 m ² 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、ホワイtee室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク(木造平屋建)延床面積 15.12 m ² 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 m ² (仮設物置含む)
管理用駐車場	1 カ所	管理面積 435 m ² (14 台)
キャビンB駐車場	5 カ所	管理面積 200m ² (5 台)
フリーテントサイト駐車場	1 カ所	管理面積 1,418 m ² (フリーテントサイト用 62 台)
サニタリーハウス	1 棟	(木造平屋建) 延床面積 155.52 m ² 炊事施設、トイレ
車庫棟	1 カ所	(木造平屋建) 延床面積 51.84 m ²
炊事棟	7 棟	(木造平屋建) 延床面積 204.12 m ² (スタンダードカーサイト 5 棟、キャビンA サイト 2 棟)
便所棟	2 棟	(木造平屋建) 延床面積 63.18 m ² (キャンピングカーサイト 1 棟、スタンダードカーサイト 1 棟)
ゲートシステム	1 カ所	カーゲート、アームキャッチャー、テンキーボックス、カメラ 2 台
管理カメラ	1 式	管理カメラ 4 台、屋外制御盤 4 面、モニターテレビ 1 台
放送設備	1 式	スピーカー 16 台

名 称	数 量	備 考
園路誘導灯	49 カ所	
ゴミステーション	2 カ所	(木造平屋建) 延床面積 17.28 m ² (入口付近 1 カ所、キャビンBサイト 1 カ所)
残り火入れ	5 カ所	
自動販売機置場	3 カ所	管理面積 8 m ² (キャンピングカーサイト付近 2 カ所、キャビンBサイト付近 1 カ所)
ダンプステーション	1 カ所	(木造平屋建) 延床面積 1.89 m ² (汚水ポンプ 棟内)
芝生広場	1 式	
プレイロード	2 カ所	スタグカートカーサイト付近 1 カ所、フーテントサイト付近 1 カ所
四阿 (彩りの森)	1 棟	延床面積 12.96 m ²
園路	1 式	
ジャブジャブ池	1 カ所	
インターホン	3 カ所	
展望台	1 カ所	

第 4 5 条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、オートキャンプ場の管理運営にあたらせる。

第 4 6 条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。) ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。 その場合でも、夏期開園期間日数の 8 割以上の営業を行うこと。
- ゲートの開閉時間は、午前 7 時から午後 10 時までとする。
- 日帰りの利用は、公園の開園時間内とする。
- 公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

(参考)

<裁量施設>

運営日時 (参考)		
運営期間	4月20日から11月10日 (オートキャンプ場の運営は、滝野すずらん丘陵公園の夏季開園期間)	
運営時間	ゲート開閉時間	7:00~22:00
	チェックイン時間	13:00~17:00 (6/1~8/31は18:00まで)
	チェックアウト時間	8:00~11:00
	オートキャンプ場 管理センター	8:00~20:00 (キャンプ場利用者がいる場合はスタッフが常駐し、24時間体制で対応する。)

※日帰り利用は、公園の開園時間内の利用とする。

※利用状況により運営時間の延長を行う。

※異常気象等により公園が閉園または一部閉園するときは、調査職員と協議し、臨機の措置をとる。

第47条 利用料金

1. オートキャンプ場の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。
2. オートキャンプ場内の売店、飲食店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意する。
3. 利用料金には、宿泊およびデイキャンプともに入園料を含めることとし、入園料については国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を行う事業者引継ぎ、事業者は国庫に納入する。
(現在の料金は、別紙-49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第48条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) オートキャンプ場の運営に関すること。
- 2) オートキャンプ場施設の維持管理に関すること。
- 3) オートキャンプ場の駐車場施設の排除雪に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第49条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. オートキャンプ場の運営

1) 予約受付

施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAXを用意すること。

2) 器材貸出、食材販売

施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。

2. オートキャンプ場の維持管理

1) 施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、オートキャンプ場の各施設を常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

①施設に係る光熱水費の負担

②施設に係る清掃及び塵芥処理

③施設の維持点検及び軽微な補修

④軽微な部品の交換等の経常的なもの

2) オートキャンプ場内の駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができる。

3) 駐車場を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えられられる場合は、調査職員と協議を行うこと。

4) 施設の維持管理は、点検、軽微な補修、消耗品等の補充を行うことにより、利用者が快適に利

用できるよう良好な状態に努める。但し、不測の事由によって大規模修繕が必要となった場合は、施設等運営者は調査職員とその対応について協議する。

5) 設備等の維持管理については、関係法令に基づき実施すること。

6) 電気工作物の維持管理については、北海道開発局自家用電気工作物保安規定及び同細則に基づき実施する。

7) 冬季の施設管理対策として、キャンピングカーサイトにある個別の流し台にコンパネやブルーシートなどで養生を行うこと。

8) 冬季の施設管理対策として、キャンプ場内トイレの水抜きのほか、滞水が寒さにより亀裂や破裂するのを防止するため、センサーなどの付属設備も取り外すこと。

9) 中低木の冬囲いは、個別仕様書（植物）第3章第16～18条中低木冬囲工に準じて行うこと。

10) オートキャンプ場内の芝刈や除草については、個別仕様書（植物）第2章芝生管理、第8条芝刈工に準じて行うこと。

3. オートキャンプ場の安全管理

1) 施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

2) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができる。

3) 管理上の必要性から、オートキャンプ場の出入口の一部を閉鎖することができる。

4) 管理上必要があるときは、サイト位置を変更していただくことができる。

5) オートキャンプ場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じる。

6) 利用者に生じる恐れのある人的・物的損害のための賠償責任保険に加入すること。

7) 運営時間中は、宿直者を配置する。

4. オートキャンプ場の緊急時の対応

1) 次の各号の時は、施設等運営者は、運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者には的確に告知すると共に、調査職員に報告する。

(1) 台風、大雨等悪天候のため、施設利用に危険が予想されるとき

(2) 修理、その他工事をするとき

(3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき

(4) その他調査職員の指示のあったとき

2) 施設等運営者は、前項の規定によりオートキャンプ場の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

3) オートキャンプ場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

5. オートキャンプ場の利用上の注意

1) 利用者への指導

オートキャンプ場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導する。

(1) 標識又は係員の指示に従うこと。

(2) 「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること

(3) 車両通行速度は、10km/hを超えないこと。

(4) 追い越しをしないこと。

- (5) 指定の場所以外で、火気等の取り扱いをしないこと。
- (6) オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。
- (7) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。

2) 利用制限等

オートキャンプ場内では、安全で快適なキャンピング環境が保たれるよう、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

- (1) 指定場所以外で直火・たき火を行うこと
- (2) 指定場所以外で花火を使用すること
- (3) カラオケ・発電機等を使用すること
- (4) 指定場所以外にゴミを捨てること
- (5) 小動物等のペットを持ち込むこと
- (6) その他調査職員の指定する行為
- (7) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為
- (8) 公園で定める制限事項に違反する行為
- (9) 付添者を伴わない中学生未満の利用
- (10) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

第50条 費用負担

1. オートキャンプ場管理・運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 施設等運営者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第51条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第6章 園内シャトルバス運営

第52条 総則

施設等運営者は、園内シャトルバスの運営を行うことができる。管理運営に際しては、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第53条 施設の利用目的

園内シャトルバスの運営は、公園利用者の公園内の移動補助を目的とする。また、園内シャトルバスの車両は、施設等運営者が用意する。

第54条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内シャトルバスの運行にあたらせる。

第55条 運営日時等

1. 施設等運営日は、施設等運営者の裁量により設定することができる。
2. 公園の開園期間中に運営する。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

(参考)

<裁量施設> (運営時間) (参考) 平成29年度実施状況 (参考)

実施日	時間
5/4 (日)、5 (月祝)、12 (土) 13 (日)、19 (土)、20 (日)	9:30~17:00
6/3 (日)、7/29 (日)	9:30~18:00
9/9 (日)、17 (月祝)、10/14 (日)、21 (日)	9:30~17:00

第56条 利用料金

有料で運行する場合、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第57条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) 園内シャトルバスの維持管理に関すること。
- 2) 園内シャトルバスの安全管理に関すること
- 3) 園内シャトルバス利用に伴う損害に関すること。
- 4) 園内シャトルバスの利用に伴う苦情処理に関すること。
- 5) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第58条 園内シャトルバス施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 施設園内シャトルバスの運営

運行コースにおいて、園路は20km/h以内で走行する。

■運行コース・停留所（参考）

コース	停留所
東口（カントリーハウス横） ～森の情報館	・東口 ・滝野の森 森の交流館前 ・滝野の森 森の情報館前

※繁忙期間については、具体的日付について、施設等運営者から調査職員へ届出を行う。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から調査職員へ届出を行う。

2. 園内シャトルバスの安全管理

1) 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

2) 営業開始前の準備

(1) 園内シャトルバスの安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて調査職員に提出する。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

(2) 園内シャトルバスは、旅客を乗せて商業的な活動を行う場合には、関係法令を遵守すること。

(3) 施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

3) 営業期間中の管理運営

(1) 施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

3. 園内シャトルバスの緊急時の対応

1) 次の各号の時は、施設等運営者は次の各号に該当するときは運行運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、調査職員に報告する。また、施設等運営者は、園内シャトルバスの運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者への的確に告知する。

(1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想される時。

(2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められる時。

(3) 事故又は故障等により運転不能の時。

(4) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。

(5) その他調査職員の指示があった時。

第59条 費用負担

園内シャトルバスの運営管理・運行に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第60条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。

1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

- 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第7章 園内移動用施設（リフト）運営

第61条 総則

施設等運営者は、園内移動用施設（リフト）の運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第62条 施設の利用目的

園内移動用施設（リフト）は、冬季にカントリーガーデン内に整備されるファミリーゲレンデの、利用者等に中央口から東口への移動手段を提供することを施設の利用目的とする。

第63条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
カントリーガーデン内移動用施設	リフト	延長 256.45m 機器 48台
機器保管倉庫 （中央口休憩棟内）		（鉄筋コンクリート造） 延床面積： 77.40m ²

第64条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び索道技術管理者、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、園内移動用施設（リフト）の運営にあたらせる。

第65条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、冬期開園期間日数の5割以上の営業を行うとともに、学校・青少年山の家等のスキー学習が予定されている場合は、営業すること。
- 発券は、閉園時間の15分前までとする。
- 公園の冬季開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

<裁量施設>（運営日時）（参考）

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
リフト施設	—	—	—	9：00～ 16：00

※12月22日が日曜日の場合、12月22日は開園とする。

第66条 利用料金

園内移動用施設（リフト）の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－49「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第67条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
- 2) 回数券の販売及び領収書の発行に関すること。
- 3) 団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。
- 4) リフト施設の維持管理に関すること。
- 5) リフト施設の使用準備（半期の移動設置撤去）
- 6) リフト施設利用に伴う損害に関すること。
- 7) リフト施設に関連する排除雪に関すること。
- 8) リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 9) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第68条 園内移動用施設(リフト)施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。（別添ー51「滝野第1リフト運転操作取扱説明書」参照。）

1. 園内移動用 施設(リフト)の運営

- 1) 施設等運営者は、リフトの運営・運行に際して必要人員を配置し、チケットの授受、リフト乗降のサポート、リフトの安全確認等を行う。
- 2) 施設等運営者は、稼動前にリフトに異常がないか確認を行う。

2. 繁忙日の対応

- 1) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて導線を工夫する等、円滑な誘導に努めること。

3. 園内移動用施設(リフト)の維持管理

- 1) 施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

また、冬季の施設管理としてリフトの油脂類購入及び支えい索のロープ油塗布、滑車のグリスアップ、適合確認検査を毎年営業開始前に実施すること。

なお、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

- ①施設に係る光熱水費
- ②施設に係る清掃及び塵芥処理
- ③施設の維持点検及び軽微な補修
- ④軽微な部品の交換等の経常的なもの

4. リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められるときは、利用を制限することができる。
5. リフト施設を閉鎖することなど、利用者へ大きな影響が与えられる場合は、調査職員と協議を行うこと。

6. 園内移動用施設(リフト)の安全管理

- 1) 施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
- 2) 運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。
- 3) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができる。
- 4) リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

7. 園内移動用施設(リフト)の緊急時の対応

- 1) 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出運営を一時中止・変更又は休止するものとし調査職員に報告する。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、中央口およびカントリーハウスのリフト券売り場に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知する。
 - (1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、施設利用に危険が予想されるとき。
 - (2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - (3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - (4) 北海道開発局札幌開発建設部又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。
- 2) 施設等運営者は、前項の規定により園内移動用施設(リフト)の運営を中止したときは、再開の前にリフトおよびコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 3) リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

8. 園内移動用施設(リフト)の利用上の注意

1) 利用者への指導

リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項について指導する。

- (1) リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったたりしないよう指導すること。
- (2) リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。
- (3) 付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。
- (4) 酒気を帯び利用は断ること。
- (5) その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。
- (6) 施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。また、施設係員の指示に従うよう呼びかける。
- (7) その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないこと。そのような行為がみとめられた場合には、注意すること。

2) 施設の利用制限

次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。

- (1) 利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。
- (2) 1つの搬器の定員は2人とし、大人、小人の区別はしない。

第69条 費用負担

1. 施設等運営者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。
2. リフト搬器の移動、設置、撤去については、施設等運営者の負担で行うこと。

第70条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第71条 その他留意事項

1. 運営時間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第8章 ロープトウの維持管理

第72条 総則

施設等運営者は、ロープトウの維持管理に際して、関係法令等を遵守し、施設における機能の保持、安全性の確保に努める。

第73条 施設の維持管理目的

ロープトウは、冬季にローンスタジアム内に整備されるそりゲレンデにおいて、利用者等にコースの上までの移動手段を提供することを施設の維持管理目的とする。

第74条 維持管理対象施設

維持管理対象施設は次のとおりとする。

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
ロープトウ	ロープトウ	延長 200m 2基 面積：600m ² ×2基

第75条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び維持管理責任者を選任した上で、ロープトウの維持管理にあたらせる。

第76条 維持管理日時

H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて運営する日時を踏まえ、適切な維持管理を行う。

第77条 利用料金

有料で運行する場合、ロープトウの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格を参考に施設等管理者の裁量にて定めること。

第78条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

なお、ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理、そりゲレンデのコース整備等に伴う除雪工等、については、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて行う。

1) ロープトウ安全点検

毎年、ロープトウ設置後に試運転を行い、別添-36の「ロープトウ安全点検」を毎月実施する。
また、日常点検を実施する。

2) ロープトウ設置撤去

別添-37「ロープトウ設置撤去実施要領」を参考にして行う。

第79条 ロープトウに係る維持管理要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領に準じて、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた維持管理要領を作成すること。(別添-37「ロープトウ設置撤去実施要領」参照。)

1. ロープトウの維持管理

施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

なお、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

日常管理として、「施設の維持点検及び軽微な補修」や「軽微な部品の交換等の経常的なもの」は施設等運営者が行う。

第80条 費用負担

ロープトウの安全点検、設置撤去、および料金徴収に係わる費用については、施設等運営者の負担で行うこと。

第81条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。

- 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
- 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。

2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第9章 自動販売機

第82条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第83条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第84条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

1. 設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案による。

■設置箇所一覧 参考：平成29年度実績

<裁量施設>

- ・収益施設に付帯されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
カントリーハウス	飲料（缶及びペットボトル）
中央管理所売店	飲料（缶及びペットボトル）
子供の谷休憩所売店	飲料（缶及びペットボトル）
ロジックゆきざさ	飲料（缶及びペットボトル）
東口情報センター	飲料（缶及びペットボトル）
サイクリング施設	飲料（缶及びペットボトル）
レストラン溪流園	飲料（缶及びペットボトル）
オートリゾート	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
計 8 箇所	

※ 収益施設に付帯されている自動販売機使用料は、各施設使用料に含む。

- ・単独で設置されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
溪流口駐車場 便所横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷虹の巣ドーム内	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷さまよいの洞窟トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷溶岩すべり台下小屋横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか森の工房横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか多目的トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
案内所（溪流ゾーン）	飲料（缶及びペットボトル）
東口レストハウス（便所）	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
公園事務所	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（研修棟）	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（ボランティア棟）	飲料（缶及びペットボトル）
展望台（すずらんの丘）	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）、冷食
森の教室	飲料（缶及びペットボトル）
森の情報館	飲料（缶及びペットボトル）
東口ゲート	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
計 16 箇所	

（別添－52「自動販売機(単独設置)位置図」参照）

第85条 責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第86条 利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙ー49「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第87条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 自動販売機施設の運営に関すること。
- 2) 自動販売機施設の維持管理に関すること。
- 3) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第88条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 自動販売機の運営

- 1) 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
- 2) 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
- 3) 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

2. 自動販売機の維持管理

- 1) 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- 2) 選別回収タイプの回収ボックスは、室内の自動販売機にのみ併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
- 3) 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- 4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第89条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に調査職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の調査職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、調査職員及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと

となること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第90条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に調査職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に調査職員と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員の指示に従うこと。

第10章 公衆電話

第91条 総則

施設等運営者は、公衆電話の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第92条 施設の利用目的

公衆電話施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第93条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■現設置公衆電話一覧

	施設名称
必須施設	中央口休憩所 A(管理所)
	カントリーハウス
	虹の巣ドーム
	サイクルセンター
裁量施設	滝野公園事務所庁舎
	森の情報館
	森の交流館

(別紙-51「公衆電話」参照。)

第94条 責任者の選任

施設等運営者は、公衆電話の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、公衆電話の運営にあたらせる。

第95条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 公衆電話の運営に関すること。
- 2) 公衆電話の維持管理に関すること。
- 3) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第96条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 公衆電話を置かない場合は、利用者の利便性を損なわないよう、代替手段を用意すること。

第97条 費用の負担

1. 公衆電話運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、調査職員に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、調査職員に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第 11 章 自主事業における行催事等

第 98 条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 施設等運営者は、開園時間外に、独立採算にて自主事業を行うことが出来る。ただし、入園料の取り扱いについては事前に調査職員と協議を行うこと。
5. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添－４８「公園利用重点調整区域」参照。）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
6. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、開園時間の延長を伴うものは 2 ヶ月前、伴わないものや開園時間外に実施するものは 1 ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の 1 週間前までには申請書を調査職員に提出して許可を受けなければならない。
7. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第 20 条に基づく都市公園法第 5 条又は第 6 条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。
9. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 施設等運営者は、事前に北海道開発局札幌建設部の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
10. 施設等運営者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		27年度	28年度	29年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	662,396	731,062	732,509
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)				
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)				

(注記事項)

・委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

運営維持管理業務(収益施設等管理運営業務にかかる費用を除く)

(単位:千円)

	27年度	28年度	29年度
植 物 管 理	141,454	155,221	152,677
利 雪 工	44,165	65,053	63,382
建 物 管 理	2,688	3,451	3,454
設 備 管 理	5,132	6,629	6,244
工 作 物 管 理	13,222	22,241	21,123
維 持 修 繕	21,416	19,965	18,773
清 掃	39,587	43,596	48,590
運 営 管 理 工	158,907	193,985	203,508
公 園 管 理 工	100,731	106,091	101,623
現 場 管 理 費	28,237		
業 務 管 理 費	3,801		
一 般 管 理 費	53,990	60,677	58,875
消 費 税	49,066	54,153	54,260
合 計	662,396	731,062	732,509

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度
常勤職員	13	13	13
非常勤職員	59	60	61

(平成28年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件
同種又は類似業務の経験

2. 技術力に関する要件

- 植物管理業務責任者
 - ・1級造園施工管理技士
- 収益施設等管理運営業務責任者
 - ・索道技術管理者

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成28年)

1. 知識、経験に関する要件

	① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	② 施設・設備維持管理業務の業務責任者	③ 植物管理業務の業務責任者	④ 収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること	下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること	下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること	下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること
	下記の1)~2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績を有し、かつ、下記の7)~9)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること
類似業務の経験	1) 都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2) レクリエーション施設又は観光・商業施設で、2ha以上の園地管理を行っている施設 7) 延べ2年以上の総括責任者の経験 4) 延べ3年以上の業務責任者の経験 9) 総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	ロ) 延べ2年以上の業務責任者の経験 ハ) 延べ3年以上の業務経験		
	下記の4)~5)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記の7)~9)のいずれかの経験を有すること 又は、下記の3)~5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の4)~5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の4)~5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の4)~5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること
	3) 都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 4) 都市公園の種別として、地区公園または特殊公園 5) レクリエーション施設または観光・商業施設で、園地管理を行っている施設 7) 延べ3年以上の総括責任者の経験 4) 延べ4年以上の業務責任者の経験 9) 延べ1年以上の総括責任者または延べ2年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	ロ) 延べ3年以上の業務責任者の経験 ハ) 延べ4年以上の業務経験		

2. 技術力に関する要件

- 植物管理業務責任者
 - ・1級造園施工管理技士
- 収益施設運営業務責任者
 - ・索道技術管理者

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員2名は除く。)
- ・職員13名(収益施設等管理運営業務担当者2名除く)及び非常勤職員が夏季38名、冬季50名(収益施設等配置者除く)が従事していた。
- ・繁忙日には上記の他、看護師や臨時のアルバイト(最大10人程度)を配置している。
- ・従事者に求める知識や技術は、平成28年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・別紙1主要公園施設一覧、別紙3主要建築物一覧、別紙20提供物品一覧及び別紙32建物・工作物に係る修繕履歴を参照

(注記事項)

・運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備は除く。)

4 従来の実施における目的の達成の程度

		26年度		27年度		28年度		29年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
年間及び運営シーズン ^{※1} ごとの公園利用者数	年間	—	542,528人	600,000人	607,644人	540,000人	551,166人	540,000人	500,793人
	4月～11月	—	410,285人	480,000人	471,900人	420,000人	408,204人	420,000人	380,527人
	12月～3月	—	132,243人	120,000人	135,744人	120,000人	142,962人	120,000人	120,266人
有料区域の利用者数		—	—	—	—	295,000人	302,076人	295,000人	278,341人
札幌都市圏外 ^{※2} の地域からの利用者の割合 ^{※3}		—	14.7%	15%以上	20.9%	12%以上	16.5%	12%以上	16.0%
滝野の森3施設(森の教室、森の情報館、森の交流館)の年間及び運営シーズンごとのカウント数	年間	110,000カウント	147,867カウント	110,000カウント	136,548カウント	130,000カウント	134,615カウント	130,000カウント	126,588カウント
	4月～11月	90,000カウント	120,373カウント	90,000カウント	112,618カウント	110,000カウント	109,195カウント	110,000カウント	106,348カウント
	12月～3月	20,000カウント	27,494カウント	20,000カウント	23,930カウント	20,000カウント	25,420カウント	20,000カウント	20,240カウント
年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率 ^{※4}	年間	52%以上	66.1%	52%以上	62.3%	63%以上	67.1%	63%以上	65.9%
	4月～11月	52%以上	64.6%	52%以上	61.5%	62%以上	60.8%	62%以上	65.1%
	12月～3月	53%以上	68.2%	53%以上	63.9%	63%以上	73.4%	63%以上	66.6%
北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率 ^{※5}		44%以上	59.9%	44%以上	58.2%	56%以上	53.0%	56%以上	58.7%
滝野の森エリア(森のすみかを含む)における利用プログラム ^{※6} の開催回数、延べ参加人数	開催回数	200回以上	315回	200回以上	303回	290回以上	291回	290回以上	282回
	参加人数	4,600人以上	11,423人	4,600人以上	9,445人	10,000人以上	12,631人	10,000人以上	12,616人
ホームページの総アクセス数		630,000件以上	1,888,507件	630,000件以上	2,386,858件	1,400,000件以上	3,091,681件	1,400,000件以上	3,344,419件
マスコミによる報道件数 ^{※7}		340件以上	402件	340件以上	382件	360件以上	395件	360件以上	410件

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

過年度実績をもとに設定。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4モニタリング方法による。

管理者からの管理月報及び利用実態アンケートより

4. 表中の注記は、以下のとおり。

※1: 運営シーズンとは、第1期:4月20日～11月10日、第2期:12月23日～3月31日の2期をいう。

※2: 札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。

※3: 別紙-13「利用実態調査アンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。

※4: 「利用実態調査アンケート」(別紙-13)のQ6「公園には満足されましたか?」における「非常に満足」の回答比率

※5: 「利用実態調査アンケート」(別紙-13)のQ8①～③における「非常に満足」の回答比率の平均値

※6: 利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、

講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスである。

ここでは、当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は含めない。

・参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回と数える。

・ほぼ同じ内容で1日複数回実施したプログラムは、1回と数える。

・同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

※7: マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが札幌市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

・事件、事故の報道件数は除く。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法
・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

(注記事項)

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状(22-24年度)			民間競争入札(25年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B以外の業者	
国営滝野 すざらん 丘陵公園 運営維持 管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		開園期間 (4月～11月、12月～3月)
		利雪		○			○		11月～3月
	③植物管理業務	植物管理		○			○		4月～11月
	④収益施設等管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

精 算 報 告 書 (平成27年度分)

別紙11

単位：円

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	摘 要
植物管理	62,122,000	62,122,000	0	
芝生管理工	38,424,000	38,424,000	0	
中低木管理工	20,453,000	20,453,000	0	
高木管理工	3,245,000	3,245,000	0	
草花管理	69,897,000	69,593,349	303,651	
花壇管理工	36,630,000	36,432,393	197,607	
花畑管理工	12,855,000	12,766,006	88,994	
草花管理工	20,412,000	20,394,950	17,050	
林地管理工	10,000,000	9,739,000	261,000	
林地管理工	10,000,000	9,739,000	261,000	
利雪工	42,710,000	44,164,994	△ 1,454,994	
利雪工	42,417,000	43,872,394	△ 1,455,394	
附帯除雪工	293,000	292,600	400	
建物管理工	2,778,000	2,688,400	89,600	
建物維持管理	2,778,000	2,688,400	89,600	
設備管理工	4,968,000	5,132,334	△ 164,334	
汚水施設保守点検	2,639,000	2,639,000	0	
給水施設維持管理	1,660,000	1,825,334	△ 165,334	
その他設備維持管理等	669,000	668,000	1,000	
工作物管理工	12,673,000	13,222,205	△ 549,205	
工作物維持管理工	12,673,000	13,222,205	△ 549,205	
維持修繕工	19,000,000	21,415,892	△ 2,415,892	
維持修繕工	19,000,000	21,415,892	△ 2,415,892	
清掃	39,709,000	39,586,880	122,120	
清掃工	39,709,000	39,586,880	122,120	
運営管理工	158,207,000	158,906,943	△ 699,943	
利用指導工	107,275,000	109,049,805	△ 1,774,805	
自動車等維持修繕工	13,710,000	12,645,804	1,064,196	
広報宣伝費	37,222,000	37,211,334	10,666	
公園管理工	103,062,000	100,730,509	2,331,491	
公園管理工	103,062,000	100,730,509	2,331,491	
現場管理費	28,510,000	28,236,724	273,276	
業務管理費	3,940,000	3,800,732	139,268	
小計	557,576,000	559,339,962	△ 1,763,962	
一般管理費	55,754,000	53,990,038	1,763,962	
計	613,330,000	613,330,000	0	
消費税	49,066,400	49,066,400	0	
合計	662,396,400	662,396,400	0	

精 算 報 告 書 (平成28年度分)

単位：円

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	摘 要
植物管理	68,309,000	62,539,980	5,769,020	
芝生管理工	40,773,000	35,069,300	5,703,700	
中低木管理工	22,426,000	21,697,360	728,640	
高木管理工	5,110,000	5,773,320	△ 663,320	
草花管理	82,524,000	87,229,329	△ 4,705,329	
花壇管理工	38,614,000	40,121,385	△ 1,507,385	
花畑管理工	18,451,000	20,868,894	△ 2,417,894	
草花管理工	25,459,000	26,239,050	△ 780,050	
林地管理工	5,104,000	5,452,292	△ 348,292	
林地管理工	5,104,000	5,452,292	△ 348,292	
利雪工	63,603,000	65,052,916	△ 1,449,916	
利雪工	63,232,000	64,663,716	△ 1,431,716	
附帯除雪工	371,000	389,200	△ 18,200	
建物管理工	3,852,000	3,450,610	401,390	
建物維持管理	3,852,000	3,450,610	401,390	
設備管理工	8,329,000	6,629,500	1,699,500	
污水施設保守点検	3,566,000	3,492,500	73,500	
給水施設維持管理	3,851,000	2,337,000	1,514,000	
その他設備維持管理等	912,000	800,000	112,000	
工作物管理工	20,912,000	22,240,805	△ 1,328,805	
工作物維持管理工	20,912,000	22,240,805	△ 1,328,805	
維持修繕工	11,000,000	19,964,566	△ 8,964,566	
維持修繕工	11,000,000	19,964,566	△ 8,964,566	
清掃	53,428,000	43,595,674	9,832,326	
清掃工	53,428,000	43,595,674	9,832,326	
運営管理工	190,139,000	193,984,561	△ 3,845,561	
利用指導工	129,292,000	122,140,740	7,151,260	
自動車等維持修繕工	16,547,000	13,492,153	3,054,847	
広報宣伝費	44,300,000	58,351,668	△ 14,051,668	
公園管理工	108,173,000	106,091,220	2,081,780	
公園管理工	108,173,000	106,091,220	2,081,780	
現場管理費				
業務管理費				
小計	615,373,000	616,231,453	△ 858,453	
一般管理費	61,536,000	60,677,547	858,453	
計	676,909,000	676,909,000	0	
消費税	54,152,720	54,152,720	0	
合計	731,061,720	731,061,720	0	

精 算 報 告 書 (平成29年度分)

単位：円

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	摘 要
植物管理	68,306,000	64,429,232	3,876,768	
芝生管理工	40,772,000	37,832,478	2,939,522	
中低木管理工	22,426,000	21,280,902	1,145,098	
高木管理工	5,108,000	5,315,852	△ 207,852	
草花管理	82,518,000	83,075,322	△ 557,322	
花壇管理工	38,612,000	38,036,164	575,836	
花畑管理工	18,450,000	19,535,010	△ 1,085,010	
草花管理工	25,456,000	25,504,148	△ 48,148	
林地管理工	5,102,000	5,172,457	△ 70,457	
林地管理工	5,102,000	5,172,457	△ 70,457	
利雪工	63,603,000	63,382,518	220,482	
利雪工	63,231,000	63,046,518	184,482	
附帯除雪工	372,000	336,000	36,000	
建物管理工	3,852,000	3,453,900	398,100	
建物維持管理	3,852,000	3,453,900	398,100	
設備管理工	8,329,000	6,244,500	2,084,500	
汚水施設保守点検	3,566,000	3,492,500	73,500	
給水施設維持管理	3,851,000	1,952,000	1,899,000	
その他設備維持管理等	912,000	800,000	112,000	
工作物管理工	20,916,000	21,122,931	△ 206,931	
工作物維持管理工	20,916,000	21,122,931	△ 206,931	
維持修繕工	11,000,000	18,772,649	△ 7,772,649	
維持修繕工	11,000,000	18,772,649	△ 7,772,649	
清掃	51,070,000	48,590,293	2,479,707	
清掃工	51,070,000	48,590,293	2,479,707	
運営管理工	191,140,000	203,507,557	△ 12,367,557	
利用指導工	128,977,000	133,698,995	△ 4,721,995	
自動車等維持修繕工	17,863,000	13,155,419	4,707,581	
広報宣伝費	44,300,000	56,653,143	△ 12,353,143	
公園管理工	110,755,000	101,622,537	9,132,463	
公園管理工	110,755,000	101,622,537	9,132,463	
現場管理費				
業務管理費				
小計	616,591,000	619,373,896	△ 2,782,896	
一般管理費			0	
計	616,591,000	619,373,896	△ 2,782,896	
消費税			0	
合計	616,591,000	619,373,896	△ 2,782,896	

国営滝野すずらん丘陵公園

平成27年度 公園利用者数(団体、パスポート含む)

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開園日数(単位:日)				12	31	30	31	31	30	31	10	9	31	29	31	306	
入園者数 (単位:人)	有料区域	有入園料者	東口	4,903	32,496	16,264	18,110	28,535	18,190	8,587	1,917	0	0	0	0	129,002	
			中央口	769	18,188	3,375	3,601	5,058	9,255	1,394	263	0	0	0	0	41,903	
			滝野の森口	187	1,722	969	1,270	1,638	866	866	121	0	0	0	0	7,639	
			キャンプ場	233	1,796	1,769	4,296	7,475	2,912	786	20	0	0	0	0	19,287	
			小計	6,092	54,202	22,377	27,277	42,706	31,223	11,633	2,321	0	0	0	0	197,831	
	パスポート	パスポート大人	179	714	518	526	500	441	346	160	0	0	0	0	3,384		
		パスポート小人	34	96	66	82	125	55	51	30	0	0	0	0	539		
		パスポートシルバー	104	414	348	297	281	296	217	90	0	0	0	0	2,047		
		小計	317	1,224	932	905	906	792	614	280	0	0	0	0	5,970		
	無料入園者	無料入園者	2,529	28,573	9,682	15,553	23,853	18,720	8,068	1,085	0	0	0	0	0	108,063	
		小計	8,938	83,999	32,991	43,735	67,465	50,735	20,315	3,686	0	0	0	0	311,864		
	無料区域		4,197	23,538	19,082	14,102	15,655	16,162	11,698	2,174	10,149	55,637	38,825	16,962	228,181		
	合計				13,135	107,537	52,073	57,837	83,120	66,897	32,013	5,860	10,149	55,637	38,825	16,962	540,045
	有料入園者内訳	一般大人	4,242	38,067	13,857	16,921	26,244	19,266	6,708	1,624	0	0	0	0	0	126,929	
		一般小人	1,419	7,262	3,212	5,330	10,951	5,022	1,637	545	0	0	0	0	0	35,378	
		一般シルバー	405	7,182	2,440	2,275	2,989	3,810	1,399	152	0	0	0	0	0	20,652	
		団体大人	26	1,243	2,094	1,332	1,508	1,086	927	0	0	0	0	0	0	8,216	
団体小人		0	233	499	1,213	927	1,962	204	0	0	0	0	0	0	5,038		
団体シルバー		0	158	275	170	52	77	758	0	0	0	0	0	0	1,490		
天文台大人		0	35	0	22	23	0	0	0	0	0	0	0	0	80		
天文台小人		0	22	0	14	12	0	0	0	0	0	0	0	0	48		
パスポート購入大人		59	173	58	39	28	11	13	4	0	0	0	0	0	385		
パスポート購入小人		20	33	14	12	6	0	1	2	0	0	0	0	0	88		
パスポート購入シルバー		13	48	20	26	10	15	3	1	0	0	0	0	0	136		
入園料(単位:円)				2,125,630	18,635,250	7,324,490	8,468,490	12,850,100	9,578,230	3,651,440	754,060	0	0	0	0	63,387,690	

※本資料は、「青少年山の家」利用者数を除く入園者数。

平成28年度 利用状況総括表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開園日数(単位:日)		11	31	30	31	31	30	31	10	9	31	28	31	304	
入園者数 (単位:人)	有料区域	有入園料者	東口	1,716	31,820	12,441	18,747	27,603	19,129	8,849	224	0	0	0	120,529
			中央口	253	18,266	2,799	4,601	8,389	6,029	1,743	12	0	0	0	42,092
			滝野の森口	114	1,775	787	1,486	1,515	612	667	35	0	0	0	6,991
			キャンプ場	454	1,717	1,470	4,659	6,562	2,583	1,115	0	0	0	0	18,560
			小計	2,537	53,578	17,497	29,493	44,069	28,353	12,374	271	0	0	0	188,172
	パスポート	パスポート大人	104	656	341	531	458	469	324	47	0	0	0	0	2,930
		パスポート小人	22	141	53	113	142	60	58	7	0	0	0	0	596
		パスポートシルバー	74	405	315	256	248	290	242	48	0	0	0	0	1,878
		小計	200	1,202	709	900	848	819	624	102	0	0	0	0	5,404
	無料入園者		1,225	20,892	14,500	16,262	22,205	18,807	14,517	92	0	0	0	0	108,500
	小計		3,962	75,672	32,706	46,655	67,122	47,979	27,515	465	0	0	0	0	302,076
	無料区域		2,990	23,378	17,575	15,801	15,677	18,369	11,834	504	12,498	61,155	44,993	24,316	249,090
	合計		6,952	99,050	50,281	62,456	82,799	66,348	39,349	969	12,498	61,155	44,993	24,316	551,166
	有料入園者内訳	一般大人	1,773	36,958	9,940	18,870	27,947	15,587	7,873	137	0	0	0	0	119,085
		一般小人	477	8,397	2,194	5,758	11,535	3,364	1,799	31	0	0	0	0	33,555
一般シルバー		171	6,684	2,084	2,396	2,856	3,962	1,480	29	0	0	0	0	19,662	
団体大人		100	1,171	2,525	1,502	826	2,124	461	74	0	0	0	0	8,783	
団体小人		2	144	559	674	743	3,062	519	0	0	0	0	0	5,703	
団体シルバー		14	200	164	267	27	220	242	0	0	0	0	0	1,134	
天文台大人		0	14	26	15	74	22	0	0	0	0	0	0	151	
天文台小人		0	10	5	11	61	12	0	0	0	0	0	0	99	
パスポート購入大人		41	160	41	47	34	23	11	0	0	0	0	0	357	
パスポート購入小人		6	70	12	14	9	2	2	0	0	0	0	0	115	
パスポート購入シルバー		17	54	17	13	9	19	5	0	0	0	0	0	134	
駐車台数 (単位:台)	有料	大型車	17	74	111	73	50	75	38	0	6	72	129	31	676
		普通車	1,062	21,268	7,922	9,963	14,330	11,463	7,619	155	1,873	10,370	5,944	3,797	95,766
		Pバス	112	440	106	80	63	33	33	2	249	280	89	49	1,536
		自動二輪	2	77	34	33	44	42	28	0	0	0	0	0	260
		特別割引券	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
		合計	1,193	21,922	8,173	10,149	14,487	11,613	7,718	157	2,128	10,722	6,162	3,877	98,301
駐車料金(単位:円)		722,670	9,866,310	3,685,610	4,391,190	6,106,160	4,934,700	3,281,310	67,670	1,325,450	5,090,200	2,910,970	1,749,160	44,131,400	

平成29年度 利用状況総括表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
開園日数 (単位:日)		11	31	30	31	31	19	31	10	9	31	28	30	292		
入園者数 (単位:人)	有料区域	有入園料者	東口	1,838	25,264	12,185	17,517	30,838	12,015	11,358	950	0	0	0	111,965	
			中央口	323	13,831	5,227	5,039	7,622	2,544	4,206	148	0	0	0	0	38,940
			滝野の森口	99	1,153	888	1,442	1,486	435	788	86	0	0	0	0	6,377
			キャンプ場	267	1,404	1,602	5,509	7,246	1,764	1,067	9	0	0	0	0	18,868
			小計	2,527	41,652	19,902	29,507	47,192	16,758	17,419	1,193	0	0	0	0	176,150
	パスポート	パスポート大人	106	547	396	434	364	266	319	75	0	0	0	0	2,507	
		パスポート小人	23	107	60	93	88	31	59	14	0	0	0	0	475	
		パスポートシルバー	86	414	324	256	292	248	272	88	0	0	0	0	1,980	
		小計	215	1,068	780	783	744	545	650	177	0	0	0	0	4,962	
	無料入園者		1,048	24,145	8,750	17,382	23,123	7,287	15,067	427	0	0	0	0	97,229	
	小計		3,790	66,865	29,432	47,672	71,059	24,590	33,136	1,797	0	0	0	0	278,341	
	無料区域		2,586	24,845	18,318	16,488	14,538	43,818	13,384	1,209	8,034	49,188	44,241	18,803	255,452	
	合計		6,376	91,710	47,750	64,160	85,597	68,408	46,520	3,006	8,034	49,188	44,241	18,803	533,793	
	有料入園者内訳	一般大人	1,754	28,447	12,901	18,614	27,822	10,003	10,645	818	0	0	0	0	111,004	
		一般小人	608	5,118	2,374	6,047	11,787	2,226	2,249	251	0	0	0	0	30,660	
		一般シルバー	145	7,060	2,516	2,046	3,289	2,293	2,026	99	0	0	0	0	19,474	
		団体大人	16	511	1,606	1,745	2,966	1,257	1,372	25	0	0	0	0	9,498	
団体小人		4	440	310	688	1,279	493	1,031	0	0	0	0	0	4,245		
団体シルバー		0	76	195	317	49	462	96	0	0	0	0	0	1,195		
天文台大人		0	0	0	33	0	17	0	0	0	0	0	0	0	50	
天文台小人		0	0	0	17	0	7	0	0	0	0	0	0	0	24	
パスポート購入大人		32	120	46	48	28	19	18	0	0	0	0	0	0	311	
パスポート購入小人		13	28	7	10	10	1	3	0	0	0	0	0	0	72	
パスポート購入シルバー		15	73	22	8	11	14	7	0	0	0	0	0	0	150	
駐車台数 (単位:台)	有料	大型車	15	63	91	95	43	60	52	2	5	104	177	33	740	
		普通車	1,025	19,460	7,334	9,798	14,126	5,909	8,964	483	1,211	8,116	5,919	2,829	85,174	
		Pバス	58	260	96	96	70	37	47	4	136	298	116	56	1,274	
		自動二輪	4	64	28	31	49	17	31	2	0	0	0	0	226	
		特別割引券	0	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	
		合計	1,102	19,983	7,549	10,020	14,288	6,023	9,094	491	1,352	8,518	6,212	2,918	87,550	
駐車料金(単位:円)		593,480	8,780,020	3,397,540	4,443,540	6,054,030	2,614,640	3,892,290	212,310	808,240	4,221,920	3,011,160	1,360,520	39,389,690		

※9月臨時閉園補正人数33,000人を無料区域に加える。9月無料区域実人数10,818人+補正人数33,000=補正後9月無料区域人数43,818人

該当するものに○をつけて下さい。

国営滝野すすらん丘陵公園 お客さまアンケート

Q1. あなたの性別は？ ① 男 ・ ② 女

Q2. あなたの年齢は？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 15～19 歳 ④ 20～29 歳 ⑤ 30～39 歳
- ⑥ 40～49 歳 ⑦ 50～59 歳 ⑧ 60～69 歳 ⑨ 70 歳以上

Q3. あなたの住所は？ _____ 道・都府・県 市郡 区町・村

Q4. 本日はどなたといらっしゃいましたか？ (該当するもの1つ) グループ全員の人数

- | | | | |
|-----------|----------|---------|---------------|
| ① 一人で | ② 友人・知人と | ③ カップルで | シルバー(65歳以上) 名 |
| ④ 夫婦で | ⑤ 家族と | ⑥ 学校の団体 | 大人 名 |
| ⑦ 地域の団体 | ⑧ 職場の団体 | ➔ | 小中学生 名 |
| ⑨ その他 () | | | 未就学児 名 |

Q5. 本日は、公園までどうやっていらっしゃいましたか？

- ① 自家用車 ② レンタカー ③ 路線バス ④ 地下鉄+路線バス
- ⑤ 貸し切りバス ⑥ その他 ()

Q6. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？

- ① ほぼ毎日 ② 週に2～3回 ③ 週に1回 ④ 月に2～3回 ⑤ 月に1回
- ⑥ 年に数回 ⑦ 年に1回 ⑧ 数年に1回程度 ⑨ 今回が初めて

Q7. 公園には満足されましたか？

- ① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

理由があればお書きください。

Q8. 本日、公園を利用された感想をお聞かせ下さい。

項目	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	利用していない
(1) 園路の清掃	1	2	3	4	X
(2) 休憩所の清掃	1	2	3	4	5
(3) トイレの清掃	1	2	3	4	5
(4) スタッフの対応	1	2	3	4	X

Q9. 本日、以下の(1)～(3)はいかがでしたか？

項目	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	利用していない
(1) カントリーガーデンの花や風景	1	2	3	4	5
(2) 東口ゲート付近の花やオブジェの演出	1	2	3	4	5
(3) 上記以外の花壇や植栽地の手入れの状態	1	2	3	4	X

Q10. レストラン・売店をご利用した感想をお聞かせ下さい。

- ① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していない

Q11. 今回の来園の目的や決め手は何ですか？(3つまで)

- ① 景色 ② 花 ③ 自然 ④ 広々としている ⑤ 運動ができる
 ⑥ 遊具 ⑦ 料金改定 ⑧ 子供を安心して遊ばせられる ⑨ バーベキュー
 ⑩ キャンプ ⑪ イベント ⑫ 近い ⑬ 観光地めぐりの一環 ⑭ 料金が安い
 ⑮ その他 ()

Q12. 今回の来園のきっかけとなった情報源は何ですか？(該当するものすべて)

- ① 新聞 ② テレビ ③ ラジオ ④ 雑誌・情報誌 ⑤ 市町村の広報誌
 ⑥ 公園情報誌「すずらんメール」 ⑦ 知人に聞いて ⑧ 公園のホームページ ⑨ 公園のSNS
 ⑩ 公園以外のホームページなど ⑪ 特になし ⑫ その他 ()

Q13. この公園へまた来たいと思いますか？

- ① 定期的に来たい ② たまには来たい ③ イベントなどがあれば来たい
 ④ ついでのお機会があれば来たい ⑤ もう来たくない

Q14. 公園にあれば利用したいサービスやショップがあればお選びください。(該当するものすべて)

※価格を抑えた有料での提供を想定します。

サービス・イベント	①園内周遊バス ②グランピング ③屋外遊具施設(ジップラインやツリーイングなど) ④屋内遊具施設(トランポリンやボルダリングなど) ⑤園内セグウェイツアー
レストラン・ショップ	⑥コンビニエンスストア ⑦アウトドア用品店 ⑧北海道らしいレストラン(ジンギスカン、ラーメン等) ⑨カフェ ⑩野菜直売所 ⑪ガーデニング・フラワーショップ
そのほかに、公園にあれば利用したい・来園頻度が増えると思うサービスがあれば教えてください。	

Q15. その他、お気づきの点やご要望がございましたらご記入ください。

{

Q16. 入園料金改定(平成30年4月より試行)を来園前にご存知でしたか？

- ① 知っていた ② 知らなかった

Q17. 大人料金(450円)についてはどう思いますか？

- ① 高い ② やや高い ③ どちらとも言えない ④ やや安い ⑤ 安い

↓ その理由を教えてください。(最も近いもの1つ)

- ① 提供されるサービス(自然、景色、遊具、イベントなど)が充実している/いないから
 ② 近隣の類似レクリエーション施設(公園、動植物園、遊園地、博物館など)の入園料などと比較して
 ③ これまでの入園料(410円)と比較して
 ④ 子ども料金が無料だから
 ⑤ その他 ()

Q18. 小人料金の無料化・大人料金の見直しについてどう思いますか？

- ① 支持する ② どちらかといえば支持する ③ どちらとも言えない
 ④ どちらかといえば支持しない ⑤ 支持しない

改定内容 [夏季] 小人(80円→無料)、大人(410円→450円)、年間パスポート(2,600円→2,800円)
 [冬季] 変更なし(無料) [シルバー料金] 変更なし(210円)

平成27年度 行催事一覧

別紙14

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月23日	6月14日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	43,071	期間来園者数	カントリーガーデン
5月30日	5月31日	チューリップ博士のガイドツアー	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	62	参加者数	カントリーガーデン
6月13日	6月14日	チューリップ掘り取り体験	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,233	参加者数	カントリーガーデン
7月11日	8月16日	【滝野の花涼み】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	52,093	期間来園者数	カントリーガーデン
7月12日		ラベンダー摘み取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	171	参加者数	つどいの森
7月18日		ラベンダースティックづくり	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	48	参加者数	東口休憩所
7月18日	7月31日	ハンギングバスケットコンテスト	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	16,533	期間来園者数	カントリーハウス
7月24日		コンテナガーデン講習会	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター		参加者数	カントリーガーデン
9月12日	10月4日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	33,514	期間来園者数	カントリーガーデン
9月13日	10月4日	コスモスクラフト体験	6	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	573	参加者数	東口休憩所
9月27日		フラワー&ミュージック	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	3,643	期間来園者数	カントリーガーデン
2月6日	2月7日	【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	8,520	期間来園者数	つどいの森他

平成28年度 行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月21日	6月12日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	40,441	期間来園者数	カントリーガーデン
5月28日	5月29日	チューリップ博士のガイドツアー	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	77	参加者数	カントリーガーデン
6月4日	6月5日	すずらんコンサート	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	7,751	参加者数	カントリーガーデン
6月11日	6月12日	チューリップ掘り取り体験	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,852	参加者数	カントリーガーデン
7月9日	8月14日	【滝野の花涼み】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	57,213	期間来園者数	カントリーガーデン
7月10日		ラベンダー摘み取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	33	参加者数	つどいの森
7月13日	8月31日	コンテナガーデン展示	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	66,792	期間来園者数	カントリーハウス
9月10日	10月2日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	39,817	期間来園者数	カントリーガーデン
9月11日		フラワー&ミュージック2016	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	1,842	期間来園者数	カントリーガーデン
9月14日	9月28日	コスモスクラフト体験	6	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	191	参加者数	カントリーガーデン
9月18日		札幌南マルシェ&吹奏楽コンサート	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	5,371	期間来園者数	カントリーハウス周辺
9月24日		滝野満喫ノルディックウォーキングツアー	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	27	期間来園者数	東口休憩所
10月2日		スポカル〜滝野de秋満喫DAY!	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	9,232	期間来園者数	つどいの森
2月4日	2月5日	【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	9,349	期間来園者数	つどいの森

平成29年度 行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月20日	6月11日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	32,220	期間来園者数	カントリーガーデン
5月20日	6月11日	チューリップ博士のガイドツアー	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	64	参加者数	カントリーガーデン
6月10日	6月11日	チューリップ掘り取り体験	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	811	参加者数	カントリーガーデン
7月1日	8月13日	【滝野の花涼み】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	50,834	期間来園者数	カントリーガーデン
7月2日		ラベンダースティックづくり	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	9	参加者数	東口休憩所
7月8日		ラベンダー石けんづくり	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	9	参加者数	東口休憩所
7月9日		ラベンダー摘み取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	123	参加者数	つどいの森
7月10日	8月27日	ハンギングバスケットマスター展示	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	67,049	期間来園者数	カントリーハウス
7月16日		種だんご作って花を咲かせよう	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	83	参加者数	東口休憩所
9月16日	10月9日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	56,060	期間来園者数	カントリーガーデン
9月16日	10月7日	コスモスクラフト体験	4	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	136	参加者数	カントリーガーデン
9月30日	10月1日	スポカル〜滝野de秋満喫DAY!	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	10,120	期間来園者数	カントリーガーデン
10月7日	10月8日	チューリップを植えよう	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	90	参加者数	カントリーガーデン
2月3日	2月4日	【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	7,422	期間来園者数	つどいの森他

平成27年度 利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

別紙15

プログラム名	対象	内容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	79		無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	26,637	1,911	無料	
パンジー・ビオラcollection2015	一般来園者	国内メーカーや個人育種家の協力で国内最大級の700以上の品種が全国から集まった他、滝野公園生まれの品種を展示した。	公園主催	カントリーガーデン	4月25日 ～ 6月21日				87,777		無料	
星空観察会	申込み参加者	天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	5月9日 ～ 9月26日	5		定員40名/回	147		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	フラワーガイドボランティアがカントリーガーデンの案内を行うガイドツアーを行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月10日 ～ 10月12日			定員20名/回			無料	
チューリップ・すずらんフェスタ	一般来園者	約200品種27万球のチューリップを植栽し、「ガイドツアー」や「球根掘り取り」等のイベントを開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月23日 ～ 6月14日	2			43,071		無料	
星間の星空観察会	参加希望者	天文台を活用し太陽の観察会を行った。	公園主催	天文台	5月17日	1		定員なし	1,139		無料	
第5回北海道キャンピングフェア	一般来園者	つどいの森にキャンピングカーや有名メーカーのテントなどのアウトドアグッズを多数展示してキャンピングフェアを実施した。	公園主催	つどいの森	5月23日 ～ 5月24日	1			24,373			
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ博士のガイドツアー	参加希望者	富山県花卉球根農業組合からチューリップ博士として石村氏をガイドに迎えて、チューリップに特化したガイドツアーを実施した。クイズ形式を用いたガイドは子どもから大人まで楽しくチューリップについて学んでいた。	公園主催	カントリーガーデン	5月30日 ・ 5月31日	4		定員20名/回	62		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ掘り取り体験	参加希望者	咲き終わったチューリップの球根を掘り取って持ち帰りができるイベントを開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	5月13日 ・ 5月14日	2		定員2,000名/日	1,233		無料	
滝野の花涼み	一般来園者	ブルーガーデンを作成し楽しんでいただくとともに、花に関わるイベントやコンテナガーデン講習会、ハンギングバスケットコンテストなどの開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	7月11日 ～ 8月16日	2			56,148		無料	
滝野の花涼み ラベンダーの摘み取り体験	参加希望者	「滝野の花涼み」の一環として、つどいの森のラベンダーの摘み取り体験を実施した。開園直後から多くの方が列をつくり、急速定員を増やし対応を行った。	公園主催	つどいの森	7月12日	1		定員100名	171		無料	
滝野の花涼み コンテナガーデン講習会	参加希望者	ハンギングバスケットマスターの方を対象にしたスキルアップ講習会を開催した。カントリーガーデンと東口ゲートで制作活動を行い、その作品を来園者の方に楽しんでいただいた。	公園主催	カントリーガーデン	7月24日	1					無料	
滝野のなつやすみ	一般来園者	小学生の夏休み期間に「クラフト教室」や「クイズラリー」等、子供向けの各種イベントを展開した。	公園主催	園内全域	7月24日 ～ 8月19日	2			42,481		無料	
滝野のなつやすみ きのたんからの挑戦状	参加希望者	夏休みの期間に森のすみかの活用しクイズラリーを行った。	公園主催	森のすみか	7月25日 ～ 8月18日	2	2	定員なし	1,161	1,161	無料	
ダリアSelection	一般来園者	品種が多く数万種類あるといわれるダリアの中から約100種を選び、路地植えや鉢植えなどで展示する。	公園主催	カントリーガーデン	8月22日 ～ 10月12日	3			54,630		無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
コスモスフェスタ	一般 来園者	展示系	35品種70万本のコスモスの開花時期にあわせて「コスモスフェスタ」を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	9月12日 ～ 10月4日	2		30,380		無料	
コスモスフェスタ フラワー&ミュージック	一般 来園者	体験系	コスモス畑を背景にした特設ステージで、モデルが花で装飾されていく姿を多くのお客様が楽しんでいた。また、あわせて「花の髪飾り体験」も実施した。	公園主催	カントリーガーデン	9月27日	1		3,643		無料	
札幌南オータムフェスティバル	一般 来園者	展示系	札幌南シーニックバイウェイ運営代表者会議や南区商店街連絡協議会等の協力を得てステージイベントや飲食出店などを展開した。	公園主催	カントリーガーデン	9月20日 ～ 9月21日	1	定員なし	7,798		無料	
チューリップを植えよう	参加 希望者	体験系	お客様に来年の春に咲くチューリップの球根を木製プランターに植えていただくイベントを実施した。	公園主催	カントリーガーデン	10月10日 ・ 10月11日	2	定員45名/日	93		無料	
紅葉まつり	一般 来園者	展示系	園内各所の紅葉の見頃に合わせて魅力を感じ楽しんでいただけるよう「紅葉まつり」を開催した。	公園主催	園内全域	10月11日 ～ 11月3日	1		13,761		無料	
たきのドキドキラリー	参加 希望者	体験系	通常、冬期間閉鎖しているありの巣トンネルとありづかの塔を一部開放し、中に隠れているきのたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月23日 ～ 1月19日	2	定員なし	1,529		無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加 希望者	コンテスト系	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日 ～ 3月31日	4	定員なし	1,342		無料	
滝野スノーフェスティバル	一般 来園者	体験系	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどいの森	2月6日 ・ 2月7日	1		8,520		無料	
第7回「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	一般 来園者	展示系	楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していただく絵画コンクールと絵画の展示を幸内科クリニックと共催で開催した。	共催	東口休憩所	2月27日 ～ 3月31日	2				無料	
きのたんからの挑戦状	参加 希望者	体験系	冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	3月20日 ～ 3月27日	4	4 定員なし	529	529	無料	
森のガイドツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み 参加者	体験系	滝野の森クラブボランティアの案内でその時期ならではのガイドツアーを実施した。SPツアーでは普段は回らないコースを案内した。	公園主催	滝野の森ゾーン	5月10日 ～ 11月8日	60	52 定員20名/回	864	864	無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加 希望者	体験系	森の中で自分たちで遊び方を考えて遊ぶイベントを開催した	公園主催	滝野の森ゾーン	5月4日 ～ 3月20日	30	30 50名程度	1,172	1,172	無料	
生き物サイエンス	申込み 参加者	講習会系	両生類や希少生物の専門家を招いてのカエルの卵やヘビ、コウモリ講座を開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月3日 ～ 10月10日	4	4 定員20名	63	63	無料	
はじめての森遊び	申込み 参加者	体験系	「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに、森の中での楽しみ方や危険物についての知識を知ってもらうイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	8月4日 ～ 1月17日	6	6 定員20名	43	43	無料	
シラネアオイまつり	一般 来園者	展示系	滝野の森ゾーン西エリアの春の山野草の1番の目玉であるシラネアオイにスポットを当てたイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月16日 ～ 5月24日	1		1,269	1,269	無料	
シラネアオイ観察会	一般 来園者	体験系	札幌市立大学の矢部和夫先生をお招きして、滝野の森のシラネアオイの特徴や育成の過程を教えてください。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月16日	1	定員15名	13	13	無料	
いがりまさし写真講座	申込み 参加者	講習会系	植物写真家のいがりまさしさんを迎えて、森に咲く野草や森風景を撮るイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月22日	1	1 定員20名	21	21	無料	

プログラム名	対象	内 容		区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
滝野のなつやすみ 滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	多様な昆虫の生態などを知るイベントを開催。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月26日 ～ 8月20日	2	2	定員なし	730	730	無料	
滝野の森 生き物調査隊	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの各所で何種類の生き物がいるか調査するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	8月1日 ～ 8月8日	2	2	定員なし	109	109	無料	
いがりまさし写真講座	申込み参加者	講習会系	植物写真家のいがりまさしさんを迎えて、森に咲く野草や森風景を撮るイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月8日 ～ 2月26日	2	2	定員20名	30	30	無料	
滝野パワースポットツアー	参加希望者	体験系	風水研究家の大谷修一氏を講師に迎え滝野の森ゾーン東エリアの知られざるパワースポットをご案内した。	公園主催	森の交流館	8月23日	1	1	定員20名	19	19	無料	
ホオノキの葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	滝野の森で一番大きな葉っぱを付けるホオノキの落ち葉の中で既定サイズ以上のものを見つけた方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	9月16日 ～ 10月9日	2	2	定員なし	318	318	無料	
顔に見える葉っぱを探せ位	参加希望者	体験系	落ちている葉っぱの中で顔みたいに見えるものを見つけて写真に撮って来た方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	10月10日 ～ 10月31日	1	1	定員なし	114	114	無料	

利用プログラム	総実施回数	175 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	411,469 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	125 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	8,366 人	

平成27年度 利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等	
パンジー・ビオラcollection2015 ビオラクラフト	参加希望者	体験系	パンジー・ビオラcollection2015の開催に合わせて ビオラの押し花を利用したしおりづくりとメモ帳づくりを行った。	公園主催	東口休憩所	4月25日 ～ 4月29日	3		定員100名/日	117	有料	100円/個	
パンジー・ビオラcollection2015パンジーのミニブーケづくり	参加希望者	体験系	パンジー・ビオラcollection2015の開催に合わせて パンジーを使ったミニブーケづくりを行った	公園主催	東口休憩所	5月9日 . 5月10日	2		定員60名/日	120	有料	200円/個	
わんぱくフェスタ	参加希望者	体験系	GWの時期に合わせ春を感じるクラフト体験を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月2日 ～ 5月6日	5		定員300名/日	1,359	有料	100円/個	
花のある北のくらし塾 くらしの花園 ハーブらいふ	申込み参加者	体験系	ハーブを暮らしに取り入れることをテーマにした様々な講座を開催した。	公園主催	園内各所	5月5日 ～ 12月23日	24	1	定員10～30名	568	15	有料	100～1200円/人
ノルデックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系	初心者向けのノルディックウォーキング講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月19日 ～ 10月27日	12	6	定員20名/回	81	26	有料	100円/人
滝野満喫ノルディックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園内の魅力や普段はあまり歩かない道をインストラクター、公園スタッフ付で歩くツアーを開催した。	公園主催	園内全域	5月23日 ～ 10月24日	6	3	定員20名	124	73	有料	100円/人
滝野の花涼み ラベンダースティックづくり	参加希望者	体験系	ラベンダー畑で摘み取ったラベンダーの花穂を使ったスティックづくりを開催した。	公園主催	東口休憩所	7月18日	1		定員60名	48	有料	100円/個	
元日本代表選手吉原宏太選手と一緒にサッカーでエンジョイ	申込み参加者	体験系	元日本代表の吉原宏太コーチを中心に、遊びを交えながら子供が楽しく学べるサッカー教室を開催した。	共催	つどいの森	10月3日	1		定員60名/回	124	有料	2,000円/人	
滝野のなつやすみ たきのクラフト教室	申込み参加者	体験系	夏休みの自由研究対策プログラムとして「光の万華鏡づくり」と「竹とんぼづくり」を行った。	公園主催	東口休憩所	8月2日 ～ 8月16日	4		定員30名/回	179	有料	500円/個	
コスモスフェスタ コクモスクラフト体験	申込み参加者	体験系	コスモスのしおりづくり、コスモスの万華鏡づくり、コスモスのティッシュボックスづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	9月13日 ～ 10/4	14		定員20～50名	573	有料	100～300円/個	
ダリアSelection ダリアのミニブーケづくり	申込み参加者	体験系	「ダリアSelection」最終日にダリアの花を使ったブーケづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	10月12日	1		定員20名/回	40	有料	300円/個	
パーク雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系	北海道雪合戦連盟との共催により、ボールを雪玉に見立て雪合戦のルールで行う、雪合戦大会「パーク雪合戦大会」を開催した。	共催	つどいの森	10月18日	1		定員100名	157	有料	10000円/1チーム	
コキアのほうきづくり	申込み参加者	体験系	カントリーガーデンで紅葉したコキアを使い、「ほうきづくり」体験を実施した。	公園主催	東口ボランティア棟	11月1日 ～ 11月3日	3		定員20名/日	73	有料	200円/個	
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えレッスンをし、スキー用品の選び方や装着の仕方などを学んでいただいた。	公園主催	東口休憩所	12月23日	1		定員100名	88	有料	200円/人	
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系	ファミリーゲレンデの利用促進の一環として初心者向けのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	12月24日 ～ 3月31日	4		定員10～40名/日	3777	有料	200円/人	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等	
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系	クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した	公園主催	つどいの森	1月2日 ～ 2月13日	14		定員20名/回	148		有料	200円/人
親子クロスカントリースキー教室	申込み参加者	講習会系	クロスカントリースキー人口の拡大を狙いとして、未経験者や初心者向けに親子でクロスカントリースキーを体験する教室を開催した。	共催	つどいの森	1月6日 ～ 1月13日	3		定員20名/日	23		有料	200円/人
はじめての歩くスキー	申込み参加者	体験系	歩くスキー人口の拡大をねらいとして、初心者が参加しやすいよう、目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	つどいの森	1月16日 ～ 1月30日	3		定員20名/日	31		有料	200円/人
道央雪合戦チャンピオンズカップ 雪合戦体験部門雪合戦ランキング部門	申込み参加者	コンテスト系	雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催した。	共催	つどいの森	1月9日 ・ 1月10日	1		定員なし	350		有料	10000円/1チーム
はじめてのスキーキャンプ	申込み参加者	講習会系	青少年山の家の指定管理者(公財)札幌市青少年女性活動協会との共催で開催した。	共催	ファミリーゲレンデ	1月9日 ～ 1月11日	1		定員42名			有料	140000円/人
第32回滝野公園歩くスキー大会 兼 第2回滝野公園クロスカントリースキー記録会	申込み参加者	コンテスト系	健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらいに、大人から子供までを対象とした3・6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催した。また、参加者の拡大を狙い、6・10・16kmを記録計測する大会を同時開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月11日	1		定員700名/日	298		有料	歩くスキー大会 大人 1,500円 中学生以下 500円 記録会
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系	障がいのある方をでも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	1月16日 ～ 2月13日	5		定員5～15名/日	68		有料	200円/人
クロスカントリースキークラシカル講習会・第2回 夏見田杯クロスカントリースキークラシカルスプリントレース大会	申込み参加者	コンテスト系	地域スポーツコミュニティクラブの真駒内スポーツコミュニティクラブと共催でつどいの森を会場にXCスキーのクラシカル走法で行うデュアルレースを行った。	共催	つどいの森	1月16日 ・ 1月17日	2		定員50名/日	9		有料	500円/人
第40回道民市民歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系	歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月24日	1		定員300名/日	170		有料	2000円/人
第3回スノーディアスロン北海道	申込み参加者	コンテスト系	世界初の試みとしてスノーバイク(自転車)とクロスカントリースキーの2つの競技の合計タイムを競う大会を行った。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	2月14日	1		定員100名/日	13		有料	3,500～6,500円/人
パイアスロン講習会・スプリントレースin滝野	申込み参加者	コンテスト系	誰でも使える模擬銃を使用し、射撃およびクロスカントリースキーの講習を行い、パイアスロンのミニレースを行った。	共催	つどいの森	3月6日	1		定員50名/日	12		有料	500円/人
第14回道新杯小学生雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系	つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社と共催で開催した。	共催	つどいの森	2月28日	1		定員320名/日	310		有料	1000円/1チーム
第1回北海道歩くスキー協会歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系	今シーズン最後の歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。つどいの森スタートコースを利用して、大会特設コークの4kmおよび10・16kmの3コースで実施した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	3月13日	1		定員300名/日	78		有料	大人2,000円/人
森の楽校	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフトとネイチャーゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	5月9日 ～ 2月27日	15	15	定員20名/回	126	126	有料	200円/人
森ヨガ	申込み参加者	体験系	平日来園可能な女性を対象に森の中でのヨガ体験を実施した。	公園主催	滝野の森 東エリア	6月4日 ～ 3月17日	19	19	定員15名	201	201	有料	500円/人
滝野で暮らそう	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの田んぼを使った田植えや稲刈り体験、冬のイグルー作りなどを行った。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月31日 ～ 1月16日	6	6	定員20名	83	83	有料	100円

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等	
滝野モクモク自然クラブ	申込み参加者	体験系	親子で1日森で楽しむイベントを開催。8月はピザ作り、10月は秘密基地作り、2月はイグルー作り、3月はメイプルシロップ作りを開催。	公園主催	滝野の森 東エリア	8月29日 ・ 3月26日	4	4	定員20名	76	76	有料	500円
ミニクラフト	参加希望者	体験系	木の実や枝などを使って自由に作品作りを楽しめるクラフト教室を開催した。	公園主催	森の交流館	9月30日 ～ 3月23日	33	33	定員10～20名	89	89	有料	100円/個
スノーシューツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	スノーシューを履いて森の中をボランティアが案内するツアーを実施。	公園主催	森の交流館	12月27日 ～ 3月27日	29	29	定員15～20名	321	321	有料	100円～200円/人
アウトドアクッキング	申込み参加者	体験系	ダッチオーブンなどを使ったアウトドアクッキング体験	公園主催	滝野の森 東エリア	6月25日 ・ 9月8日	2	2	定員20名	32	32	有料	500円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系	森の交流館から日の出を見るイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月3日	1	1	定員30名	25	25	有料	200円/人
森の工作教室	申込み参加者	体験系	自然の素材を使ったクラフト体験講座	公園主催	森の交流館	8月11日 ～ 3月13日	8	8	定員20名	115	115	有料	200円/人
森フェス ～2015Summer～	一般来園者	体験系	滝野の森ゾーン東エリア全域を使って、音楽・アート・森遊びをテーマに、音楽ライブや工作体験、森遊びなど1日楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	7月20日	1	1	定員なし	840	840	有料	100～500円/回
森フェス ～2016winter～	一般来園者	体験系	滝野の森ゾーン東エリア全域を使って、音楽・アート・森遊びをテーマに、音楽ライブや棒焼きハンづくり、森遊びなど1日楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	2月21日	1	1	定員なし	417	417	有料	200円

利用プログラム	総実施回数	236 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	11,263 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	129 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	2,439 人	

平成28年度 利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系 ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	1,499	577	無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	26,794	2,587	無料	
パンジー・ビオラcollection2016	一般来園者	展示系 国内メーカーや個人育種家の協力で国内最大級の700以上の品種が全国から集まった他、滝野公園生まれの品種を展示した。	公園主催	カントリーガーデン	4月23日 ～ 6月19日				59,119		無料	
星空観察会	申込み参加者	体験系 天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	5月14日 ～ 9月24日	7		定員40名/回	246		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	体験系 フラワーガイドボランティアがカントリーガーデンの案内を行うガイドツアーを行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月8日 ～ 10月10日			定員20名/回			無料	
チューリップ・すずらんフェスタ	一般来園者	展示系 約200品種27万球のチューリップを植栽し、「ガイドツアー」や「球根掘り取り」等のイベントを開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月21日 ～ 6月12日	2			40,441		無料	
星間の星空観察会	参加希望者	体験系 天文台を活用し太陽の観察会を行った。	公園主催	天文台	5月22日	1		定員なし	1,190		無料	
第6回北海道キャンピングフェア	一般来園者	体験系 つどいの森にキャンピングカーや有名メーカーのテントなどのアウトドアグッズを多数展示してキャンピングフェアを実施した。	公園主催	つどいの森	5月21日 ～ 5月22日	2			14,299			
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ博士のガイドツアー	参加希望者	体験系 富山県花卉球根農業組合からチューリップ博士として石村氏をガイドに迎えて、チューリップに特化したガイドツアーを実施した。クイズ形式を用いたガイドは子どもから大人まで楽しくチューリップについて学んでいた。	公園主催	カントリーガーデン	5月28日 ・ 5月29日	2		定員20名/回	77		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ掘り取り体験	参加希望者	体験系 咲き終わったチューリップの球根を掘り取って持ち帰りができるイベントを開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	6月11日 ・ 6月12日	2		定員2,000名/日	1,851		無料	
わんぱく遊び隊	参加希望者	体験系 森のすみかの自然環境や遊具を活用しながら、ツアー形式で様々な遊びを体験する	公園主催	森のすみか	4月30日 ・ 5月1日	2		定員20組/回	178		無料	
滝野の花涼み	一般来園者	展示系 ブルーガーデンを作成し楽しんでいただくとともに、花に関わるイベントやコンテナガーデン講習会、ハンギングバスケットコンテストなどの開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	7月9日 ～ 8月14日				57,213		無料	
滝野の花涼み ラベンダーの摘み取り体験	参加希望者	体験系 「滝野の花涼み」の一環として、つどいの森のラベンダーの摘み取り体験を実施した。開園直後から多くの方が列をつくり、急遽定員を増やし対応を行った。	公園主催	つどいの森	7月10日	1		定員100名	33		無料	
滝野の花涼み コンテナガーデン講習会	参加希望者	講習会系 ハンギングバスケットマスターの方を対象にしたスキルアップ講習会を開催した。カントリーガーデンと東口ゲートで制作活動を行い、その作品を来園者の方楽しんでいただいた。	公園主催	カントリーガーデン	7月13日 ～ 8月31日						無料	
わんぱく探検隊	参加希望者	体験系 森のすみかを活用したツアー形式のイベントを開催する。森の素材を使用したクラフト製作も行う。	公園主催	森のすみか	8月18日 ・ 8月19日	2		定員30名/回	122		無料	
ダリアSelection	一般来園者	展示系 100品種のダリアを露地植え及び鉢植えて展示し、大きく豪華で美しい花をお客様楽しんでいただいた。	公園主催	カントリーガーデン	8月27日 ～ 10月10日	3			48,822		無料	

プログラム名	対象	内容	区分	場所	実施日	実施回数	うち森回数	定員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
コスモスフェスタ	一般来園者	展示系	35品種70万本のコスモスの開花時期にあわせて「コスモスフェスタ」を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	9月10日～10月2日	2		35,260		無料	
コスモスフェスタ フラワー&ミュージック	一般来園者	体験系	コスモス畑を背景にした特設ステージで、モデルが花で装飾されていく姿などを多くのお客様が楽しんでいた。また、あわせて「花の髪飾り体験」も実施した。	公園主催	カントリーガーデン	9月11日	1		1,842		無料	
札幌南マルシェ&吹奏楽コンサートday	一般来園者	展示系	札幌南シーニックバイウェイ運営代表者会議や南区商店街連絡協議会等の協力を得てステージイベントや飲食出店などを展開した。	公園主催	カントリーガーデン	9月18日	1	定員なし	5,371		無料	
～スポーツの！食欲の！芸術の！～滝野de秋満喫DAY！	一般来園者	展示系	健康増進プログラムや、音楽、地域食材を活用した食を来園者に楽しんでいただく秋の大型催事として開催した。	公園主催	つどいの森	10月2日	1		1,232			
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	お客様に来年の春に咲くチューリップの球根を木製プランターに植えていただくイベントを実施した。	公園主催	カントリーガーデン	10月8日・10月9日	2	定員45名/日	90		無料	
紅葉まつり	一般来園者	展示系	園内各所の紅葉の見頃に合わせて魅力を感じ楽しんでいただけるよう「紅葉まつり」を開催した。	公園主催	園内全域	10月8日～11月3日	1		10,293		無料	
たきのドキドキラリー	参加希望者	体験系	通常、冬期間閉鎖しているありの巣トンネルとありつかの塔を一部開放し、中に隠れているきのたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月23日～1月17日	2	定員なし	1,695		無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日～3月31日	4	定員なし	1,769		無料	
滝野スノーフェスティバル	一般来園者	体験系	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどいの森	2月4日・2月5日	2		9,349		無料	
第8回「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	一般来園者	展示系	楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していただく絵画コンクールと絵画の展示を幸内科クリニックと共催で開催した。	共催	東口休憩所	2月18日～3月31日	2		16		無料	
きのたんからの挑戦状	参加希望者	体験系	冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	3月18日～3月26日	3	3定員なし	444	468	無料	
森のガイドツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	滝野の森クラブボランティアの案内でその時期ならではのガイドツアーを実施した。SPツアーでは普段は回らないコースを案内した。	公園主催	滝野の森ゾーン	4月27日～10月26日	62	62定員20名/回	590	590	無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	体験系	森の中で自分たちで遊び方を考えて遊ぶイベントを開催した	公園主催	滝野の森ゾーン	5月5日～3月26日	21	2150名程度	889	889	無料	
生き物サイエンス	申込み参加者	講習会系	両生類や希少生物の専門家を招いてのカエルの卵やヘビ、コウモリ講座を開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月3日・7月30日	2	2定員20名	57	57	無料	
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系	「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに、森の中での楽しみ方や危険物についての知識を知ってもらうイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月1日～2月5日	4	4定員20名	75	75	無料	
シラネアオイまつり	一般来園者	展示系	滝野の森ゾーン西エリアの春の山野草の1番の目玉であるシラネアオイにスポットを当てたイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月8日～5月22日	1		1,480		無料	
シラネアオイ観察会	一般来園者	体験系	札幌市立大学の矢部和夫先生をお招きして、滝野の森のシラネアオイの特徴や育成の過程を教えて頂いた。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月14日	1	定員15名	20		無料	

プログラム名	対象	内 容		区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
いがりまさし写真講座	申込み参加者	講習会系	植物写真家のいがりまさしさんを迎えて、森に咲く野草や森風景を撮るイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月11日 ・ 1月24日	2	2	定員20名	18	18	無料	
滝野のなつやすみ 滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	多様な昆虫の生態などを知るイベントを開催。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月26日 ～ 8月21日	2	2	定員なし	2,537	2537	無料	
滝野の森 生き物調査隊	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの各所で何種類の生き物がいるか調査するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月31日 ～ 8月13日	2	2	定員なし	209	209	無料	
滝野パワースポットツアー	参加希望者	体験系	風水研究家の大谷修一氏を講師に迎え滝野の森ゾーン西エリアの知られざるパワースポットをご案内した。	公園主催	滝野の森 西エリア	10月8日	1	1	定員20名	9	9	無料	
滝野の森で夕日を見よう！	参加希望者	体験系	森見の塔の上からの夕日を楽しむツアー。待ち時間はたき火を焚きゆったりした時間を楽しんでもらう。	公園主催	滝野の森 東エリア	10月30日	1	1	定員なし	7	7	無料	
雨の日の生きもの探し	参加希望者	体験系	雨が降った日に開催。雨が好きなカタツムリやカエルを見つけて写真に撮って来た方に記念品プレゼント。	公園主催	滝野の森ゾーン	6月1日 ～ 8月31日	2	2	定員なし	26	26	無料	
ホオノキの葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	滝野の森で一番大きな葉っぱを付けるホオノキの落ち葉の中で既定サイズ以上のものを見つけた方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	9月17日 ～ 10月10日	2	2	定員なし	451	451	無料	
顔に見える葉っぱを探せ位	参加希望者	体験系	落ちている葉っぱの中で顔みたいに見えるものを見つけて写真に撮って来た方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	10月11日 ～ 10月31日	1	1	定員なし	143	143	無料	

利用プログラム	総実施回数	165 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	325,756 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	121 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	8,643 人	

平成28年度 利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等	
バンジー・ピオラcollection2016 ピオラクラフト	参加希望者	体験系	バンジー・ピオラcollection2014の開催に合わせて ピオラの押し花を利用したしおりづくりを行った。	公園主催	東口休憩所	4月23日 ～ 4月29日	3		定員100名/日	84	有料	100円/個	
バンジーミニブーケづくり	参加希望者	体験系	バンジー・ピオラcollection2015の開催に合わせて バンジーを使ったミニブーケづくりを行った	公園主催	東口休憩所	5月7日 ・ 5月8日	1		定員30名/日	101			
わんぱくフェスタ	参加希望者	体験系	GWの時期に合わせ春を感じるクラフト体験を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月3日 ～ 5月5日	3		定員300名/日	767	有料	100円/個	
花のある北のくらし塾 くらしの花園 ハーブらいつ	申込み参加者	体験系	ハーブを暮らしに取り入れることをテーマにした様々な講座を開催した。	公園主催	園内各所	5月15日 ～ 10月23日	11	1	定員10～30名	231	34	有料	100円～800円
香りに包まれた生活の提案 滝野アロマ塾	申込み参加者	講習会系	(公社)日本アロマ環境協会公認のアロマセラピーインストラクターが講師を行い、アロマセラピー等とおして、環境の大切さを学ぶとともに「香り」を生活に上手に取り入れる方法を学ぶ講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月5日 ～ 9月22日	8		定員20～50名	130	有料	50円～800円	
ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系	初心者向けのノルディックウォーキング講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所 森の交流館	5月24日 ～ 10月18日	10		定員20名/回	65	有料	100円/人	
滝野満喫ノルディックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園内の魅力や普段はあまり歩かない道をインストラクター、公園スタッフ付で歩くツアーを開催した。	公園主催	園内全域	5月28日 ～ 10月15日	6	2	定員20名	147	57	有料	100円/人
元日本代表選手吉原宏太選手と一緒にサッカーでエンジョイ	申込み参加者	体験系	元日本代表の吉原宏太コーチを中心に、遊びを交えながら子供が楽しく学べるサッカー教室を開催した。	共催	つどいの森	7月23日			定員80名/回	223	有料	2,000円/人	
滝野アートフェスティバル	参加希望者	体験系	南区在住のアーティストの方々によるクラフトのワークショップ、夏休みの自由研究になるようなクラフトを開催した。	公園主催	東口休憩所	8月9日 ・ 8月10日	2		定員30名	568	有料		
たきのクラフト体験教室	参加希望者	体験系	小学生を対象とした夏休みの自由研究のお手伝いイベントとしてクラフトイベントを開催した。	公園主催	東口休憩所 森の工房	7月26日 ～ 8月21日	2	2	定員30名	354	158	有料	
キッズヨガ	申込み参加者	体験系	子どもを対象としたヨガ教室を開催しました。	公園主催	カントリーハウス横芝 生広場	7月3日 ～ 8月27日	2		定員20名/回	3	有料		
コスモスフェスタ コスモスクラフト体験	申込み参加者	体験系	コスモスのしおりづくり、コスモスの万華鏡づくり、コスモスのティッシュボックスづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	9月10日 ～ 10月2日	4		定員20～50名	191	有料		
ダリアSelection ダリアのミニブーケづくり	申込み参加者	体験系	「ダリアSelection」最終日にダリアの花を使ったブーケづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	10月10日	1		定員20名/回	42	有料		
パーク雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系	北海道雪合戦連盟との共催により、ボールを雪玉に見立て雪合戦のルールで行う、雪合戦大会「パーク雪合戦大会」を開催した。	共催	つどいの森	10月16日	1		定員100名	123	有料		
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えレッスンを行い、スキー用品の選び方や装着の仕方などを学んでいただいた。	公園主催	東口休憩所	12月23日	1		定員100名	67	有料		

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系 ファミリーゲレンデの利用促進の一環として初心者向けのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	12月24日 ～ 3月31日	4		定員10～40名/	4,492		有料	
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系 クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した	公園主催	つどいの森	12月28日 ～ 2月26日	12		定員20名/回	115		有料	
はじめての歩くスキー滝を見に行こう	申込み参加者	体験系 歩くスキー人口の拡大をねらいとして、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝を見に行くという目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	溪流ゾーン	1月7日 ～ 2月4日	5		定員20名/日	56		有料	
道央雪合戦チャンピオンズカップ雪合戦体験部門雪合戦ランキング部門	申込み参加者	コンテスト系 雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催した。	共催	つどいの森	1月14日 ・ 1月15日	2		定員なし	320		有料	
はじめてのスキーキャンプ	申込み参加者	講習会系 青少年山の家の指定管理者(公財)札幌市青少年女性活動協会との共催での開催とした。	共催	ファミリーゲレンデ	1月7日 ～ 1月9日			定員42名			有料	
第31回滝野公園歩くスキー大会 兼 第1回滝野公園クロスカントリースキー記録会	申込み参加者	コンテスト系 健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらいに、大人から子供までを対象とした3・6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催した。また、参加者の拡大を狙い、6・10・16kmを記録計測する大会を同時開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月9日	1		定員700名/日	277		有料	
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系 障がいのある方をでも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	1月14日 ～ 2月11日	5		定員5～15名/日	72		有料	
クロスカントリースキークラシカル講習会・第4回夏見田杯クロスカントリースキークラシカルスプリントレース大会	申込み参加者	コンテスト系 地域スポーツコミュニティクラブの真駒内スポーツコミュニティクラブと共催でつどいの森を会場にXCスキーのクラシカル走法で行うデュアルレースを行った。	共催	つどいの森	2月26日	1		定員50名/日	45		有料	
第41回道民市民歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系 今シーズン最後の歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月22日	1		定員300名/日	47		有料	
第3回スノーディアスロン北海道	申込み参加者	コンテスト系 世界初の試みとしてスノーバイク(自転車)とクロスカントリースキーの2つの競技の合計タイムを競う大会を行った。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	2月12日	1		定員100名/日	11		有料	
パイアスロン講習会・ミニレースin滝野	申込み参加者	コンテスト系 誰でも使える模擬銃を使用し、射撃およびクロスカントリースキーの講習を行い、パイアスロンのミニレースを行った。	共催	つどいの森	2月22日			定員50名/日			有料	
第15回道新杯小学生雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系 つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社と共催で開催した。	共催	つどいの森	3月5日			定員320名/日	290		有料	
森の楽校	申込み参加者	体験系 森の素材を使ったクラフトとネイチャーゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	6月5日 ～ 1月9日	6	6	定員20名/回	84	84	有料	200円/人
森ヨガ	申込み参加者	体験系 平日来園可能な女性を対象に森の中でのヨガ体験を実施した。	公園主催	滝野の森 東エリア	4月21日 ～ 3月19日	23	23	定員15名	250	250	有料	500円/人
滝野で暮らそう	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン西エリアの田んぼを使った田植えや稲刈り体験、冬のイグルー作りなどを行った。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月29日 ～ 2月5日	8	8	定員20名	63	63	有料	100円
工作教室	参加希望者	体験系 木の実や枝などを使って自由に作品作りを楽しめるクラブ教室を開催した。	公園主催	森の交流館	7月26日 ～ 2月27日	9	9	定員10～20名	82	82	有料	200円/個

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
スノーシューツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	12月25日 ～ 3月29日	30	30	定員10～20名	403	403	有料	100円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	1月3日	1	1	定員30名	30	30	有料	200円/人
おもしろ探検隊	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	9月3日 ・ 2月26日	2	2	定員20名	32	32	有料	100円/人
大人の森あそび	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	1月21日	1	1	定員15名	5	5	有料	500円
たき火でマシュマロ焼きを作ろう！	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	1月15日	1	1	定員20名	24	24	有料	200円
滝野モクモク自然クラブ	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	2月11日 ・ 3月25日	2	2	定員20名	29	29	有料	500円
クラフト体験(冬)	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	1月1日 ～ 1月11日	4	4	定員10名	19	19	有料	100円～500円
森フェス ～2016Summer～	一般来園者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	7月17日	1	1	定員なし	770	770	有料	100～500円/回
森フェス ～2017winter～	一般来園者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	2月19日	1	1	定員なし	443	443	有料	200円

利用プログラム	総実施回数	176 回
	総参加者数	11,055 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	94 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	2,483 人

期間中入園者も含む

平成29年度 利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系 ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	1,381	559	無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	24,199	2,724	無料	
パンジー・ビオラcollection2017	一般来園者	展示系 365日それぞれの日付にオリジナルで品種を設定した「365品種のバースデーセレクション」や個人育種家のイチオシ厳選品種を美術館形式で展示し開催した。	公園主催	カントリーガーデン	4月22日 ～ 6月18日	3			61,042		無料	
星空観察会	申込み参加者	体験系 天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	5月13日 ～ 9月23日	3		定員40名/回	88		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	体験系 フラワーガイドボランティアがカントリーガーデンの案内を行うガイドツアーを行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月7日 ～ 10月9日			定員20名/回			無料	
チューリップ・すずらんフェスタ	一般来園者	展示系 約200品種27万球のチューリップを植栽し、「ガイドツアー」や「球根掘り取り」等のイベントを開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月20日 ～ 6月11日	2			32,220		無料	
星間の星空観察会	参加希望者	体験系 天文台を活用し太陽の観察会を行った。	公園主催	天文台	5月21日	1		定員なし	985		無料	
第7回北海道キャンピングフェア	一般来園者	体験系 つどいの森にキャンピングカーや有名メーカーのテントなどのアウトドアグッズを多数展示してキャンピングフェアを実施した。	公園主催	つどいの森	5月20日 ～ 5月21日	1			11,714			
札幌南マルシェ&よさこい	一般来園者	体験系 札幌南区、札幌市内の諸団体と協力し飲食の出店やよさこいのドステージイベントを開催した。	公園主催	つどいの森	6月25日	1			1,053		無料	
わんぱく遊び隊	参加希望者	体験系 森のすみかの自然環境や遊具を活用しながら、ツアー形式で様々な遊びを体験を開催した。	公園	森のすみか	5月3日 ～ 5月5日	2		定員20組	131		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ博士のガイドツアー	参加希望者	体験系 富山県花弁球根農業組合からチューリップ博士として石村氏をガイドに迎えて、チューリップに特化したガイドツアーを実施した。クイズ形式を用いたガイドは子どもから大人まで楽しくチューリップについて学んでいた。	公園主催	カントリーガーデン	5月20日 ・ 5月21日	2		定員20名	64		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ掘り取り体験	参加希望者	体験系 咲き終わったチューリップの球根を掘り取って持ち帰りができるイベントを開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	6月10日 ・ 6月11日	2		定員2,000名/日	811		無料	
滝野の花涼み	一般来園者	展示系 ブルーガーデンを作成し楽しんでいただくとともに、花に関わるイベントやコンテナガーデン講習会、ハンギングバスケットコンテストなどの開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	7月1日 ～ 8月13日	2			50,834		無料	
滝野の花涼み ラベンダーの摘み取り体験	参加希望者	体験系 「滝野の花涼み」の一環として、つどいの森のラベンダーの摘み取り体験を実施した。開園直後から多くの方が列をつくり、急遽定員を増やし対応を行った。	公園主催	つどいの森	7月9日	1		定員100名	123		無料	
滝野の花涼み ハンギングバスケットマスター展示	参加希望者	展示系 ハンギングバスケットマスターが制作した作品(約10作品程度)を展示し、その手法や技術、魅力を紹介すると共に、質の高い花修景を来園者に楽しんでもらった。	公園主催	カントリーハウス横	7月10日 ～ 8月27日	2			67,049		無料	
滝野の花涼み たねダンゴを作って花を咲かせよう	参加希望者	展示系 コスモスなどのタネを埋め込んだ「種だんご」を作ってもらいKINOTOWN(リフト山頂部)を走るすずらん鉄道沿線に植えこんでいただいた。	公園主催	東口休憩所研修棟	7月16日	1			83		無料	

プログラム名	対象	内容	区分	場所	実施日	実施回数	うち森回数	定員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
七夕で短冊を飾ろう	一般来園者	展示系	季節行事である七夕について、その由来や伝承、地域的な時期の違いなどをパネル展示等によって紹介し、来園者に願い事の短冊を飾って楽しんでいただいた	公園主催	東口休憩所	7月1日～8月7日	2		定員なし	1,403	無料	
滝野のなつやすみ	一般来園者	展示系	小学生の夏休み期間に「クラフト教室」や「クイズラリー」等、子供向けの各種イベントを展開した。	公園主催	園内全域	7月23日～8月20日	2			49,837	無料	
滝野のなつやすみ 滝野公園サマーイルミネーション	一般来園者	展示系	都心部と比較して冷涼な滝野公園の特性を活かし、酷暑期の夕涼みスポットとして幻想的なイルミネーションの装飾の中の散策を楽しんでいただいた	公園主催	園内全域	7月28日～8月15日	2					
滝野公園サマーイルミネーション サマーイルミコンサート	参加希望者	展示系	イルミネーションの雰囲気を楽しんでいただけるよう、落ち着いた音色のフルート、バイオリン、ミュージックベルなど楽器演奏コンサートを開催しました。	公園主催	中央口前広場	8月11日・8月12日	1		定員なし		無料	
滝野森林day	参加希望者	体験系	森に囲まれている森のすみかエリアにおいて、森林や林業をテーマとした体験プログラムや間主体としたイベントを開催した	公園主催	森のすみか	8月11日	1		定員なし	75		
ダリアSelection	一般来園者	展示系	150品種のダリアを露地植え及び鉢植えて展示し、大きく豪華で美しい花をお客様楽しんでいただいた。	公園主催	カントリーガーデン	8月26日～10月8日	3			39,651	無料	
コスモスフェスタ	一般来園者	展示系	35品種70万本のコスモスの開花時期にあわせて「コスモスフェスタ」を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	9月16日～10月9日	2			23,060	無料	
コスモスフェスタ スポカル〜滝野de秋満喫DAY!	一般来園者	体験系	健康増進プログラムや、音楽、地域食材を活用した食を来園者楽しんでいただく秋の大型催事として開催した。	公園主催	つどいの森	9月30日	1			1,432	無料	
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	お客様に来年の春に咲くチューリップの球根を木製プランターに植えていただくイベントを実施した。	公園主催	カントリーガーデン	10月7日・10月8日	2		定員45名/日	100	無料	
紅葉まつり	一般来園者	展示系	園内各所の紅葉の見頃に合わせて魅力を感じ楽しんでいただけるよう「紅葉まつり」を開催した。	公園主催	園内全域	10月14日～10月22日	1			7,496	無料	
たきのドキドキラリー	参加希望者	体験系	通常、冬期間閉鎖しているありの巣トンネルとありづかの塔を一部開放し、中に隠れているきのたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月23日～1月21日	2		定員なし	1,729	無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日～3月31日	4		定員なし	668	無料	
滝野スノーフェスティバル	一般来園者	体験系	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどいの森	2月3日・2月4日	2			7,422	無料	
第9回「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	一般来園者	展示系	楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していただく絵画コンクールと絵画の展示を幸内科クリニックと共催で開催した。	共催	東口休憩所	2月25日～3月31日	2			82	無料	
きのたんからの挑戦状	参加希望者	体験系	冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	3月17日～3月31日	5		定員なし	505	無料	
森のガイドツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	滝野の森クラブボランティアの案内でその時期ならではのガイドツアーを実施した。SPツアーでは普段は回らないコースを案内した。	公園主催	滝野の森ゾーン	5月6日～10月22日	52	52	定員20名/回	698	698	無料
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	体験系	森の中で自分たちで遊び方を考えて遊ぶイベントを開催した	公園主催	滝野の森ゾーン	5月7日～3月30日	20	20	50名程度	897	897	無料

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
生き物サイエンス	申込み参加者	講習会系	両生類や希少生物の専門家を招いてのカエルの卵やヘビ、コウモリ講座を開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	4月30日 ～ 8月26日	4	4	定員20名	78	78	無料
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系	「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに、森の中での楽しみ方や危険物についての知識を知ってもらうイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月13日 ～ 1月19日	8	8	定員20名	73	73	無料
はじめての沢あそび	一般来園者	体験系	西エリアの野牛沢川周辺での水遊びや生き物探しの体験	公園主催	滝野の森 西エリア	8月5日	1	1	定員なし	39	39	無料
シラネアオイまつり	一般来園者	展示系	滝野の森ゾーン西エリアの春の山野草の1番の目玉であるシラネアオイにスポットを当てたイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月11日 ～ 5月21日	1		定員なし	1,137		無料
シラネアオイ観察会	一般来園者	体験系	札幌市立大学の矢部和夫先生をお招きして、滝野の森のシラネアオイの特徴や育成の過程を教えてください。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月13日	1		定員15名	21		無料
いがりまさし写真講座	申込み参加者	講習会系	植物写真家のいがりまさしさんを迎えて、森に咲く野草や森風景を撮るイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月22日	1	1	定員20名	21	21	無料
滝野のなつやすみ 滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	多様な昆虫の生態などを知るイベントを開催。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月26日 ～ 8月20日	2	2	定員なし	2,669	2669	無料
滝野の森 生き物調査隊	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの各所で何種類の生き物がいるか調査するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月30日 ～ 8月15日	5	5	定員なし	271	271	無料
ホラネロさんと音探し遠足	一般来園者	体験系	オホーツクを拠点に活動されている音楽ユニットホラネロさんを招いて「音楽×森×ヒグマ」をテーマに森を歩いて音を探すイベントを開催。	公園主催	森の交流館周辺	10月14日	1		定員20名	7		無料
滝野パワースポットツアー	参加希望者	体験系	風水研究家の大谷修一氏を講師に迎え滝野の森ゾーン東エリアの知られざるパワースポットをご案内した。	公園主催	森の交流館	9月28日	1	1	定員20名	5	5	無料
滝野の森で夕日を見よう！	参加希望者	体験系	森見の塔の上からの夕日を楽しむツアー。待ち時間はたき火を焚きゆったりした時間を楽しんでもらう。	公園主催	滝野の森 東エリア	10月29日	1	1	定員なし	22	22	無料
雨の日の生きもの探し	参加希望者	体験系	雨が降った日に開催。雨が好きなカタツムリやカエルを見つけて写真に撮って来た方に記念品プレゼント。	公園主催	滝野の森ゾーン	6月1日 ～ 8月31日	2	2	定員なし	82	82	無料
ホオノキの葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	滝野の森で一番大きな葉っぱを付けるホオノキの落ち葉の中で既定サイズ以上のものを見つけた方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	9月16日 ～ 10月9日	2	2	定員なし	318	318	無料
顔に見える葉っぱを探せ位	参加希望者	体験系	落ちている葉っぱの中で顔みたいに見えるものを見つけて写真に撮って来た方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	10月10日 ～ 10月31日	1	1	定員なし	114	114	無料

利用プログラム	総実施回数	174 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	391,689 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	116 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	8,570 人	

平成29年度 利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
パンジー・ビオラcollection2017ビオラクラフト	参加希望者	体験系	公園主催	東口休憩所	4月26日 ～ 6月17日	5		定員15名～100名	236		有料	100円～500円
わんぱくフェスタ	参加希望者	体験系	公園主催	東口休憩所	4月29日 ～ 4月30日	2		定員300名/日	240		有料	100円/個
花のある北のくらし塾 くらしの花園 ハーブらいる	申込み参加者	体験系	公園主催	園内各所	6月9日 ～ 10月31日	5		定員10～40名	49		有料	100～800円/人
香りに包まれた生活の提案 滝野アロマ塾	申込み参加者	講習会系	公園主催	東口休憩所	5月5日 ～ 11月3日	12		定員20名～30名	158		有料	100～600円
ノルデックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系	公園主催	東口休憩所	5月23日 ～ 9月18日	7		定員20名/回	82		有料	100円/人
滝野満喫ノルデックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園主催	園内全域	5月28日 ～ 10月15日	6	2	定員20名	110	55	有料	100円/人
たきのクラフト体験教室	参加希望者	体験系	公園主催	東口休憩所 森の工房	7月26日 ～ 8月20日	2	2	定員30名	1,027	586	有料	500～1500円
滝野アートday	参加希望者	体験系	公園主催	東口休憩所 森の工房	8月12日 ・ 8月13日	2	1	定員30名	117	4	有料	200～1000円
ビニール傘アート	参加希望者	体験系	公園主催	東口休憩所	7月29日	1		定員50名/日	20		有料	5020円/個
コスモスフェスタ コクモスクラフト体験	申込み参加者	体験系	公園主催	東口休憩所	9月16日 ～ 10月9日	4		定員20～50名	136		有料	100～300円/個
ダリアSelection ダリアのミニブーケづくり	申込み参加者	体験系	公園主催	東口休憩所	10月8日	1		定員20名/回	24		有料	300円/個
パーク雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系	共催	つどいの森	10月15日	1		定員100名	178		有料	10000円/1チーム
コキアのほうきづくり	申込み参加者	体験系	公園主催	東口ポランティア棟	11月9日 ～ 11月10日	3		定員20名/日	70		有料	200円/個
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系	公園主催	東口休憩所	12月23日	1		定員20名	82		有料	100円/人
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系	公園主催	ファミリーゲレンデ	12月24日 ～ 3月31日	4		定員10～40名/回	3,235		有料	200円/人

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
フェルトdeデコレーション	参加希望者	体験系	公園主催	東口休憩所	12月23日 ・ 12月24日	2		定員20名	57		有料	200円/個
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系	公園主催	つどいの森	12月27日 ～ 2月28日	7		定員20名/回	93		有料	200円/人
はじめての歩くスキー滝を見に行こう	申込み参加者	体験系	公園主催	溪流ゾーン	1月6日 ～ 2月3日	5		定員20名/日	34		有料	200円/人
道央雪合戦チャンピオンズカップ 雪合戦体験部門雪合戦ランキング部門	申込み参加者	コンテスト系	共催	つどいの森	1月13日 ・ 1月14日	2		定員なし	365		有料	10000円/1チーム
はじめてのスキーキャンプ	申込み参加者	講習会系	共催	ファミリーゲレンデ	1月6日 ～ 1月8日			定員42名			有料	140000円/人
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系	公園主催	ファミリーゲレンデ	1月13日 ～ 2月10日	5		定員5～15名/日	61		有料	200円/人
第42回道民市民歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月28日	1		定員300名/日	100		有料	2000円/人
第4回スノーディアスロン北海道	申込み参加者	コンテスト系	共催	つどいの森 歩くスキーコース	2月10日 ・ 2月11日	2		定員100名/日	30		有料	3,500～6,500円/人
第16回道新杯小学生雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系	共催	つどいの森	3月4日	1		定員320名/日	220		有料	1000円/1チーム
森の楽校	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	6月11日 ～ 11月3日	6	6	定員20名/回	52	52	有料	200円/人
森ヨガ	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	4月27日 ～ 3月4日	18	18	定員15名	272	272	有料	500円/人
滝野で暮らそう	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月28日 ～ 3月21日	8	8	定員20名	138	138	有料	100円
ミニクラフト	参加希望者	体験系	公園主催	森の交流館	12月23日 ～ 3月31日	25	25	定員10～20名	186	186	有料	50～100円/個
スノーシューツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	12月30日 ～ 3月31日	27	27	定員10～20名	353	353	有料	100円/人
氷瀑を見に行こう！	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野公園案内所	1月27日	1	1	定員20名	10	10	有料	100円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	1月3日	1	1	定員30名	30	30	有料	200円/人

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
おもしろ探検隊	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 西エリア	3月3日	1	1	定員20名	8	8	有料	100円/人
クラフト体験	申込み参加者	体験系	公園主催	森の交流館	11月5日 ～ 1月6日	4	4	定員10～20名	62	62	有料	200円
森フェス ～2017Summer～	一般来園者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	7月23日	1	1	定員なし	636	636	有料	100～500円/回
森フェス ～2018uwinter～	一般来園者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	2月18日	1	1	定員なし	456	456	有料	200円

利用プログラム	総実施回数	174 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	8,927 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	98 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	2,848 人	

市民参加活動一覧

【H27】 (活動団体数：2団体 延べ活動者数：2068名 登録人数：80名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間延べ活動回数(回)
1	フラワーガイドボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業なども実施。	588	34	171
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも田んぼを活用した米づくりやシラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,480	46	176

【H28】 (活動団体数：2団体 延べ活動者数：2302名 登録人数：79名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間延べ活動回数(回)
1	フラワーガイドボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業なども実施。	596	31	170
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも田んぼを活用した米づくりやシラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,706	48	172

【H29】

(活動団体数：2団体 延べ活動者数：1926名 登録人数：80名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間延べ活動回数(回)
1	フラワーガイドボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業なども実施。	559	34	159
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも植物調査や田んぼを活用した米づくり、シラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,367	46	169

広報・報道実績

【 H27 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4月	8	3	1	20	32
5月	9	14	6	12	41
6月	4	3	—	14	21
7月	8	3	7	19	37
8月	3	5	2	10	20
9月	7	7	5	11	30
10月	3	6	3	13	25
11月	3	3	—	11	17
12月	44	4	3	21	72
1月	19	5	5	9	38
2月	7	2	4	17	30
3月	5	1	—	13	19
計	120	56	36	170	382

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介 4/1(水)～11/10(火)	北海道新聞、読売新聞 等	STV、NHK 等	stv ラジオ、札幌市広報紙 等		
	23 件	23 件	56 件	2 件	2 件
イベント紹介 4/1(水)～11/10(火)	北海道新聞、朝日新聞 等	NHK、HBC 等	stv ラジオ、NHK出版 等		
	11 件	7 件	63 件	10 件	13 件
花の紹介	北海道新聞、読売新聞 等	NHK、HBC 等	Stv ラジオ、(株)リクルート 等		
	8 件	14 件	15 件	18 件	8 件
公園全体・施設の紹介 11/11(水)～3/31(木)	北海道新聞、読売新聞 等	NHK、HBC 等	stv ラジオ、mamacha 等		
	15 件	12 件	40 件	6 件	3 件
イベント紹介 11/11(水)～3/31(木)	北海道新聞、朝日新聞 等		NHK第一、札幌市広報紙 等		
	60 件	0 件	33 件	1 件	5 件
その他	北海道新聞、読売新聞 等				
	3 件	0 件	0 件	7 件	1 件
合 計	120 件	56 件	206 件	44 件	32 件

【 H28 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4月	4	4	3	17	28
5月	10	15	3	19	47
6月	4	8	—	16	28
7月	2	3	—	31	36
8月	1	4	2	30	37
9月	6	8	4	10	28
10月	4	7	2	14	27
11月	3	—	—	12	15
12月	39	1	1	14	55
1月	16	10	3	14	43
2月	10	4	1	15	30
3月	7	3	1	10	21
計	106	67	20	202	395

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介(夏季) 4/1(金)～11/10(木)	北海道新聞、読売新聞 等	NHK、HTB 等	秀学社、札幌市 等		
	8件	18件	39件	7件	2件
イベント紹介(夏季) 4/1(金)～11/10(木)	北海道新聞、朝日新聞 等	TVH、STV 等	stvラジオ、札幌市広報紙 等		
	14件	14件	95件	19件	12件
花の紹介	読売新聞、北海道新聞 等	STV、UHB 等	Air-G、日本インテグレート 等		
	8件	17件	19件	10件	10件
公園全体・施設の紹介(冬季) 11/11(金)～3/31(金)	読売新聞、毎日新聞 等	NHK、HTB 等	JTBパブリッシング、道新サービスセンター 等		
	8件	10件	20件	16件	3件
イベント紹介(冬季) 11/11(金)～3/31(金)	北海道新聞、朝日新聞 等	STV、HBC 等	札幌市広報紙、大通情報ステーション 等		
	65件	8件	47件	12件	10件
その他	北海道新聞		阪急交通社 等		
	3件	0件	2件	4件	0件
合計	106件	67件	222件	68件	37件

【 H29 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4月	2	5	1	24	32
5月	12	10	3	15	40
6月	6	8	—	22	36
7月	5	8	2	26	41
8月	6	8	26	15	55
9月	5	19	1	13	38
10月	4	8	—	12	24
11月	—	1	—	6	7
12月	32	4	—	15	51
1月	14	7	—	15	36
2月	12	5	1	11	29
3月	9	1	—	11	21
計	107	84	34	184	410

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介 4/1(土)～11/10(金)	朝日新聞、北海道新聞 等	HTB、STV 等	JTBパブリッシング、STVラジオ 等		
	5件	30件	43件	8件	8件
イベント紹介 4/1(土)～11/10(金)	北海道新聞、読売新聞 等	NHK、TVH 等	NHK、(株)リクルート 等		
	21件	17件	112件	26件	13件
花の紹介	読売新聞、北海道新聞 等	NHK、UHB 等	NP0法人ガーデンアイランド北海 道、(株)えんれいしゃ 等		
	8件	7件	6件	26件	11件
公園全体・施設の紹介 11/11(土)～3/31(土)	毎日新聞、読売新聞 等	STV、HTB 等	㈱ギミック、エースJTB 等		
	11件	11件	17件	13件	7件
イベント紹介 11/11(土)～3/31(土)	北海道新聞、朝日新聞 等	STV、JCO M 等	札幌市広報紙、北海道歩くスキ ー協会 等		
	50件	6件	35件	18件	4件
その他	北海道新聞	NHK、STV 等	大和ハウス工業㈱北海道支社、北 海道ドライブ観光推進コンソーシ アム 等		
	12件	13件	6件	7件	0件
合計	107件	84件	219件	98件	43件

ホームページアクセス件数

月	平成 27 年度 HP アクセス件数	平成 28 年度 HP アクセス件数	平成 29 年度 HP アクセス件数
4 月	173,616 件	215,384 件	212,815 件
5 月	386,234 件	509,077 件	517,461 件
6 月	207,919 件	297,731 件	359,338 件
7 月	229,134 件	374,184 件	374,685 件
8 月	236,453 件	398,478 件	429,221 件
9 月	198,846 件	282,191 件	287,344 件
10 月	113,109 件	189,091 件	181,237 件
11 月	49,308 件	64,585 件	71,552 件
12 月	179,500 件	166,285 件	194,613 件
1 月	288,913 件	269,977 件	346,965 件
2 月	183,283 件	177,644 件	195,903 件
3 月	140,543 件	147,054 件	173,285 件
計	2,386,858 件	3,091,681 件	3,344,419 件

平成 27 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
中心ゾーン	5/9・5/23・7/11・ 8/8・8/22	「星空観察会」実施のため	19:30～21:00
滝野の森ゾーン (西エリア)	7/23・7/25・7/29	「滝野ドキドキナイトハイク」実施のため	18:00～21:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/3	「滝野の森で日の出を見よう！」 実施のため	6:30～9:00
中心ゾーン	2/6・7	滝野スノーフェスティバル「たきの 冬花火」実施のため	16:00～19:00

平成 28 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
中心ゾーン	5/14・5/28・6/11・7/23 8/13・8/27・9/24	「星空観察会」実施のため	19:30～21:00
滝野の森ゾーン (西エリア)	7/23・7/26・7/30	「滝野ドキドキナイトハイク！」 実施のため	18:00～21:00
中心ゾーン	8/11	「LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO」 実施のため	18:00～20:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/3	「滝野の森で日の出を見よう！」 実施のため	6:30～9:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/14	「冬のナイトハイク」実施の為	17:00～19:00
中心ゾーン	2/4・2/5	滝野スノーフェスティバル「たきの 冬花火」実施のため	16:00～19:00
滝野の森ゾーン (西エリア)	3/11	「夕暮れツアー」開催の為	17:00～19:00

平成 29 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
中心ゾーン	7/8・7/22・9/9	「星空観察会」実施のため	19:30～21:00
滝野の森ゾーン (西エリア)	7/15・7/27・7/29	「滝野の森ドキドキナイトハイク」 実施のため	18:00～21:00
中心ゾーン	8/27	「LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO」 実施のため	18:00～20:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/3	「滝野の森で日の出を見よう！」 実施のため	6:30～9:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/13	「滝野ドキドキナイトハイク」 実施のため	16:00～18:30
中心ゾーン	2/3	滝野スノーフェスティバル「たきの 冬花火」実施のため	16:00～19:00
滝野の森ゾーン (西エリア)	3/10	「夕暮れツアー」実施のため	16:30～19:00

混雑時の状況

■ 入園者数・駐車台数・貸自転車比較

H27※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		H27	H27	H27
5月3日	日	9,962	2,554	0
5月6日	水祝	6,247	1,567	0
5月24日	日	14,594	3,989	0
7月20日	月祝	6,867	1,630	0
9月22日	火祝	10,132	2,607	0
計		47,802	12,347	0

※ 駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

※ 27年度の貸自転車は溪流ゾーン復旧工事に伴い全期間休業

H28※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		H28	H28	H28
5月3日	火祝	11,876	3,177	337
5月22日	日	14,420	3,886	262
8月11日	木	13,253	3,385	182
計		39,549	10,448	781

※ 駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

H29※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		H29	H29	H29
5月3日	水祝	7,792	2,055	357
5月4日	木祝	12,874	3,360	383
5月5日	金祝	9,112	2,436	397
計		92,778	7,851	1,137

※ 駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

■ 平成27年度

5月3日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	11:30	—	—	10:30	—	—
		14:30	—	—	14:00	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	
5月6日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	13:30	—	—	11:30	—	—
		14:30	—	—	13:30	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	
5月24日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	—	—	13:00	10:30	—	—
		—	—	14:30	14:30	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	
7月20日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	12:00	—	—	12:30	12:30	—
		15:00	—	—	14:30	14:30	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	
9月22日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	12:30	—	—	11:00	—	—
		15:00	—	—	13:00	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	

※時間は各日の作業日誌より記載

■ 平成28年度

5月3日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	11:30	12:00	—	10:00	—	—
		15:30	12:30	—	14:30	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	
5月22日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	12:30	—	13:30	11:00	—	—
		14:30	—	14:00	15:30	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	
8月11日	駐車場	満車時間	溪流口	鱒見口	中央口	東口	南駐車場	滝野の森口
		解除時間	13:00	—	19:00	16:00	—	—
		15:30	—	20:00	20:00	—	—	
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	

※時間は各日の作業日誌より記載

■ 平成29年度

5月3日	駐車場	満車時間	12:00	—	—	10:30	—	—
		解除時間	14:30	—	—	13:00	—	—
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	—
5月4日	駐車場	満車時間	11:00	—	—	9:30	—	—
		解除時間	14:30	—	—	14:30	—	—
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	—
5月5日	駐車場	満車時間	12:30	—	—	11:00	—	—
		解除時間	14:30	—	—	13:30	—	—
	サイクリング	貸出済時間	—	—	—	—	—	—

※時間は各日の作業日誌より記載

提供施設一覧表

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考
渓流ゾーン	休憩所	休憩所 (溪流口駐車場)	木造 (25 ㎡)	
		ロッジゆきざさ	W 造一部 RC 造平屋建一部地下 1 F (315.36 ㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿 (2 棟)	木造 (10.01 ㎡)	
		炊事遠足広場四阿 (5 棟)	木造 (134.997 ㎡)	
		疎林広場四阿 (2 棟)	木造 (8.42 ㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建 (18.75 ㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC 造平屋建 (27.5 ㎡)	
		案内所横便所	RC 造平屋建 (46.75 ㎡)	
		溪流園多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		溪流園便所・電気室	RC 造平屋建 (41.25 ㎡)	
		溪流口便所	RC 造平屋建 (60 ㎡)	
		作業センター多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		作業センター横便所	RC 造平屋建 (49.5 ㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC 造平屋建 (44.35 ㎡)	
		鱒見口便所	RC 造平屋建 (46.75 ㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		鱒見の滝便所	RC 造平屋建 (27.5 ㎡)	
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	案内所	木造平屋建 (113.4 ㎡)	
		作業センター	RC 造平屋建 (85.05 ㎡)	
門衛所		RC 造平屋建 (5.88 ㎡)		
中心ゾーン	休憩所	四阿 (子どもの谷Ⅱ期上・八角)	木造 (4.839 ㎡)	
		四阿 (東口休憩所横)	木造 (10.35 ㎡)	
		四阿 (東口駐車場)	木造 (10.35 ㎡)	
		四阿 (溶岩すべり台下)	木造 (39 ㎡)	
		四阿 (ロンスタジアム)	木造 (17.1 ㎡)	
		四阿 (ロンスタジアム)	木造 (17.1 ㎡)	
		カントリーハウス	木造 2 階建、地下 1 階 (1,562.21 ㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC 造平屋建 (369.51 ㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造 (25.92 ㎡)	
		中央口休憩所 A (管理所)	RC 造平屋建 (506.43 ㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所 B (休憩所)	RC 造平屋建 (398.84 ㎡)	飲食・物販施設等以外
		峠の庭四阿	木造 (11.52 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造 (16 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造 (36 ㎡)	
		花のテラス四阿	木造 (6.48 ㎡)	
		東口情報センター (研修棟)	RC 造平屋建、3 棟庇 鉄骨造 (1,107.61 ㎡)	飲食・物販施設以外
		東口情報センター (ボランティア棟)		
		東口情報センター (レストハウス棟)		
	東口便所・休憩所	RC 造平屋建 (144 ㎡)		
	便所	うねりの大地 (大地の広場) 便所	RC 造平屋建 (72.41 ㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC 造平屋建 (101.26 ㎡)	
		中央口便所 (中央口連絡橋)	RC 造平屋建 (117.4 ㎡)	
森のすみか便所 (こもれびの森)		RC 造平屋建 (22.5 ㎡)		

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考
中心ゾーン	遊戯施設	あり塚の塔	RC造平屋建(345.152㎡)	
		ありの巣トンネル	RC造平屋建(441.82㎡)	
		虹の巣ドーム	RC造2階建(705.8㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設(サイロ)	RC造2階建、地下1階(45.62㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC造4階建(735.91㎡)	
	天文台	天文台	RC造平屋建(292.699㎡)	
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建(22.5㎡)	
		事務所車庫	RC造平屋建(828.17㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC造2階建(2,311.15㎡)	本業務の対象外(ビ ジターセンター以外)
		滝野公園事務所庁舎(ビ ジターセンタ ー)	RC造2階建(2,311.15㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC造平屋建(105㎡)	
		バックヤード北棟	RC造2階建(376.92㎡)	
		バックヤード南棟	RC造平屋建(122.03㎡)	
森のすみか電気室(森の 工房)		木造平屋建(236.16㎡)		
宿泊 ゾーン	便所	山の家野外トイレ	木造平屋建(49㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家(多目的ホ ール)	SRC造2階建(1,520.27㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家(宿泊棟、 研修棟)	RC造2階建(3,593.19㎡)	本業務の対象外
滝野の森 ゾーン	休憩所	森の教室	RC造平屋建(161.25㎡)	
		森の交流館	RC造一部木造地上1階、 地下2階(回廊)S造4階 建(1,267.94㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC造地上1階、地下2階 建(1,102.02㎡)	
	便所	便所・電気室(南駐車 場)	RC造平屋建(158㎡)	
		みずなら広場便所	RC造平屋建(89.10㎡)	
		はるにれ広場便所	RC造平屋建(66.83㎡)	
		滝野の森口便所	RC造平屋建(66.83㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC造(304.92㎡)	
	管理棟・車 輛倉庫・案 内所等	滝野の森口料金所(2棟)	RC造平屋建(6.76㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21㎡)	
その他	井戸上屋	RC造平屋建(34.25㎡)		
	1号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
	新2号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
	6号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
	中の沢ろ過機械室	RC造平屋建(60.5㎡)		
	配水池	RC造平屋建(499.9㎡)		
	ポンプ室(中の沢)	RC造平屋建(32.64㎡)		
	汚水処理場	RC造平屋建(262.4㎡)		
	白帆電気室	RC造平屋建(33.25㎡)		
	資材庫	S造平屋建(79.25㎡)		
	救護所	S造平屋建(34.02㎡)		

提供物品一覧

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
1	草刈機	バロネス GM1600 外	台	3	H28.4.1~H31.11.30
2	昇降台		台	1	H28.4.1~H31.11.30
3	スノーモービル	ヤマハ	台	3	H28.4.1~H31.11.30
4	テレビジョン	パナソニック TH48HG1	台	2	H28.4.1~H31.11.30
5	テレビ台	オーロラ KB-1000	台	1	H28.4.1~H31.11.30
6	椅子収納用台車	天文台	台	3	H28.4.1~H31.11.30
7	アルミブリッジ	HBBN-300-38-15	組	1	H28.4.1~H31.11.30
8	エアーコンプレッサー	日立 ベビーコーン	台	1	H28.4.1~H31.11.30
9	回転黒板	コクヨ	台	1	H28.4.1~H31.11.30
10	会議用テーブル	ウチダ AJ-4384型	台	1	H28.4.1~H31.11.30
11	キーケース	ウチダ UF-240	個	1	H28.4.1~H31.11.30
12	救護用ベッド	KA4271	台	3	H28.4.1~H31.11.30
13	救命用ボート	アルミアキアボート	台	1	H28.4.1~H31.11.30
14	屑入れ(大型)	ダストパーキング YW-721	台	5	H28.4.1~H31.11.30
15	きのたんぬいぐるみ		個	3	H28.4.1~H31.11.30
16	立体金属工芸品	4体セット	組	1	H28.4.1~H31.11.30
17	芝刈機	ホンダ RC216型自走式	台	1	H28.4.1~H31.11.30
18	芝刈機	ホンダ HRC536	台	1	H28.4.1~H31.11.30
19	コインロッカー	ウチダ 2列4段	台	35	H28.4.1~H31.11.30
20	コインロッカー	ウチダ 3列2段	台	2	H28.4.1~H31.11.30
21	小型除雪機	ヤマハ YT-1080ED・YT-660ED	台	2	H28.4.1~H31.11.30
22	ゴミ収集コンテナ	キャンプ場用	台	12	H28.4.1~H31.11.30
23	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	4	H28.4.1~H31.11.30
24	サイドテーブル	コクヨ MG220DST	台	1	H28.4.1~H31.11.30
25	新聞掛	ウチダ 453-5001	台	1	H28.4.1~H31.11.30
26	スクーター	ヤマハ ギア	台	1	H28.4.1~H31.11.30
27	スキーラック		台	8	H28.4.1~H31.11.30
28	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5	H28.4.1~H31.11.30
29	ダストボックス	エンジュエル NS	台	1	H28.4.1~H31.11.30

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
30	体重計台	コンビ NS-06	台	1	H28.4.1~H31.11.30
31	デジタルメジャー	モデルII	台	2	H28.4.1~H31.11.30
32	テント	屋型式(2間×3間)	張	12	H28.4.1~H31.11.30
33	投光器	ナショナル 狭角 HDI000W	台	3	H28.4.1~H31.11.30
34	投光器	ナショナル 超狭角 HD1000W	台	3	H28.4.1~H31.11.30
35	電動四輪車	サンワ マイキャブ 400	台	5	H28.4.1~H31.11.30
36	電動四輪車	サンワ スーパーマイキャブ SPX4000	台	5	H28.4.1~H31.11.30
37	パネル	ノックダウン式展示パネル	台	25	H28.4.1~H31.11.30
38	蜂用防護服	ミツウマおたる 8M型	個	1	H28.4.1~H31.11.30
39	パーティション	コルクボード付き	台	2	H28.4.1~H31.11.30
40	パルクリーン	MKS-C015BJW-B	台	5	H28.4.1~H31.11.30
41	発電器	ヤマハ EF2300S	台	2	H28.4.1~H31.11.30
42	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2	H28.4.1~H31.11.30
43	パンフレットラック		台	6	H28.4.1~H31.11.30
44	ビデオ	ビクター HR-W5	台	2	H28.4.1~H31.11.30
45	ビジネスキッチン		台	1	H28.4.1~H31.11.30
46	標準シート	コンビ NS-04-B	台	1	H28.4.1~H31.11.30
47	ポリグラフ検測棹	15m×15段	本	3	H28.4.1~H31.11.30
48	ホワイトボード		枚	2	H28.4.1~H31.11.30
49	両開書棚(木製)	コクヨ MG220GB	個	1	H28.4.1~H31.11.30
50	ロッカー(木製)	コクヨ MG220LT31	個	1	H28.4.1~H31.11.30
51	ロッカー	プラス LK-331	個	2	H28.4.1~H31.11.30
52	ロビーチェア	ウチダ U420	個	4	H28.4.1~H31.11.30
53	ロビースツール	ウチダ U421	個	3	H28.4.1~H31.11.30
54	ロビーテーブル	ウチダ U-423	個	4	H28.4.1~H31.11.30
55	ワゴン		台	4	H28.4.1~H31.11.30

※契約時点では提供物品であっても、H31.12.1時点で故障等により提供できない物品があることに留意すること。

※スノーモービル3台故障時の修理費については、契約者負担である。また、故障等により使用不可となった場合は、契約者負担にてリースし使用すること。

購入備品一覧

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
1	ロッカー	ベージュ 3連式	1	S58. 8. 29	管理センター
2	耐火金庫	ITOKI GOLD STATE STRONG SD 2TS 87	1	S58. 8. 29	管理センター
3	ロッカー	ウチダ 2連2号	1	S59. 3. 31	管理センター
4	書庫	コンビ式 カラーカードネット	1	S59. 3. 31	案内所
5	車椅子	チューブタイヤ 9911U	4	S59. 9. 3	溪流口
6	診察台	木製	1	S59. 9. 3	カントリーハウス
7	書庫	ベージュ H880 D515 W880	1	S60. 1. 10	案内所
8	カメラ・附属品	ニコン フィールドスコープED	1	S60. 5. 2	管理センター
9	ホワイトボード	回転式・脚付 900×1800	1	S60. 6. 4	管理センター
10	消防ポンプ運搬車		1	S60. 8. 27	作業センター
11	記念スタンプ台	500×430×950 (丸太調)	1	S60. 10. 15	案内所
12	記念スタンプ台	500×430×950 (木目調)	2	S60. 10. 15	ロッジゆきざさ
13	ユニットハウス	トイレ付	1	S60. 12. 4	森口
14	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	12	S60. 12. 5	案内所
15	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
16	テーブル	カラマツ集成 変形 1800×1000×600	1	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
17	テーブル	カラマツ集成 1000×700×700	4	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
18	テーブル	カラマツ集成 変形 2300×1300×600	1	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
19	テーブル	カラマツ集成 1500×700×700	2	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
20	解氷機	SSS-350S	1	S61. 2. 5	管理センター
21	電動工具	ドリル 日立 BUI-SH3	1	S61. 7. 29	車庫
22	軽量棚	1800×600×1800	1	S61. 8. 13	北棟
23	書架	2100×350×900	2	S61. 8. 13	管理センター
24	書架	雑誌架 プラス21-326 ML-102C	1	S61. 8. 13	案内所
25	書庫	プラス 08-370 MT208SB	1	S61. 8. 13	案内所
26	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S62. 1. 20	ロッジゆきざさ
27	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	6	S62. 1. 20	ロッジゆきざさ
28	テーブル	カラマツ集成 1500×700×700	2	S62. 1. 20	ロッジゆきざさ
29	テーブル	カラマツ集成 1000×700×700	3	S62. 1. 20	ロッジゆきざさ
30	放送装置	スピーカー ビクター SB15	1	S62. 5. 20	パークステーション
31	電子レンジ	MR-M33	1	S62. 9. 1	案内所
32	書籍	北海道の高山植物	1	S62. 9. 25	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
33	リヤカー	黒塗装	3	S62. 10. 20	溪流口
34	軽量棚	ピンケース付 W88 D45 H182	1	S62. 11. 20	作業センター
35	発電機	EF2000A	1	S62. 11. 20	車庫
36	軽量棚	10-138	1	S62. 12. 18	北棟
37	机	UCHIDA 312-0205 5号 片袖	1	S63. 5. 20	森口
38	ホールカッター	φ10	1	S63. 6. 20	北棟
39	マップマスター	ウチダ 304-7010 A1版	2	S63. 7. 20	管理センター
40	ロッカー	プラス LK-22 68-721	1	S63. 7. 20	案内所
41	給水ポンプ	三菱 G-510P	2	S63. 8. 19	釣堀
42	ロッカー	LK-22	1	H1. 4. 7	車庫
43	掃除機	MC-G350WD	1	H1. 8. 23	展望台
44	書籍	緑のデザイン	1	H2. 10. 12	管理センター
45	書庫	SG-353R スチール戸	2	H4. 3. 16	車庫
46	書庫	SG-353R ガラス戸	2	H4. 3. 16	案内所
47	机	UCHIDA GX-S 片袖 127	3	H4. 3. 26	管理センター
48	机	UCHIDA GX-S 両袖 167	3	H4. 3. 26	管理センター
49	給水ポンプ	SSE-50	1	H4. 9. 11	中央口
50	机	UCHIDA GX-S 片袖 127	1	H5. 3. 16	管理センター
51	机	UCHIDA GX-S 片袖 127	1	H5. 3. 16	東口
52	書籍	日本建設機械要覧	1	H5. 3. 16	管理センター
53	原動機付自転車	ヤマハジョグ 3YJ-2938226 札幌市1ヶ89-33	1	H5. 9. 27	車庫
54	キーケース	UT-240型	1	H6. 7. 11	管理センター
55	机	EX100BD 両袖	2	H6. 11. 5	管理センター
56	キーケース	UT-240型	1	H7. 3. 15	管理センター
57	脇机	ウチダ GXS 2段	7	H7. 3. 15	管理センター
58	脇机	ウチダ GX-S 2段	1	H7. 3. 15	管理センター
59	原動機付自転車	ヤマハ 4JP-5792929 札幌市1こ23-54	1	H7. 5. 14	車庫
60	ストーブ	コロナ FH-3280Y	1	H7. 10. 23	森口
61	OAテーブル・附属品	D386CF-M383	2	H8. 3. 20	管理センター
62	補助テーブル	オカムラ D389ZP-M383	2	H8. 3. 20	管理センター
63	椅子	オカムラCE-64DZ-FB41	1	H8. 3. 20	管理センター
64	移動式踏台	コクヨ SP-13	2	H8. 3. 20	管理センター
65	机	UCHIDA GX-S 片袖 127-3	1	H8. 3. 20	管理センター
66	脇机	GX-S047-2	1	H8. 3. 20	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
67	テント	2間×3間	2	H8. 3. 24	車庫
68	仮設トイレ	循環式	1	H8. 4. 1	滝口
69	ガードマンボックス	スーパーハウス N36型	1	H8. 4. 1	資材置場
70	原動機付自転車	ヤマハギア 4KN-093457 札幌市1こ 64-81	1	H8. 5. 1	車庫
71	椅子	J1-560SG インフォメーションチェア	1	H9. 3. 20	中央口
72	書庫	SG-356	4	H9. 3. 20	管理センター
73	放送装置	ナショナルラムサ システムラック・ミキサー・ワイヤレス受信機・チューナーカセットデッキ・パワーアンプ	1	H9. 3. 20	東口休憩所
74	軽量棚	L-7420-5 1200×2100	3	H9. 3. 20	管理センター
75	軽量棚	L-7515-5 1500×2100×460	1	H9. 3. 20	管理センター
76	軽量棚	L-7520-5 1500×2100	8	H9. 3. 20	管理センター
77	軽量棚	L-7620-5 1800×2100	2	H9. 3. 20	管理センター
78	アースボード	ホーネット75cm CE-75	2	H10. 2. 28	管理センター
79	コインロッカー	木目2列4段	3	H10. 3. 11	案内所
80	放送装置	ワイヤレスPAパック PAE-350	1	H10. 3. 11	管理センター
81	書庫	ウチダ 1-300-2001	1	H10. 3. 25	天文台
82	アウトドア用車椅子	コロンバス	2	H10. 5. 20	中央口
83	ブルージャンボヒーター	BR380J1	2	H10. 12. 25	東口休憩所
84	ロッカー	コクヨ PLK-245-F11	1	H11. 3. 10	管理センター
85	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11	1	H11. 3. 10	管理センター
86	椅子	ウチダ S-116SG	1	H11. 4. 2	管理センター
87	会議用テーブル	ライオン DA-1812	1	H11. 4. 2	管理センター
88	机	UCHIDA 1-378-2217 両袖	1	H11. 4. 2	管理センター
89	水中ポンプ	32P707 5.2S	1	H11. 5. 23	虹の巣ドーム
90	デジマチックデプスゲージ	CVDS-PS VDS-15DC	2	H11. 10. 22	管理センター
91	防水安全マット	コンケスト 1800×1000	15	H11. 10. 28	中央口
92	タイムレコーダー	マックス ER-270S	1	H11. 12. 7	管理センター
93	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11 1050×515×1850	5	H11. 12. 7	車庫
94	椅子	ウチダ S-116SG	2	H11. 12. 7	カントリーハウス
95	机	UCHIDA 片袖 1-378-2022	3	H11. 12. 7	管理センター
96	温度計	非接触型 RAYNGER ST-3LX	1	H11. 12. 25	リフト小屋
97	掃除機	ウェット&ドライバキューム TK-1834 CV-PF40WD	2	H12. 1. 26	中央口
98	椅子	ウチダ S-116SG	2	H12. 4. 27	管理センター
99	机	UCHIDA 1-378-2217 両袖	3	H12. 4. 27	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
100	耐火金庫	IS250	1	H12. 6. 20	管理センター
101	椅子	ナース用 HP-CRFG7F4R-W	1	H12. 7. 11	中央口
102	回診車	HP-AG6	2	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
103	軽量棚	L-8420-6 W1200 D600 H2400	1	H12. 7. 11	カントリーハウス
104	両開保管庫	BWN-S4F1N・ラテラルキャビネット BWN-L504F1N	1	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
105	器械戸棚	HP-SG13F1	1	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
106	診察台	HP-D4YB	1	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
107	エアーコンプレッサー	KT-36R	1	H12. 7. 14	東口ゲート
108	ビジネスキッチン	BK-W120F1	1	H12. 7. 15	虹の巣ドーム
109	壁掛黒板	BB-H636W1	3	H12. 7. 15	管理センター
110	冷蔵庫	ナショナル NR-B13T	1	H12. 7. 16	中央口
111	冷蔵庫	NRB13TSAHL	1	H12. 7. 16	虹の巣ドーム
112	電動工具	マルチインパクトドライバーク ナショナル EZ6505	1	H12. 8. 12	車庫
113	電動工具	ナショナル ハンマードリル EZ6802	1	H12. 8. 12	車庫
114	ストーブ	コロナ FF406TR	2	H12. 12. 21	ロープトウ小屋
115	除雪機	ヤマハ YT970ES	2	H12. 12. 22	車庫
116	エアーコンプレッサー	KT-58R	1	H13. 5. 7	虹の巣ドーム
117	ロッカー	LK-422 LGY	1	H13. 5. 11	虹の巣ドーム
118	ビジネスキッチン	NA-F900	1	H13. 5. 15	管理センター
119	冷蔵庫	三菱 MR39XH	1	H13. 7. 18	案内所
120	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H13. 7. 18	案内所
121	放送装置	キャリングアンプ CGA-124DA	1	H13. 7. 23	ロープトウ小屋
122	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット SU-3200	1	H13. 7. 23	ロープトウ小屋
123	放送装置	ワイヤレスマイク WM-3000A	1	H13. 7. 23	ロープトウ小屋
124	放送装置	キャリングアンプ	1	H13. 12. 28	こどもの谷
125	放送装置	クリアホンスピーカー	1	H13. 12. 28	ロープトウ小屋
126	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット	1	H13. 12. 28	こどもの谷
127	放送装置	ワイヤレスマイク	1	H13. 12. 28	こどもの谷
128	残留塩素測定器	ORGANO OR-50型	2	H14. 2. 28	車庫
129	水中ポンプ	USK-40D	2	H14. 3. 11	虹の巣ドーム
130	会議用テーブル	ライオン RM-1890A	25	H14. 3. 15	キャンプ場
131	パソコン・附属品	ディスプレイ LCD-A15H-A	1	H14. 3. 25	管理センター
132	パソコン・附属品	メモリ S133-512MX (本体に2 枚内蔵)	2	H14. 3. 25	管理センター
133	パソコン・附属品	本体 Netvista M41	1	H14. 3. 25	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
134	絶縁抵抗計	KYORITSU 3314	1	H14. 3. 25	車庫
135	投光器	ホンダ EM4004W メタルハライド4灯式・発電機 EU28is セル付	1	H14. 3. 31	車庫
136	エアーコンプレッサー	KT-58R	1	H14. 5. 3	ロープトウ小屋
137	椅子	CR-M20KG2-W	4	H14. 5. 27	管理センター
138	冷凍庫	サンデン SHF240X 232L	1	H14. 7. 23	案内所
139	ワゴン	日医-10406	1	H14. 7. 26	こどもの谷
140	残留塩素測定器	OR-50型 オルガノ製	1	H14. 8. 22	こどもの谷
141	投光器	ホンダ製 EM4004W メタルハライド4灯式・発電機 EU28is セル付	1	H15. 2. 28	車庫
142	タイムレコーダー	AMANO TimePack	1	H15. 3. 20	管理センター
143	簡易現場透水試験器	長谷川式	1	H15. 4. 17	北棟
144	土壌貫入計	長谷川式	1	H15. 4. 17	北棟
145	ロッカー	プラス 3連2段	1	H15. 4. 27	東口ゲート
146	放送装置	キャリングアンプ・ワイヤレスチューナーユニット3・ワイヤレスピンマイク3・スピーカー2・ケース2	1	H15. 5. 28	キャンプ場
147	クーラー	東芝エアコン RAS-225JD	2	H15. 6. 30	溪流口
148	軽量棚	プラス L-7620-5 1800×2100×600	4	H15. 7. 5	管理センター
149	洗濯機	日立 NWIB705W	1	H15. 7. 11	案内所
150	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H15. 7. 11	案内所
151	太鼓	平太鼓 12寸	1	H15. 7. 28	案内所
152	ストーブ	コロナ FF-740S	1	H15. 11. 28	案内所
153	ストーブ	サンヨー CFF-V160A	1	H16. 1. 19	ロッジゆきざさ
154	ストーブ	コロナ FF1100SBT 取付工事費一式	1	H16. 3. 10	案内所
155	冷蔵庫	日立 R-8ST	1	H16. 6. 30	こどもの谷
156	書籍	A-Z 園芸植物百科事典	1	H16. 9. 1	管理センター
157	脚立	アルミ 全長1.72m 踏さん幅65mm	1	H16. 11. 17	車庫
158	金庫	エーコーヤマダ 小型耐火金庫SD-XN	1	H16. 11. 30	管理センター
159	除雪機	ホンダ HS760	2	H17. 1. 10	車庫
160	除雪機	ヤマハ YS1390A	1	H17. 1. 10	車庫
161	椅子	CR-MP22KM-W	1	H17. 4. 26	管理センター
162	机	UCHIDA GX-S 片袖 1-378-2012	1	H17. 4. 26	管理センター
163	脇机	ウチダ GX-S 1-378-2004	1	H17. 4. 26	管理センター
164	書籍	農薬便覧 第10版	1	H17. 7. 31	管理センター
165	テーブル	ガーデニングテーブル φ1200×H720	2	H17. 8. 10	中央口

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
166	椅子	屋外用木製椅子	30	H17. 8. 10	中央口
167	スノーボード	Sスタンダード	2	H18. 1. 15	車庫
168	レジスター	テック 電子レジスター MA-660-20	1	H21. 5. 20	滝野の森口
169	リヤカー	3号 (T-L)	2	H21. 6. 12	溪流口
170	キッズルーム Rコーナー	オリバー SOC-300RSC	2	H22. 3. 3	東口休憩所
171	キッズルーム パーティション	オリバー SOC-300PA	6	H22. 3. 3	東口休憩所
172	キッズルーム フォームアニマルズ	ゾウ6層 グリーン	1	H22. 3. 3	東口休憩所
173	キッズルーム ベンチ	オリバー SOC-300B	4	H22. 3. 3	東口休憩所
174	キッズルーム マット	オリバー SOC-300M	2	H22. 3. 3	東口休憩所
175	キッズルーム 下駄箱	オリバー SOC-300GB	1	H22. 3. 3	東口休憩所
176	キッズルーム 角コーナー	オリバー SOC-300KSC	2	H22. 3. 3	東口休憩所
177	キッズルーム 入り口	オリバー SOC-300EB	1	H22. 3. 3	東口休憩所
178	キッズルーム ベンチ	オリバー SOC-300B	4	H22. 3. 12	東口休憩所
179	キッズルーム マット	オリバー SOC-300M	9	H22. 3. 12	東口休憩所
180	ステーションボックス	タケヤ #500C	1	H25. 7. 5	こどもの谷
181	タブレットパソコン	iPad mini 16GB	1	H25. 7. 30	管理センター
182	電動カート	SPX-4500	3	H25. 8. 6	中央口
183	冷蔵庫	SHARP SJ-H12W(S)	1	H25. 8. 26	カントリーハウス
184	携帯GPSナビゲーター	eTrex30J	1	H25. 12. 19	管理センター
185	シュレッダー	明光商会 MSV-F31CF	1	H26. 1. 21	管理センター
186	接地抵抗計	HIOKI 3151	1	H26. 6. 26	管理センター
187	クランプオンリークハイテスタ	HIOKI 3293-50	1	H26. 6. 26	管理センター
188	脚立	SCL-240A	1	H26. 8. 6	車庫
189	電動カート	SPX-4500	4	H26. 8. 12	東口
190	温風暖房機	SUNPOT FF-513TFK	2	H26. 11. 11	ワックスルーム
191	デジタルカメラ	RICOH WG-4 GPS	1	H26. 11. 11	管理センター
192	除湿乾燥機	TOSHIBA RAD-S63-W	3	H27. 3. 20	中央口
193	冷蔵庫	Panasonic NR-B147W	2	H27. 3. 20	カントリーハウス
194	スクーター	YAMAHA BW'S JBH-SA44J	2	H27. 4. 16	車庫
195	水中ポンプ	ツルミ LB-480A	1	H27. 5. 14	管理センター
196	ファックス複合機	Canon MF229dn	1	H27. 6. 22	案内所
197	電動カート	SPX-4500	3	H27. 8. 11	東口
198	集会用テント	エバニュー 集会用テント 2間×3間 (三方幕・一方幕付)	4	H28. 10. 19	車庫
199	除雪機	YAMAHA YT1390EXR (7BF-4160273)	1	H29. 2. 18	車庫

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
200	グラス・スノーボード	JAPAN救急サービス	1	H29. 3. 1	車庫
201	コインロッカー	日本自動保管機 NC-S2	2	H29. 12. 7	東口休憩所

備品以外の残存物品一覧

名称	単位	数量	備考
セーフティーコーン	本	300	
コーンバー	本	80	セーフティーコーン用
屋外用簡易ステージ	台	4	
イベント用会議テーブル	台	40	
折りたたみ式パイプ椅子	脚	80	
スノーポール	本	2,000	雪面用（オレンジ単色及び赤／白縞）
オレンジネット	m	2,000	ゲレンデ等の安全ネット
プランター	個	100	一輪車式・木製・プラスチック製
残り火入れ	台	14	炊事用
移動式鉄柵	台	40	
移動式A型案内看板	台	20	両面白面（イベント等案内用）

提供施設等使用実績報告書

平成27年 4月分

(自 平成27年 4月 1日)

(至 平成27年 4月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数	
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	260km	260km	16	8時間4分	17,800円	夏季開園使用前点検・修繕	19,412km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0km	0	0時間0分	16,200円	ホイールベアリング交換	15,867km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0km	0	0時間0分	0円		13,713km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0km	0	0時間0分	0円		24,994km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0km	0	0時間0分	0円		45,859km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中(補修部品なし) 総走行距離は故障時の値	13,713km	

提供施設等使用実績報告書

平成27年 5月分

(自 平成27年 5月 1日)

(至 平成27年 5月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	430km	430km	29	13時間14分	0円		19,842km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0km	0	0時間0分	0円		24,994km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中(補修部品なし) 総走行距離は故障時の値	13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年 6月分

(自 平成27年 6月 1日)

(至 平成27年 6月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	382km	382km	25	11時間30分	0円		20,224km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0km	0	0時間0分	0円		24,994km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中(補修部品なし) 総走行距離は故障時の値	13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年 7月分

(自 平成27年 7月 1日)

(至 平成27年 7月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	196km	196km	17	6時間4分	33,540円	クラッチキャリア・ガスケット 等交換	20,420km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0km	0	0時間0分	0円		24,994km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中（補修部品なし） 総走行距離は故障時の値	13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年 8月分

(自 平成27年 8月 1日)

(至 平成27年 8月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	352km	27	11時間0分	0円		20,772km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0円		24,994km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中(補修部品なし) 総走行距離は故障時の値	13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年 9月分

(自 平成27年 9月 1日)

(至 平成27年 9月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	268km	21	8時間12分	0円		21,040km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0円		24,994km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中(補修部品なし) 総走行距離は故障時の値	13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年10月分

(自 平成27年10月 1日)

(至 平成27年10月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	227km	21	7時間3分	0円		21,267km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0円		24,994km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円	※距離計故障中(補修部品なし) 総走行距離は故障時の値	13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年11月分

(自 平成27年11月 1日)

(至 平成27年11月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	92km	8	2時間28分	0円		21,359km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0円		15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0円		13,713km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内作業等	51km	10	2時間3分	0円		25,046km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		45,859km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円		13,713km

提供施設等使用実績報告書

平成27年12月分

(自 平成27年12月 1日)

(至 平成27年12月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0円			21,359km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km	0	0時間0分	127,320円	開園前点検プラグ・Vベルト・ フロントアーム・ホイール交換 等		15,867km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回・作業 等	257km	18	10時間17分	88,730円	開園前点検、プラグ・Vベル ト・ランナー交換等		13,970km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回・作業 等	207km	15	8時間15分	115,900円	開園前点検、プラグ・Vベル ト・ランナー交換等		25,202km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業 等	22km	0	0時間22分	80,570円	開園前点検、プラグ・Vベルト 交換・プレーキディスク交換等		45,881km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業 等	157km	0	6時間13分	152,780円	開園前点検、バッテリー・プラ グ・Vベルト・メーター交換等 ※メーター中古品（距離新		19,444km

提供施設等使用実績報告書

平成28年 1月分

(自 平成28年 1月 1日)

(至 平成28年 1月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0円			21,359km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業 等	0km	0	0時間0分	0円	※メーター故障中		15,867km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業 等	416km	25	17時間7分	0円			14,386km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業 等	215km	25	8時間23分	0円			25,417km	
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業 等	595km	28	24時間19分	0円			46,476km	
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業 等	191km	31	7時間22分	24,190円	テールライトレンズ交換・パ トライト配線修繕		19,635km	

提供施設等使用実績報告書

平成28年 2月分 (自 平成28年 2月 1日)
 (至 平成28年 2月29日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0	0時間0分	0円		21,359km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業 等	0km	20	20	0時間0分	0円	※メーター故障中	15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業 等	419km	21	21	17時間10分	0円		14,805km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業 等	204km	28	28	8時間12分	0円		25,621km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業 等	530km	27	27	22時間1分	200,220円	クランクシャフト・ピストン・ シリンダヘッド交換等	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業 等	199km	29	29	8時間6分	0円		19,834km

提供施設等使用実績報告書

平成28年 3月分

(自 平成28年 3月 1日)

(至 平成28年 3月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0円		21,359km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業 等	0km	15	0時間0分	15,300円	融雪剤散布用エアクリナー取 付 ※メーター故障中	15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業 等	362km	29	15時間2分	15,300円	融雪剤散布用エアクリナー取 付	15,167km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業 等	250km	30	10時間9分	0円		25,871km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業 等	0km	0	0時間0分	17,000円	マフラークラック溶接(補修部 品なし)再度クラック発生のため 使用不可	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業 等	180km	31	7時間12分	0円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成28年 4月分

(自 平成28年 4月 1日)

(至 平成28年 4月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	6km	1	0時間6分	50,520 円	開園前点検、バッテリー・ブ レーキシュー・タイヤ交換等	21,365km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中	15,867km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		15,167km		
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		25,871km		
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km		
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km		

提供施設等使用実績報告書

平成28年 5月分

(自 平成28年 5月 1日)

(至 平成28年 5月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	140km	8	4時間12分	0 円		21,505km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中	15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		15,167km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		25,871km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成28年 6月分

(自 平成28年 6月 1日)

(至 平成28年 6月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	87km	7	2時間23分	0 円		21,592km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中	15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		15,167km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		25,871km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成28年 7月分

(自 平成28年 7月 1日)

(至 平成28年 7月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	169km	25	5時間9分	0 円		21,761km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中	15,867km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		15,167km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		25,871km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成28年 8月分

(自 平成28年 8月 1日)

(至 平成28年 8月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	156km	28	4時間28分	0 円			21,917km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中		15,867km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円			15,167km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円			25,871km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円			47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円			20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成28年 9月分

(自 平成28年 9月 1日)

(至 平成28年 9月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	144km	28	4時間16分	0 円		22,061km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中	15,867km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		15,167km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		25,871km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成28年10月分

(自 平成28年10月 1日)

(至 平成28年10月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	109km	23	3時間13分	0 円			22,170km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中		15,867km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円			15,167km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円			25,871km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円			47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円			20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成28年11月分

(自 平成28年11月 1日)

(至 平成28年11月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	9km	2	0時間9分	0 円		22,179km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円	※メーター故障中	15,867km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		15,167km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		25,871km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成28年12月分

(自 平成28年12月 1日)

(至 平成28年12月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0	0時間0分	0 円		22,179km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	187km	10	7	7時間19分	98,190 円	点検及びバッテリー・ステアリングシステム交換等	16,054km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	259km	12	10	10時間18分	117,890 円	点検及びバッテリー・セルモーター交換等	15,426km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	165km	9	6	6時間21分	95,990 円	点検及びバッテリー・ジョイント交換、エンジン整備等	26,036km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成29年 1月分

(自 平成29年 1月 1日)

(至 平成29年 1月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0 円		22,179km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	110km	19	4時間13分	0 円		16,164km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	222km	25	9時間6分	0 円		15,648km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	161km	20	6時間16分	0 円		26,197km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成29年 2月分 (自 平成29年 2月 1日)
 (至 平成29年 2月28日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0 円		22,179km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	188km	20	7時間19分	180,440 円	ピストン・ガスケット・バッテ リー・Vベルト等交換	16,352km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	278km	28	11時間14分	0 円		15,926km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	159km	22	6時間15分	69,790 円	バッテリー・Vベルトステア リングシステム交換等	26,356km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成29年 3月分

(自 平成29年 3月 1日)

(至 平成29年 3月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0円			22,179km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	42km	4	1時間18分	0円			16,394km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	519km	29	21時間15分	0円			16,445km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	240km	20	10時間0分	0円			26,596km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円	(不使用：補修部品枯渇)		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円	(不使用：補修部品枯渇)		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成29年 4月分

(自 平成29年 4月 1日)

(至 平成29年 4月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	42,300 円	点検及びプラグ・バッテリー交換、キャブレター分解清掃等	22,179km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		16,394km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		16,445km		
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		26,596km		
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	47,006km		
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	(不使用：補修部品枯渇)	20,014km		

提供施設等使用実績報告書

平成29年 5月分

(自 平成29年 5月 1日)

(至 平成29年 5月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	91km	14	2時間27分	0 円		22,270km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		16,394km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		16,445km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		26,596km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成29年 6月分

(自 平成29年 6月 1日)

(至 平成29年 6月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	180km	67.6	5時間20分	0円		22,450km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0円		16,394km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0円		16,445km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0円		26,596km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成29年 7月分

(自 平成29年 7月 1日)

(至 平成29年 7月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	180km	29	5時間20分	0 円		22,630km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		16,394km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		16,445km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		26,596km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成29年 8月分

(自 平成29年 8月 1日)

(至 平成29年 8月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	176km	176	5時間16分	0 円		22,806km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		16,394km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		16,445km		
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		26,596km		
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km		
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km		

提供施設等使用実績報告書

平成29年 9月分

(自 平成29年 9月 1日)

(至 平成29年 9月 30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	107km	18	3時間11分	0 円		22,913km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		16,394km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		16,445km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		26,596km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

提供施設等使用実績報告書

平成29年10月分

(自 平成29年10月 1日)

(至 平成29年10月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回等	118km	21	3時間22分	0 円		23,031km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		16,394km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		16,445km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		26,596km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成29年11月分

(自 平成29年11月 1日)

(至 平成29年11月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0円		23,031km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0円		16,394km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0円		16,445km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0円		26,596km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成29年12月分

(自 平成29年12月 1日)

(至 平成29年12月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0 円			23,031km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	107km	14	4時間10分	138,280 円	点検及びフロントアクセル・ メーターギア・Vベルト交換等		16,501km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	107km	16	4時間10分	76,350 円	点検及びドライブベルト・プラ グ・ギヤオイル交換等		16,552km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	86km	12	3時間14分	82,620 円	点検及びドライブベルト・エア クリナーケース交換等		26,682km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円			47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円			20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成30年 1月分

(自 平成30年 1月 1日)

(至 平成30年 1月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数			
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0円		23,031km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	230km	25	9時間14分	0円		16,731km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	256km	24	10時間15分	0円		16,808km	
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	233km	22	9時間17分	0円		26,915km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0円		47,006km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0円		20,014km	

提供施設等使用実績報告書

平成30年 2月分 (自 平成30年 2月 1日)
 (至 平成30年 2月 28日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0 円			23,031km	
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業		5		249,860 円	テールライト・バンパー交換等 (距離計故障中) 運転時間：0時間45分	16,731km		
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業		8		0 円	(距離計故障中) 運転時間：1時間20分	16,808km		
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	67km	27	2時間19分	0 円		26,982km		
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	補修部品枯渇により使用不能	47,006km		
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	補修部品枯渇により使用不能	20,014km		

提供施設等使用実績報告書

平成30年 3月分

(自 平成30年 3月 1日)

(至 平成30年 3月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km	0	0時間0分	0 円		23,031km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	318km	31	13時間6分	0 円		17,049km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	0km	25	0時間0分	13,680 円	エアクリナー交換 (メーター故障中)	16,808km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	124km	31	5時間4分	13,680 円	エアクリナー交換	27,106km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	補修部品枯渇により使用不能	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	補修部品枯渇により使用不能	20,014km

リース車両等使用実績報告書

平成27年 4月分

(自 平成27年 4月 1日)

(至 平成27年 4月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	1,142km	26	26	106.8H	0円		22,159km
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	881km	23	23	77.0H	0円		20,768km
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	893km	25	25	87.3H	0円		23,053km
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	470km	18	18	81.8H	0円		109,226km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,579km	28	28	192.2H	0円		42,378km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	699km	22	22	131.4H	6,400円	タイヤ交換作業	7,268km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	799km	24	24	165.5H	23,500円	バンパー修繕	56,483km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	857km	24	24	187.8H	28,600円	タイヤ購入・交換	48,365km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	816km	22	22	158.4H	28,600円	タイヤ購入・交換	91,145km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	561km	23	23	161.5H	0円		31,497km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,337km	26	26	159.8H	0円		45,831km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	121km	12	12	81.6H	24,500円	開園使用前点検・諸修繕	14,946km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	17km	3	3	1.4H	52,200円	開園使用前点検・諸修繕	10,868km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	43km	1	1	9.0H	21,600円	開園使用前点検・諸修繕	21,173km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	164km	8	8	47.1H	251,700円	(購入・登録)	164km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	105km	12	12	106.4H	251,700円	(購入・登録)	105km

リース車両等使用実績報告書

平成27年 5月分

(自 平成27年 5月 1日)

(至 平成27年 5月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	1,072km	31	81.2H	0円		23,231km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	834km	31	78.4H	0円		21,602km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	1,041km	31	111.9H	24,000円	タイヤ購入・交換	24,094km	
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	337km	16	25.1H	0円		109,563km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,654km	31	253.0H	0円		44,032km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	108km	8	11.5H	0円		7,376km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	894km	28	164.7H	0円		57,377km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	1,058km	27	172.8H	0円		49,423km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,255km	29	233.4H	0円		92,400km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	582km	26	185.8H	0円		32,079km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,125km	31	136.1H	0円		46,956km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	189km	27	191.0H	1,000円	軽自動車税	15,135km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	16km	3	2.8H	1,000円	軽自動車税	10,884km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	106km	4	7.9H	1,000円	軽自動車税	21,279km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	846km	25	190.3H	1,540円	バルブ交換	1,010km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	277km	30	267.3H	0円		382km	

リース車両等使用実績報告書

平成27年 6月分

(自 平成27年 6月 1日)

(至 平成27年 9月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	820km	30	65.6H	0円		24,051km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	989km	30	99.0H	0円		22,591km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	1,041km	27	81.3H	0円		25,135km	
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	336km	15	36.0H	0円		109,899km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,553km	30	272.8H	0円		45,585km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	125km	15	60.3H	0円		7,501km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	1,031km	27	170.0H	0円		58,408km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	897km	29	200.5H	0円		50,320km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	891km	26	193.2H	0円		93,291km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	482km	27	159.6H	0円		32,561km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,392km	30	183.5H	0円		48,348km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	154km	23	146.2H	0円		15,289km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	24km	4	11.8H	0円		10,908km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	85km	8	7.8H	0円		21,364km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	754km	27	220.4H	0円		1,764km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	254km	30	293.5H	0円		636km	

リース車両等使用実績報告書

平成27年 7月分

(自 平成27年 7月 1日)

(至 平成27年 7月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	682km	31	55.8H	0円		24,733km
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	1,137km	31	94.7H	0円		23,728km
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	1,102km	27	95.5H	0円		26,237km
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	365km	14	26.2H	0円		110,264km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,723km	31	281.3H	0円		47,308km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	172km	13	28.4H	0円		7,673km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	1,054km	31	203.0H	0円		59,462km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	652km	27	273.3H	0円		50,972km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,119km	28	226.5H	0円		94,410km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	843km	27	202.3H	0円		33,404km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,355km	31	151.3H	0円		49,703km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	218km	29	188.9H	0円		15,507km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	107km	9	62.6H	0円		11,015km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	130km	11	19.3H	34,050円	ピストン・ガスケット・スターター等交換	21,494km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	993km	31	315.0H	0円		2,757km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	238km	31	300.6H	0円		874km

リース車両等使用実績報告書

平成27年 8月分

(自 平成27年 8月 1日)

(至 平成27年 8月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	817km	31	69.6H	40,000円	タイヤ購入・交換	25,550km
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	1,208km	31	94.7H	0円		24,936km
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	1,239km	29	91.2H	0円		27,476km
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	499km	20	64.1H	0円		110,763km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,927km	31	283.5H	0円		49,235km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	145km	8	8.3H	0円		7,818km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	740km	24	168.9H	0円		60,202km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	1,011km	21	171.4H	0円		51,983km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,079km	28	218.5H	0円		95,489km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	661km	25	169.0H	0円		34,065km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,610km	31	165.3H	0円		51,313km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	207km	29	139.5H	0円		15,714km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	9km	1	2.5H	0円		11,024km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	165km	16	21.3H	0円		21,659km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	990km	31	304.3H	0円		3,747km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	271km	31	301.7H	0円		1,145km

リース車両等使用実績報告書

平成27年 9月分

(自 平成27年 9月 1日)

(至 平成27年 9月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	1,177km	30	91.8H	0円		26,727km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	813km	29	68.4H	20,000円	タイヤ購入・交換	25,749km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	814km	24	71.3H	0円		28,290km	
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	426km	14	31.9H	0円		111,189km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,669km	30	247.4H	0円		50,904km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	178km	8	11.4H	0円		7,996km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	759km	25	143.2H	0円		60,961km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	1,134km	27	180.6H	0円		53,117km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	937km	26	202.2H	0円		96,426km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	667km	28	166.3H	22,400円	タイヤ購入・交換	34,732km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,405km	30	135.2H	0円		52,718km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	197km	27	149.8H	0円		15,911km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	171km	6	38.9H	0円		11,195km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	146km	11	21.8H	0円		21,805km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	671km	24	213.1H	0円		4,418km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	244km	30	266.9H	0円		1,389km	

リース車両等使用実績報告書

平成27年10月分

(自 平成27年10月 1日)

(至 平成27年10月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量	稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	1,212km	30	97.2H	0円		27,939km
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	790km	30	58.1H	0円		26,539km
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	798km	29	74.9H	0円		29,088km
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	368km	22	51.1H	0円		111,557km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,570km	31	253.3H	0円		52,474km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	105km	10	16.3H	6,400円	タイヤ交換	8,101km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	939km	24	128.3H	8,550円	ハブボルト交換	61,900km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	1,042km	25	180.9H	0円		54,159km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	834km	23	129.7H	60,450円	水温センサー・ウォーターポンプ・サーモスタット等交換	97,260km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	639km	28	171.5H	0円		35,371km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,379km	31	128.2H	0円		54,097km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	176km	27	115.8H	0円		16,087km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	4km	1	0.3H	0円		11,199km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	82km	7	7.9H	0円		21,887km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	715km	29	255.2H	0円		5,133km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	244km	31	255.7H	0円		1,633km

リース車両等使用実績報告書

平成27年11月分

(自 平成27年11月 1日)

(至 平成27年11月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	570km	19	58.6H	0円		28,509km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	594km	22	52.0H	0円		27,133km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	699km	20	71.7H	0円		29,787km	
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	305km	14	39.0H	0円		111,862km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,045km	22	151.1H	107,646円	ガラス修繕・キー電池交換	53,519km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	457km	19	111.5H	0円		8,558km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	665km	23	157.7H	0円		62,565km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	766km	22	168.5H	0円		54,925km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	541km	19	125.3H	0円		97,801km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	457km	23	165.7H	0円		35,828km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	871km	23	105.9H	0円		54,968km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	42km	8	21.4H	0円		16,129km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	0円		11,199km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	37km	4	3.1H	0円		21,924km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	245km	10	90.9H	0円		5,378km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	94km	10	86.2H	0円		1,727km	

リース車両等使用実績報告書

平成27年12月分

(自 平成27年12月 1日)

(至 平成27年12月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	233km	15	34.0H	0円		28,742km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	579km	26	51.2H	0円		27,712km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	490km	19	52.9H	0円		30,277km	
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	440km	21	91.6H	2,000円	パンク修繕	112,302km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	952km	24	149.0H	0円		54,471km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	369km	16	110.3H	0円		8,927km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	451km	22	137.3H	24,000円	タイヤ購入・交換	63,016km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	220km	13	96.9H	0円		55,145km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	388km	27	187.5H	24,000円	タイヤ購入・交換	98,189km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	188km	12	63.0H	0円		36,016km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	804km	25	85.4H	0円		55,772km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,129km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,199km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		21,924km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		5,378km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		1,727km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 1月分

(自 平成28年 1月 1日)

(至 平成28年 1月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	699km	27	52.5H	0円		29,441km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	498km	21	37.0H	0円		28,210km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	441km	18	45.4H	0円		30,718km	
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	933km	30	166.4H	0円		113,235km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,612km	31	235.4H	0円		56,083km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	66km	4	4.3H	0円		8,993km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	450km	20	97.6H	35,850円	シフトレバー動作不良修繕	63,466km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	118km	6	118.0H	0円		55,263km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	610km	31	215.7H	0円		98,799km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	346km	20	117.7H	0円		36,362km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	722km	30	83.2H	0円		56,494km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,129km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,199km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		21,924km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		5,378km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		1,727km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 2月分

(自 平成28年 2月 1日)

(至 平成28年 2月29日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	稼働日数	稼働時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	384km	17	40.7H	0円		29,825km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	440km	24	57.0H	0円		28,650km	
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	445km	18	36.4H	0円		31,163km	
スバル LEGACY	札幌 501 め 9324	連絡・送迎・巡回等	935km	29	171.7H	0円		114,170km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,398km	29	222.8H	0円		57,481km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	19km	4	4.7H	0円		9,012km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	389km	18	68.5H	0円		63,855km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	224km	7	38.1H	0円		55,487km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	446km	29	240.9H	0円		99,245km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	317km	17	96.7H	0円		36,679km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	643km	24	74.8H	0円		57,137km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,129km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,199km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		21,924km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		5,378km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		1,727km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 3月分

(自 平成28年 3月 1日)

(至 平成28年 3月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山下 和史

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数		運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 て 9417	連絡・送迎・巡回等	444km		22	61.8H	0円		30,269km
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 て 9915	連絡・送迎・巡回等	338km		12	41.3H	0円		28,988km
トヨタ VITZ	札幌 503 て 9418	連絡・送迎・巡回等	543km		22	46.4H	0円		31,706km
スバル LEGACY	札幌 501 ん 9324	連絡・送迎・巡回等	847km		26	171.5H	0円		115,017km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,517km		30	219.4H	0円		58,998km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	151km		9	20.7H	0円		9,163km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	241km		11	48.3H	0円		64,096km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	395km		24	102.8H	0円		55,882km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	490km		31	195.9H	0円		99,735km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	280km		16	73.1H	0円		36,959km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	536km		20	44.4H	0円		57,673km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km		0	0.0H	0円		16,129km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km		0	0.0H	0円		11,199km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km		0	0.0H	0円		21,924km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km		0	0.0H	0円		5,378km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km		0	0.0H	0円		1,727km

リース車両等使用実績報告書

平成28年 4月分

(自 平成28年 4月 1日)

(至 平成28年 4月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	834km	29	85.1H	0 円		864km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	911km	25	72.8H	0 円		941km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	927km	27	107.8H	6,140 円	ターニングナルランプ交換	957km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	807km	27	82.8H	0 円		837km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,492km	27	195.8H	0 円		60,490km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	549km	21	135.3H	6,800 円	タイヤ交換	9,712km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	704km	24	168.8H	0 円		64,800km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	842km	25	210.4H	0 円		56,724km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	949km	26	214.2H	0 円		100,684km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	422km	23	129.8H	0 円		37,381km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	819km	19	73.6H	0 円		58,492km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	71km	10	46.2H	33,360 円	開園前点検、ブレーキシュー・サイドカバー交換等	16,200km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	18,000 円	開園前点検、ブレーキシュー交換等	11,199km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	0km	0	0.0H	22,000 円	開園前点検、ブレーキケーブル・バスケット交換等	21,924km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	100km	5	38.3H	60,500 円	開園前点検、ブレーキシュー・タイヤ・オイル交換等	5,478km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	98km	11	97.0H	26,800 円	開園前点検、オイル交換、スタンド修繕等	1,825km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 5月分 (自 平成28年 5月 1日)
 (至 平成28年 5月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	1,207km	31	111.2H	0円		2,071km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	1,041km	31	85.8H	0円		1,982km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	739km	30	72.3H	0円		1,696km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	687km	27	70.9H	0円		1,524km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,774km	31	260.0H	0円		62,264km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	113km	8	13.6H	0円		9,825km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	861km	24	192.9H	0円		65,661km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	944km	29	182.8H	0円		57,668km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,400km	30	213.8H	0円		102,084km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	591km	23	154.9H	0円		37,972km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	615km	26	83.0H	0円		59,107km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	186km	28	116.3H	0円		16,386km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	14km	1	4.5H	0円		11,213km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	56km	3	11.0H	0円		21,980km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	629km	22	151.3H	0円		6,107km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	277km	31	267.8H	0円		2,102km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 6月分

(自 平成28年 6月 1日)

(至 平成28年 6月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	1,190km	30	99.3H	0円		3,261km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	918km	30	76.6H	0円		2,900km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	1,076km	27	73.5H	0円		2,772km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	791km	24	65.9H	0円		2,315km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,836km	30	274.4H	92,000円	タイヤ4本購入・交換	64,100km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	160km	10	38.9H	0円		9,985km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	1,020km	24	176.7H	11,200円	タイヤ2本購入・交換	66,681km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	1,097km	29	218.7H	0円		58,765km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,066km	28	227.4H	11,200円	タイヤ2本購入・交換	103,150km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	409km	24	130.2H	0円		38,381km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	567km	24	70.1H	22,400円	タイヤ4本購入・交換	59,674km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	152km	27	115.8H	0円		16,538km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	1,930円	バッテリー交換	11,213km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	9km	1	0.9H	0円		21,989km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	404km	15	117.5H	0円		6,511km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	234km	29	234.0H	0円		2,336km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 7月分

(自 平成28年 7月 1日)

(至 平成28年 7月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	1,051km	31	88.7H	0円		4,312km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	1,174km	31	105.1H	0円		4,074km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	1,062km	28	100.7H	0円		3,834km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,218km	26	110.7H	0円		3,533km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,812km	31	286.2H	0円		65,912km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	116km	8	15.2H	0円		10,101km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	1,275km	28	205.3H	0円		67,956km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	822km	23	162.9H	0円		59,587km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,006km	24	214.3H	0円		104,156km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	641km	27	186.0H	0円		39,022km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	707km	25	92.9H	0円		60,381km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	82km	10	32.9H	32,970円	ブレーキケーブル・レバー交換	16,620km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	0円		11,213km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	88km	7	9.4H	0円		22,077km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	559km	26	197.5H	48,980円	フェンダー・オイル・クーラント交換	7,070km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	245km	31	300.4H	0円		2,581km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 8月分

(自 平成28年 8月 1日)

(至 平成28年 8月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	1,504km	31	113.5H	0円		5,816km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	1,079km	31	89.1H	0円		5,153km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	1,049km	29	88.6H	0円		4,883km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	894km	26	110.6H	0円		4,427km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	2,092km	31	306.3H	0円		68,004km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	278km	12	31.2H	0円		10,379km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	974km	25	253.3H	0円		68,930km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	1,275km	28	211.6H	0円		60,862km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	925km	22	161.4H	8,480円	エアコンフィルター交換・清掃	105,081km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	607km	27	162.5H	0円		39,629km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,113km	27	154.7H	0円		61,494km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	21km	2	11.7H	0円		16,641km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	0円		11,213km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	154km	11	25.8H	0円		22,231km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	582km	23	166.6H	12,700円	ブレークパッド交換	7,652km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	268km	31	304.0H	0円		2,849km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年 9月分 (自 平成28年 9月 1日)
 (至 平成28年 9月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	1,456km	30	99.7H	0円		7,272km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	848km	30	72.3H	0円		6,001km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	1,116km	25	102.8H	0円		5,999km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	884km	25	85.2H	0円		5,311km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,637km	30	243.3H	0円		69,641km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	148km	9	17.4H	0円		10,527km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	1,053km	22	132.8H	0円		69,983km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	787km	24	131.9H	0円		61,649km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	721km	20	150.7H	77,830円	エアコンコンプレッサー・ベルト交換等	105,802km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	562km	24	152.9H	0円		40,191km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	780km	23	133.2H	0円		62,274km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	56km	6	44.8H	0円		16,697km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	0円		11,213km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	154km	14	16.3H	0円		22,385km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	804km	26	210.9H	0円		8,456km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	237km	30	264.4H			3,086km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年10月分

(自 平成28年10月 1日)

(至 平成28年10月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	942km	31	69.4H	0円		8,214km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	926km	31	86.1H	0円		6,927km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	951km	30	90.2H	0円		6,950km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	603km	25	67.7H	0円		5,914km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,553km	31	253.3H	0円		71,194km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	138km	16	20.3H	6,400円	タイヤ交換作業	10,665km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	906km	26	187.9H	35,200円	タイヤ購入・交換	70,889km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	837km	24	158.7H	0円		62,486km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	1,208km	29	204.0H	0円		107,010km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	725km	30	173.7H	0円		40,916km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	607km	22	111.6H	0円		62,881km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	36km	7	22.3H	0円		16,733km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	0円		11,213km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	126km	10	29.6H	0円		22,511km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	400km	15	104.3H	0円		8,856km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	241km	30	266.6H	0円		3,327km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年11月分

(自 平成28年11月 1日)

(至 平成28年11月30日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	710km	19	59.7H	0円		8,924km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	497km	20	44.2H	0円		7,424km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	757km	23	71.5H	0円		7,707km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,598km	22	106.8H	0円		7,512km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,281km	24	176.5H	1,220円	ドアスイッチ購入	72,475km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	464km	19	131.1H	0円		11,129km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	723km	22	165.3H	0円		71,612km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	598km	24	184.7H	0円		63,084km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	644km	24	186.1H	0円		107,654km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	699km	23	699.0H	0円		41,615km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	628km	16	79.0H	0円		63,509km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	0km	0	0.0H	0円		16,733km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	12km	2	1.0H	0円		11,225km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	1km	1	0.1H	0円		22,512km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	13km	1	0.5H	0円		8,869km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	26km	4	29.7H	0円		3,353km	

リース車両等使用実績報告書

平成28年12月分

(自 平成28年12月 1日)

(至 平成28年12月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	728km	210	48.1H	0円		9,652km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	345km	16	45.2H	0円		7,769km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	507km	20	63.9H	0円		8,214km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	918km	26	99.2H	0円		8,430km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,144km	25	163.2H	0円		73,619km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	256km	10	61.3H	0円		11,385km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	263km	18	120.0H	0円		71,875km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	286km	17	117.3H	0円		63,370km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	285km	23	177.5H	0円		107,939km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	178km	12	69.8H	0円		41,793km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	192km	9	25.1H	0円		63,701km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,733km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,225km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		22,512km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		8,869km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		3,353km	
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回等	485km	9	20.2H	120,000円	パトライト・ホーン取付	485km	
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回等	670km	9	27.9H	120,000円	パトライト・ホーン取付	670km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 1月分

(自 平成29年 1月 1日)

(至 平成29年 1月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数		運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	558km		21	53.0H	0円		10,210km
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	469km		23	53.6H	0円		8,238km
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	615km		27	90.4H	0円		8,829km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	957km		31	149.0H	0円		9,387km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,460km		31	234.0H	0円		75,079km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	96km		5	11.7H	0円		11,481km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	396km		13	52.5H	0円		72,271km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	141km		9	50.7H	0円		63,511km
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	689km		28	215.7H	0円		108,628km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	299km		20	120.4H	0円		42,092km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	243km		12	46.5H	0円		63,944km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km		0	0.0H	0円		16,733km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km		0	0.0H	0円		11,225km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km		0	0.0H	0円		22,512km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km		0	0.0H	0円		8,869km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km		0	0.0H	0円		3,353km
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回等	586km		31	24.4H	0円		1,071km
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回等	658km		31	27.4H	0円		1,328km

リース車両等使用実績報告書

平成29年 2月分

(自 平成29年 2月 1日)

(至 平成29年 2月28日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	901km	25	75.1H	0円		11,111km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	440km	19	38.4H	0円		8,678km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	454km	19	59.2H	0円		9,283km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,115km	28	152.4H	0円		10,502km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,255km	28	219.4H	0円		76,334km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	49km	5	10.2H	0円		11,530km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	307km	14	50.0H	0円		72,578km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	198km	9	52.2H	0円		63,709km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	570km	27	210.9H	0円		109,198km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	333km	18	115.4H	0円		42,425km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	323km	13	56.8H	0円		64,267km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,733km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,225km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		22,512km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		8,869km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		3,353km	
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回等	696km		29.0H	0円		1,767km	
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回等	808km		33.7H	0円		2,136km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 3月分

(自 平成29年 3月 1日)

(至 平成29年 3月31日)

請負者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	612km	22	41.1H	0円		11,723km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	499km	20	42.1H	0円		9,177km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	722km	23	70.3H	61,549円	左フロント外板修繕	10,005km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,307km	31	155.6H	23,657円	点検	11,809km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,284km	31	230.1H	0円		77,618km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	107km	3	8.7H	0円		11,637km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	115km	11	54.3H	0円		72,693km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	196km	10	36.8H	0円		63,905km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	550km	30	202.6H	0円		109,748km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	284km	17	115.8H	0円		42,709km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	239km	11	40.4H	0円		64,506km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,733km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,225km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		22,512km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		8,869km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		3,353km	
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回等	624km	31	26.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回等	455km	31	19.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 4月分

(自 平成29年 4月 1日)

(至 平成29年 4月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	847km	18	66.4H	0円		12,570km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	674km	23	48.8H	0円		9,851km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	884km	23	68.2H	0円		10,889km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	858km	22	55.0H	0円		12,667km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,509km	26	221.4H	0円		79,127km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	564km	23	150.9H	6,400円	タイヤ交換	12,201km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	502km	11	79.5H	0円	※新規リース車両	502km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	382km	9	65.7H	0円	※新規リース車両	382km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	257km	7	65.5H	0円	※新規リース車両	267km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2448	作業等	407km	16	134.2H	0円	(リース終了・4/21返却)	73,100km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2450	作業等	386km	15	138.6H	0円	(リース終了・4/21返却)	64,291km	
スズキ CARRY	札幌 480 う 2452	作業等	393km	16	149.2H	0円	(リース終了・4/21返却)	110,141km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	511km	23	146.4H	0円		43,220km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	578km	15	81.3H	0円		65,084km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	0km	0	0.0H	44,880円	点検及びプラグ・ストッパー・レバー交換等	16,733km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	27km	3	3.3H	43,070円	点検及びリヤホイール・プラグ交換、キャブレター分解清掃等	11,252km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	0km	1	0.0H	16,620円	点検及びプラグ・オイル交換等	2,391km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	0km	6	0.0H	19,000円	点検及びプラグ・オイル・エレメント交換等	2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 5月分

(自 平成29年 5月 1日)

(至 平成29年 5月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	984km	31	92.2H	0円		13,554km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	1,144km	31	87.1H	0円		10,995km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	1,069km	30	107.8H	0円		11,958km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	772km	30	69.7H	0円		13,439km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,885km	31	263.3H	0円		81,012km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	139km	7	13.8H	0円		12,340km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,204km	28	155.9H	0円		1,706km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,132km	29	194.2H	0円		1,514km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,143km	27	204.0H	0円		1,410km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	633km	29	182.5H	0円		43,853km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,125km	29	133.6H	0円		66,209km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	9km	1	0.7H	0円		16,742km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	65km	11	24.9H	0円		11,317km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	196km	11	15.5H	0円		22,720km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	668km	24	149.9H	0円		9,632km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	255km	31	277.2H	0円		3,660km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 6月分 (自平成29年 6月 1日)
(至平成29年 6月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	1,012km	30	75.9H	0円		14,566km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	1,183km	30	101.0H	0円		12,178km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	1,021km	28	89.7H	0円		12,979km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	1,284km	26	81.9H	0円		14,723km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,766km	30	275.1H	0円		82,778km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	226km	9	19.3H	0円		12,566km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,111km	28	204.8H	0円		2,817km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	759km	24	187.6H	0円		2,273km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,060km	26	195.3H	0円		2,470km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	410km	23	135.6H	0円		44,263km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	484km	22	113.7H	0円		66,693km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	33km	4	4.1H	0円		16,775km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	4km	1	2.0H	0円		11,321km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	120km	7	7.7H	0円		22,840km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	536km	22	136.9H	0円		10,168km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	230km	30	294.3H	0円		3,890km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 7月分 (自 平成29年 7月 1日)
 (至 平成29年 7月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	1,239km	31	96.3H	0円		15,805km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	1,060km	31	102.9H	0円		13,238km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	1,013km	28	115.4H	0円		13,992km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	1,253km	29	115.6H	40,000円	タイヤ交換	15,976km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,939km	31	305.6H	0円		84,717km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	297km	12	20.3H	0円		12,863km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,190km	29	216.1H	2,000円	パンク修繕	4,007km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	874km	26	183.4H	0円		3,147km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	993km	26	198.4H	0円		3,463km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	669km	26	183.6H	0円		44,932km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	857km	29	209.0H	0円		67,550km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	46km	6	6.8H	0円		16,821km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	0km	0	0.0H	0円		11,321km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	110km	9	12.7H	0円		22,950km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	716km	28	210.3H	0円		10,884km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	236km	31	309.2H	0円		4,126km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 8月分

(自 平成29年 8月 1日)

(至 平成29年 8月 31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	972km	31	98.2H	0円		16,777km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	1,243km	31	144.9H	0円		14,481km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	1,014km	31	173.7H	0円		15,006km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	1,141km	27	122.4H	0円		17,117km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	2,270km	31	326.9H	0円		86,987km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	316km	15	48.7H	0円		13,179km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,302km	31	171.2H	0円		5,309km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,061km	23	120.2H	0円		4,208km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,205km	28	140.7H	0円		4,668km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	778km	28	207.8H	0円		45,710km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	704km	28	218.1H	0円		68,254km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	36km	3	3.0H	0円		16,857km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,321km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	197km	15	19.8H	0円		23,147km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	622km	26	84.0H	0円		11,506km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	275km	31	305.3H	0円		4,401km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年 9月分

(自 平成29年 9月 1日)

(至 平成29年 9月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	1,119km	30	78.9H	0円		17,896km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	1,315km	30	92.3H	0円		15,796km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	850km	25	86.6H	0円		15,856km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	585km	27	77.0H	0円		17,702km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,753km	30	238.3H	0円		88,740km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	141km	9	16.3H	0円		13,320km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	765km	25	83.8H	0円		6,074km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	885km	19	85.5H	0円		5,093km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,001km	23	105.3H	5,900円	タイヤ交換	5,669km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	563km	25	99.5H	0円		46,273km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	736km	24	136.1H	0円		68,990km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	20km	2	1.6H	0円		16,877km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,321km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	巡回等	77km	8	9.3H	0円		23,224km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	396km	16	77.7H	0円		11,902km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	167km	19	171.3H	0円		4,568km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

(自 平成29年10月 1日)

平成29年10月分

(至 平成29年10月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回等	826km	31	83.0H	0 円		18,722km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回等	947km	31	85.1H	0 円		16,743km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回等	1,074km	28	101.0H	0 円		16,930km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,079km	29	82.2H	0 円		18,781km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,709km	31	260.3H	90,000 円	タイヤ購入・交換	90,449km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	232km	14	25.4H	6,400 円		13,552km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	975km	24	119.1H	50,000 円	タイヤ購入・交換等	7,049km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,024km	25	92.0H	40,000 円	タイヤ購入・交換	6,117km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,094km	27	128.2H	40,000 円	タイヤ購入・交換	6,763km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	625km	25	161.0H	0 円		46,898km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	739km	30	145.7H	0 円		69,729km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	巡回等	52km	5	6.3H	0 円		16,929km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	巡回等	65km	6	6.9H	0 円		11,386km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0 円		23,224km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	巡回等	190km	9	30.7H	0 円		12,092km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	227km	30	268.6H	0 円		4,795km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0 円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0 円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年11月分

(自 平成29年11月 1日)

(至 平成29年11月30日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	653km	20	54.9H	0円		19,375km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	961km	20	71.1H	0円		17,704km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	564km	16	46.1H	0円		17,494km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	544km	21	50.9H	0円		19,325km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,208km	24	180.2H	0円		91,657km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	438km	18	113.6H	0円		13,990km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	675km	20	126.1H	0円		7,724km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	699km	24	146.8H	0円		6,816km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	708km	24	153.4H	0円		7,471km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	473km	21	133.3H	0円		47,371km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	633km	21	99.3H	0円		70,362km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,929km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,386km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		23,224km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		12,092km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	巡回等	82km	10	89.2H	0円		4,877km	
スノーモービル	VK-540V 3677		0km	0	0.0H	0円		2,391km	
スノーモービル	VK-540V 3696		0km	0	0.0H	0円		2,591km	

リース車両等使用実績報告書

平成29年12月分

(自 平成29年12月 1日)

(至 平成29年12月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	1,017km	23	77.6H	0円		20,392km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	341km	16	43.3H	0円		18,045km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	564km	22	37.6H	0円		18,058km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	860km	23	101.1H	0円		20,185km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,004km	25	176.3H	0円		92,661km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	212km	9	51.1H	3,500円	冬用ワイパー交換	14,202km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	508km	21	116.7H	0円		8,232km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	330km	22	142.4H	0円		7,146km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	370km	20	119.4H	0円		7,841km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	207km	16	105.0H	0円		47,578km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	209km	10	40.4H	0円		70,571km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,929km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,386km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		23,224km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		12,092km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		4,877km	
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回・諸作業等	131km	14	5.5H	49,540円	点検及びプラグ・オイル交換等	2,522km	
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回・諸作業等	166km	16	6.9H	57,540円	点検及びプラグ・オイル・配線 交換等	2,757km	

リース車両等使用実績報告書

平成30年 1月分

(自 平成30年 1月 1日)

(至 平成30年 1月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要	
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数				
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	830km	24	64.2H	0円		21,222km		
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	315km	23	29.0H	0円		18,360km		
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	510km	26	63.0H	0円		18,568km		
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	1,183km	31	145.4H	0円		21,368km		
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,312km	31	232.8H	0円		93,973km		
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	39km	4	4.8H	0円		14,241km		
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	546km	30	100.3H	0円		8,778km		
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	513km	24	77.6H	0円		7,659km		
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	507km	21	62.4H	0円		8,348km		
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	383km	23	140.4H	0円		47,961km		
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	318km	18	318.0H	0円		70,889km		
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,929km		
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,386km		
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		23,224km		
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		12,092km		
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		4,877km		
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回・諸作業等	512km	28	21.3H	0円				
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回・諸作業等	785km	30	32.7H	0円				

リース車両等使用実績報告書

平成30年 2月分 (自 平成30年 2月 1日)
 (至 平成30年 2月28日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	579km	25	59.4H	0円		21,801km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	480km	20	40.5H	0円		18,840km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	374km	20	60.3H	0円		18,942km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	776km	27	125.8H	0円		22,144km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,240km	28	210.9H	0円		95,213km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	92km	7	19.7H	0円		14,333km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	616km	25	66.9H	0円		9,394km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	484km	20	67.7H	0円		8,143km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	487km	24	87.3H	0円		8,835km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	505km	24	129.2H	0円		48,466km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	296km	17	62.8H	0円		71,185km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,929km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,386km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		23,224km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		12,092km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		4,877km	
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回・諸作業等	732km	28	30.5H	0円		3,766km	
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回・諸作業等	627km	25	26.1H	0円		4,169km	

リース車両等使用実績報告書

平成30年 3月分 (自 平成30年 3月 1日)
 (至 平成30年 3月31日)

受託者 札幌市公園緑化協会共同体
 管理センター長 山 脇 浩

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持修繕費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘 要
			走行キロ数	運転日数	使用時間	総走行キロ数			
トヨタ VOXY(1)	札幌 503 み 1848	連絡・送迎・巡回 等	593km	24	34.5H	0円		22,394km	
トヨタ VOXY(2)	札幌 503 み 1850	連絡・送迎・巡回 等	658km	23	55.4H	0円		19,498km	
トヨタ VITZ	札幌 503 み 1846	連絡・送迎・巡回 等	664km	21	49.9H	0円		19,606km	
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回 等	998km	28	114.6H	0円		23,142km	
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,404km	31	232.5H	4,300円	ワイパー交換	96,617km	
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	132km	5	11.0H	0円		14,465km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	571km	23	76.8H	0円		9,965km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	423km	16	83.7H	0円		8,566km	
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	404km	17	47.8H	0円		9,239km	
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	296km	20	120.8H	0円		48,762km	
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	326km	18	46.8H	0円		71,511km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0km	0	0.0H	0円		16,929km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0km	0	0.0H	0円		11,386km	
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0km	0	0.0H	0円		23,224km	
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571		0km	0	0.0H	0円		12,092km	
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572		0km	0	0.0H	0円		4,877km	
スノーモービル	VK-540V 3677	巡回・諸作業等	728km	30	30.3H	0円		4,494km	
スノーモービル	VK-540V 3696	巡回・諸作業等	815km	29	34.0H	0円		4,984km	

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）

【H27】

15件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月	1						1
6月	1	1		1		1	4
7月							0
8月		2		1			3
9月						2	2
10月							0
11月							0
12月							0
1月	1	2					3
2月	1						1
3月	1						1
計	5	5	0	2	0	3	15

【H28】

21件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月			2				2
6月	1						1
7月	3	1					4
8月	4	1					5
9月	3						3
10月	1						1
11月							0
12月							0
1月	1						1
2月	2				1		3
3月	1						1
計	16	2	2	0	1	0	21

【H29】

9件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月					1		1
6月							0
7月	2						2
8月	1			1			2
9月							0
10月	1						1
11月							0
12月							0
1月	1						1
2月	1						1
3月	1						1
計	7	0	0	1	1	0	9

危機管理対応実績-報告①-1(事故対応等)H27車中

◎発生日時	◎事故の区分 ◎事故の種類	◎件名、被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の 分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
平成27年5月23日	事故 負傷	お客様が階段につきずき転倒した	お客様が車口レストハウス付近の階段を下りていたところ、階段の段差につきずき転倒した。	車口レストハウス付近階段	お客様	83	女			
平成27年6月6日	事故 負傷	左手小指捻挫の疑い	19時頃、お客様27才様がごどもの浴槽へすべり台をすべった際、先に滑っていた子供を助けようとしてバランズを押し、左手をついて負傷した。 左手小指の痛みと腫れがあるため、本人が救急車を要請。 19時18分に消防署より管理センターへ電話で連絡があり、今回の事故が発生した。	ごどもの浴 浴槽滑り台	お客様	27	女			
平成28年1月23日	事故 負傷	スキー滑走中に転倒し、右足を負傷した。	ご家族とランデブスキー滑走中のお客様7才男児がバランズを押し転倒した。	ファミリーグリーン子	お客様	7	男			
平成28年2月13日	事故 負傷	右足首負傷	ランデブスキーをせいでいた子供が斜面中腰で転倒し右足首を負傷。泣いて動けないうちに救護車で中央口救護所へ搬送。	ファミリーグリーン子	お客様	5	男			
平成28年3月25日	事故 負傷	除雪作業中の除雪車による事故	協力会社で除雪作業員4名がごどもの浴槽のすべり台付近を作業していたところ、1名が除雪機の足でごどもの浴槽のすべり台を踏んでごどもの浴槽を踏んだ。 負傷部位は左第一中足指関節骨折(左足指関節骨折)、脚部挫傷、皮肉剥離の一部損傷。 なお、約2週間の入院が必要とのことである。事故調査委員会に諮られるかは現時点では不明。	ごどもの浴槽のすべり台	除雪業者スタッフ	39	男			

危機管理対応実績-報告①-2(事故対応等)H27車中

◎発生日時	◎事故の区分 ◎事故の種類	◎件名、被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の 分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
平成27年6月2日	車中事故 負傷	帰宅途中の交通事故	交差点で停車中、前方からきた車道に衝突された。 車道は破損し自走不可の状態。直上側に歩みがあり(外構はない)、救急車で病院へ搬送。	札幌市南区	財団スタッフ					
平成27年8月9日	車中事故 接触等破損	購買口料金所にて大型バスが接触	購買口料金所に誘って進入した大型バスが料金所を平日常態の状態で通過し接触した。 料金所の壁は接触部分から全体的に壊れ、歪んでしまった。 大型バスは車体前面の非常口付近のガラスにこびり付いた模様。 運転手によるとバスの乗客にケガはなく、走行にも支障はないという事であった。 料金所の修理についてはバス会社で対応してもらう。	購買口料金所付近	その他					男
平成27年8月31日	車中事故 負傷	通勤中の車中事故及び傷害	臨時職員が自家用車で通勤中、走行車線から前車を追い越すために車線変更したところ、前車を追い越す際に前車の車体と接触し、前車のマフラー付近に衝突してしまいました。 その後、車道から降り、重い傷になり、相手より乗降を促された。 警察の現場検証の後にその怪我も伝えたが、被害届は出さなかった。 翌17日に病院受診したところ、鼻骨骨折(全治2ヶ月)、左顎関節と左歯槽の打撲と診断された。 今後、弁護士と相談の上、警察に被害届を出す予定である。	札幌市清田区	財団スタッフ	46	男		44	男
平成28年1月9日	車中事故 その他	帰宅途中の自損事故	札幌市公園緑化協会出向中の職員が自家用車で管理センターからの帰宅中、踏道の凍結によりスリップし、車道が横断した。 本人に怪我はなかった。	札幌市南区						
平成28年1月19日	車中事故 その他	車両同士の接触事故	除雪業者作業車の車両が中央口駐車場バス停付近の人力除雪を完了し、特設園路に出ようとしたところ、特設園路走行中の公園団体利用者のマクロバスの送迎と接触し破損(双方とも軽微な破損)となし、双方とも乗員に怪我はなかった。	中央口駐車場出入口付近						お客様

危機管理対応実績-報告①-3(事故対応等)H27車中

◎発生日時	◎事故の区分 ◎事故の種類	◎件名、被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の 分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
1										
2										
3										

危機管理対応実績-報告①-4(事故対応等)H27病室

◎発生日時	◎事故の区分 ◎事故の種類	◎件名、被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の 分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
平成27年6月20日	病室(急性症) その他	意識中の体調不良	20~30代女性のお客様がごどもの浴で遊ぼうとしたところ、吐き気と嘔吐があり気分が悪くなった為、家族が救急車を要請した。 (救急車要請時にはごどもの浴からカントリーハウス建物内に移動し休まっていた。)	カントリーハウス	お客様		女			
平成27年8月9日	病室(急性症) 発症	夜中に気分が悪くなり、立つていけることができなかった。	夜中に気分が悪くなり、立つていけることができなかった。 朝になって症状が軽くなったが、症状が改善しないため、団体の方が管理センターに電話連絡された。看護士が緊急手当てをしていただき、症状は改善されたが、大急ぎで救急を要請することになった。	救急車待合広場	お客様	78	女			

危機管理対応実績-報告①-5(事故対応等)H27その他

◎発生日時	◎事故の区分 ◎事故の種類	◎件名、被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の 分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
平成27年6月27日	その他	施設等破損	バスの中側の扉外側の排水ホースと車内破損による破損	滝沢口料金所						
平成27年9月26日	その他	負傷	男性(70代)が案内所付近の芝生(種やかん葎あり)を歩行中、バランズを押し転倒(脚が悪い)と、杖をもちながら転倒した。転倒の際、杖をもちながら転倒した。杖の先に、近くの芝生に杖が刺さり、出血、出血が多いため、救急車を要請した。	滝沢ゾーン 案内所周辺	お客様	78	男			
平成27年9月27日	その他	発症	子ども(13才)が急いでのきつけと呼吸を1分程度止し、お客様の希望で救急車を要請した。発症直後は顔面蒼白、体温は36.7度で意識はあった。その後、徐々に顔色もよくなり、呼吸も落ち着いてきた。加えて呼吸の発症はない。	子どもの谷 浴槽滑り台付近	お客様	1	女			

◎発生日時	◎発生場所	◎被害の概要又は状況	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1 平成28年6月26日	右足首捻挫又は骨折の疑い	右足首捻挫又は骨折の疑い	右足首捻挫又は骨折の疑い	◎発生場所 牧草選定広場	44	男		
2 平成28年7月3日	スケートボードでの転倒による手首捻挫又は骨折の疑い	スケートボードでの転倒による手首捻挫又は骨折の疑い	スケートボードでの転倒による手首捻挫又は骨折の疑い	◎発生場所 溪流ゾーン平成の森付近		男		
3 平成28年7月12日	ピクニックボードでの遊樂中の転倒による左腕の裂傷及び骨折の疑い	ピクニックボードでの遊樂中の転倒による左腕の裂傷及び骨折の疑い	ピクニックボードでの遊樂中の転倒による左腕の裂傷及び骨折の疑い	◎発生場所 こどもの谷ローコストアジアム	31	男		
4 平成28年7月18日	マウンテンバイクの操作ミスによる転倒	マウンテンバイクの操作ミスによる転倒	マウンテンバイクの操作ミスによる転倒	◎発生場所 MTBコース	10	男		
5 平成28年6月7日	木製デッキの段差から転落し、左腕および左腕の打撲	木製デッキの段差から転落し、左腕および左腕の打撲	木製デッキの段差から転落し、左腕および左腕の打撲	◎発生場所 溪流ゾーンパークブリッジ下広場	9	女		
6 平成28年6月7日	ウェーブボードでの転倒による頭部、面肘、左ひざの打撲、擦過傷	ウェーブボードでの転倒による頭部、面肘、左ひざの打撲、擦過傷	ウェーブボードでの転倒による頭部、面肘、左ひざの打撲、擦過傷	◎発生場所 溪流ゾーンパークブリッジ下広場	10	男		
7 平成28年6月15日	右側顔部の打撲と左足の痛み	右側顔部の打撲と左足の痛み	右側顔部の打撲と左足の痛み	◎発生場所 こどもの谷オレンジエッグ、ベンチ	5	男		
8 平成28年6月22日	ハズ刺されによる救急搬送	ハズ刺されによる救急搬送	ハズ刺されによる救急搬送	◎発生場所 中央口北棟(ハズキヤート)	74	女		
9 平成28年6月16日	遊具で遊んでいる際に右スネ負傷	遊具で遊んでいる際に右スネ負傷	遊具で遊んでいる際に右スネ負傷	◎発生場所 こどもの谷ふわふわエッグ	13	男		
10 平成28年6月19日	ふわふわエッグ利用時に着地で負傷	ふわふわエッグ利用時に着地で負傷	ふわふわエッグ利用時に着地で負傷	◎発生場所 こどもの谷	12	女		
11 平成28年6月21日	ボディーボード利用時にベルトが外れ、頭部打撲	ボディーボード利用時にベルトが外れ、頭部打撲	ボディーボード利用時にベルトが外れ、頭部打撲	◎発生場所 溪流ゾーンパークブリッジ下広場	33	女		
12 平成28年10月16日	こどもの谷マウンテンコニーデより落下し顔より出血・負傷	こどもの谷マウンテンコニーデより落下し顔より出血・負傷	こどもの谷マウンテンコニーデより落下し顔より出血・負傷	◎発生場所 こどもの谷	8	男		
13 平成29年7月10日	スキークリブ降車補助作業中に右手親指付け根に擦傷	スキークリブ降車補助作業中に右手親指付け根に擦傷	スキークリブ降車補助作業中に右手親指付け根に擦傷	◎発生場所 ソリグレンデ(ストリートコース)	26	男		
14 平成29年7月16日	スキークリブ降車補助作業中に横転し、背中を強打し顔に擦傷	スキークリブ降車補助作業中に横転し、背中を強打し顔に擦傷	スキークリブ降車補助作業中に横転し、背中を強打し顔に擦傷	◎発生場所 ファミリイグレンデ	50	男		
15 平成29年6月19日	ソリグレンデS字コース滑走中に横転し、背中を強打し顔に擦傷	ソリグレンデS字コース滑走中に横転し、背中を強打し顔に擦傷	ソリグレンデS字コース滑走中に横転し、背中を強打し顔に擦傷	◎発生場所 ソリグレンデ	59	男		
16 平成29年5月29日	スキー滑走中に29歳男性が顔に擦傷を負った	スキー滑走中に29歳男性が顔に擦傷を負った	スキー滑走中に29歳男性が顔に擦傷を負った	◎発生場所 ファミリイグレンデ	29	男		
◎発生日時	◎発生場所	◎被害の概要又は状況	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1 平成28年7月7日	出口ゲートバーの破損	出口ゲートバーの破損	出口ゲートバーの破損	◎発生場所 オートリゾート滝野車両出入口付近				
2 平成28年6月8日	お客様車両の衝突	お客様車両の衝突	お客様車両の衝突	◎発生場所 オートリゾート滝野フリーサイト駐車場				
◎発生日時	◎発生場所	◎被害の概要又は状況	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1 2016/5/14 8:41	施設等破損	施設等破損	施設等破損	◎発生場所 見口パークステーション				
2 2016/5/25 0:32	盗難	盗難	盗難	◎発生場所 溪流口駐車場				
◎発生日時	◎発生場所	◎被害の概要又は状況	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1 平成29年7月19日	頭痛(既往症悪化)により起き上がりたけなくなり救急車要請	頭痛(既往症悪化)により起き上がりたけなくなり救急車要請	頭痛(既往症悪化)により起き上がりたけなくなり救急車要請	◎発生場所 こどもの谷(ソリグレンデ)	35	女		
◎発生日時	◎発生場所	◎被害の概要又は状況	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1 平成29年7月19日	頭痛(既往症悪化)により起き上がりたけなくなり救急車要請	頭痛(既往症悪化)により起き上がりたけなくなり救急車要請	頭痛(既往症悪化)により起き上がりたけなくなり救急車要請	◎発生場所 こどもの谷(ソリグレンデ)	35	女		

危機管理対応要請・報告①-1(事故対応等)H29事故

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
平成29年7月10日	事故	負傷	転倒し右足脛を負傷	炊事のために来園した5人グループのうち、3名がパークブリッジ下の沢川周辺で飛び石をジャンプして遊んでいたところ、1名が川の濡れた石を滑り落ち外し転倒、右足に裂傷を負う。負傷者及人の要望により緊急車要請。	深森ノーン中の沢川	お客様	21	男			
平成29年7月24日	事故	負傷	後頭部裂傷	親子団体を来園していた3才女の子がこどもの谷水遊び帰りの帰りに、無いたんぽうに座った際に、ハラソスを押し後ろに転倒、髪飾りが地面に当たり後頭部を裂傷。保護者の要望により緊急車要請。	こどもの谷II期地区	お客様	3	女			
平成29年8月4日	事故	負傷	頭部打撲(と思われる)	家族4名(祖父・母・負傷者・弟)で来園し、パークゴルフ場にて、弟の振ったクラブが兄(負傷者)の頭部に当たり負傷。保護者の要望により緊急車要請。	パークゴルフコース	お客様	10	男			
平成29年10月8日	事故	負傷	顔裂傷による救急搬送	満野すずらん丘陵公園に来園した9才女性、東口スロープで転倒し顔に裂傷。本人からの救急車希望が有り救急車を要請した。意識はあり、はっきり会話可能であった。	東口ゲート(歩行者用スロープ)	お客様	82	女			
平成30年1月1日	事故	負傷	右足捻挫の疑い	東口ゲートスタッフに参加者が歩くスピードで転倒して足を捻挫したようで見てほしい旨の依頼あり。センターより職員・こどもの各配置の看護士が対応し、引継ぎの要請により救急車依頼。	つどいの森入口付近	お客様	14	女			
平成30年2月3日	事故	負傷	頭部裂傷	花火開催により夜間閉園中にスキー練習用の短いグレネード(夜間立入禁止エリア)で、4歳の男の子がそりで遊び、母が坂の下部で受け止めたところ、受け止めきれず子どもが立入禁止中のフェアミリーグレンデへ滑り出してしまい、花火終了時の歩行路照明としてセーフティコーン・テープで立ち入り禁止措置をしておいた停止中の圧雪車に衝突し負傷。意識ははっきりしているが頭部より若干の出血があったため、救急車を要請。	フェアミリーグレンデ	お客様	4	男			
平成30年3月9日	事故	負傷	凍結路面で転倒し右手首骨折	園内スタッフが出動・軽重し自家用車から車務所までの移動中に、前日からの雨により露出した氷面で滑って転倒し、右手・側頭部を氷面に強打。急のため病院での受診をすめ、検査したところ右手首を骨折していた。	園路	財団スタッフ	49	女			

危機管理対応要請・報告①-2(事故対応等)H29車両事故

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
1											

危機管理対応要請・報告①-3(事故対応等)H29事件

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
1											

危機管理対応要請・報告①-4(事故対応等)H29病気

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
平成29年5月26日	病気(既往症悪化)	発症	体調不良により救急搬送	お客様より、収獲の谷サイロ付近で女性が動けなくなっていることスタッフに連絡あり現場で確認したところ、呂律が回らなくなっており、お連れ様によると高血圧の持病があるとのこと、救急車を要請	収獲の谷サイロ付近	お客様	77	女			
平成29年8月13日	病気(急性症状)	発症	キャンプ場夜間勤務スタッフが倒れ、死亡。	キャンプ場早番勤務者が出勤したところ、宿室で夜間勤務者がうつぶせで倒れており、救急車出動要請。夜間勤務は21:00より開始であるが、23:30の業務(巡回)は未実施だった模様。9:45警察より死亡確認連絡あり(既往症・急性発症の区分等、また死亡原因は病状では不明で病院・警察調査待ち)	オートキャンプ場	財団スタッフ	30	男			

危機管理対応要請・報告①-5(事故対応等)H29その他

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
1											

危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）

【H27】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2016/1/14 昼 12 : 25	地震	震度 4	浦河沖地震発生	無	地震発生直後リフト・ロープウェイ運行停止、12:30 運行再開。その他異常なし

【H28】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2016/11/6	降雪		大雪による閉園	有	11/6 8:20 臨時閉園決定 11/7 以降は一部規制して開園

【H29】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2017/7/1 夜 23 : 45	地震	震度 4	胆振中東部を震源とする地震発生	無	発生直後キャンプ場宿直スタッフが場内点検し、異常なし。 その後副センター長他 1 名が参集し監視システムを確認し異常なし。翌早朝に全体点検し、異常なく通常開園。
2017/9/12 ~9/22	その他		クマ目撃情報による臨時閉園	有	9/12 朝に草花管理請負業者スタッフが側溝で水を飲んでいるクマを目撃し、代理人より報告。 9/15 に対策会議を開催し、1 週間痕跡が確認されなければ開園とする。 9/22 痕跡が確認されなかったため、翌日からの開園を決定。 9/23 早朝点検も異常なく、通常開園。
2018/3/1 ~3/2	降雪		暴風雪による臨時閉園	有	3/1 暴風雪が激しくなったため国事務所と協議し 13 時臨時閉園とする。 3/2 も終日閉園を決定。同日夕方に天候が回復した為、翌日からの開園を決定。

平成27年度 国営滝野すずらん丘陵公園スタッフ基本配置

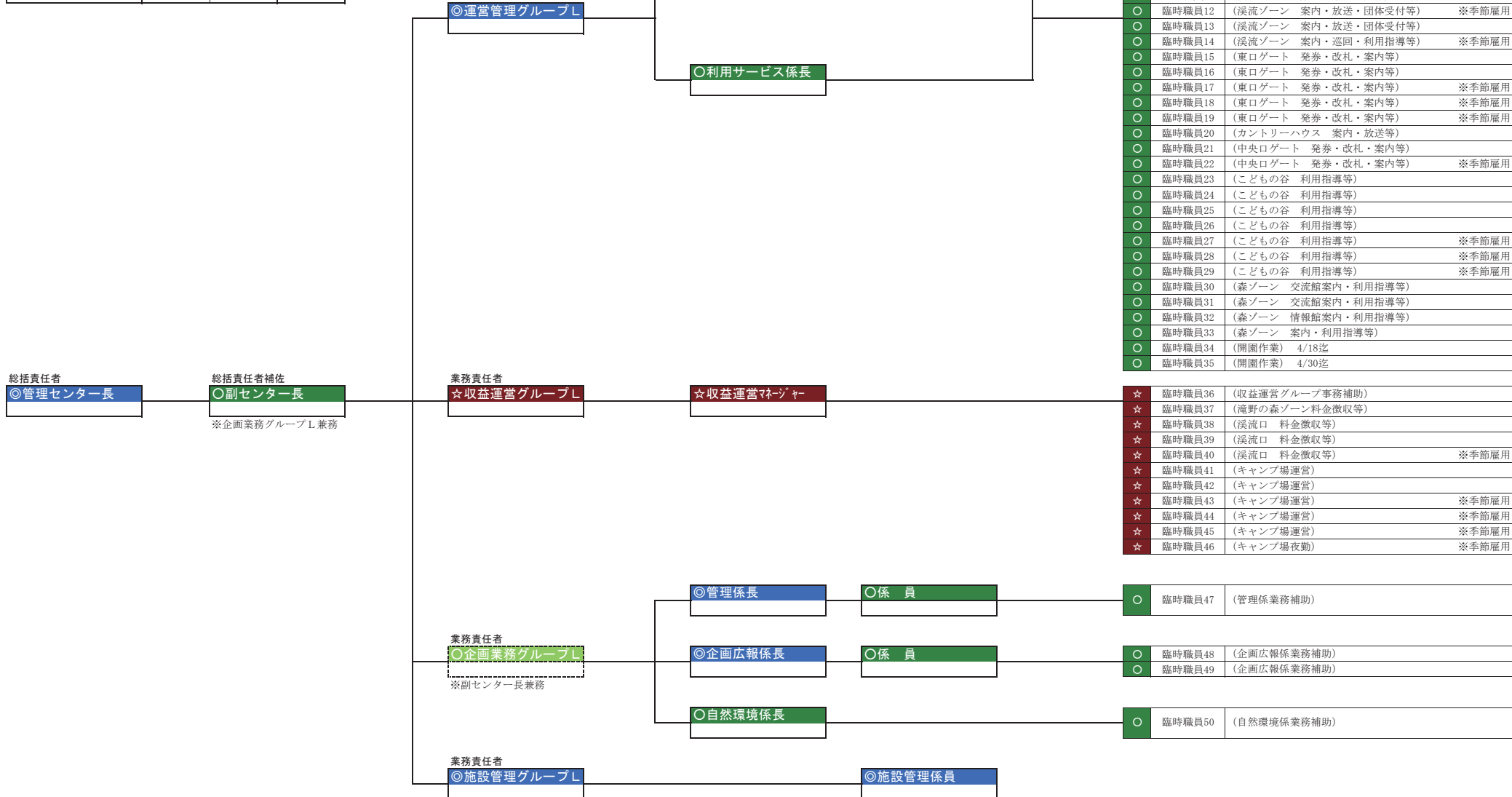
別紙29

区分	配置	勘定	閉園期間		夏季開園期間												閉園期間		冬季開園期間								合計	備考			
			春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		GW期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日				冬休み休日		
			4/1~4/18		右記除く平日		右記除く平日		4/29・5/2~5/6		7/25~8/18平日		7/25~8/18休日		10/13~11/10平日		10/13~11/10休日		11/11~12/22		右記除く平日		右記除く休日		1/2~1/19平日				1/2~1/19休日		
			14日		100日		46日		6日		17日		8日		20日		9日		30日		58日		24日		11日				7日		
人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計					
臨時職員等	管理事務所 (園内・事務補助)	維持	4	56	4	400	7	322	7	42	5	85	7	56	5	100	7	63	4	120	4	232	7	168	4	44	7	49	1,737		
	収益	1	14	1	100	1	46	1	6	1	17	1	8	1	20	1	9	1	30	1	58	1	24	1	11	1	7	350			
	巡視・開閉園作業	維持	7	98	4	400	7	322	7	42	4	68	7	56	4	80	7	63	7	210	4	232	7	168	5	55	7	49	1,843		
	開閉園作業	維持	7	98															7	210									308		
	東口ゲート	維持			3	300	5	230	5	30	4	68	5	40	2	40	3	27					1	58	2	48	1	11	2	14	866
	中央口ゲート	維持			1	100	2	92	2	12	1	17	2	16	1	20	1	9					1	58	1	24	1	11	1	7	366
	カントリーハウス	維持			1	100	2	92	2	12	1	17	2	16	1	20	1	9					1	58	1	24	1	11	1	7	366
		収益																			1	58	1	24	1	11	1	7	100		
	こどもの谷	維持			4	400	7	322	7	42	5	85	7	56	3	60	4	36													1,001
	案内所	維持			1	100	2	92	2	12	1	17	2	16	1	20	2	18					1	58	1	24	1	11	1	7	375
	溪流口	維持			1	100	1	46	1	6	1	17	1	8	1	20	1	9					1	58	1	24	1	11	1	7	306
		収益			1	100	2	92	2	12	2	34	2	16	1	20	1	9					1	58	1	24	2	22	2	14	401
	鱒見口	収益					1	46	1	6			1	8			1	9													69
	パークステーション	収益			1	100	2	92	2	12	1	17	2	16	1	20	1	9													266
	滝野の森口	維持			1	100	1	46	1	6	1	17	1	8	1	20	1	9													206
		収益			1	100	1	46	1	6	1	17	1	8	1	20	1	9			1	58	2	48	1	11	3	21	21	344	
	森の情報館	維持			1	100	1	46	1	6	1	17	1	8	1	20	1	9													206
	森の交流館	維持			1	100	1	46	2	12	1	17	2	16	1	20	1	9			1	58	1	24	1	11	1	7	7	320	
	そりグレンデ	維持																			8	464	12	288	8	88	18	126	966		
	スキースクール	維持																			4	232	7	168	5	55	7	49	504		
	スキーリフト	収益																			4	232	6	144	4	44	6	42	462		
	キャンプ場	収益			4	400	5	230	6	36	5	85	6	48	3	60	3	27													886
	計			266	3,000	2,208	300	595	400	560	333	570	1,972	1,224	407	413	12,248														
	維持管理配置人数			252	2,200	1,656	222	425	296	420	261	540	1,508	960	308	322	9,370														
収益事業配置人数			14	800	552	78	170	104	140	72	30	464	264	99	91	2,878															
維持内訳	出改札	154	1,800	1,334	180	357	240	340	198	330	1,276	792	253	273	7,527																
	巡視	98	400	322	42	68	56	80	63	210	232	168	55	49	1,843																
アルバイト等	看護師	維持			1	46	1	6	0	0	1	8							0	0	1	24	1	11	1	7	102				
	東口ゲート	維持			1	46	2	12	1	17	2	16																	91		
	中央口ゲート	維持			0	0	1	6	0	0	1	8							0	0	0	0	0	0	0	0	0		14		
	こどもの谷	維持			1	46	3	18	1	17	2	16																	97		
	溪流口	収益			0	0	0	0	0	0	1	8							0	0	0	0	0	0	0	0	0		8		
	パークステーション	収益			1	46	2	12	1	17	0	0																	75		
	そりグレンデ	維持																	2	116	3	72	2	22	3	21	231				
	スキースクール	収益																	0	0	1	24	0	0	2	14	38				
	キャンプ場	収益			1	46	2	12	1	17	2	16																	91		
計			0	0	230	66	68	72	0	0	0	116	120	33	42	747															
維持管理配置人数			0	0	138	42	34	48	0	0	0	116	96	33	28	535															
収益事業配置人数			0	0	92	24	34	24	0	0	0	24	24	0	14	212															

平成27年度 滝野管理センター 組織図 (夏季)

平成27年7月20日 現在

総括表			
区分	職員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7人	0人	7人
○ 国：維持管理	6人	39人	45人
☆ 収益運営	2人	11人	13人
計	15人	50人	65人

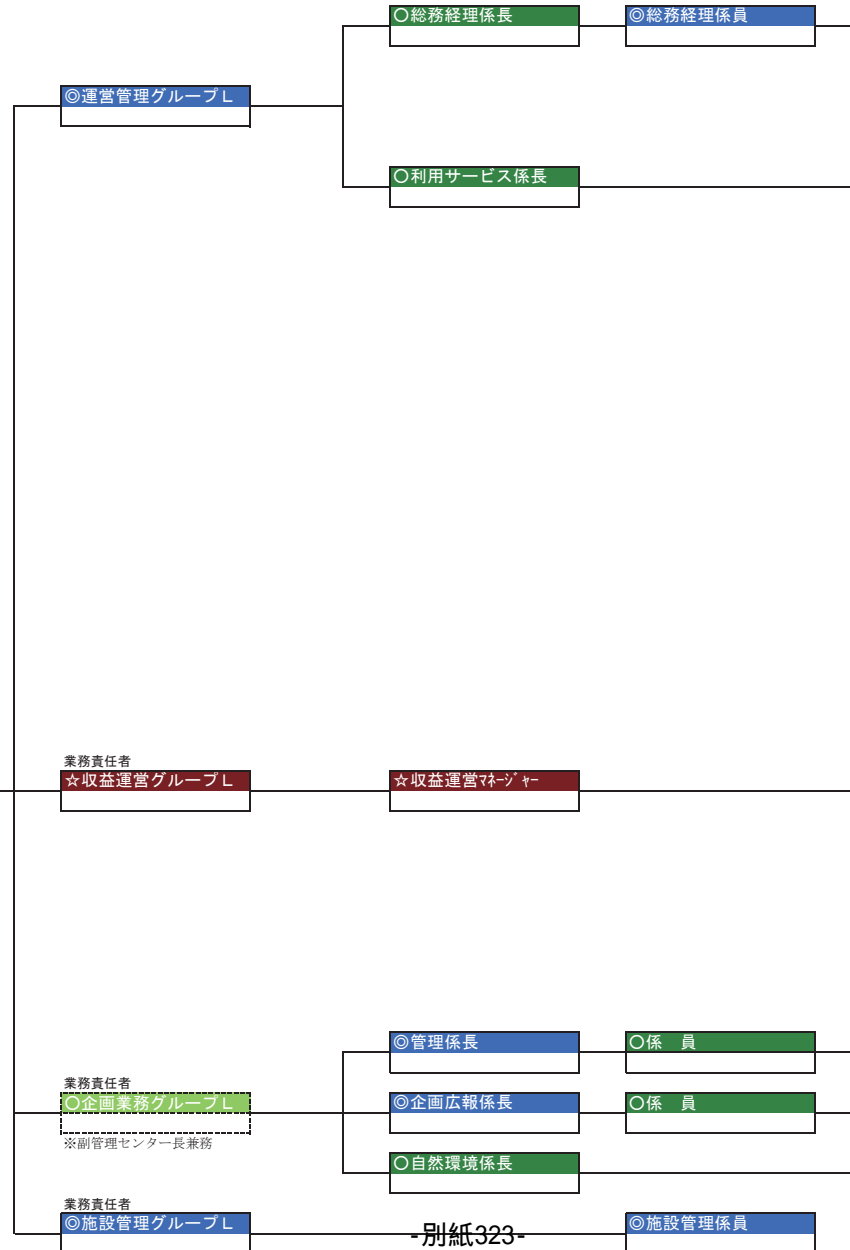


平成27年度 滝野管理センター 組織図 (冬季)

平成28年2月1日 現在

総括表			
区分	職員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7人	0人	7人
○ 国：維持管理	6人	48人	54人
☆ 収益運営	2人	12人	14人
計	15人	60人	75人

◎管理センター長	◎副管理センター長
	※企画業務グループL兼務



○	臨時職員1	(総務・経理事務補助)
○	臨時職員2	(総務・経理事務補助)
○	臨時職員3	(利用サービス事務補助)
○	臨時職員4	(直営巡視)
○	臨時職員5	(直営巡視)
○	臨時職員6	(直営巡視)
○	臨時職員7	(直営巡視)
○	臨時職員8	(直営巡視)
○	臨時職員9	(直営巡視)
○	臨時職員10	(直営巡視)
○	臨時職員11	(溪流ゾーン 案内・放送・団体受付等)
○	臨時職員12	(溪流ゾーン 案内・放送・団体受付等)
○	臨時職員13	(カントリーハウス 物品貸出・案内等)
○	臨時職員14	(カントリーハウス 物品貸出・案内等) ※季節雇用
○	臨時職員15	(中央口 案内・放送等)
○	臨時職員16	(そりグレンデ 利用指導・運営等)
○	臨時職員17	(そりグレンデ 利用指導・運営等)
○	臨時職員18	(そりグレンデ 利用指導・運営等)
○	臨時職員19	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員20	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員21	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員22	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員23	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員24	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員25	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員26	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員27	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員28	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員29	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員30	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員31	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員32	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員33	(そりグレンデ 利用指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員34	(森ゾーン 案内・利用指導等)
○	臨時職員35	(森ゾーン 案内・利用指導等)
○	臨時職員36	(森ゾーン 案内・利用指導等)
○	臨時職員37	(スキースクール 指導・運営等)
○	臨時職員38	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員39	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員40	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員41	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員42	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員43	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
○	臨時職員44	(スキースクール 指導・運営等) ※季節雇用
☆	臨時職員45	(索道運営・収益運営グループ事務補助)
☆	臨時職員46	(滝野の森ゾーン料金徴収等)
☆	臨時職員47	(溪流口 料金徴収等)
☆	臨時職員48	(溪流口 料金徴収等) ※季節雇用
☆	臨時職員49	(溪流口 料金徴収等) ※季節雇用
☆	臨時職員50	(索道運営)
☆	臨時職員51	(索道運営)
☆	臨時職員52	(索道運営)
☆	臨時職員53	(索道運営)
☆	臨時職員54	(索道運営) ※季節雇用
☆	臨時職員55	(索道運営) ※季節雇用
☆	臨時職員56	(リフト券発券)
○	臨時職員57	(管理係業務補助)
○	臨時職員58	(企画広報係業務補助)
○	臨時職員59	(企画広報係業務補助)
○	臨時職員60	(自然環境係業務補助)

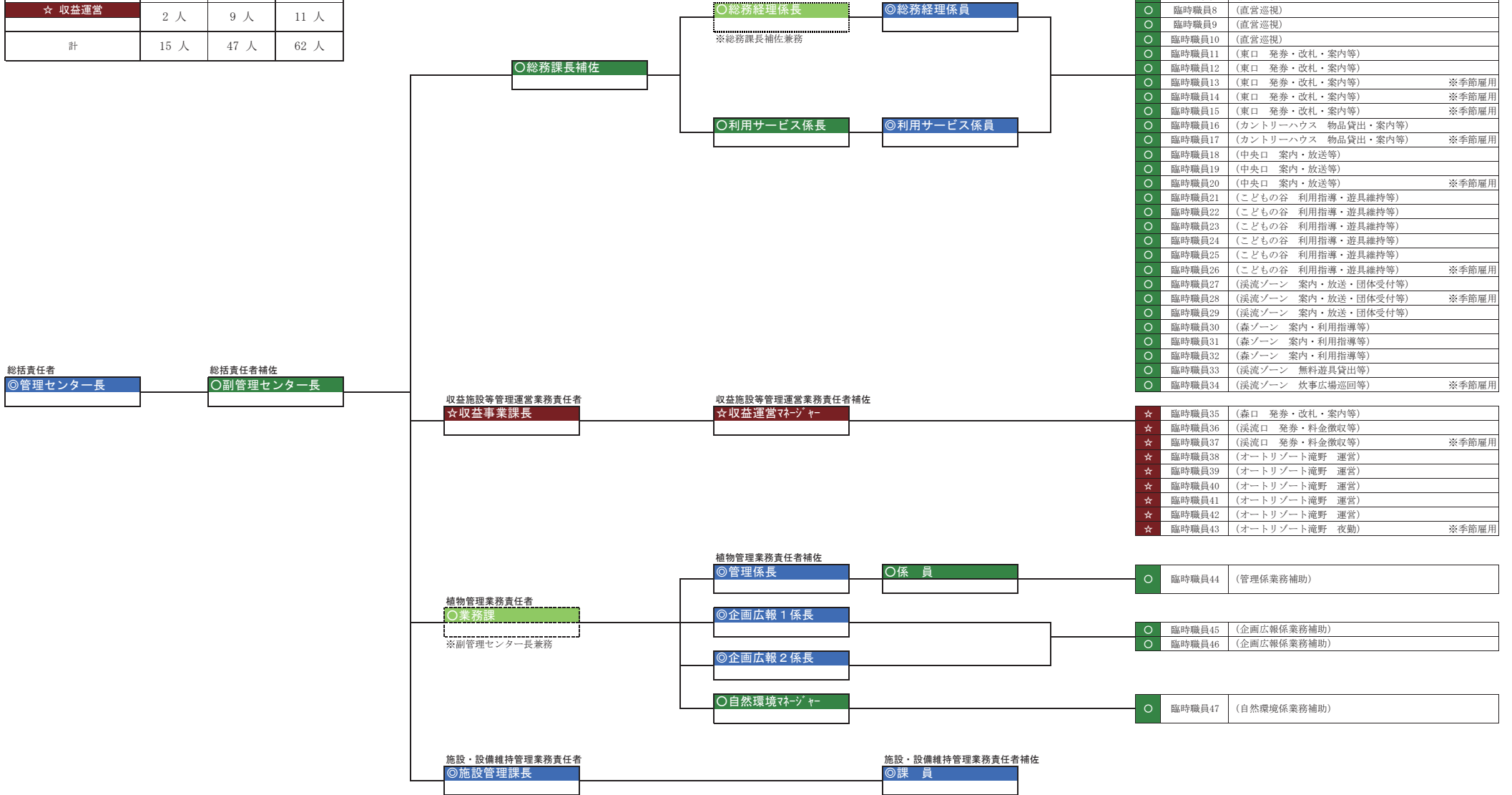
平成28年度 国営滝野すずらん丘陵公園スタッフ基本配置

区分	配置	勘定	閉園期間		夏季開園期間										閉園期間		冬季開園期間										合計	備考		
			春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		GW期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日				冬休み休日	
			4/1~4/19		右記除く平日		右記除く休日		4/29~5/1・5/3~5/7		7/26~8/21平日		7/26~8/21休日		10/17~11/10平日		10/17~11/10休日		11/11~12/22		右記除く平日		右記除く休日		1/1~1/17平日				1/1~1/17休日	
			14日		101日		47日		6日		18日		8日		18日		7日		29日		58日		24日		11日				6日	
人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計		人 人数計						
臨時職員等	管理事務所(園内補助)	維持	4	56	4	404	7	329	7	42	5	90	7	56	5	90	7	49	4	116	4	232	7	168	5	55	7	42	1,729	
	巡視・開閉園作業	維持	7	98	4	404	7	329	7	42	4	72	7	56	4	72	7	49	7	203	4	232	7	168	5	55	7	42	1,822	
	開閉園作業	維持	7	98															7	203									301	
	東口ゲート	維持			3	303	5	235	5	30	4	72	5	40	2	36	3	21			1	58	2	48	1	11	2	12	866	
	中央口ゲート	維持			1	101	2	94	2	12	1	18	2	16	1	18	1	7			1	58	1	24	1	11	1	6	365	
	カントリーハウス	維持			1	101	2	94	2	12	1	18	2	16	1	18	1	7			1	58	1	24	1	11	1	6	365	
		収益																			1	58	1	24	1	11	1	6	99	
	こどもの谷	維持			4	404	7	329	7	42	5	90	7	56	4	72	4	28												1,021
	案内所	維持			1	101	2	94	2	12	1	18	2	16	1	18	2	14			1	58	1	24	1	11	1	6	372	
	溪流口	維持			1	101	1	47	1	6	1	18	1	8	1	18	1	7			1	58	1	24	1	11	1	6	304	
		収益			1	101	2	94	2	12	2	36	2	16	1	18	1	7			1	58	1	24	2	22	2	12	400	
	鱒見口	収益					1	47	1	6			1	8			1	7												68
	パークステーション	収益			1	101	2	94	2	12	1	18	2	16	1	18	1	7												266
	滝野の森口	維持			1	101	1	47	1	6	1	18	1	8	1	18	1	7												205
		収益			1	101	1	47	1	6	1	18	1	8	1	18	1	7			1	58	1	24	1	11	1	6	304	
	森の情報館	維持			1	101	1	47	1	6	1	18	1	8	1	18	1	7												205
	森の交流館	維持			1	101	1	47	2	12	1	18	2	16	1	18	1	7			1	58	1	24	1	11	1	6	318	
	そりゲレンデ	維持																			10	580	16	384	12	132	16	96	1,192	
	スキースクール	維持																			5	290	8	192	5	55	8	48	585	
	スキーリフト	収益																			4	232	6	144	4	44	6	36	456	
キャンプ場	収益			3	303	5	235	5	30	5	90	5	40	3	54	3	21												773	
外周柵臨時巡回	維持																												100	
	計			252	2,828	2,209	288	612	384	504	252	522	522	2,088	1,296	451	330	12,116												
	維持管理配置人数			252	2,222	1,692	222	450	296	396	203	522	522	1,682	1,080	363	270	9,650												
	収益事業配置人数			0	606	517	66	162	88	108	49	0	406	216	88	60	2,366													
	維持内訳	出改札	154	1,818	1,363	180	378	240	324	154	319	1,450	912	308	228	7,728														
		巡視	98	404	329	42	72	56	72	49	203	232	168	55	42	1,922														
アルバイト等	看護師	維持			1	47	1	6	0	0	1	8							0	0	1	24	1	11	1	6	102			
	東口ゲート	維持			0	0	2	12	1	18	2	16																46		
	中央口ゲート	維持			0	0	1	6	0	0	1	8							0	0	0	0	0	0	0	0	14			
	こどもの谷	維持			1	47	2	12	1	18	2	16																93		
	溪流口	収益			0	0	0	0	0	0	1	8								0	0	0	0	0	0	0	0	8		
	パークステーション	収益			1	47	2	12	1	18	0	0																77		
	そりゲレンデ	維持																		2	116	3	72	2	22	3	18	228		
	スキーリスト	収益																		0	0	1	24	0	0	2	12	36		
	キャンプ場	収益			1	47	2	12	1	18	2	16																	93	
		計			0	0	188	60	72	72	0	0	0	116	120	33	36	697												
	維持管理配置人数			0	0	94	36	36	48	0	0	0	116	96	33	24	483													
	収益事業配置人数			0	0	94	24	36	24	0	0	0	0	24	0	12	214													

平成28年度 滝野管理センター 組織図 (夏季)

平成28年7月1日 現在

総括表			
区分	職員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	8人	0人	8人
○ 国：維持管理	5人	38人	43人
☆ 収益運営	2人	9人	11人
計	15人	47人	62人

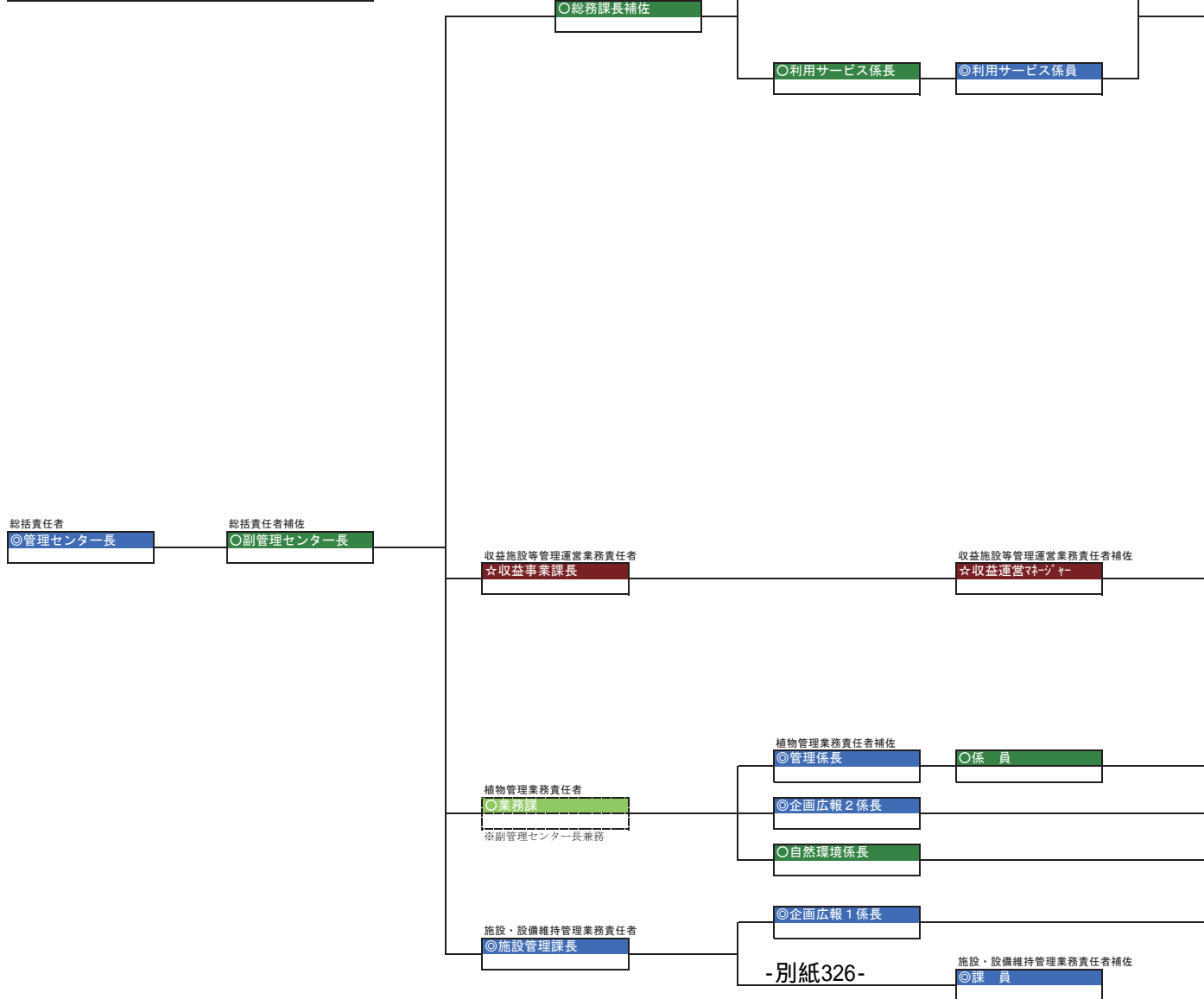


平成28年度 滝野管理センター 組織図 (冬季)

平成29年2月1日 現在

区分	職員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	8人	0人	8人
○ 国：維持管理	5人	49人	54人
☆ 収益運営	2人	11人	13人
計	15人	60人	75人

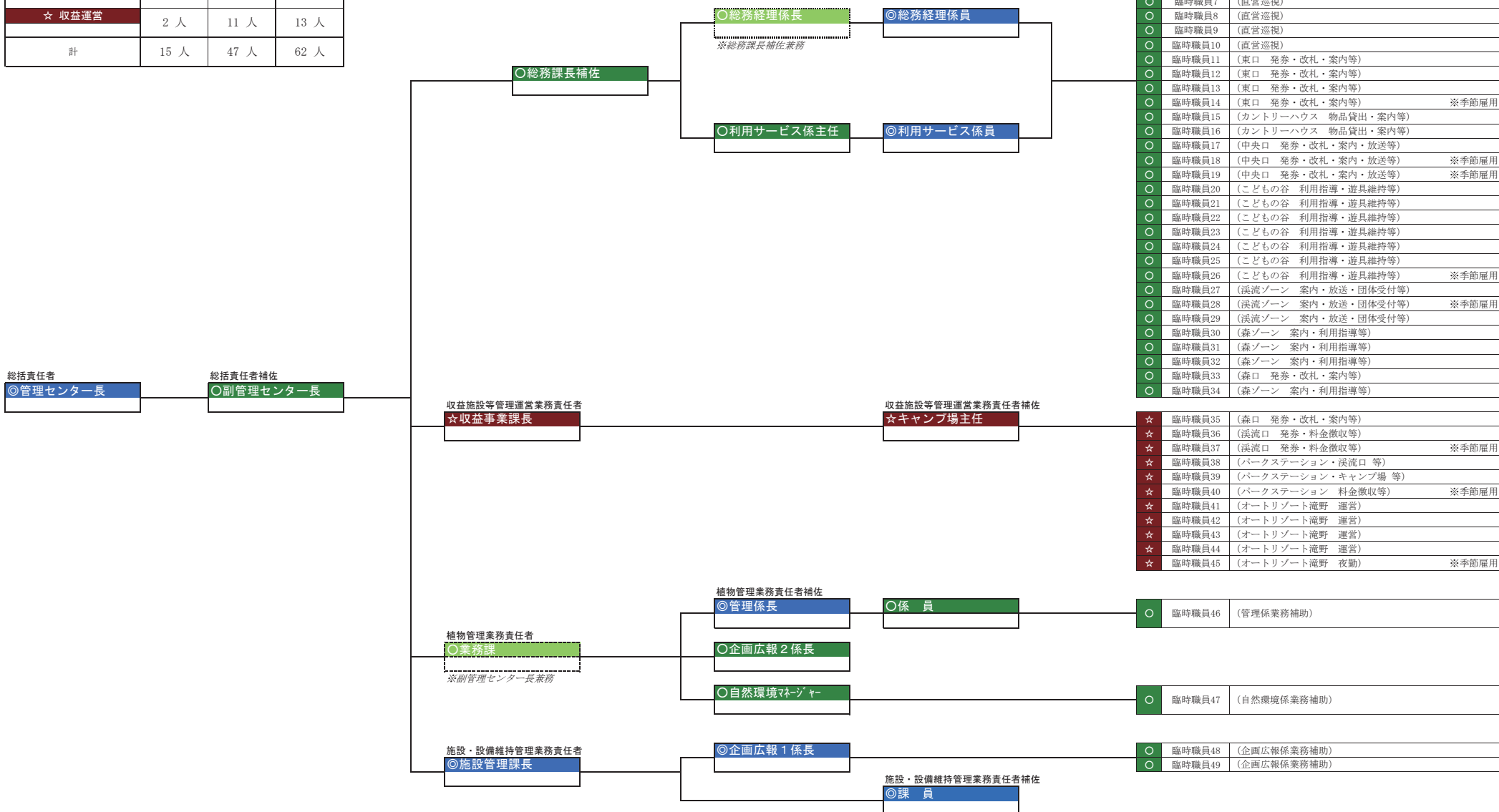
○ 臨時職員1	(総務・経理事務補助)
○ 臨時職員2	(総務・経理事務補助)
○ 臨時職員3	(利用サービス事務補助)
○ 臨時職員4	(直営巡視)
○ 臨時職員5	(直営巡視)
○ 臨時職員6	(直営巡視)
○ 臨時職員7	(直営巡視)
○ 臨時職員8	(直営巡視)
○ 臨時職員9	(直営巡視)
○ 臨時職員10	(直営巡視)
○ 臨時職員11	(東口 利用者案内等)
○ 臨時職員12	(東口 利用者案内等)
○ 臨時職員13	(カントリーハウス 物品貸出・案内等)
○ 臨時職員14	(カントリーハウス 物品貸出・案内等)
○ 臨時職員15	(中央口 利用者案内・放送等)
○ 臨時職員16	(中央口 利用者案内・放送等) ※季節雇用
○ 臨時職員17	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等)
○ 臨時職員18	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等)
○ 臨時職員19	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等)
○ 臨時職員20	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等)
○ 臨時職員21	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等)
○ 臨時職員22	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員23	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員24	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員25	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員26	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員27	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員28	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員29	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員30	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員31	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員32	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員33	(こどもの谷 ソリグレンデ運営等) ※季節雇用
○ 臨時職員34	(スキースクール運営)
○ 臨時職員35	(スキースクール運営)
○ 臨時職員36	(スキースクール運営)
○ 臨時職員37	(スキースクール運営)
○ 臨時職員38	(スキースクール運営) ※季節雇用
○ 臨時職員39	(スキースクール運営) ※季節雇用
○ 臨時職員40	(スキースクール運営) ※季節雇用
○ 臨時職員41	(スキースクール運営) ※季節雇用
○ 臨時職員42	(森ゾーン 森の交流館案内・利用指導等)
○ 臨時職員43	(森ゾーン 森の交流館案内・利用指導等)
○ 臨時職員44	(溪流ゾーン 案内・放送・団体受付等)
○ 臨時職員45	(溪流ゾーン 案内・放送・団体受付等)



平成29年度 滝野管理センター 組織図 (夏季)

平成29年7月1日 現在

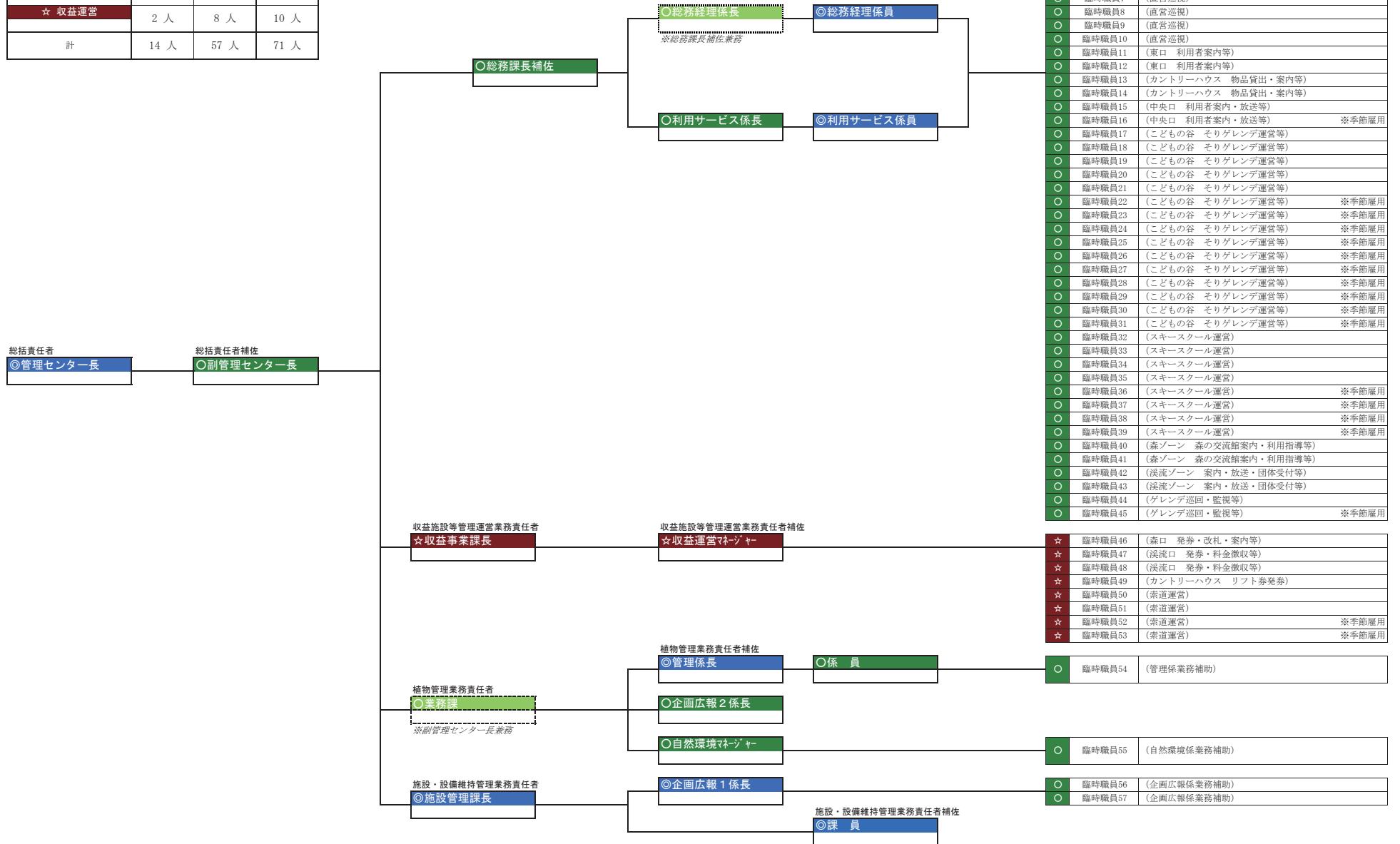
区分	職員等	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7人	0人	7人
○ 国：維持管理	6人	36人	42人
☆ 収益運営	2人	11人	13人
計	15人	47人	62人



平成29年度 滝野管理センター 組織図 (冬季)

平成30年2月1日 現在

区分	職員等	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7人	0人	7人
○ 国：維持管理	5人	49人	54人
☆ 収益運営	2人	8人	10人
計	14人	57人	71人



統括責任者による外部会議への出席

平成27年度

別紙30

管理センター長が関わる会議など

1) 合同連絡会議	毎月10日前後	国事務所、山の家、管理センター
2) 利用促進会議(必要時)		国事務所、山の家、管理センター
3) 公園管理運営士会総会	H27.6.14	登録会員、役員
4) 消防訓練	H27.8.26	国事務所、シダックス、管理センター
5) 青少年山の家運営協議会	H27.10.5 H28.3.4	山の家、関係団体等
6) 公園利用者会議	H28.2.23	国事務所、管理センター、関係団体等

統括責任者による外部会議への出席

平成28年度

管理センター長が関わる会議など

1) 合同連絡会議	毎月10日前後	国事務所、山の家、管理センター
2) 利用促進会議(必要時)		国事務所、山の家、管理センター
3) シーニックバイウエイ代表者会	H28.6.9	シーニックバイウエイ関係団体、行政機関等
4) 公園管理運営士会総会	H28.6.12	登録会員、役員
5) 消防訓練	H28.8.24	国事務所、シダックス、センター
6) 青少年山の家運営協議会	H28.11.2	山の家、関係団体等
7) 公園利用者会議	H29.2.27	国事務所、管理センター、関係団体等

統括責任者による外部会議への出席

平成29年度

管理センター長が関わる会議など

1) 合同連絡会議	毎月10日前後	国事務所、山の家、センター
2) 利用促進会議(必要時)		国事務所、山の家、センター
3) 公園管理運営士会総会	H29.6.11	登録会員、役員
4) 消防訓練	H29.7.19	国事務所、シダックス、センター
5) ヒグマ出没対策会議	H29.9.15	札建本部、国事務所、山の家、管理センター、関係団体
6) 青少年山の家運営協議会	H29.11.16 H30.2.28	山の家、関係団体等
7) 公園利用者会議	H30.3.22	国事務所、管理センター、関係団体等

【平成27年度 総括】

【月別件数】

月	件数
4	8
5	89
6	38
7	43
8	40
9	64
10	30
11	6
12	12
1	41
2	27
3	14
	412

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	84	96	81	6	267
スタッフ	2	1	0	0	3
植物・植栽	8	3	7	0	18
施設・設備	5	8	25	2	40
料金・価格	0	5	7	1	13
清掃状況	3	1	1	0	5
掲示・広報	1	4	5	0	10
イベント	4	8	10	5	27
レストラン等	2	14	4	0	20
その他	0	6	3	0	9
合計	109	146	143	14	412

【平成27年度 4月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	1	1	2	0	4
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	1	0	1
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	1	1	2
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	1	1
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1	1	4	2	8

【平成27年度 5月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	10	16	17	0	43
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	4	3	0	0	7
施設・設備	5	0	2	0	7
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	4	2	0	6
イベント	1	3	3	3	10
レストラン等	0	10	1	0	11
その他	0	4	0	0	4
合計	20	40	26	3	89

【平成27年度 6月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	6	7	6	0	19
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	2	0	2	0	4
施設・設備	0	2	2	2	6
料金・価格	0	1	2	0	3
清掃状況	1	0	0	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	2	1	1	4
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	1
合計	9	13	13	3	38

【平成27年度 7月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	17	8	8	1	34
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	3	0	3
料金・価格	0	1	2	0	3
清掃状況	0	1	0	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	1	0	0	0	1
その他	0	1	0	0	1
合計	18	11	13	1	43

【平成27年度 8月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	4	9	5	2	20
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	2	0	2
施設・設備	0	1	5	0	6
料金・価格	0	3	0	0	3
清掃状況	2	0	0	0	2
掲示・広報	0	0	3	0	3
イベント	0	1	0	0	1
レストラン等	0	2	1	0	3
その他	0	0	0	0	0
合計	6	16	16	2	40

【平成27年度 9月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	7	37	6	1	51
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	1	0	2
施設・設備	0	3	3	0	6
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	1	1	2	0	4
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合計	9	41	13	1	64

【平成27年度 10月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	8	10	5	0	23
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	1	0	2
施設・設備	0	0	2	0	2
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	1	0	0	0	1
レストラン等	0	1	0	0	1
その他	0	0	1	0	1
合計	10	11	9	0	30

【平成27年度 11月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	0	1	0	4
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	2	0	2
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	0	3	0	6

【平成27年度 12月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	2	4	2	0	8
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	3	0	3
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合計	2	4	6	0	12

【平成27年度 1月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	14	4	13	0	31
スタッフ	2	0	0	0	2
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	1	0	0	0	1
イベント	0	1	0	0	1
レストラン等	1	1	2	0	4
その他	0	0	0	0	0
合計	18	6	17	0	41

【平成27年度 2月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	8	0	9	1	18
スタッフ	0	1	0	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	1	4	0	5
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	1	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	2	0	2
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	8	2	16	1	27

【平成27年度 3月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	4	0	7	1	12
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	1	0	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	1	0	0	0	1
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	5	1	7	1	14

平成28年度 利用者の要望・意見分類

【平成28年度 総括】

【月別件数】

月	件数
4	6
5	45
6	41
7	40
8	18
9	32
10	16
11	2
12	14
1	29
2	24
3	22
	289

【内容区分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	55	2	82	6	145
スタッフ	6	0	3	0	9
植物・植栽	6	0	11	0	17
施設・設備	7	0	42	4	53
料金・価格	0	2	7	0	9
清掃状況	0	0	3	0	3
掲示・広報	0	0	9	3	12
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	15	3	17	6	41
合計	89	7	174	19	289

【平成28年度 4月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	1	2	0	0	3
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	1	0	1
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	1	1	0	2
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1	3	2	0	6

【平成28年度 5月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	10	0	13	2	25
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	4	0	5
施設・設備	0	0	9	1	10
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	2	0	2
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	2	1	0	3
合計	11	2	29	3	45

【平成28年度 6月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	5	0	13	0	18
スタッフ	2	0	0	0	2
植物・植栽	1	0	1	0	2
施設・設備	3	0	5	0	8
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	1	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	4	0	5	0	9
合計	15	0	26	0	41

【平成28年度 7月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	2	0	9	0	11
スタッフ	1	0	1	0	2
植物・植栽	1	0	4	0	5
施設・設備	2	0	7	1	10
料金・価格	0	0	2	0	2
清掃状況	0	0	1	0	1
掲示・広報	0	0	2	1	3
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	2	0	4	0	6
合計	8	0	30	2	40

【平成28年度 8月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	8	0	2	2	12
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	1	0	2	0	3
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	2	0	3
合計	10	0	6	2	18

【平成28年度 9月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	7	0	8	0	15
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	3	0	1	0	4
施設・設備	0	0	6	0	6
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	2	1	3
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	1	3
合計	12	0	18	2	32

【平成28年度 10月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	2	0	5	0	7
スタッフ	0	0	1	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	1	0	4	0	5
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	1	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	1	2
合計	4	0	11	1	16

【平成28年度 11月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	2	0	2
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	0	2

【平成28年度 12月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	4	0	2	2	8
スタッフ	1	0	0	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	1	3
合計	7	0	4	3	14

【平成28年度 1月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	7	0	14	0	21
スタッフ	2	0	0	0	2
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	2	0	2
料金・価格	0	1	0	0	1
清掃状況	0	0	1	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	1	2
合計	9	2	17	1	29

【平成28年度 2月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	0	4	0	7
スタッフ	0	0	1	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	4	0	4
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	1	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	3	0	5	2	10
合計	6	0	15	3	24

【平成28年度 3月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	6	0	12	0	18
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	2	2	4
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	6	0	14	2	22

平成29年度 利用者の要望・意見分類

【平成29年度 総括】

【月別件数】

月	件数
4	6
5	26
6	24
7	19
8	37
9	17
10	35
11	4
12	10
1	32
2	14
3	16
	240

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	41	1	50	1	93
スタッフ	5	2	1	0	8
植物・植栽	8	0	4	0	12
施設・設備	4	0	33	2	39
料金・価格	1	0	1	0	2
清掃状況	0	0	0	1	1
掲示・広報	0	0	11	0	11
イベント	9	0	13	0	22
レストラン等	3	0	7	1	11
その他	31	0	10	0	41
合計	102	3	130	5	240

【平成29年度 4月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	2	0	2
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	2	0	2
その他	0	0	1	0	1
合計	0	0	6	0	6

【平成29年度 5月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	1	0	3	0	4
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	1	0	4	0	5
料金・価格	1	0	0	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	1	0	1
イベント	2	0	1	0	3
レストラン等	1	0	0	0	1
その他	8	0	2	0	10
合計	15	0	11	0	26

【平成29年度 6月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	1	0	2	0	3
スタッフ	1	0	0	0	1
植物・植栽	4	0	2	0	6
施設・設備	0	0	2	1	3
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	3	0	3
イベント	1	0	1	0	2
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	6	0	0	0	6
合計	13	0	10	1	24

【平成29年度 7月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	1	0	3	0	4
スタッフ	1	0	0	0	1
植物・植栽	0	0	1	0	1
施設・設備	0	0	8	0	8
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	2	0	2
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	1	0	0	0	1
その他	2	0	0	0	2
合計	5	0	14	0	19

【平成29年度 8月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	1	0	2	0	3
スタッフ	2	0	0	0	2
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	2	0	4	0	6
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	4	0	3	0	7
レストラン等	0	0	1	0	1
その他	13	0	3	0	16
合計	23	0	14	0	37

【平成29年度 9月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	0	1	0	4
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	0	0	5	0	5
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	2	0	2
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	1	0	1	0	2
その他	2	0	1	0	3
合計	7	0	10	0	17

【平成29年度 10月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	7	1	6	0	14
スタッフ	1	0	0	0	1
植物・植栽	1	0	1	0	2
施設・設備	1	0	5	1	7
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	1	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	2	0	6	0	8
レストラン等	0	0	2	0	2
その他	0	0	0	0	0
合計	12	1	20	2	35

【平成29年度 11月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	0	0	0	3
スタッフ	0	1	0	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	1	0	0	4

【平成29年度 12月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	2	0	7	0	9
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	2	0	8	0	10

【平成29年度 1月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	11	0	15	0	26
スタッフ	0	1	0	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	2	0	2
レストラン等	0	0	1	1	2
その他	0	0	0	0	0
合計	11	1	19	1	32

【平成29年度 2月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	5	0	5	0	10
スタッフ	0	0	1	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	2
合計	5	0	9	0	14

【平成29年度 3月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	6	0	6	1	13
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	1	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合計	6	0	9	1	16

紙媒体発行実績（種類、部数）

月	平成 27 年度発行部数		平成 28 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等	ポスター	情報紙等
4 月	シラネアオイ まつり 100 部	すずらんメール春号 217,500 部 パークガイド(日本語版) 30,000 部 パークガイド(英語版) 8,000 部 パークガイド(繁体字版) 8,000 部 溪流ゾーンマップ 20,000 部 平成 27 年度春季折込広告 540,000 部 シラネアオイまつりチラシ 3,000 部 滝野の森パンフレット 5,000 部	-	すずらんメール春号 215,000 部 全園マップ&中心ゾーンマ ップ 30,000 部 滝野の森パンフレット 5,000 部 シラネアオイと春の花マッ プ 5,000 部 全園マップ(英語版) 15,000 部 全園マップ(繁体字版) 15,000 部 全園マップ(簡体字版) 5,000 部 全園マップ(韓国語版) 5,000 部 パークガイド(日本語版) 50,000 部 パークガイド(英語版) 15,000 部 パークガイド(繁体字版) 15,000 部 平成 28 年度春季新聞折り 込み広告 540,000 部 シラネアオイまつりチラシ 10,000 部
5 月	-	パークガイド(英語版) 3,000 部	-	溪流ゾーンマップ 20,000 部
6 月	-	-	-	全園マップ&中心ゾーンマ ップ 50,000 部
7 月	-	パークガイド(繁体字版) 5,000 部 すずらんメール夏号 215,000 部 全園マップ(日本語版) 30,000 部 全園マップ(英語版) 5,000 部 全園マップ(繁体字版) 5,000 部 すずらんメール秋号 213,500 部 平成 27 年度秋季折込広告 541,000 部	-	すずらんメール夏号 210,000 部 LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO イベントチラシ 20,000 部 パークガイド(タイ語版) 3,000 部

月	平成 27 年度発行部数		平成 28 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等	ポスター	情報誌等
8 月	-	パークガイド(日本語版) 15,000 部	-	すずらんメール秋号 210,000 部 平成 28 年度秋季新聞折込 広告 532,620 部
9 月	-	-	-	北海道応援フェア折込広告 264,745 部
10 月	-	すずらんメール冬号 212,500 部	-	滝野の森パンフレット 6,000 部
11 月	-	滝野の森 冬あそびマップ 5,000 部	-	すずらんメール冬号 207,000 部 歩くスキーコースガイド 冬季利用ガイド(英語版) 5,000 部 冬季利用ガイド(繁体字版) 5,000 部 冬季利用ガイド(簡体字版) 3,000 部 冬季利用ガイド(韓国語版) 3,000 部 冬季利用ガイド(タイ語版) 3,000 部 冬季利用ガイド(日本語版) 40,000 部
12 月	-	冬季利用ガイド(日本語版) 30,000 部 冬季利用ガイド(英語版) 4,000 部 冬季利用ガイド(繁体字版) 4,000 部 冬季利用ガイド(簡体字版) 3,000 部	-	-
1 月	-	滝野の森 冬あそびマップ 10,000 部	-	冬季利用ガイド(英語版) 5,000 部 滝野スノーフェスティバル新 聞折込 265,000 部
2 月	-	-	-	-
3 月	-	-	-	-
計	100 部	2,124,500 部	-	2,777,365 部

月	平成 29 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等
4 月	-	すずらんメール春号 209,000 部 春季新聞折込広告 528,000 部 パークガイド(日本語版) 50,000 部 パークガイド(英語版) 15,000 部 パークガイド(繁体字版) 15,000 部 シラネアオイと春の野の花 まつりチラシ 15,000 部 フラワーガイド 10,000 部 全園マップ・中心ゾーンマッ プ(日本語版) 30,000 部
5 月	-	-
6 月	-	すずらんメール夏号 207,000 部
7 月	-	-
8 月	-	すずらんメール秋号 207,000 部 全園マップ・中心ゾーンマッ プ(日本語版) 10,000 部
9 月	-	秋季新聞折込広告 516,000 部 滝野 de 秋満喫DAYチラシ 516,000 部
10 月	-	-
11 月	滝野スノーワー ルド 50 部	すずらんメール冬号 205,000 部 冬季利用ガイド(日本語版) 40,000 部
12 月	-	冬季利用ガイド(英語版) 8,000 部 冬季利用ガイド(繁体字版) 5,000 部 冬季利用ガイド(簡体字版) 5,000 部 冬季利用ガイド(韓国語版) 3,000 部 冬季利用ガイド(タイ語版 版) 2,000 部

月	平成 29 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等
1 月	-	滝野スノーフェスティバル 新聞折込 200,000 部 冬季ご利用ガイド(英語版) 5,000 部
2 月	-	冬季ご利用ガイド挟み込み 用チラシ 2,000 部
3 月	滝野公園 200 部	滝野の森ゾーン東エリアパ ンフレット 5,000 部
計	250 部	2,808,000 部

記者投込み実績

別紙33

【H27】

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
4月	2	4月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「グリーンシーズンオープンについて」
		4月23日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「パンジー・ビオラCollection2015開催」について
5月	4	5月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイの開花状況」
		5月14日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイまつり」について
		5月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップの開花状況」について
		5月21日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「第5回北海道キャンピングフェア」について
6月	2	6月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「スズランの開花状況」
		6月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「メコノプシスの開花状況」
7月	3	7月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ラベンダーが見ごろを迎えます」について
		7月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森フェス～Summer2015～」について
		7月30日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「アナベルの見頃」について
8月	5	8月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「モニターツアー」実施について
		8月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「星空観察会スペシャル流星群を見よう」開催について
		8月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森の妖精 レンゲショウマが見ごろを迎えます」
		8月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「初開催「ダリアSelection」開催について
		8月28日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「スマイルラン&ビューティーランチ」参加者募集中！について
9月	5	9月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモスフェスタ」について
		9月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ヒグマ市民講座について
		9月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモスが見ごろ、札幌南オータムフェスティバル」について
		9月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「フラワー&ミュージック2015」について
		9月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ヒグマ市民講座②」について
10月	2	10月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップを植えよう」について
		10月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「アシリベツの滝の虹と紅葉」について

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
11月	0			
12月	2	12月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「巨大リース制作・展示」について
		12月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーワールドオープン」について
1月	1	1月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「スノーシューを体験してみよう」について
2月	2	2月3日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーフェスティバル」について
		2月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森フェス～winter2016～」について
3月	3	3月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野の森ゾーン西エリア特別開放」について
		3月3日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野公園 春の花フェスティバル」について
		3月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ダブルチューブ」運用開始について
		3月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「フラワーガイドボランティア6期生募集」について

【H28】

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
4月	2	4月18日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「グリーンシーズンオープンについて」
		4月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「パンジー・ビオラCollection2016開催について」
5月	3	5月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイまつりについて」
		5月18日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップの開花状況について」
		5月30日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「Takino of memoriesについて」
6月	2	6月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「スズランの開花状況」
		6月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「メコノプシスの開花状況」
7月	2	7月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森フェス～Summer2016～について」
		7月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「5000球のアリウム・ギガンチウムが見頃です」
8月	4	8月4日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「アナベル」について」
		8月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野の花火大会について」
		8月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「アナベル」について」
		8月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「レンゲショウマ」について」

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
9月	5	9月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ダリアについて」
		9月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモスフェスタについて」
		9月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「札幌南マルシェ&吹奏楽コンサートdayについて」
		9月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモス見頃について」
		9月29日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ダリア見頃について」
10月	4	10月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉まつりにについて」
		10月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉まつりにについて②」
		10月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉まつりにについて③・森クラブについて」
		10月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉まつりにについて④」
11月	2	11月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉まつりにについて⑤」
		11月7日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野公園は冬景色です。」
12月	3	12月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーワールド内覧会の案内」
		12月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「クロスカントリースキー関連イベントについて」
		12月28日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「スノーシュー関連イベントについて」
1月	3	1月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「アシリベツの滝の氷瀑」について」
		1月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「スノーシューツアーの案内」について」
		1月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「滝野スノーフェスティバル」について」
2月	5	2月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「滝野スノーフェスティバル」について」
		2月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「ファットバイク貸出スタート」について」
		2月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「森フェス～winter2017～」について」
		2月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「森フェス～winter2017～」について」
		2月27日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「滝野スノーワールド雪遊び体験会」について」
3月	2	3月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「自然満喫ツアー」について」
		3月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「メイプルシロップづくり」について」

【H29】

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
4月	2	4月18日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「グリーンシーズンオープン」
		4月26日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「フクジュソウの花の秘密」
5月	5	5月2日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「新聞紙クラフト」
		5月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイと春の野の花まつり」
		5月15日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイ見頃」
		5月17日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「チューリップ・すずらんフェスタ開催」
		5月17日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「第7回北海道キャンピングフェア開催」
6月	6	6月6日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「バースデーパンジー&バースデーピオラ」
		6月6日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「すずらん見頃」
		6月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「YOSAKOIソーラン演舞&札幌南マルシェ開催」
		6月16日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「世界でひとつの押し花缶バッジを作ろう」
		6月19日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「ベニバナイチヤクソウが見頃です」
		6月28日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「メコノブシス' グランディス' 開花中」
7月	5	7月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「ラベンダーの開花が始まりました」
		7月18日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「たきの森フェス2017Summer開催」
		7月24日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「滝野の夏を遊びつくそう！」
		7月28日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野サマーイルミネーション開催！」
		7月31日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「アナベルが見頃になってきました！」
8月	2	8月21日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紫色のサルビアが見頃です」
		8月31日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「早咲きのダリアが見頃です！」
9月	6	9月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コキアがモコモコ！」
		9月8日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「滝野の森ガイドツアースペシャル版 秋の木の実を探そう！」
		9月11日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「コスモスフェスタ」
		9月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモス見頃続いています！」
		9月26日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「滝野で秋を満喫！秋の楽しみいろいろ！」
		9月29日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「滝野de秋満喫DAY！」

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
10月	5	10月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野公園はグッと秋色に染まってきました」
		10月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「あっという間に紅葉見頃」
		10月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉の次は黄葉が見頃！」
		10月26日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「”紅葉リレー” いよいよ最終コーナーへ！」
		10月31日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「11月3連休のイベント情報」
11月	1	11月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「平成29年度グリーンシーズン終了」
12月	2	12月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーワールド開園します！」
		12月30日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「雪ふれ坊主？で降雪祈願！」
1月	3	1月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ファミリーゲレンデオープン！」
		1月23日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「日本の滝100選 アシリベツの滝 氷瀑」
		1月31日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「2月3日（土）「たきの冬花火」を開催！」
2月	3	2月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「国内最大級のチューブそり～200mのロングコースオープン！」
		2月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーワールド雪遊び体験会」
		2月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	プレスリリース「「たきの森フェス-2018 winter」開催」
3月	3	3月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「～滝野で採れたお花で作ってみよう～滝野ハーバリウム」
		3月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「家族や仲間と楽しもう！ダブルチューブソリ！」
		3月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「「アート×森」?! 森の素材の手形アート」

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

別紙34

■各施設所有数

	ベビーカー	車イス	電動車椅子	リヤカー	双眼鏡	ノルディック ウォーキング 用ポール	万歩計	虫メガネ	顕微鏡	バーベ キュー コンロ	スノーシュー	スノーシュー ポール	双眼鏡	防寒着
管理センター			1											
案内所	4	2	3		33	24	19				20	15	24	
東口ゲート	25	6	6											
中央口ゲート	26	5	7											
東口レストハウス		2												
中央口駐車場		2												
溪流口駐車場		2		21										
鱒見口駐車場	2	2	2											
カントリーハウス		2			0	45	9				42	22	9	92
こどもの谷		4												
森の交流館	2	1	1		20	39	10	7	1		95	72	20	
森の情報館	1	1			19	31	35	8	9					
南駐車場				5						10				

一般品
冬用品

2017.11.16調査
2018.03.31調査

滝野すずらん丘陵公園
巡視計画書

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

札幌市公園緑化協会共同体

滝野管理センター

滝野すずらん丘陵公園巡視計画書

1. 巡視の目的

巡視は、利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うために定期的実施するものであり、あわせて災害事故等不慮の事態に備え緊急の処置を取ることを目的に行うものである。

2. 巡視体制・ルート

園内の効率的、迅速かつ適正な巡視を行うため、開園期間においてA巡視、B巡視、C巡視及びD巡視を配置する。

A巡視、B巡視、D巡視は毎日、別紙国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書の巡視ルート（別紙1及び2）に従って施設の開錠及び点検、利用者指導等を行うものとする。また、C巡視は、夏季の繁忙日においては利用者（車両等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行い、冬季においては毎日軽微な除雪作業等も行うものとする。

3. 巡視頻度

A巡視及びB巡視が2回/日、D巡視が夏季は2回/日、冬季は平日1回/日・土日祝日2回/日とする。

4. 巡視要領

巡視員は以下の要領にて業務を行うものとする。

- 1) 巡視員は、夏季は車両及び徒歩により、冬季は車両・スノーモービル及びスノーシューにより巡視を行うものとし、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に対応するものとする。
- 2) 巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう、常に親切丁寧に接するものとする。
- 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
- 4) 巡視員は、都市公園法第11条(行為の禁止)、第12条(行為の許可)及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

5) 巡視員は、次の事項の確認および点検を定期的に行い、必要に応じて随時巡視を行うものとする。

- (1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の開錠または施錠
- (2) 園内における利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
- (3) 入園者の危険箇所への立ち入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
- (4) 負傷者、病人等の発見又は通報を受けた場合の緊急連絡体制に基づく適切かつ迅速な処置と報告
- (5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
- (6) 園内不審物の有無の確認
- (7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預り書の作成
- (8) 施設及び清掃状況等の点検と報告
 - ①樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - ②園路、広場の路面、路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - ③門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - ④電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - ⑤清掃の状況
 - ⑥災害・事故等不測の事態発生の有無
- (9) 夏季における溪流ゾーン法面の落石またはその予兆の確認と報告
- (10) 冬季における雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設等の路面・降雪状況の確認と報告
- (11) 冬季における軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

5. 報告

1) 巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、必要に応じて管理センターを経由し業務担当職員に報告するものとする。

使用書式 夏季：様式1～様式4

冬季：様式5～様式8

2) 重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、管理センターを経由して遅滞なく業務担当職員に報告し指示を受けるものとする。

建物・工作物に係る修繕履歴

修繕履歴(平成27年度)

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)			
建物維持修繕	管理棟修繕	H27.5.21	東口券売機室	ロスナイ換気扇	ロスナイ換気扇の故障による交換	96,000			
		H27.7.30	カントリーハウス	自動ドア	木製自動ドアの老朽化のため交換	330,000			
		H27.7.30	東口休憩所	木製ドア	木製ドアの不具合を調整補修	70,000			
		H27.7.30	森の交流館	排煙窓	排煙窓の不具合による補修	45,000			
		H27.7.30	バックヤード北棟温室	ドア	動物侵入防止のため、網戸設置	48,000			
		H27.6.30	天文台	ドア	ドアの不具合を調整補修	145,000			
		H27.6.30	カントリーハウス	自動ドア枠	自動ドア枠塗装	140,000			
		H27.6.30	森の教室	ドア	木製ドアの不具合を調整補修	95,000			
		H27.6.30	ツリーハウス	ドア	木製ドアの不具合を調整補修	74,000			
		H27.6.24	虹の巣ドーム	ドア	機械室のドアの不具合のため補修	53,500			
		H27.7.7	カントリーハウス	自動ドア	正面内側自動ドアセンサー不良による交換	96,000			
		H27.7.30	ビジターセンター多目的トイレ	ドア	ドアの不具合を調整補修	171,000			
		H27.7.30	東口休憩所	スライディングウォール	スライディングウォールの不具合を調整補修	40,000			
		H27.7.30	東口休憩所	窓	窓金具の不具合を調整補修	115,000			
		H27.7.30	虹の巣ドーム	扉	ドアの不具合を調整補修	138,000			
		H27.6.19	カントリーハウス	手摺	手摺の不具合による補修	368,000			
		H27.7.25	森の情報館	擁壁	擁壁ひび割れ補修	88,000			
		H27.7.25	はるにれトイレ	擁壁	擁壁ひび割れ補修	88,000			
		H27.7.9	天文台	外壁	外壁の水切り修繕	590,000			
		H27.7.22	ツリーハウス	屋根	雪害による屋根の破損修繕	580,000			
		H27.8.7	虹の巣ドーム	扉	木製ドアの不具合を調整補修	90,000			
		H27.8.7	中央A棟	ブラインド	ブラインドの不具合による修繕	27,000			
		H27.8.7	東口研修棟	ドア	木製ドアの不具合を調整補修	41,000			
		H27.8.7	東口ゲート	トップライト	直射日光からの券売機保護	197,000			
		H27.10.21	ポランティア棟	倉庫扉錠	錠の不具合による交換	24,000			
		H27.11.30	中央口A棟男子トイレ	扉	扉の不具合を調整補修	6,500			
		H27.11.30	東口レストハウス	扉	扉の不具合を調整補修	15,500			
		H28.12.15	展望台	扉	扉の不具合を調整補修	213,000			
		H28.12.21	森見の塔	ドレンパン	雨漏り対策としてドレンパン設置	190,000			
		H27.12.21	天文台	排水路	凍結による雨漏り対策としてヒーター設置	726,000			
		H28.2.1	庁舎(センター)	鉄製扉	鉄製扉の開閉時による不具合の補修	54,000			
		H28.2.15	中央口A棟	自動ドア	中央口A棟自動ドア施錠金具交換作業	59,000			
		H28.2.1	中央口B棟	鉄製扉	正面3扉の開閉時による不具合の補修	90,000			
		H28.2.15	中央口A棟	自動ドア	中央口A棟自動ドア施錠金具交換作業に係る附帯作業	30,000			
		H28.3.10	カントリーハウス	自動ドア	自動ドア装置センサー交換	623,000			
		H28.3.15	レストハウス	天窓	東口駐車場レストハウス天窓補修作業	90,000			
		H28.3.20	ストーブ	FFストーブ	こどもの谷FFストーブ修繕	12,000			
			便所修繕	H27.4.22	中央口A棟女子トイレ	自動フラッシュバルブ	電磁弁交換	48,510	
		H27.5.20		中央口A棟女子多目的トイレ	自動水栓金具	部品交換	67,280		
		H27.5.13		カントリーハウス男子トイレ	ジェットタオル	経年劣化のため交換	158,150		
		H27.6.15		こどもの谷休憩所男子トイレ	自動水栓金具	部品交換	14,250		
		H27.9.14		さまよいの洞窟女子トイレ	ジェットタオル	経年劣化のため交換	166,150		
		H27.9.18		こどもの谷休憩所女子トイレ	自動水栓金具	部品交換	14,250		
		H27.10.21		ポランティア棟	ウォシュレット	ウォシュレット交換	100,000		
		H27.11.30		こどもの谷休憩所多目的トイレ	ウォシュレット	ウォシュレット交換	100,000		
	建物設備維持修繕	その他維持修繕	H27.6.30	サイクルセンター	動物用監視カメラ	ハードディスクレコーダーの故障による交換	170,000		
			H27.7.31	車庫	消防用ポンプ	経年のため修理	202,290		
			H27.7.27	森の情報館	無線用アンテナ	送受信感度の改善のため回収	370,000		
H27.8.20			天文台	可動上屋	ベアリングの不良による交換	59,000			
H27.9.9			カントリーハウス	真空ヒーター	真空ヒーターの部品の老朽化による交換	125,000			
H27.9.15			バックヤード北棟	計量機	表示板の劣化に伴う交換	131,800			
H27.10.5			中央A棟	エア抜き弁	循環水のエア抜き弁不良による修繕	14,000			
H27.11.20			庁舎	電話設備	電話交換機の不具合	10,540			
工作物維持修繕	園路広場修繕	H27.4.15	幹線園路	舗装	幹線園路の補修(点在161㎡)	508,000			
		H27.4.16	仮橋	舗装		564,000			
		H27.4.20	中央口	インターロッキング	平板の不陸整正	550,000			
		H27.4.22	鯨見口	インターロッキング	インターロッキング不具合補修	60,000			
		H27.4.27	溪流ゾーン	仮橋	土嚢設置	288,000			
		H27.4.27	アシリベツ滝前	舗装	舗装の仮補修	50,000			
		H27.5.30	花人の隠れ家	木製階段	不陸整正	68,000			
		H27.5.30	すずらんの小径	園路	不陸整正	37,000			
		H27.5.8	カントリーガーデン	園路	トラフの不具合による補修	163,000			
		H27.6.10	ロジックきざさ前	丸太階段	丸太階段の老朽化による交換	148,000			
		H27.6.10	スイングボール横	丸太階段	丸太階段の老朽化による交換	106,000			
		H27.6.10	クマガラトンネル	丸太階段	丸太階段の老朽化による交換	171,000			
		H27.6.25	カントリーハウス横	平板	平板の不陸整正	565,722			
		H27.5.26	カントリーガーデン	園路	園路のひび割れ補修	283,000			
		工作物維持修繕	園路広場修繕	H27.6.16	山の家周辺	丸太階段	丸太階段の老朽化による交換	626,000	

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
		H27.6.10	滝野の森東エリア	木橋	積雪による破損のため補修	146,000
		H27.6.18	中の沢	丸太階段	丸太階段の老朽化による交換	457,000
		H27.6.16	すずらんの小径	園路	不陸整正	82,400
		H27.6.16	滝野の森東エリア	園路	不陸整正	70,900
		H27.6.16	炊事遠足広場	広場	不陸整正	31,300
		H27.6.16	中央口	園路看板前	不陸整正	22,600
		H27.6.16	滝野の森西エリア	園路	田んぼ園路の暗渠設置	31,800
		H27.6.29	東口駐車場	園路	駐車場と園路の境界縁石の加工	258,000
		H27.6.30	滝野の森東エリア	園路	東エリアの舗装ひび割れ補修	223,000
		H27.7.2	こもれびの庭	園路	園路にウッドチップ補充	258,700
		H27.7.10	森のすみか	園路	園路のすきま詰め	169,000
		H27.7.25	西エリア他	園路	降雨による補修	138,400
	遊具維持修繕					
		H27.4.6	こどもの谷	鳥の巣デッキ	鳥の巣デッキ被膜の部材購入	80,000
		H27.4.10	こどもの谷	鳥の巣デッキ	鳥の巣デッキ被膜の補修	161,000
		H27.4.18	こどもの谷	トロッコ橋遊具	階段支柱の補修	94,000
		H27.4.18	こどもの谷	トロッコ橋遊具	木手摺の補修	49,000
		H27.4.18	こどもの谷	トロッコ橋遊具	滑り台出発の補修	20,000
		H27.4.18	こどもの谷	ねずみの道	支柱傾きの補修	5,000
		H27.4.18	こどもの谷	木登りネット	マルチング材の補充	198,000
		H27.4.18	こどもの谷	切り株迷路	外壁補修	18,000
		H27.4.18	こどもの谷	切り株迷路	踏板補修	12,000
		H27.4.18	こどもの谷	ゆらゆらきのコ	コーキング補修	9,000
		H27.4.18	こどもの谷	メロディーきのコ	コーキング補修	9,000
		H27.4.18	こどもの谷	森の隠れ家	化粧板固定	5,000
		H27.4.18	こどもの谷	森の吊り橋	コンパウンドロープ補修	46,000
		H27.4.18	こどもの谷	森の吊り橋	手摺隙間補修	33,000
		H27.4.18	こどもの谷	鳥の巣デッキ	滑り棒補修	29,000
		H27.4.18	オートリゾート	鋼製複合遊具(下)	登りロープ補修	23,000
		H27.4.18	こどもの谷	マウントコニーデ	ウレタン補修	7,000
		H27.4.18	こどもの谷	材木飛ばし(上)	スプリング交換	74,000
		H27.6.20	こどもの谷	材木飛ばし(下)	材木飛ばし柵補修	138,000
		H27.6.10	こどもの谷	さまよいの洞窟	石壁補修	145,700
		H27.6.10	こどもの谷	大地の広場	石壁補修	56,800
		H27.6.10	こどもの谷	スツール	森のすみかスツール補修	66,800
		H27.6.18	こどもの谷	手押しポンプ	ポンプ無いパッキン交換	31,980
		H27.6.18	こどもの谷	虹の巣ドーム	床マットの老朽化による交換	111,580
		H27.8.28	溪流ゾーン	スイングボール	登り規制傘設置	165,600
		H27.8.28	オートリゾート	鋼製複合遊具(下)	ロープウェイ経年劣化により改修	32,400
		H27.8.29	こどもの谷	材木飛ばし(下)	スプリング固定金具のボルトの交換	13,900
		H27.10.30	こどもの谷	森の吊り橋	ネットの劣化摩耗による補修	26,700
		H27.11.5	こどもの谷	森の回廊	プレス締め付け	23,700
		H27.11.5	こどもの谷	森の隠れ家	踏み板交換	46,500
	その他維持修繕					
		H27.4.18	鱒見口	バーゴラ	老朽化しているバーゴラの梁材交換	485,000
		H27.4.20	園内	外周柵	外周柵補修及び流雑物撤去	234,000
		H27.4.21	森口	手摺	雪圧によるステンレスビスの破断による補修	235,250
		H27.4.22	アシリベツの滝トイレ	外部目隠し壁	基礎部分の解体撤去	320,000
		H27.4.27	ミズバショウ園	木道	老朽化による踏み板交換	435,000
		H27.4.27	園内	工作物	木製工作物の補修用に使用する丸太材購入	70,000
		H27.5.18	中央口	機械板	塗装塗り替え	50,000
		H27.6.15	はるにれ広場	縁台	老朽化による部材交換	301,000
		H27.5.30	すずらんの小径	土止め柵	老朽化による補修	31,000
		H27.5.30	カントリーガーデン	木柵	老朽化による補修	15,500
		H27.5.30	園内	外周柵	土流れによる補修	21,000
		H27.5.30	こどもの谷	森の回廊	土流れによる補修法面補修	52,000
		H27.6.25	鱒見口	花壇	花壇の石積み割れ補修	6,500
		H27.6.20	こどもの谷	手摺	老朽化による補修	65,000
		H27.6.20	こどもの谷	手摺	老朽化による補修	55,000
		H27.6.20	こどもの谷	手摺	老朽化による補修	10,000
		H27.6.20	こどもの谷	手摺	老朽化による補修	102,000
		H27.6.20	こどもの谷	案内標識補修作業	老朽化による補修	57,000
		H27.6.10	峠の庭	ベンチ	老朽化による座板交換	151,000
		H27.6.27	園内	外周柵沿いフェンス	倒木による破損	220,800
		H27.6.27	中央口	門扉	ゲート門扉の不具合による調整	48,000
		H27.6.27	中央口	手摺	アルミ手摺補修	78,000
		H27.6.27	中央口	フェンス	アルミフェンス不具合による補修	37,450
		H27.6.27	南第2ゲート	車止め	車両事故防止のため設置	130,110
		H27.6.25	こどもの谷	ベンチ	森のすみか木製ベンチの老朽化による補修	528,000
		H27.6.16	幹線園路	木製看板	看板の不具合による補修	37,500
		H27.6.16	園内	外周柵	外周柵補修	15,900
		H27.8.28	園内	木製看板	老朽化による撤去	81,600
		H27.10.30	アシリベツの滝	滝見橋	滑り止めマット交換	38,500
		H27.10.30	外周柵	土嚢	洗掘箇所補修	51,000
		H27.10.30	バス停	スロープ	スロープの踏み板補修	31,000
工作物維持修繕		H27.12.8	東口	案内看板	看板の老朽化による交換	170,000

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
設備維持修繕	水道設備維持修繕						
		H27.4.30	カントリーハウス	電動水抜きバルブ	電動水抜きバルブの新規設置	473,600	
		H27.5.18	カントリーガーデン	バルブボックス	経年劣化による破損のため交換	17,500	
		H27.5.18	炊事遠足広場	バルブボックス	経年劣化による破損のため交換	52,500	
		H27.6.1	カントリーハウス横	水飲み台	冬季の凍結による破損のため補修	207,500	
		H27.6.1	カントリーガーデン(下)	水飲み台	冬季の凍結による破損のため補修	207,500	
		H27.7.7	こどもの谷休憩所	石油給湯機	経年劣化による破損のため交換	145,000	
	水循環設備維持修繕						
		H27.4.17	水の広場	濾過機	紫外線ランプ(12本)交換	468,000	
		H27.4.17	水の広場	濾過機	紫外線ランプ(ジャケット)交換	100,000	
		H27.4.17	水の広場	濾過機	逆洗用電動ボール弁交換	70,600	
		H27.4.17	水の広場	濾過機	つまみ型掃除口	1,380	
		H27.4.17	森のせせらぎ	除藻	電極板交換	90,000	
計						21,415,892	

修繕履歴(平成28年度)

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)		
建物維持修繕	管理棟修繕	H28.4.1	こどもの谷休憩所	外壁	剥離部分落下に対する養生	643,000		
		H28.4.4	ピジターセンター	融雪マット	ヒーター不良部分の補修	91,210		
		H28.4.20	中央口A棟	天窓周辺のシーリング	経年劣化による雨水漏水部補修	633,000		
		H28.8.8	中央口B棟	天窓周辺のシーリング、天井部	経年劣化による雨水漏水部及び冠水による破損部補修	630,000		
		H28.8.23	バックヤード北棟	休憩室階段部トップライトシーリング	経年劣化による雨水漏水部及び冠水による破損部補修	240,000		
		H28.9.1	森の情報館	B1ボランティアルーム天井	ハンドホールからの雨水漏水による破損部補修	65,000		
		H28.9.1	カントリーハウス他	自動ドア	経年劣化による作動不良改善のための作動部・センサー更新	830,000		
		H28.9.7	東口情報館研修棟	研修棟出入口扉	経年劣化による施錠不良改善のためのシリンダー更新	21,000		
		H28.10.3	虹の巣ドーム	自動ドア	経年劣化による建具の変形による作動不良改善のための更新	336,800		
		H28.10.6	森の交流館ツリーハウス4	非常扉施錠金具	非常時に避難者が開錠可能な形状への変更	30,000		
		H28.10.7	カントリーハウス入口前	融雪デッキ部	経年劣化による木部変形部分の改善	26,000		
		H28.10.12	こどもの谷休憩所	自動ドア	経年劣化による作動不良改善のためのセンサー更新	36,000		
		H28.12.1	東ロレストハウス	排煙・換気窓	ワイヤー部の錆による作動不良改善	473,000		
		便所修繕	H28.4.11	カントリーハウス	カントリーハウス配管ビッド内汚水管	つまりによる逆流の解消及び再発防止対策	250,000	
	H28.8.2		さまよいの洞窟前園路	さまよいの洞窟前トイレ管路	管路のズレ解消補修	300,000		
	H29.2.1		カントリーハウス	洗面排水管	排水管劣化によるつまり解消のための更新、管洗浄等	255,000		
	建物設備維持修繕	その他維持修繕	H28.5.6	管理事務所	電話設備配線	通信不良改善	10,540	
			H28.8.4	車庫棟	洗濯機	故障のため更新	96,000	
			H28.8.25	森口料金所	エアコン	故障のため更新	90,000	
			H28.10.30	森口料金所	屋根部排水路	ドレーン凍結による屋根部への冠水を改善するためのヒーター設置	124,000	
H29.2.1			中央口B棟	エアコン	リモコン部作動不良修繕等	73,000		
H29.2.2			虹の巣ドーム	暖房排気口	排気口養生カバーの修繕	42,050		
H29.3.24			ロッジゆきざさ	給油用ホース	経年劣化による漏油のためホース部更新	59,800		
工作物維持修繕			園路広場修繕	H28.4.5	ミズバショウ園	木道	木部腐食部分の補修	445,000
				H28.4.11	幹線園路	園路舗装	舗装破損部の補修	201,000
	H28.4.11	中央口広場		平板ブロック	ぐらつき、割れ等の補修	553,000		
	H28.5.30	虹の巣ドーム前広場		舗装	地盤流亡に伴う陥没部の補修	138,000		
	H28.8.4	ブロンナードデッキ		平板	ぐらつき、割れ等の補修	400,000		
	H28.8.15	滝野の森ゾーン東エリア園路		路肩部分	大雨による崩落部分の補修	338,000		
	H28.8.22	滝野の森ゾーン西エリア園路		U字溝	木製蓋腐朽破損のため更新	16,900		
	H28.9.12	滝野の森ゾーン西エリア園路		園路	冠水による不陸部分の補修	87,350		
	H28.10.1	森の情報館		木橋周辺	冠水による土砂流亡部の補修	77,600		
	H28.10.7	滝野の森ゾーン西エリア園路		園路	冠水頻発区域への敷板敷設	150,000		
	H28.10.20	カントリーガーデンこもれびの庭		木製階段	腐朽破損部分の補修	555,400		
	H28.10.26	外周囲障点検用園路		木製階段	腐朽破損部分の補修	85,500		
	H28.10.27	東口幹線園路他		雨水枘	ぐらつき部分の改善	115,000		
	H29.3.22	幹線園路		白線	剥損部分の補修	100,000		
	遊具維持修繕	H28.4.9		さまよいの洞窟	石壁等	石壁剥離部分の撤去養生他	565,840	
		H28.4.13		鳥の巣デッキ	被膜部	経年劣化による剥離部分等の補修	130,000	
		H28.6.2		マウントコニーデ他	ウレタン部分他	使用による断裂・劣化部分の補修	18,000	
		H28.10.3	森の吊橋	ネット	劣化による擦り切れ部の補強	8,600		
		H28.10.11	森人の山小屋	小屋木部	木部腐食部分の補修	923,000		
		H28.11.1	滝野の森ゾーン東エリアローラー滑り台	降りロゴムマット	基礎露出部分の養生	14,400		
		H28.11.1	トロッコ橋遊具	木製階段	木部腐食部分の補修	518,000		
		H28.11.7	ビーバー池	FRP擬岩部	経年劣化による割れ・陥没部分の補修	520,000		
		その他維持修繕	H28.4.1	鱒見口広場	バーゴラ	木部腐食部分の補修	657,000	
			H28.4.1	炊事遠足広場	炊事四阿屋根	積雪による天板剥離部分の補修	125,000	
			H28.4.24	こどもの谷	木材防腐剤購入	デッキ等木部直営補修材料	5,696	
			H28.5.10	溪流ゾーンアシリベツの滝園路	基礎ブロック設置作業	流亡により失損した看板基礎の再設置	46,500	
	H28.6.1		公園外周囲障	外周柵補修作業	外周柵下部の雨水による崩落部分の補強	60,050		
	H28.6.10		しらかば広場脇	放牧場柵	木部が腐朽し、現在不使用のため撤去	90,600		
	H28.6.8		中央口ゲート他	ゲート台	劣化による作動不良のため車輪部補修	155,330		
H28.8.1	カントリーハウス前園路		ベンチ	木部腐食部分の補修	90,000			
H28.8.18	パークゴルフ場		スタートマット	劣化による損傷マットの更新	644,400			
H28.9.1	中央口幹線園路脇		看板	強風による破損看板の補修	88,700			
H28.10.1	溪流口門扉		動物侵入防止柵	経年劣化による木部腐食のため更新	99,000			
H28.10.1	中央口バス停		バス亭デッキ・スロープ	経年劣化による木部腐食のため更新	732,000			
H28.10.3	溪流口広場		四阿	木部腐食部分の補修	906,000			
H28.10.14	溪流ゾーン無名橋脇		案内標識	橋部移動に伴う案内看板の設置箇所変更	92,500			
H28.10.20	ローンスタジアム他		木製工作物	経費削減方策実施による木柵等の撤去	1,270,000			
H28.10.20	溪流ゾーン滝見橋脇		護岸石積み	増水による崩落部の補修	345,000			
H28.10.20	滝口		園路	園路補充用チップ材作成	259,600			
H28.11.1	東口広場		木製丸柱	木部腐食部分の補修	775,000			

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
工作物維持修繕		H28.12.2	ロッジゆきざさ脇	少量危険物保管庫	木部腐食部分の補修	874,000
		H29.2.10	カントリーハウス	ベンチ(館内)	木部腐食部分の補修	35,700
		H29.3.20	釣堀	木橋	経年劣化による木部腐食のため更新	900,000
設備維持修繕	汚水処理設備維持修繕					
		H28.8.8	汚水処理場他	ポンプ引上げチェーン、しきカゴ他	錆発生等劣化部分の更新他	396,500
計						19,964,566

修繕履歴(平成29年度)

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
建物維持修繕	管理棟修繕	H29.4.4	展望台	展望台硝子窓	ガラス窓破損のため更新修繕	57,600	
		H29.5.9	カントリーハウス	管理用通路照明	灯具故障のため更新修繕	14,000	
		H29.6.5	溪流口、中央口、東口他	バス待待合所、ログ倉庫	外壁、屋根等の再塗装	673,889	
		H29.6.14	ロッジゆきざさ	自動ドア	モーター、コントローラー部破損のため更新補修	300,000	
		H29.7.1	滝野の森口券売所	木壁	腐朽破損のため壁材更新補修	543,000	
		H29.7.3	バックヤード北棟	シャッター	スプリング部劣化破損のため更新修繕	346,000	
		H29.8.3	こどもの谷休憩所・ポランティア棟	自動ドア	レールタイト部破損のため更新修繕	75,200	
		H29.8.13	カントリーガーデン	ログ休憩所	外壁、屋根等の再塗装、入口架台木部腐朽のため更新補修	330,000	
		H29.9.20	バックヤード北棟	滝換気フード	雨水漏水のため、フード周りシーリング補修	29,000	
		H29.10.19	東ロレストハウス	天窓硝子	天窓ガラスヒビ損傷のため更新修繕	68,000	
		H29.11.6	中央口A棟	屋上排水口	排水口周辺の補修及び土砂流入対策	330,000	
		H29.12.1	カントリーハウス	身障者便所扉	クローザー部経年劣化のため更新修繕	141,500	
		H30.1.11	森の交流館	自動ドア	センサー不良のため更新修繕	60,000	
		H30.1.15	バックヤード北棟	扉(鍵部)	シリンダー不良のため更新修繕他	83,000	
		H30.3.5	中央口B棟	扉(鍵部)	シリンダー不良のため更新修繕	19,000	
		H30.3.8	カントリーハウス、虹の集ドーム	扉	ノブ、クローザー等不良のため更新修繕	92,000	
			便所修繕				
		H29.12.1	森の教室	森の教室便所センサー	男子小便器センサー不良のため更新修繕他	570,000	
	建物設備維持修繕	その他維持修繕	H29.4.3	カントリーハウス	温水循環ポンプ	ポンプ故障のため更新修繕	124,000
H29.5.22			案内所	電話設備	端子盤内ヒューズ断線のため更新修繕	10,540	
H29.7.7			溪流口	料金所Aブースエアコン	機器故障のため、更新修繕	67,000	
H29.10.2			森の情報館	便所ハンドドライヤー	基盤及びセンサー故障のため更新修繕	27,530	
H29.10.19				電気湯沸器	バックイン老朽化のため補修	17,000	
H29.8.1			カントリーハウス	温水循環ポンプ	ポンプ故障漏水のため更新修繕	107,000	
H29.11.1			ソリゲレンデ	ロープトウ	老朽化ワイヤー交換、滑車更新等修繕	659,000	
H30.2.19			バックヤード北棟	給油計量機	ホース結合部劣化による油漏れ発生のため更新修繕	27,500	
H30.2.22			車庫	灯油給油器	ホース結合部劣化による油漏れ発生のため更新修繕	13,000	
工作物維持修繕	園路広場修繕	H29.4.13	幹線園路	舗装路面	陥没破損部の修繕	575,000	
		H29.4.24	平成の森	木橋	木部腐朽のため更新修繕	275,000	
		H29.5.1	中央口広場	中央口ゲート、東口階段周辺他	破損ゲートレールの補修、点字ブロック部の補修他	363,000	
		H29.5.12	滝野の森ゾーン園路脇	法面	雨水排水等により土砂流出した法面の補修	702,000	
		H29.6.1	滝野の森ゾーン東エリア園路	園路不陸部	未舗装部分の撤除、不陸部の製正	69,400	
		H29.6.8	パークブリッジ	舗装路面	不陸部の打ち直し補修	669,000	
		H29.7.3	中央口プロムナードデッキ	縁石及び周辺部	破損部分の更新、不陸製正	367,000	
		H29.7.8	中央口便所周辺他	平板ブロック	ぐらつき部の修正、不陸製正	442,000	
		H29.8.2	滝野の森ゾーン西エリア園路	冠水対策簡易ブリッジ	歩行面間欠部の補填修正	274,600	
		H29.11.1	中ノ沢園路	木製階段、木橋	腐朽木部の更新修繕	565,000	
		H29.11.6	こどもの谷	フワフワエッグ周辺	踏圧による不陸等の人工芝による製正	732,000	
			遊具維持修繕				
			H29.5.1	森のすみか、こどもの谷	材木飛ばし、溶岩滑り台他	腐朽破損した材木飛ばしやぐら支柱撤去、滑り台コーキング他	43,500
		H29.6.1	パークブリッジ下	スイングボール金具補修	経年劣化した金具の更新補修	28,340	
		H29.7.5	森のすみか	材木飛ばし	木製デッキ腐朽部の更新修繕	900,000	
		H29.7.7	こどもの谷	溶岩滑り台	滑走面劣化部の磨き出し	604,000	
		H29.10.3	森のすみか	森の隠れ家、トロッコ橋遊具他	腐朽木部更新修繕等	788,700	
		H29.12.4	森のすみか	森のつり橋、森の回廊、木登りネット他	腐朽木部更新修繕等	578,000	
		その他維持修繕					
		H29.5.1	幹線園路脇	トラフ蓋	破損コンクリートトラフ蓋の更新修繕、鋼製トラフ蓋ぐらつき修正	138,000	
		H29.5.8	滝野の森ゾーン西エリア	水田排水路、水門他	排水路及び貯水池の堆積土砂撤去、腐朽破損木製水門の更新補修他	352,000	
		H29.6.5	カントリーガーデン	カントリーハウス前木柵	木柵腐朽破損部の補修(ピジターセンター脇から移設)	160,000	
		H29.6.5	東ロレストハウス	デッキ周辺部	木製デッキ腐朽部の補修、不陸平板の補修他	181,000	
		H29.7.3	溪流ゾーン	滝見橋	劣化床材の撤去、防滑処理	201,000	
		H29.8.1	カントリーガーデン	アナベルの丘展望デッキ	腐朽木部の更新修繕	273,000	
		H29.8.23	カントリーガーデン	花のテラス他	スチール手すりケレン塗装、四阿屋根木部腐朽のため更新補修他	827,000	
		H29.9.7	カントリーガーデン	中央A棟屋上ロープ柵	柵用木柱劣化のため更新修繕	220,000	
		H29.10.2	カントリーガーデン	花人の隠れ家、くらしの花園	レンガ積み破損部補修、木製アーチ腐朽部更新修繕	263,000	
	H29.10.18	カントリーガーデン	山のお花畑パーゴラ	火打梁腐朽のため更新修繕	34,000		
	H29.11.1	こどもの谷	2期地区土留め杭	木部腐朽のため更新修繕	164,700		
	H29.11.16	MTBコース	木柵	老朽化のため撤去	275,000		
	H29.12.1	外周柵	外周柵フェンス補修作業	破損部材の更新補修	232,680		
	H30.2.2	南駐車場脇	カーゲート	不要のため撤去	300,000		
	H30.3.2	中央口バス停	待合小屋	ウッドデッキ床腐朽のため修繕	107,000		
	H30.3.22	園内各所	案内看板	看板面劣化のため補修	416,100		
設備維持修繕	水道設備維持修繕	H29.5.2	森人の山小屋	給排水設備	電動弁故障のため更新修繕	156,000	
		H29.11.16	滝野の森口駐車場便所	森ロトイレ棟漏水修繕	トイレ棟脇給水管の漏水修繕	460,000	

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
設備維持修繕	水循環設備維持修繕						
		H29.5.19	こどもの谷 森のせせらぎ	森のせせらぎ水循環施設	除藻装置、ろ過機コンプレッサー故障のため更新修繕	165,000	
		H29.9.1	こどもの谷	森のせせらぎ水循環施設	給水電磁弁、ろ過機用ランプ他劣化部の更新修繕	162,870	
	放送設備維持修繕						
		H30.1.9	中央ロA棟・カントリーハウス	放送設備(基盤)	基盤不良により場内マイクに不具合が出たため更新修繕	85,000	
汚水処理設備維持修繕							
	H29.11.20	汚水処理場	汚水処理Aピット	ポンプ接合部不具合の修正修繕	838,000		
計						18,772,649	

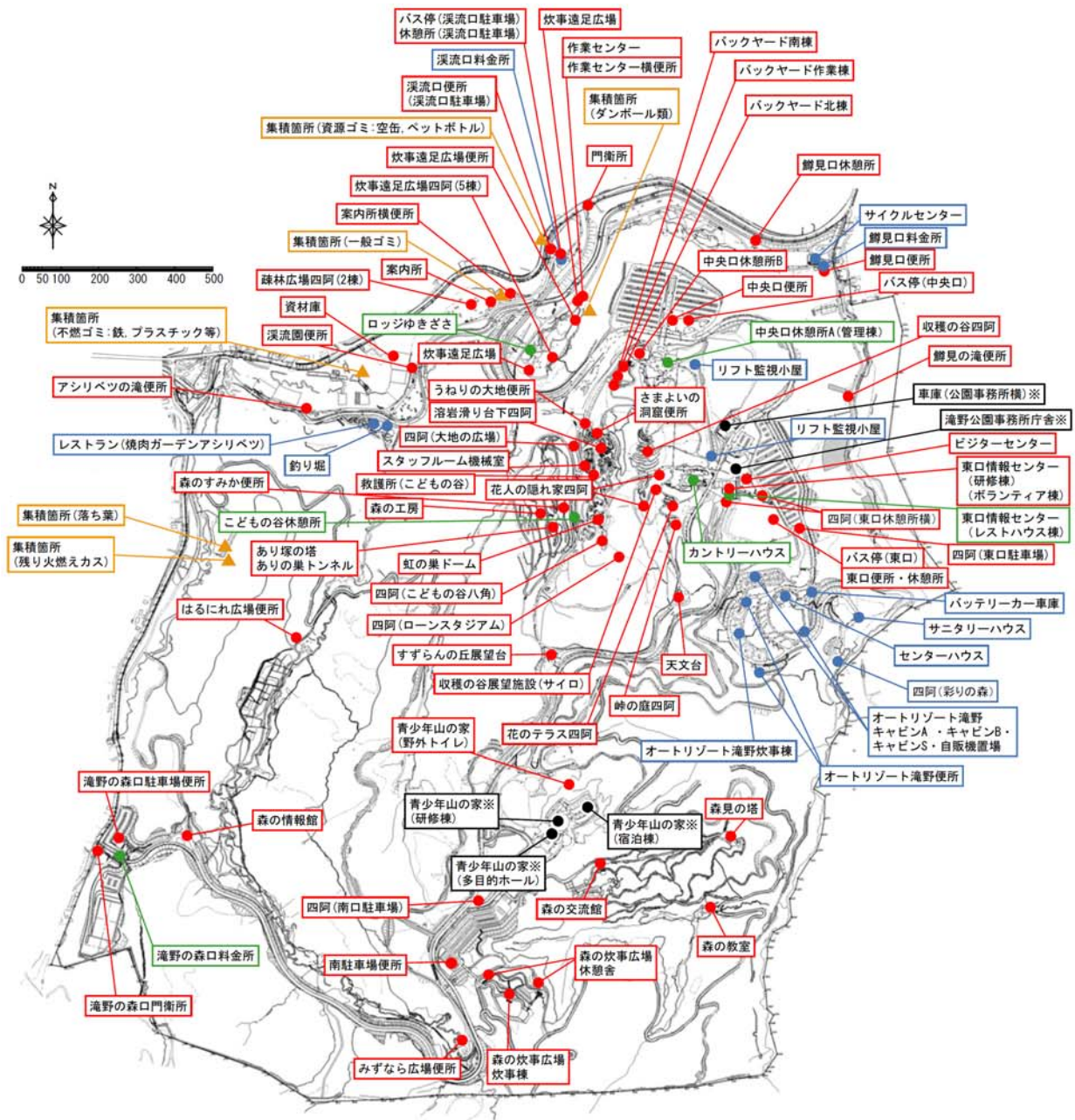
清掃箇所、方法及び頻度等

現在履行中の清掃箇所を下記に示す。

■ 清掃箇所、方法、頻度等

項目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻度
園内	園内清掃(1)	中心、溪流	5人/日	8.5h/日	・7、8月の土日祝
		中心、溪流、滝野の森	5人/日	8.5h/日	
	園内清掃(2)	中心、溪流	4人/日	7.5h/日	・4、9月の土日祝 ・5、6月の全日 ・7、8月の平日
		中心、溪流	2人/日	7.5h/日	・4、9月の平日 ・10、11月の全日
		中心、溪流、滝野の森	3人/日	7.5h/日	・4月の祝日 ・5月の連休 ・7、8月の火木 ・9月の土日祝
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	7.5h/日	・5、6、10、11月の火木土日 ・9月の火木 ・10月の祝日
	園内清掃(3)	中心、溪流	2人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の全日 ・1/21～3/31の日曜日
		中心、溪流	1人/日	6.5h/日	・1/21～3/31の日曜日を除く全日
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	6.5h/日	・12、1、2、3月の火木土日祝
	休憩所	休憩所清掃(1)	中心、溪流	3人/日	7.5h/日
中心、溪流			1人/日	7.5h/日	・4、6月の土日祝 ・5、9～11月の全日 ・7、8月の平日
中心、溪流、滝野の森			3人/日	7.5h/日	・7、8月の土日祝
中心、溪流、滝野の森			2人/日	7.5h/日	・4、5、6、11月の土日祝 ・5月の連休 ・7、8月の火木 ・9、10月の土日祝
休憩所清掃(2)		中心、溪流	1人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の全日
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の1日置きと祝
		中心、溪流、滝野の森	1人/日	6.5h/日	・1/21～3/31間の火木土日
休憩所清掃(3)		中心、溪流	1人/日	3.25h/日	・1/21～3/31間の火木土日

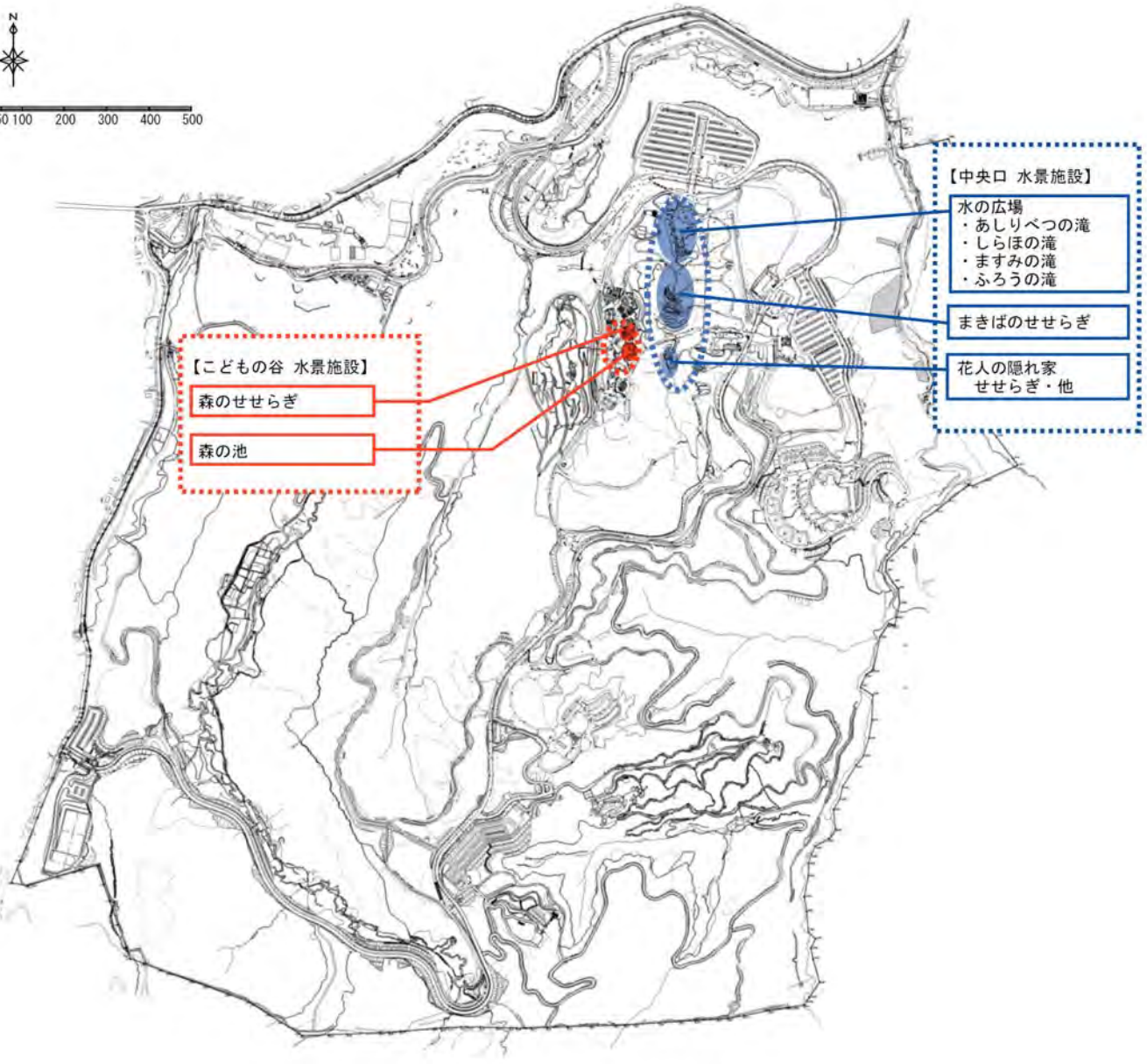
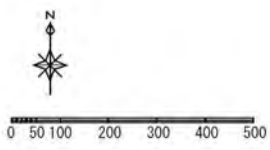
項目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻度
便所	便所清掃(1)	中心、溪流	4人/日	7.5h/日	・7、8月の土日祝
		中心、溪流	2人/日	7.5h/日	・4、5、6、9、10、11月の全日 ・7、8月の平日
		中心、溪流、 滝野の森	3人/日	7.5h/日	・7、8月の土日祝
		中心、溪流、 滝野の森	2人/日	7.5h/日	・4、5、6、9、10月の火木土日祝 ・7、8月の火木 ・11月の火木土日
	便所清掃(2)	中心、溪流	1人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の全日
		中心、溪流、 滝野の森	1人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の火木土日祝
	便所清掃(3)	中心、溪流	1人/日	3.25h/日	・1/21～3/31間の火木土日
		中心、溪流、 滝野の森	1人/日	3.25h/日	・1/21～3/31間の火木土日
池・流れ	池・流れ清掃(1)	せせらぎ水路			・5、6、9月 1回/月 ・7月 2回/月 ・8月 4回/月



- 清掃箇所(本業務の対象)
- 清掃施設(収益施設)
- 清掃箇所(本業務の対象+収益施設)
- ▲ 集積箇所

※滝野公園事務所庁舎、車庫(公園事務所横)、青少年山の家(研修棟、多目的ホール、宿泊棟)は本業務の対象外。

建物清掃管理図



【こどもの谷 水景施設】

森のせせらぎ

森の池

【中央口 水景施設】

水の広場
・あしりべつの滝
・しらほの滝
・ますみの滝
・ふろうの滝

まきばのせせらぎ

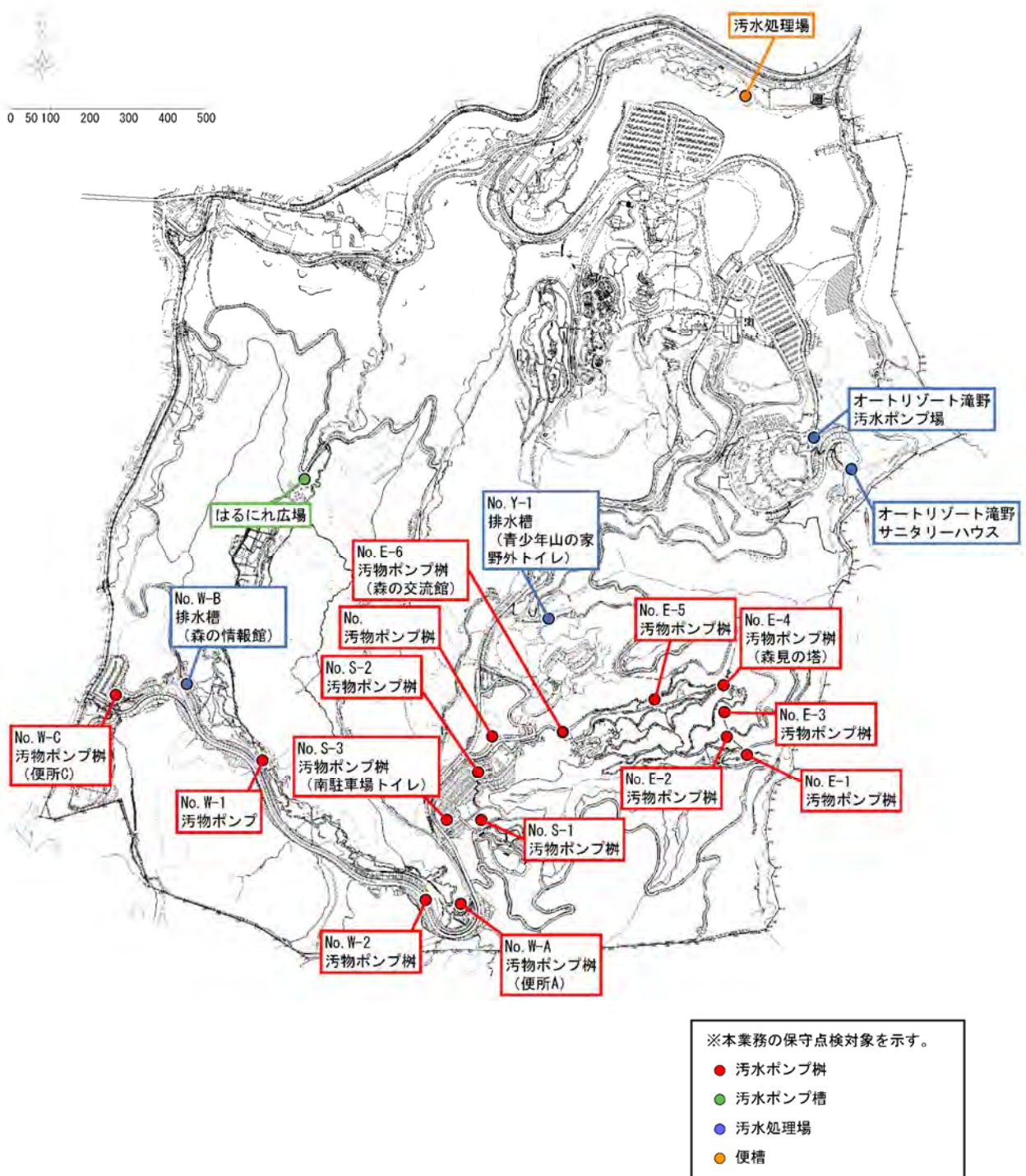
花人の隠れ家
せせらぎ・他

※本業務の保守点検対象

中央口 水景施設

こどもの谷 水景施設

工作物清掃管理図



汚水処理設備位置図

一般廃棄物（排出量、経費）

【H27】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 4 月 2 日	生ゴミ、紙くず	0.64 m ³	3,712 円
平成 27 年 4 月 13 日	生ゴミ、紙くず	0.20 m ³	1,160 円
平成 27 年 4 月 16 日	生ゴミ、紙くず	0.28 m ³	1,624 円
平成 27 年 4 月 20 日	生ゴミ、紙くず	2.60 m ³	15,080 円
平成 27 年 4 月 23 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円
平成 27 年 4 月 27 日	生ゴミ、紙くず	3.44 m ³	19,952 円
平成 27 年 4 月 30 日	生ゴミ、紙くず	2.18 m ³	12,644 円
平成 27 年 5 月 4 日	生ゴミ、紙くず	6.50 m ³	37,700 円
平成 27 年 5 月 7 日	生ゴミ、紙くず	7.40 m ³	42,920 円
平成 27 年 5 月 11 日	生ゴミ、紙くず	4.42 m ³	25,636 円
平成 27 年 5 月 14 日	生ゴミ、紙くず	0.88 m ³	5,104 円
平成 27 年 5 月 18 日	生ゴミ、紙くず	2.10 m ³	12,180 円
平成 27 年 5 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.98 m ³	5,684 円
平成 27 年 5 月 25 日	生ゴミ、紙くず	7.84 m ³	45,472 円
平成 27 年 5 月 28 日	生ゴミ、紙くず	2.24 m ³	12,992 円
平成 27 年 5 月 27 日	木材	26.40 m ³	153,120 円
平成 27 年 5 月 13 日	植物性廃材	48.00 m ³	278,400 円
平成 27 年 5 月 15 日	植物性廃材	47.00 m ³	272,600 円
平成 27 年 5 月 20 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 27 年 5 月 22 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 27 年 5 月 26 日	植物性廃材	47.00 m ³	272,600 円
平成 27 年 5 月 29 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 27 年 6 月 1 日	生ゴミ、紙くず	4.88 m ³	28,304 円
平成 27 年 6 月 4 日	生ゴミ、紙くず	2.74 m ³	15,892 円
平成 27 年 6 月 8 日	生ゴミ、紙くず	2.80 m ³	16,240 円
平成 27 年 6 月 11 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 27 年 6 月 15 日	生ゴミ、紙くず	3.36 m ³	19,488 円
平成 27 年 6 月 18 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 27 年 6 月 22 日	生ゴミ、紙くず	5.32 m ³	30,856 円
平成 27 年 6 月 25 日	生ゴミ、紙くず	1.12 m ³	6,496 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 6 月 29 日	生ゴミ、紙くず	2.18 m ³	12,644 円
平成 27 年 6 月 2 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 27 年 6 月 4 日	植物性廃材	47.00 m ³	272,600 円
平成 27 年 6 月 5 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 27 年 6 月 9 日	植物性廃材	34.00 m ³	197,200 円
平成 27 年 6 月 10 日	植物性廃材	40.00 m ³	232,000 円
平成 27 年 6 月 16 日	植物性廃材	39.00 m ³	226,200 円
平成 27 年 6 月 17 日	植物性廃材	39.00 m ³	226,200 円
平成 27 年 6 月 18 日	植物性廃材	37.50 m ³	217,500 円
平成 27 年 6 月 30 日	植物性廃材	34.00 m ³	197,200 円
平成 27 年 7 月 2 日	生ゴミ、紙くず	0.82 m ³	4,756 円
平成 27 年 7 月 6 日	生ゴミ、紙くず	3.44 m ³	19,952 円
平成 27 年 7 月 9 日	生ゴミ、紙くず	1.14 m ³	6,612 円
平成 27 年 7 月 13 日	生ゴミ、紙くず	4.56 m ³	26,448 円
平成 27 年 7 月 16 日	生ゴミ、紙くず	0.88 m ³	5,104 円
平成 27 年 7 月 20 日	生ゴミ、紙くず	2.66 m ³	15,428 円
平成 27 年 7 月 23 日	生ゴミ、紙くず	4.76 m ³	27,608 円
平成 27 年 7 月 27 日	生ゴミ、紙くず	2.52 m ³	14,616 円
平成 27 年 7 月 30 日	生ゴミ、紙くず	2.10 m ³	12,180 円
平成 27 年 8 月 3 日	生ゴミ、紙くず	5.10 m ³	29,580 円
平成 27 年 8 月 6 日	生ゴミ、紙くず	2.04 m ³	11,832 円
平成 27 年 8 月 10 日	生ゴミ、紙くず	6.72 m ³	38,976 円
平成 27 年 8 月 13 日	生ゴミ、紙くず	2.80 m ³	16,240 円
平成 27 年 8 月 17 日	生ゴミ、紙くず	5.88 m ³	34,104 円
平成 27 年 8 月 20 日	生ゴミ、紙くず	3.64 m ³	21,112 円
平成 27 年 8 月 24 日	生ゴミ、紙くず	4.20 m ³	24,360 円
平成 27 年 8 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.82 m ³	10,556 円
平成 27 年 8 月 31 日	生ゴミ、紙くず	3.72 m ³	21,576 円
平成 27 年 8 月 18 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円
平成 27 年 8 月 18 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円
平成 27 年 8 月 18 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 9 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 27 年 9 月 7 日	生ゴミ、紙くず	3.64 m ³	21,112 円
平成 27 年 9 月 10 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 27 年 9 月 14 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 27 年 9 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	4,060 円
平成 27 年 9 月 21 日	生ゴミ、紙くず	2.60 m ³	15,080 円
平成 27 年 9 月 24 日	生ゴミ、紙くず	7.92 m ³	45,936 円
平成 27 年 9 月 28 日	生ゴミ、紙くず	4.28 m ³	24,824 円
平成 27 年 9 月 9 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 27 年 10 月 1 日	生ゴミ、紙くず	3.24 m ³	18,792 円
平成 27 年 10 月 5 日	生ゴミ、紙くず	1.90 m ³	11,020 円
平成 27 年 10 月 8 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	4,060 円
平成 27 年 10 月 12 日	生ゴミ、紙くず	1.26 m ³	7,308 円
平成 27 年 10 月 15 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	8,120 円
平成 27 年 10 月 19 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 27 年 10 月 22 日	生ゴミ、紙くず	0.92 m ³	5,336 円
平成 27 年 10 月 26 日	生ゴミ、紙くず	0.92 m ³	5,336 円
平成 27 年 10 月 29 日	生ゴミ、紙くず	0.38 m ³	2,204 円
平成 27 年 10 月 19 日	植物性廃材	30.00 m ³	174,000 円
平成 27 年 10 月 20 日	植物性廃材	76.00 m ³	440,800 円
平成 27 年 11 月 2 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 27 年 11 月 5 日	生ゴミ、紙くず	1.52 m ³	8,816 円
平成 27 年 11 月 9 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 27 年 11 月 12 日	生ゴミ、紙くず	0.64 m ³	3,712 円
平成 27 年 11 月 19 日	生ゴミ、紙くず	0.14 m ³	812 円
平成 27 年 11 月 23 日	生ゴミ、紙くず	0.42 m ³	2,436 円
平成 27 年 11 月 11 日	木材	26.80 m ³	155,440 円
平成 27 年 11 月 9 日	植物性廃材	25.00 m ³	145,000 円
平成 27 年 11 月 10 日	植物性廃材	62.00 m ³	359,600 円
平成 27 年 11 月 11 日	植物性廃材	25.00 m ³	145,000 円
平成 27 年 11 月 16 日	植物性廃材	50.00 m ³	290,000 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 12 月 3 日	生ゴミ、紙くず	0.16 m ³	928 円
平成 27 年 12 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.28 m ³	1,624 円
平成 27 年 12 月 24 日	生ゴミ、紙くず	0.48 m ³	2,784 円
平成 27 年 12 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	4,060 円
平成 28 年 1 月 4 日	生ゴミ、紙くず	2.04 m ³	11,832 円
平成 28 年 1 月 7 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,524 円
平成 28 年 1 月 11 日	生ゴミ、紙くず	1.44 m ³	8,352 円
平成 28 年 1 月 14 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 28 年 1 月 18 日	生ゴミ、紙くず	2.04 m ³	11,832 円
平成 28 年 1 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	4,060 円
平成 28 年 1 月 25 日	生ゴミ、紙くず	1.54 m ³	8,932 円
平成 28 年 1 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.56 m ³	3,248 円
平成 28 年 2 月 1 日	生ゴミ、紙くず	1.16 m ³	6,728 円
平成 28 年 2 月 4 日	生ゴミ、紙くず	0.86 m ³	4,988 円
平成 28 年 2 月 8 日	生ゴミ、紙くず	2.38 m ³	13,804 円
平成 28 年 2 月 11 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円
平成 28 年 2 月 15 日	生ゴミ、紙くず	1.26 m ³	7,308 円
平成 28 年 2 月 18 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円
平成 28 年 2 月 22 日	生ゴミ、紙くず	2.04 m ³	11,832 円
平成 28 年 2 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円
平成 28 年 2 月 29 日	生ゴミ、紙くず	1.68 m ³	9,744 円
平成 28 年 3 月 3 日	生ゴミ、紙くず	0.30 m ³	1,740 円
平成 28 年 3 月 7 日	生ゴミ、紙くず	0.92 m ³	5,336 円
平成 28 年 3 月 10 日	生ゴミ、紙くず	0.32 m ³	1,856 円
平成 28 年 3 月 14 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 28 年 3 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.28 m ³	1,624 円
平成 28 年 3 月 21 日	生ゴミ、紙くず	1.00 m ³	5,800 円
平成 28 年 3 月 24 日	生ゴミ、紙くず	0.32 m ³	1,856 円
平成 28 年 3 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.96 m ³	5,568 円
平成 28 年 3 月 31 日	生ゴミ、紙くず	0.58 m ³	3,364 円

【H28】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 4 月 4 日	生ゴミ、紙くず	0.56 m ³	3,248 円
平成 28 年 4 月 7 日	生ゴミ、紙くず	0.08 m ³	464 円
平成 28 年 4 月 21 日	生ゴミ、紙くず	1.04 m ³	6,032 円
平成 28 年 4 月 25 日	生ゴミ、紙くず	2.24 m ³	12,992 円
平成 28 年 4 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.96 m ³	5,568 円
平成 28 年 5 月 2 日	生ゴミ、紙くず	2.44 m ³	14,152 円
平成 28 年 5 月 5 日	生ゴミ、紙くず	8.26 m ³	47,908 円
平成 28 年 5 月 9 日	生ゴミ、紙くず	4.42 m ³	25,636 円
平成 28 年 5 月 12 日	生ゴミ、紙くず	1.12 m ³	6,496 円
平成 28 年 5 月 16 日	生ゴミ、紙くず	3.78 m ³	21,924 円
平成 28 年 5 月 19 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,872 円
平成 28 年 5 月 23 日	生ゴミ、紙くず	9.52 m ³	55,216 円
平成 28 年 5 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 28 年 5 月 30 日	生ゴミ、紙くず	6.16 m ³	35,728 円
平成 28 年 5 月 18 日	木材	11.40 m ³	66,120 円
平成 28 年 5 月 18 日	木材	4.00 m ³	23,200 円
			0 円
平成 28 年 6 月 2 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	8,120 円
平成 28 年 6 月 6 日	生ゴミ、紙くず	3.72 m ³	21,576 円
平成 28 年 6 月 9 日	生ゴミ、紙くず	1.90 m ³	11,020 円
平成 28 年 6 月 13 日	生ゴミ、紙くず	4.42 m ³	25,636 円
平成 28 年 6 月 16 日	生ゴミ、紙くず	0.38 m ³	2,204 円
平成 28 年 6 月 20 日	生ゴミ、紙くず	3.86 m ³	22,388 円
平成 28 年 6 月 23 日	生ゴミ、紙くず	1.12 m ³	6,496 円
平成 28 年 6 月 27 日	生ゴミ、紙くず	2.52 m ³	14,616 円
平成 28 年 6 月 30 日	生ゴミ、紙くず	1.26 m ³	7,308 円
平成 28 年 6 月 16 日	木材	10.50 m ³	60,900 円
平成 28 年 7 月 4 日	生ゴミ、紙くず	3.36 m ³	19,488 円
平成 28 年 7 月 7 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 28 年 7 月 11 日	生ゴミ、紙くず	3.44 m ³	19,952 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 7 月 14 日	生ゴミ、紙くず	1.12 m ³	6,496 円
平成 28 年 7 月 18 日	生ゴミ、紙くず	4.98 m ³	28,884 円
平成 28 年 7 月 21 日	生ゴミ、紙くず	2.88 m ³	16,704 円
平成 28 年 7 月 25 日	生ゴミ、紙くず	5.68 m ³	32,944 円
平成 28 年 7 月 28 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	8,584 円
平成 28 年 8 月 1 日	生ゴミ、紙くず	4.80 m ³	27,840 円
平成 28 年 8 月 4 日	生ゴミ、紙くず	2.38 m ³	13,804 円
平成 28 年 8 月 8 日	生ゴミ、紙くず	6.94 m ³	40,252 円
平成 28 年 8 月 11 日	生ゴミ、紙くず	2.74 m ³	15,892 円
平成 28 年 8 月 15 日	生ゴミ、紙くず	5.32 m ³	30,856 円
平成 28 年 8 月 18 日	生ゴミ、紙くず	2.18 m ³	12,644 円
平成 28 年 8 月 22 日	生ゴミ、紙くず	3.22 m ³	18,676 円
平成 28 年 8 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	4,060 円
平成 28 年 8 月 29 日	生ゴミ、紙くず	4.90 m ³	28,420 円
平成 28 年 9 月 1 日	生ゴミ、紙くず	0.98 m ³	5,684 円
平成 28 年 9 月 5 日	生ゴミ、紙くず	4.98 m ³	28,884 円
平成 28 年 9 月 8 日	生ゴミ、紙くず	1.06 m ³	6,148 円
平成 28 年 9 月 12 日	生ゴミ、紙くず	2.94 m ³	17,052 円
平成 28 年 9 月 19 日	生ゴミ、紙くず	5.26 m ³	30,508 円
平成 28 年 9 月 26 日	生ゴミ、紙くず	8.48 m ³	49,184 円
平成 28 年 10 月 3 日	生ゴミ、紙くず	8.06 m ³	46,748 円
平成 28 年 10 月 10 日	生ゴミ、紙くず	2.32 m ³	13,456 円
平成 28 年 10 月 17 日	生ゴミ、紙くず	3.72 m ³	21,576 円
平成 28 年 10 月 24 日	生ゴミ、紙くず	2.10 m ³	12,180 円
平成 28 年 10 月 31 日	生ゴミ、紙くず	1.54 m ³	8,932 円
平成 28 年 10 月 11 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 28 年 10 月 11 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 11 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 12 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 12 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 10 月 12 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 12 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 12 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 28 年 10 月 13 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 13 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 13 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 13 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 13 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 28 年 10 月 14 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 28 年 10 月 14 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 14 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 14 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 14 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 28 年 10 月 18 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 28 年 10 月 18 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 18 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 18 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 19 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 19 日	植物性廃材	6.00 m ³	34,800 円
平成 28 年 10 月 19 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 19 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 19 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 28 年 10 月 20 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 28 年 10 月 20 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 28 年 10 月 20 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 20 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 28 年 10 月 25 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 25 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 25 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 25 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 28 年 10 月 26 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 26 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 26 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 10 月 26 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円
平成 28 年 10 月 28 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 28 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円
平成 28 年 10 月 31 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 31 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 28 年 10 月 31 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 28 年 10 月 31 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円
平成 28 年 11 月 7 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 28 年 11 月 14 日	生ゴミ、紙くず	0.42 m ³	2,436 円
平成 28 年 11 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.06 m ³	348 円
平成 28 年 11 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.96 m ³	5,568 円
平成 28 年 12 月 19 日	生ゴミ、紙くず	0.08 m ³	464 円
平成 28 年 12 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.68 m ³	9,744 円
平成 29 年 1 月 9 日	生ゴミ、紙くず	6.10 m ³	35,380 円
平成 29 年 1 月 16 日	生ゴミ、紙くず	3.22 m ³	18,676 円
平成 29 年 1 月 23 日	生ゴミ、紙くず	2.68 m ³	15,544 円
平成 29 年 1 月 30 日	生ゴミ、紙くず	2.86 m ³	16,588 円
平成 29 年 2 月 6 日	生ゴミ、紙くず	3.28 m ³	19,024 円
平成 29 年 2 月 13 日	生ゴミ、紙くず	2.34 m ³	13,572 円
平成 29 年 2 月 20 日	生ゴミ、紙くず	2.38 m ³	13,804 円
平成 29 年 2 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.96 m ³	11,368 円
平成 29 年 3 月 6 日	生ゴミ、紙くず	1.96 m ³	11,368 円
平成 29 年 3 月 13 日	生ゴミ、紙くず	1.62 m ³	9,396 円
平成 29 年 3 月 20 日	生ゴミ、紙くず	1.36 m ³	7,888 円
平成 29 年 3 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	8,584 円

【H29】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 4 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.80 m ³	10,440 円
平成 29 年 4 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.38 m ³	2,204 円
平成 29 年 4 月 24 日	生ゴミ、紙くず	3.00 m ³	17,400 円
平成 29 年 5 月 1 日	生ゴミ、紙くず	2.88 m ³	16,704 円
平成 29 年 5 月 6 日	生ゴミ、紙くず	12.24 m ³	70,992 円
平成 29 年 5 月 8 日	生ゴミ、紙くず	9.60 m ³	55,680 円
平成 29 年 5 月 15 日	生ゴミ、紙くず	3.60 m ³	20,880 円
平成 29 年 5 月 22 日	生ゴミ、紙くず	10.80 m ³	62,640 円
平成 29 年 5 月 29 日	生ゴミ、紙くず	5.28 m ³	30,624 円
平成 29 年 6 月 5 日	生ゴミ、紙くず	5.44 m ³	31,552 円
平成 29 年 6 月 12 日	生ゴミ、紙くず	4.10 m ³	23,780 円
平成 29 年 6 月 19 日	生ゴミ、紙くず	7.12 m ³	41,296 円
平成 29 年 6 月 26 日	生ゴミ、紙くず	3.86 m ³	22,388 円
平成 29 年 6 月 15 日	木材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 15 日	木材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 6 月 19 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 19 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 6 月 19 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 19 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 29 年 6 月 20 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 20 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 20 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 20 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 6 月 21 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 21 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 21 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 21 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 21 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 6 月 26 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 29 年 6 月 26 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 6 月 26 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 6 月 26 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 26 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 29 年 6 月 27 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 27 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 27 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 27 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 29 年 6 月 27 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 28 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 28 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 28 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 28 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 6 月 29 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 6 月 29 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 29 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 30 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 6 月 30 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 30 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 6 月 30 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 3 日	生ゴミ、紙くず	5.86 m ³	33,988 円
平成 29 年 7 月 10 日	生ゴミ、紙くず	7.24 m ³	41,992 円
平成 29 年 7 月 17 日	生ゴミ、紙くず	4.62 m ³	26,796 円
平成 29 年 7 月 24 日	生ゴミ、紙くず	4.28 m ³	24,824 円
平成 29 年 7 月 31 日	生ゴミ、紙くず	10.08 m ³	58,464 円
平成 29 年 7 月 3 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 29 年 7 月 4 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 4 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 4 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 4 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 5 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 5 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 5 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 6 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 7 月 6 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 6 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 7 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 7 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 7 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 10 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 10 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 10 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 11 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 11 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 11 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 11 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 12 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 12 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 12 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 19 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 19 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 20 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 20 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 20 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 7 月 20 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 21 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 21 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 24 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 24 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 24 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 25 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 7 月 25 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 25 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 29 年 7 月 25 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 25 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 31 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 7 月 31 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 8 月 7 日	生ゴミ、紙くず	9.62 m ³	55,796 円
平成 29 年 8 月 14 日	生ゴミ、紙くず	8.08 m ³	46,864 円
平成 29 年 8 月 17 日	生ゴミ、紙くず	9.12 m ³	52,896 円
平成 29 年 8 月 21 日	生ゴミ、紙くず	9.60 m ³	55,680 円
平成 29 年 8 月 28 日	生ゴミ、紙くず	8.88 m ³	51,504 円
平成 29 年 8 月 21 日	木材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 8 月 1 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 8 月 1 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 8 月 3 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 8 月 3 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 8 月 3 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 8 月 3 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 9 月 4 日	生ゴミ、紙くず	5.20 m ³	30,160 円
平成 29 年 9 月 11 日	生ゴミ、紙くず	6.80 m ³	39,440 円
平成 29 年 9 月 25 日	生ゴミ、紙くず	3.84 m ³	22,272 円
平成 29 年 10 月 2 日	生ゴミ、紙くず	5.60 m ³	32,480 円
平成 29 年 10 月 9 日	生ゴミ、紙くず	5.20 m ³	30,160 円
平成 29 年 10 月 16 日	生ゴミ、紙くず	3.76 m ³	21,808 円
平成 29 年 10 月 23 日	生ゴミ、紙くず	2.56 m ³	14,848 円
平成 29 年 10 月 30 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	9,280 円
平成 29 年 10 月 19 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 10 月 19 日	植物性廃材	8.00 m ³	46,400 円
平成 29 年 10 月 20 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 10 月 20 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 10 月 20 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 10 月 31 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 11 月 6 日	生ゴミ、紙くず	2.40 m ³	13,920 円
平成 29 年 11 月 13 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 29 年 11 月 20 日	生ゴミ、紙くず	0.24 m ³	1,392 円
平成 29 年 11 月 27 日	生ゴミ、紙くず	0.88 m ³	5,104 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 11 月 22 日	木材	16.26 m ³	94,308 円
平成 29 年 11 月 2 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 11 月 2 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 11 月 2 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 11 月 9 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 11 月 9 日	植物性廃材	12.00 m ³	69,600 円
平成 29 年 11 月 9 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 11 月 16 日	植物性廃材	16.00 m ³	92,800 円
平成 29 年 11 月 16 日	植物性廃材	14.00 m ³	81,200 円
平成 29 年 11 月 16 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 11 月 22 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 11 月 22 日	植物性廃材	20.00 m ³	116,000 円
平成 29 年 11 月 22 日	植物性廃材	10.00 m ³	58,000 円
平成 29 年 11 月 28 日	植物性廃材	18.00 m ³	104,400 円
平成 29 年 12 月 4 日	生ゴミ、紙くず	0.88 m ³	5,104 円
平成 29 年 12 月 18 日	生ゴミ、紙くず	0.04 m ³	232 円
平成 29 年 12 月 25 日	生ゴミ、紙くず	2.16 m ³	12,528 円
平成 30 年 1 月 8 日	生ゴミ、紙くず	4.40 m ³	25,520 円
平成 30 年 1 月 15 日	生ゴミ、紙くず	2.40 m ³	13,920 円
平成 30 年 1 月 22 日	生ゴミ、紙くず	2.96 m ³	17,168 円
平成 30 年 1 月 29 日	生ゴミ、紙くず	2.20 m ³	12,760 円
平成 30 年 2 月 5 日	生ゴミ、紙くず	3.60 m ³	20,880 円
平成 30 年 2 月 12 日	生ゴミ、紙くず	1.90 m ³	11,020 円
平成 30 年 2 月 19 日	生ゴミ、紙くず	3.20 m ³	18,560 円
平成 30 年 2 月 26 日	生ゴミ、紙くず	2.10 m ³	12,180 円
平成 30 年 3 月 5 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	9,280 円
平成 30 年 3 月 12 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 30 年 3 月 19 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	9,280 円
平成 30 年 3 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.54 m ³	8,932 円

産業廃棄物（排出量、経費）

【H27】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 5 月 26 日	金属	1.0 m ³	1,500 円
平成 27 年 5 月 26 日	廃プラスチック	4.8 m ³	18,720 円
平成 27 年 5 月 26 日	廃蛍光管	64 本	5,120 円
平成 27 年 5 月 26 日	廃プラスチック(焼却)	1230 kg	86,100 円
平成 27 年 5 月 26 日	自転車	1 台	250 円
平成 27 年 5 月 26 日	乗用車廃タイヤ(ホイール付)	1 本	350 円
平成 27 年 7 月 28 日	燃殻	5,600 kg	168,000 円
平成 27 年 7 月 30 日	燃殻	3,740 kg	112,200 円
平成 27 年 11 月 19 日	金属	5.0 m ³	7,500 円
平成 27 年 11 月 19 日	廃プラスチック	13.0 m ³	50,700 円
平成 27 年 11 月 19 日	ガラス・陶磁器	100 kg	5,000 円
平成 27 年 11 月 19 日	廃電池	40 kg	8,000 円
平成 27 年 11 月 19 日	廃蛍光管	160 本	12,800 円
平成 27 年 11 月 19 日	廃プラスチック(焼却)	690 kg	48,300 円

【H28】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 5 月 11 日	金属	1.2 m ³	1,800 円
平成 28 年 5 月 11 日	廃プラスチック	10.0 m ³	38,500 円
平成 28 年 5 月 11 日	廃電池	10 kg	2,000 円
平成 28 年 5 月 11 日	廃蛍光管	88 本	7,040 円
平成 28 年 5 月 11 日	廃プラスチック(焼却)	890 kg	62,300 円
平成 28 年 6 月 22 日	廃血圧計	1 台	9,000 円
平成 28 年 7 月 8 日	廃プラスチック	3.0 m ³	11,550 円
平成 28 年 7 月 8 日	廃蛍光管	32 本	2,560 円
平成 28 年 7 月 8 日	廃プラスチック(焼却)	30 kg	2,100 円
平成 28 年 8 月 26 日	廃プラスチック(焼却)	100 kg	7,000 円
平成 28 年 11 月 24 日	金属	0.8 m ³	1,200 円
平成 28 年 11 月 24 日	廃プラスチック	4.0 m ³	15,400 円
平成 28 年 11 月 24 日	廃電池	35 kg	7,000 円
平成 28 年 11 月 24 日	廃蛍光管	52 本	4,160 円
平成 28 年 11 月 24 日	廃プラスチック(焼却)	70 kg	4,900 円
平成 28 年 12 月 8 日	金属	13.0 m ³	19,500 円
平成 28 年 12 月 8 日	廃プラスチック	4.0 m ³	15,400 円
平成 28 年 12 月 8 日	廃プラスチック(焼却)	1,380 kg	96,600 円
平成 28 年 12 月 8 日	乗用車廃タイヤ(ホイール付)	2 本	700 円
平成 28 年 12 月 8 日	乗用車廃タイヤ(ホイール無)	4 本	1,000 円

【H29】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 5 月 2 日	金属	1.0 m ³	1,500 円
平成 29 年 5 月 2 日	廃プラスチック	3.0 m ³	11,550 円
平成 29 年 5 月 2 日	廃電池	30 kg	6,000 円
平成 29 年 5 月 2 日	廃蛍光管	160 本	12,800 円
平成 29 年 5 月 2 日	廃プラスチック(焼却)	80 kg	5,600 円
平成 29 年 5 月 17 日	コンクリート(有筋)	7,260 kg	72,600 円
平成 29 年 5 月 23 日	金属	5.0 m ³	7,500 円
平成 29 年 5 月 23 日	廃プラスチック	2.0 m ³	7,700 円
平成 29 年 5 月 23 日	ガラス・陶磁器	190 kg	9,500 円
平成 29 年 5 月 23 日	廃プラスチック(焼却)	690 kg	48,300 円
平成 29 年 7 月 19 日	廃プラスチック	0.8 m ³	3,080 円
平成 29 年 7 月 19 日	廃電池	5 kg	1,000 円
平成 29 年 7 月 19 日	廃蛍光管	32 本	2,560 円
平成 29 年 7 月 19 日	自転車	2 台	500 円
平成 29 年 8 月 24 日	廃プラスチック	8.0 m ³	30,800 円
平成 29 年 9 月 7 日	金属	2.0 m ³	3,000 円
平成 29 年 9 月 7 日	廃プラスチック	6.0 m ³	23,100 円
平成 29 年 9 月 7 日	廃プラスチック(焼却)	650 kg	45,500 円
平成 29 年 11 月 16 日	燃殻	20,280 kg	608,400 円

資源廃棄物（排出量、経費）

【H27】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 4 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	0.21 m ³	357 円
平成 27 年 4 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	6.00 m ³	10,200 円
平成 27 年 5 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	13.00 m ³	22,100 円
平成 27 年 5 月 12 日	ビン・カン・ペットボトル	11.00 m ³	18,700 円
平成 27 年 5 月 19 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円
平成 27 年 5 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	7.00 m ³	11,900 円
平成 27 年 6 月 2 日	ビン・カン・ペットボトル	6.00 m ³	10,200 円
平成 27 年 6 月 9 日	ビン・カン・ペットボトル	3.20 m ³	5,440 円
平成 27 年 6 月 16 日	ビン・カン・ペットボトル	2.60 m ³	4,420 円
平成 27 年 6 月 23 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 27 年 6 月 30 日	ビン・カン・ペットボトル	3.50 m ³	5,950 円
平成 27 年 7 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	4.50 m ³	7,650 円
平成 27 年 7 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	5.00 m ³	8,500 円
平成 27 年 7 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	8.00 m ³	13,600 円
平成 27 年 7 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 27 年 7 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	3.50 m ³	5,950 円
平成 27 年 8 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	6.50 m ³	11,050 円
平成 27 年 8 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	2.30 m ³	3,910 円
平成 27 年 8 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	7.50 m ³	12,750 円
平成 27 年 8 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	3.00 m ³	5,100 円
平成 27 年 8 月 18 日	ビン・カン・ペットボトル	8.00 m ³	13,600 円
平成 27 年 8 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 27 年 8 月 25 日	ビン・カン・ペットボトル	5.00 m ³	8,500 円
平成 27 年 9 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	3.50 m ³	5,950 円
平成 27 年 9 月 8 日	ビン・カン・ペットボトル	2.50 m ³	4,250 円
平成 27 年 9 月 15 日	ビン・カン・ペットボトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 27 年 9 月 22 日	ビン・カン・ペットボトル	3.50 m ³	5,950 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 9 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	8.00 m ³	13,600 円
平成 27 年 10 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	0.70 m ³	1,190 円
平成 27 年 10 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	0.40 m ³	680 円
平成 27 年 10 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	1.00 m ³	1,700 円
平成 27 年 10 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	0.20 m ³	340 円
平成 27 年 11 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円
平成 27 年 11 月 10 日	ビン・カン・ペットボトル	0.20 m ³	340 円
平成 27 年 12 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 28 年 1 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	1.30 m ³	2,210 円
平成 28 年 1 月 12 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円
平成 28 年 1 月 19 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円
平成 28 年 1 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	1.00 m ³	1,700 円
平成 28 年 2 月 2 日	ビン・カン・ペットボトル	0.90 m ³	1,530 円
平成 28 年 2 月 9 日	ビン・カン・ペットボトル	0.90 m ³	1,530 円
平成 28 年 2 月 16 日	ビン・カン・ペットボトル	0.70 m ³	1,190 円
平成 28 年 2 月 23 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 28 年 3 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 28 年 3 月 8 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円
平成 28 年 3 月 15 日	ビン・カン・ペットボトル	0.40 m ³	680 円
平成 28 年 3 月 22 日	ビン・カン・ペットボトル	0.40 m ³	680 円
平成 28 年 3 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円

【H28】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 4 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	0.25 m ³	425 円
平成 28 年 4 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	0.50 m ³	850 円
平成 28 年 5 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	0.40 m ³	680 円
平成 28 年 5 月 10 日	ビン・カン・ペットボトル	8.00 m ³	13,600 円
平成 28 年 5 月 17 日	ビン・カン・ペットボトル	1.30 m ³	2,210 円
平成 28 年 5 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	10.00 m ³	17,000 円
平成 28 年 5 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 28 年 6 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	1.00 m ³	1,700 円
平成 28 年 6 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	2.00 m ³	3,400 円
平成 28 年 6 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	1.50 m ³	2,550 円
平成 28 年 6 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	0.90 m ³	1,530 円
平成 28 年 7 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	2.30 m ³	3,910 円
平成 28 年 7 月 12 日	ビン・カン・ペットボトル	2.80 m ³	4,760 円
平成 28 年 7 月 19 日	ビン・カン・ペットボトル	7.00 m ³	11,900 円
平成 28 年 7 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	5.00 m ³	8,500 円
平成 28 年 7 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	1.00 m ³	1,700 円
平成 28 年 8 月 2 日	ビン・カン・ペットボトル	3.40 m ³	5,780 円
平成 28 年 8 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円
平成 28 年 8 月 9 日	ビン・カン・ペットボトル	7.00 m ³	11,900 円
平成 28 年 8 月 12 日	ビン・カン・ペットボトル	4.20 m ³	7,140 円
平成 28 年 8 月 16 日	ビン・カン・ペットボトル	10.00 m ³	17,000 円
平成 28 年 8 月 19 日	ビン・カン・ペットボトル	1.30 m ³	2,210 円
平成 28 年 8 月 23 日	ビン・カン・ペットボトル	2.10 m ³	3,570 円
平成 28 年 8 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	0.70 m ³	1,190 円
平成 28 年 8 月 30 日	ビン・カン・ペットボトル	3.00 m ³	5,100 円
平成 28 年 9 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	3.00 m ³	5,100 円
平成 28 年 9 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 9 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	1.80 m ³	3,060 円
平成 28 年 9 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	3.00 m ³	5,100 円
平成 28 年 10 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 28 年 10 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 28 年 10 月 18 日	ビン・カン・ペットボトル	2.20 m ³	3,740 円
平成 28 年 10 月 25 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円
平成 28 年 11 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	0.10 m ³	170 円
平成 28 年 11 月 8 日	ビン・カン・ペットボトル	0.02 m ³	34 円
平成 28 年 12 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円
平成 29 年 1 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	2.80 m ³	4,760 円
平成 29 年 1 月 17 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 29 年 1 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 29 年 1 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	0.90 m ³	1,530 円
平成 29 年 2 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	1.10 m ³	1,870 円
平成 29 年 2 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	0.90 m ³	1,530 円
平成 29 年 2 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 29 年 2 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	0.54 m ³	918 円
平成 29 年 3 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	0.70 m ³	1,190 円
平成 29 年 3 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	0.42 m ³	714 円
平成 29 年 3 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	0.50 m ³	850 円
平成 29 年 3 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円

【H29】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 4 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	0.30 m ³	510 円
平成 29 年 4 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	0.06 m ³	102 円
平成 29 年 4 月 25 日	ビン・カン・ペットボトル	0.15 m ³	255 円
平成 29 年 5 月 2 日	ビン・カン・ペットボトル	1.00 m ³	1,700 円
平成 29 年 5 月 9 日	ビン・カン・ペットボトル	9.00 m ³	15,300 円
平成 29 年 5 月 16 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 29 年 5 月 23 日	ビン・カン・ペットボトル	6.00 m ³	10,200 円
平成 29 年 5 月 30 日	ビン・カン・ペットボトル	1.10 m ³	1,870 円
平成 29 年 6 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	1.60 m ³	2,720 円
平成 29 年 6 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 29 年 6 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 29 年 6 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	1.80 m ³	3,060 円
平成 29 年 7 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 29 年 7 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	1.80 m ³	3,060 円
平成 29 年 7 月 18 日	ビン・カン・ペットボトル	2.80 m ³	4,760 円
平成 29 年 7 月 25 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 29 年 7 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	1.60 m ³	2,720 円
平成 29 年 8 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	5.00 m ³	8,500 円
平成 29 年 8 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	2.50 m ³	4,250 円
平成 29 年 8 月 8 日	ビン・カン・ペットボトル	8.00 m ³	13,600 円
平成 29 年 8 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	1.00 m ³	1,700 円
平成 29 年 8 月 15 日	ビン・カン・ペットボトル	3.50 m ³	5,950 円
平成 29 年 8 月 18 日	ビン・カン・ペットボトル	3.60 m ³	6,120 円
平成 29 年 8 月 22 日	ビン・カン・ペットボトル	5.00 m ³	8,500 円
平成 29 年 8 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 29 年 9 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	3.00 m ³	5,100 円
平成 29 年 9 月 12 日	ビン・カン・ペットボトル	3.50 m ³	5,950 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 9 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 29 年 10 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	2.00 m ³	3,400 円
平成 29 年 10 月 10 日	ビン・カン・ペットボトル	1.80 m ³	3,060 円
平成 29 年 10 月 17 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 29 年 10 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	0.58 m ³	986 円
平成 29 年 10 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	0.32 m ³	544 円
平成 29 年 11 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	0.36 m ³	612 円
平成 29 年 11 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	0.24 m ³	408 円
平成 29 年 12 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	0.34 m ³	578 円
平成 30 年 1 月 9 日	ビン・カン・ペットボトル	1.70 m ³	2,890 円
平成 30 年 1 月 16 日	ビン・カン・ペットボトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 30 年 1 月 23 日	ビン・カン・ペットボトル	1.10 m ³	1,870 円
平成 30 年 1 月 30 日	ビン・カン・ペットボトル	1.10 m ³	1,870 円
平成 30 年 2 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 30 年 2 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	1.04 m ³	1,768 円
平成 30 年 2 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 30 年 2 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	0.32 m ³	544 円
平成 30 年 3 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	0.56 m ³	952 円
平成 30 年 3 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	0.40 m ³	680 円
平成 30 年 3 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 30 年 3 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	0.72 m ³	1,224 円

汲み取り（排出量、経費）

【H27】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 27 年 11 月 10 日	汲み取り	12,555 L (465 単位)	137,778 円
平成 24 年 11 月 17 日	汲み取り	2,025 L (75 単位)	22,223 円

【H28】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 28 年 11 月 24 日	汲み取り	12,690 L (470 単位)	139,260 円

【H29】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 29 年 11 月 13 日	汲み取り	5,670 L (210 単位)	62,223 円
平成 29 年 11 月 14 日	汲み取り	5,535 L (205 単位)	60,741 円

除雪出動実施実績（時間、人数）

■稼働時間

項目		規格	単位	27年度	28年度	29年度 ※記録的小雪
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 5:00~22:00	h	1081	1314	965
		夜間 22:00~5:00	h	467	555	380
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準 5:00~22:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフラー付	h	244	231	227
		夜間 22:00~5:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフラー付	h	193	191	162
	除雪トラック運転	標準 5:00~22:00 除雪専用、7t、4×4、 固定式、路面整正装置、 ワンウェイ付	h	43	54	51
		夜間 22:00~5:00 除雪専用、7t、4×4、 固定式、路面整正装置、 ワンウェイ付	h	61	61	59
	ロータリー式除雪車運転	標準 5:00~22:00 ホイールステージ型、162kw 級（220PS）	h	51	33	68
		夜間 22:00~5:00 ホイールステージ型、162kw 級（220PS）	h	13	23	12
	小型ロータリー式除雪車運 転	標準 5:00~22:00 ホイールステージ型、30kw 級 （40PS）	h	113	109	142
		夜間 22:00~5:00 ホイールステージ型、30kw 級 （40PS）	h	101	66	89
	小型除雪機運転	標準 5:00~22:00 クローラ・ハンドガイト型ガソ リンエンジン付、11~12kw 級 （15PS）	h	338	318	259
		夜間 22:00~5:00 クローラ・ハンドガイト型ガソ リンエンジン付、11~12kw 級 （15PS）	h	3	-	1
人力除雪	標準 5:00~22:00 普通作業員 1	h	2073	1875	1690	
	夜間 22:00~5:00 普通作業員 1	h	21	20	7	
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準 5:00~22:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフラー付	h	92	132	130
		夜間 22:00~5:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフラー付	h	22	37	47
	ダンプトラック運転	標準 5:00~22:00 排雪用 10t、側板 60・ 80 cm	h	142	142	161
		夜間 22:00~5:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	57	37	72

項目		規格	単位	27年度	28年度	29年度	
運搬排雪工	バックホウ運転	標準 5:00~22:00 ホイール型・排出ガス対策型、平積 0.35 m ³	h	72	72	75	
		夜間 22:00~5:00 ホイール型・排出ガス対策型、平積 0.35 m ³	h	7	13	20	
	ブルドーザ運転	標準 5:00~22:00 クローラ式 15t	h	-	項目削除	項目削除	
		夜間 22:00~5:00 クローラ式 15t	h	-	項目削除	項目削除	
	ロータリー式除雪車運転	標準 5:00~22:00 ホイールツーステージ型、162kw級 (220PS)	h	39	39	34	
		夜間 22:00~5:00 ホイールツーステージ型、162kw級 (220PS)	h	15	16	18	
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5:00~22:00 ホイールツーステージ型、30kw級 (40PS)	h	10	6	18	
		夜間 22:00~5:00 ホイールツーステージ型、30kw級 (40PS)	h	4	6	19	
	附帯除雪工	人力除雪工	標準	人	27	25	33

■月別稼働日数

【H27】

項目			4月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 (日)	-	-	13	31	29	31	104	
		夜間 (日)	-	-	3	30	29	26	88	
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	3	4	10	10	16	15	58	
		夜間	3	-	4	7	10	10	34	
	除雪トラック運転	標準	-	-	4	5	7	4	20	
		夜間	-	-	3	5	7	3	18	
	ロータリー式除雪車運転	標準	3	-	2	-	2	4	11	
		夜間	3	-	-	-	1	1	5	
	小型ロータリー式除雪車 運転	標準	3	-	4	7	8	9	31	
		夜間	3	-	4	7	9	7	30	
	小型除雪機運転	標準	-	-	5	7	12	14	38	
		夜間	-	-	-	1	2	2	5	
	人力除雪	標準	-	-	7	23	18	14	62	
		夜間	-	-	-	1	2	2	5	
	運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	-	-	3	2	-	2	7
			夜間	-	-	-	1	-	2	3
		ダンプトラック運転	標準	-	-	2	2	-	2	6
			夜間	3	-	-	1	-	2	6
バックホウ運転		標準	3	-	1	-	-	4	8	
		夜間	-	-	-	-	-	2	2	
ブルドーザ運転		標準	-	-	-	-	-	-	0	
		夜間	-	-	-	-	-	-	0	
ロータリー式除雪車運転		標準	-	-	2	1	-	2	5	
		夜間	-	-	-	1	-	2	3	
小型ロータリー式除雪車 運転		標準	-	-	1	1	-	-	2	
		夜間	-	-	-	1	-	-	1	
附帯除雪工		人力除雪工	昼間	-	-	-	4	1	3	8

【H28】

項目		4月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 (日)	-	-	19	31	28	31	109	
		夜間 (日)	-	-	9	31	28	30	98	
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	3	1	14	17	10	16	61	
		夜間	-	-	5	9	5	6	25	
	除雪トラック運転	標準	-	-	4	7	6	2	19	
		夜間	-	-	4	7	6	2	19	
	ロータリー式除雪車運転	標準	3	-	3	1	2	1	10	
		夜間	-	-	2	2	1	1	6	
	小型ロータリー式除雪車 運転	標準	3	-	6	10	4	3	26	
		夜間	-	-	3	8	4	3	18	
	小型除雪機運転	標準	3	1	10	12	6	8	40	
		夜間	-	-	-	-	-	-	0	
	人力除雪	標準	3	1	12	27	18	11	72	
		夜間	-	-	-	1	1	1	3	
	運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	-	-	4	-	2	2	8
			夜間	-	-	-	-	2	2	4
ダンプトラック運転		標準	-	-	2	-	2	2	6	
		夜間	-	-	-	-	2	2	4	
バックホウ運転		標準	3	-	3	-	5	2	13	
		夜間	-	-	-	-	2	3	5	
ブルドーザ運転		標準	-	-	-	-	-	-	0	
		夜間	-	-	-	-	-	-	0	
ロータリー式除雪車運転		標準	-	-	2	-	2	2	6	
		夜間	-	-	-	-	2	2	4	
小型ロータリー式除雪車 運転		標準	-	-	-	-	-	-	0	
		夜間	-	-	-	-	-	-	0	
附帯除雪工		人力除雪工	標準	-	-	-	6	-	1	7

【H29】

項目		4月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 (日)	-	-	10	30	28	31	99	
		夜間 (日)	-	-	-	23	27	27	77	
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	6	1	5	13	17	17	59	
		夜間	-	-	1	10	10	11	32	
	除雪トラック運転	標準	-	-	2	7	3	6	18	
		夜間	-	-	2	8	3	4	17	
	ロータリー式除雪車運転	標準	6	-	-	-	2	8	16	
		夜間	-	-	-	-	3	2	5	
	小型ロータリー式除雪車 運転	標準	6	-	2	8	5	13	34	
		夜間	-	-	1	9	5	6	21	
	小型除雪機運転	標準	1	-	3	8	6	12	30	
		夜間	-	-	-	-	-	1	1	
	人力除雪	標準	1	-	11	25	23	16	76	
		夜間	-	-	-	-	-	1	1	
	運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	-	-	4	4	-	1	9
			夜間	-	-	-	4	-	3	7
ダンプトラック運転		標準	5	-	2	2	1	3	13	
		夜間	-	-	-	2	1	3	6	
バックホウ運転		標準	5	-	3	1	2	3	14	
		夜間	-	-	-	1	1	2	4	
ブルドーザ運転		標準	-	-	-	-	-	-	0	
		夜間	-	-	-	-	-	-	0	
ロータリー式除雪車運転		標準	-	-	2	2	-	1	5	
		夜間	-	-	-	2	-	2	4	
小型ロータリー式除雪車 運転		標準	-	-	-	1	-	3	4	
		夜間	-	-	-	1	-	3	4	
附帯除雪工		人力除雪工	標準	-	-	-	-	6	-	6

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H27】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工(1)	1回	30g/m ²	116730 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
	芝生施肥工(2)	1回	20g/m ²	8100 m ²	カントリーガーデン、MTBコース他	イーグル 30 (12:8:10:1)
	芝生施肥工(3)	1回	20g/m ²	82640 m ²	カントリーガーデン、溪流ゾーン他	みどり有機 30号 (10:10:10:2)
	芝生施肥工(4)	1回	10g/m ²	66920 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、山の家他	パレット 363 (23:16:13)
	芝生施肥工(5)	1回	40g/m ²	5440 m ²	花のまきば他	ETC 細粒
	芝生施肥工(6)	1回	20g/m ²	1960 m ²	花のテラス他	フロミンエイト (8:8:8)
	芝生病虫害防除工	なし	-	-	-	-
中低木	中低木施肥工	1回	200g/m ²	6887 m ²	こどもの谷、山の家、溪流ゾーン、カントリーガーデン他	ちから 1号 (6:4:3)
		1回	150g/本	481 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1号 (6:4:3)
高木	高木施肥工	1回	300g/本	917 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1号 (6:4:3)
花壇	花壇巡回工	1回	50000L	-	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
草花	草花施肥工	2回	50g/m ²	7839 m ²	花のまきば	イーグル 30 (12:8:10:1)
		2回	30g/m ²	7228 m ²	カントリーガーデン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1回	50g/m ²	6650 m ²	溪流ゾーン	普通化成肥料 8-8-8
		1回	30g/m ²	2675 m ²	溪流ゾーン	ちから 1号 (6:4:3)
		2回	30g/m ²	902 m ²	溪流ゾーン	油粕(骨粉入り)
	草花病虫害防除工	1回	3000倍	300L	花のまきば	ベンレート水和剤
		1回	3000倍	500L	花のまきば	トリフミン水和剤
		1回	1000倍	400L	つどいの森、山のお花畑	スミチオン乳剤
		1回	1000倍	400L	つどいの森、山のお花畑	スミチオン乳剤
	花畑	花畑巡回工	2回	20000g	-	カントリーガーデン
1回			1200 kg	-	カントリーガーデン	ようりん
1回			17200L	-	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
1回			29000L	-	カントリーガーデン	ピートモス
花畑病虫害防除工		1回	2500倍	400L	花のまきば	ポリオキシシン AL 水溶剤
		1回	1000倍	300L	花のまきば	カルホス乳剤
		1回	1000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール

【H28】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生雑工	1回	40000g	-	ローンスタジアム	イーグル 30 (12:8:10:1)
	芝生施肥工(1)	1回	30g/m ²	116730 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
	芝生施肥工(2)	なし	-	-	-	-
	芝生施肥工(3)	1回	20g/m ²	82640 m ²	カントリーガーデン、溪流ゾーン他	みどり有機 30号 (10:10:10:2)
	芝生施肥工(4)	1回	10g/m ²	66920 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、山の家他	パレット 363 (23:16:13)
	芝生施肥工(5)	1回	20g/m ²	5440 m ²	花のまきば他	ETC 細粒
	芝生施肥工(6)	1回	10g/m ²	1960 m ²	花のテラス他	新東化成肥料(8:8:8)
	芝生病虫害防除工	項目削除	-	-	-	-
中低木	中低木施肥工	1回	200g/m ²	7931 m ²	こどもの谷、山の家、溪流ゾーン、カントリーガーデン他	ちから1号(6:4:3)
		1回	150g/本	481本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま1号(6:4:3)
高木	高木巡回工	1回	1200L	-	ハルニレ広場	ネニサンソ
		1回	480L	-	ハルニレ広場	十勝パーク
	高木施肥工	1回	300g/本	917本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま1号(6:4:3)
花壇	花壇巡回工	1回	71000L	-	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
草花	草花施肥工	2回	50g/m ²	7568 m ²	カントリーガーデン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		2回	30g/m ²	5315 m ²	カントリーガーデン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1回	50g/m ²	6650 m ²	溪流ゾーン	普通化成肥料 8-8-8
		1回	30g/m ²	2675 m ²	溪流ゾーン	ちから1号 (6:4:3)
		2回	30g/m ²	902 m ²	平成の森	油粕(骨粉入り)
	草花病虫害防除工	なし	-	-	-	-
花畑	花畑耕耘工	1回	100g/m ²	7207 m ²	カントリーガーデン	バットグアノ
		1回	200g/m ²	2707 m ²	カントリーガーデン	バットグアノ
		1回	20L/m ²	5667 m ²	カントリーガーデン	FOREX オリジナル堆肥
		1回	5L/m ²	3579 m ²	カントリーガーデン	ピートモス
		1回	100g/m ²	9914 m ²	カントリーガーデン	ようりん
		2回	5L/m ²	6561 m ²	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1回	20L/m ²	524 m ²	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1回	200g/m ²	2838 m ²	カントリーガーデン	カニ酵母
	花畑病虫害防除工	1回	1000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
		1回	800倍	400L	花のまきば、パレット花壇	エムダイファー
		1回	1000倍 2500倍	200L	花のまきば、カントリー他	オルトラン水和剤 ポリオキシシン水和剤
		1回	1000倍	400L	花のまきば、収穫の谷	スミチオン乳剤
		1回	1000倍	200L	つどいの森、森のすみか	スミチオン乳剤
		1回	3000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	トリフミン水和剤
		1回	1000倍 1000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール スミチオン乳剤
		1回	3000倍	300L	花のまきば	ベンレート
		1回	1000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	オーソサイト水和剤
		1回	3000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	モレスタン水和剤
		1回	1000倍	400L	花のまきば	サブロール水和剤
花畑巡回工	1回	20000L	-	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥	

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要(肥料名等)
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工(1)	1回	30g/m ²	71730 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル30(12:8:10:1)
	芝生施肥工(2)	なし	-	-	-	-
	芝生施肥工(3)	1回	20g/m ²	50610 m ²	カントリーガーデン、溪流ゾーン他	みどり有機30号(10:10:10:2)
	芝生施肥工(4)	1回	20g/m ²	63620 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、山の家他	パレット363(23:16:13)
	芝生施肥工(5)	1回	40g/m ²	5440 m ²	カントリーガーデン	ETC細粒
	芝生施肥工(6)	1回	20g/m ²	1960 m ²	カントリーガーデン	新東化成肥料(8:8:8)
	芝生病虫害防除工	項目削除	-	-	-	-
中低木	中低木施肥工	1回	200g/m ²	7272 m ²	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	ちから1号(6:4:3)
		1回	150g/本	474本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま1号(6:4:3)
高木	高木施肥工	1回	300g/本	917本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま1号(6:4:3)
花壇	花壇巡回工	1回	40000L	-	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
草花	草花施肥工	2回	50g/m ²	7505 m ²	カントリーガーデン他	イーグル30(12:8:10:1)
		2回	30g/m ²	4105 m ²	カントリーガーデン他	イーグル30(12:8:10:1)
		1回	50g/m ²	6650 m ²	溪流ゾーン	普通化成肥料8-8-8
		1回	30g/m ²	2675 m ²	溪流ゾーン	ちから1号(6:4:3)
		2回	30g/m ²	902 m ²	平成の森	油粕(骨粉入り)
	草花病虫害防除工	なし	-	-	-	-
花畑	花畑耕耘工	2回	100g/m ²	14098.8 m ²	カントリーガーデン	カニ酵母
		2回	200g/m ²	14098.8 m ²	カントリーガーデン	バットグアノ
		1回	5L/m ²	6152.4 m ²	カントリーガーデン	ピートモス
		1回	100g/m ²	8566 m ²	カントリーガーデン	ようりん
		2回	5L/m ²	11726 m ²	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1回	20L/m ²	1838.8 m ²	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		2回	300g/m ²	11005.6 m ²	カントリーガーデン	有機育ち
	花畑病虫害防除工	1回	1000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
		1回	1000倍	400L	花のまきば他	マラソン乳剤
		1回	1000倍	500L	花のまきば他	スミチオン乳剤 ダコニール
		1回	3000倍	200L	花のまきば	プランダム乳剤
		1回	3000倍	200L	花のまきば	プランダム乳剤
	花畑巡回工	1回	20000L	-	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥

薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）

【H27】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
草花	薬剤散布・機械	1回	300L	花のまきば	ベンレート水和剤
草花	薬剤散布・機械	1回	500L	花のまきば	トリフミン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1回	400L	つどいの森、山のお花畑	スミチオン乳剤
草花	薬剤散布・機械	1回	400L	つどいの森、山のお花畑	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば	ポリオキシ AL 水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	300L	花のまきば	カルホス乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば	ダコニール

【H28】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	エムダイファー
花畑	薬剤散布・機械	1回	200L	花のまきば、カントリー他	オルトラン水和剤 ポリオキシ水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、山のお花畑	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	200L	つどいの森、森のすみか	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	トリフミン水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	300L	花のまきば	ベンレート
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	オーソサイト水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	モレスタン水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば	サプロール水和剤

【H29】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1回	400L	花のまきば他	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	500L	花のまきば他	スミチオン乳剤 ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1回	200L	花のまきば	ブランドム乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回	200L	花のまきば	ブランドム乳剤

■平成27年度生態エリア管理指導事項

2015.7.1

エリア番号	場所	新名称(場所)	面積(m ²)	管理時期	管理方法	管理詳細等
1	バッタのはらっぱ	クガイソウの草地	980	7月上旬～中旬 10月下旬	機械刈り	・U字溝横法面から車道側の草地は、ヤマブキショウマを残して地際から機械刈り。(ヤマブキショウマ群生地)
2	ホテル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	ホテル池周辺	700	7月上旬～中旬	機械刈り	・クリンソウ周辺機械刈り(10cm高刈。刈る地域は道路部分を全部) (・クリンソウ開花時期にフキ抜き(森クラブで実施))
3	クワガタの森回復地(A),(A)=北側	くわがたの森(下流側)	2060	7月上旬～中旬	手刈り	・指定されたエリア(陽地のみ)のワラビの手刈り。 ・園路から1.5m幅は森クラブで実施。
4	クワガタの森回復地(B),(B)=南側	くわがたの森(上流側)	1400	7月上旬～中旬	手刈り	・指定されたエリア(陽地のみ)のフキ、ワラビの手刈り。
5	トンボ池	水田跡	260	7月上旬～中旬	手刈り	・池周辺のフキを手刈り。
6-1	北部溜池(園路側)	トンボ池	230	7月上旬～中旬	手刈り	・フキ・アワダチソウの手刈り。
6-2	民家跡地	田んぼの広場		7月上旬～中旬	機械刈り	・ワラビ、フキ、ヨモギを対象に15cm高刈(機械)。ニセアカシア3本除伐。
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	どじょう池対岸の林床	1660	7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤク周辺の注意。フキ、ヨブスマソウ手刈り。
7-2	湿原回復地・中央部溜池	どじょう池周辺		7月上旬～中旬	機械刈り	・園路から川側エリアは、地際全刈り(機械)、池周辺は施工なし。上流側のシラネアオイの生育地は刈らない。 ・池は大雨の影響で土砂が流入しており、泥上げ等今後の措置については国事務所と検討し話しを進める。
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	シラネアオイの小径斜面	910	7月上旬～中旬	手抜き	・看板より南(向かって右)のエリアの、フキ・ヨツバヒヨドリ・ヨブスマソウ・アザミ・アマニュウの手抜き。 ・ヤマウドとヤマブドウ、実生木も撤去(手抜きが基本)。 ・脚立を使った施工
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	シラネアオイ生育地	620	7月上旬～中旬	手刈り	・ヨブスマソウ、フキ、アザミの手刈り。ツルニンジンの絡んだ個体は残す。
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	ミズバショウの谷	440	7月上旬～中旬	手刈り	・フキの手刈り。
11-1	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	シラネアオイの育成斜面	110	7月上旬～中旬	手刈り	・斜面のフキ・アザミ・ヤマウド・ヨブスマソウ・アマニュウ・オオハナウドの手刈り。
11-2	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地 園路南側	育成斜面前の林床		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤクを残す。 ・フキ、ヨブスマソウ、アザミ、ヨモギの手刈り。
12-1	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	沢の広場(幹線園路側)	1670	7月上旬～中旬	手刈り	・山側はイネ科の草、フキ、手刈り。
12-2	シラネアオイの斜面	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・斜面)		7月上旬～中旬		施工なし
12-3	沢の広場手前(シラネアオイ新規群生地)	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・川側)		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、ウド、イタドリの手刈り。
12-4	沢と園路の間	沢の広場(川側)			機械刈り	・川側は水遊び場として利用するため、機械刈り。(ウド～シモツケ間)
13	ヤナギラン周辺	ヤナギラン生育地		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤナギラン(青ボール付近)を残してヨシを根元から手刈り。 (道になっているところは散策ルートとして歩きやすく処置してはどうか)
14	河畔の低茎～高茎草地1・2	河畔の草地		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ、ヨモギ、ウド、ハンゴンソウを手刈り。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す。
15	谷壁斜面林Bの一部	シラネアオイの生育斜面上流			手抜き	・アマニュウ、フキ、ヨブスマソウの手抜き。
16		シラネアオイ生育地 上流側		7月下旬～8月上旬	手抜き	オニシモツケ、ヨブスマソウ、アザミの手抜き。作業は森クラブ

エリア番号	場所	新名称(場所)	面積(m ²)	管理時期	管理方法	管理詳細等
1	ハツタのはらっぱ	クガイソウの草地	980	7月上旬～中旬 10月下旬	機械刈り	・U字溝横法面から車道側の草地は、ヤマブキシヨウマを残して地際から機械刈り。(ヤマブキシヨウマ群生地)
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	ホタル池周辺	700	7月上旬～中旬	機械刈り	・クリンソウ周辺機械刈り(10cm高刈。刈る地域は道路部分を全部) (・クリンソウ開花時期にフキ抜き(森クラブで実施))
3	クワガタの森回復地(A),(A)＝北側	くわがたの森(下流側)	2060	7月上旬～中旬	手刈り	・園路から1.5m幅は森クラブで実施。
4	クワガタの森回復地(B),(B)＝南側	くわがたの森(上流側)	1400	7月上旬～中旬	手刈り	・指定されたエリア(陽地のみ)のフキ、ワラビの手刈り。 ・何年か後の秋ごろにササ刈りを実施予定。
5	トンボ池	水田跡	260	7月上旬～中旬	手刈り	・池周辺のフキを10cm高刈り。 ・エゾゴマナは残す。
6-1	北部溜池(園路側)	トンボ池	230	7月上旬～中旬	手刈り	・フキ・アワダチソウ・(オオ)ヨモギ・ヨシの手刈り。
6-2	民家跡地	田んぼの広場		7月上旬～中旬	機械刈り	・ワラビ、フキ、ヨモギを対象に地刈り。ニセアカシア3本除伐。
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	どじょう池対岸の林床	1660	7月上旬～中旬		・手入れせず様子見。
7-2	湿原回復地・中央部溜池	どじょう池周辺		7月上旬～中旬	機械刈り	・園路から1m程度、地際全刈り(機械)、池周辺は施工なし。 ・池は大雨の影響で土砂が流入しており、泥上げ等今後の措置については国事務所と検討し話しを進める。 →早急に。泥上げ部分は最低でもオオカササゲ植生部分だけを行う。
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	シラネアオイの小径斜面	910	7月上旬～中旬	手抜き	・看板より南(向かって右)のエリアの、フキ・ヨツバヒヨドリ・ヨブスマソウ・アザミ・アマニウ・オオヨモギの手抜き。 ・脚立を使った施工 ・青ボール(矢部さんのほうで抜いていただきます)
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	シラネアオイ生育地	620	7月上旬～中旬	手刈り	・ヨブスマソウ、フキ、アザミの手刈り。ツルニンジンの絡んだ個体は残す。
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	ミズバショウの谷	440	7月上旬～中旬	手刈り	・フキの手刈り。
11-1	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	シラネアオイの育成斜面	110	7月上旬～中旬	手刈り	・斜面のフキ・アザミ・ヨブスマソウ・アマニウの手刈り。 ・青ボールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。 ・11月にササ・低木を手刈り(奥の方)
11-2	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地 園路南側	育成斜面前の林床		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤクを残す。 ・フキ、ヨブスマソウ、アザミ、ヨモギの手刈り。
12-1	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	沢の広場(幹線園路側)	1670	7月上旬～中旬	手刈り	・山側はフキを手刈り。
12-2	シラネアオイの斜面	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・斜面)		7月上旬～中旬	手刈り	・アマニウ、ササの手刈り(作業は森クラブ)
12-3	沢の広場手前(シラネアオイ新規群生地)	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・川側)		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、ウド、イタドリの手刈り。(作業は森クラブ。シラネアオイ周辺のみの手刈り)
12-4	沢と園路の間	沢の広場(川側)			機械刈り	・川側は水遊び場として利用するため、機械刈り。(ウド～シモツケ間) 刈る範囲に関しては四宮さんと今井さんと打合せ
13	ヤナギラン周辺	ヤナギラン生育地		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤナギラン(青ボール付近)を残してヨシ・アザミ・ヨモギ・エゾゴマナ・ハンノキ・ハンゴンソウを根元から手刈り。 (道になっているところは散策ルートとして歩きやすく処置してはどうか)
14	河畔の低茎～高茎草地1・2	河畔の草地		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ、ヨモギ、ウド、ハンゴンソウを手刈り。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す。 ・11月にササ手刈り
15	谷壁斜面林Bの一部	シラネアオイの生育斜面上流				・手入れせず様子見。
16		シラネアオイ生育地 上流側		7月下旬～8月上旬	手抜き	オニシモツケ、ヨブスマソウ、アザミの手抜き。作業は森クラブ

エリア番号	場所	新名称(場所)	面積(m ²)	管理時期	管理方法	管理詳細等
1	ハツタのはらっぱ	クガイソウの草地	980	7月上旬～中旬 10月下旬	手刈り	・排水升までのエリアはオオアワダチソウ、ササ、フキを手刈りする。クガイソウをなるべく残す。 ・排水升～ドマツエリアはフキを手刈りする。
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	ホタル池周辺	700	7月上旬～中旬	機械刈り	・クリンソウ周辺機械刈り(10cm高刈。刈る地域は道路部分を全部。奥はウドを残し道路が途切れる溝まで)
3	クワガタの森回復地(A),(A)=北側	くわがたの森(下流側)	2060	7月上旬～中旬		・手を付けず、様子見。
4	クワガタの森回復地(B),(B)=南側	くわがたの森(上流側)	1400	7月上旬～中旬		・手を付けず、様子見。 ・何年か後の秋ごろに笹刈りを実施予定。
5	トンボ池	水田跡	260	7月上旬～中旬	手刈り	・フキを手刈りする。 ・エゾゴマナは残す。
6-1	北部溜池(園路側)	トンボ池	230	7月上旬～中旬	手刈り	・エゾゴマナを残して10cmの高刈り。
6-2	民家跡地	田んぼの広場		7月上旬～中旬	機械刈り	・エゾマツから西側全面を地刈り。 ・イチヤクソウがあるエリアはいじらない。
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	どじょう池対岸の林床	1660	7月上旬～中旬	手刈り	・ヨブスマソウ、フキ、オニシモツケを手刈り。
7-2	湿原回復地・中央部溜池	どじょう池周辺		7月上旬～中旬	機械刈り	・園路から1m程度、地際全刈り(機械)。 ・泥上げ等今後の措置については国事務所と検討し話しを進める。 → 早急に。
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	シラネアオイの小径斜面	910	7月上旬～中旬	手抜き	・看板より南(向かって右)のエリアの、フキ・ヨツバヒヨドリ・ヨブスマソウ・アザミ・アマニュー・オオヨモギ、シダの手抜き。 ・難しければ手刈り。 ・脚立を使った施工
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	シラネアオイ生育地	620	7月上旬～中旬	機械刈り 手抜き	・2本の樹木より情報館(湿地まで)を地際の機械刈り。ただし、水路周辺は両側残す。 ・上記以外をフキ、ヨブスマソウの手抜き。(シラネアオイ、ヤマシャクヤク、ツルニンジンを残す)
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	ミズバショウの谷	440	7月上旬～中旬	手抜き	・フキの手抜き。
11-1	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	シラネアオイの育成斜面	110	7月上旬～中旬	手抜き	・斜面のフキ・アザミ・ヨブスマソウ・アマニューの手抜き。 (・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。)一杭がわからなくなってきたので可能であれば。 ・11月にササ・低木を手刈り(奥の方)(去年出来なかったのが最優先項目)
11-2	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地 園路南側	育成斜面前の林床		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤクを残す。 ・フキ、ヨブスマソウ、アザミ、ヨモギの手刈り。
12-1	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	沢の広場(幹線園路側)	1670	7月上旬～中旬	機械刈り	・山側より手前全面地際機械刈り。
12-2	シラネアオイの斜面	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・斜面)		7月上旬～中旬	手抜き	・アマニュー、フキ、ヨブスマソウの手抜き(作業は森クラブ)。
12-3	沢の広場手前(シラネアオイ新規群生地)	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・川側)		7月上旬～中旬		・手を付けず、様子見。
12-4	沢と園路の間	沢の広場(川側)			機械刈り	・地際の機械刈り。
13	ヤナギラン周辺	ヤナギラン生育地		7月上旬～中旬		・ヤナギランの花芽が増えている為、手が届く範囲でのヨシ抜き(滝野の森クラブ、日本緑化センター)。
14	河畔の低茎～高茎草地1・2	河畔の草地		7月上旬～中旬	手刈り 機械刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ、ヨモギ、ウド、ハンゴンソウを手刈り。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す。 ・11月にササ機械刈り(最優先項目)
15	谷壁斜面林Bの一部	シラネアオイの生育斜面上流			手抜き	・アザミ、ヨブスマソウ、フキ、ウド、オニシモツケの手抜き(可能な限り。無理であれば手刈り)。 ・黄杭の周辺1mに注意しながら施工する。
16		シラネアオイ生育地 上流側		7月下旬～8月上旬	手抜き	・オニシモツケ、ヨブスマソウ、アザミの手抜き。 ・ツルニンジンが絡んでいる個体は残す。

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

【H27】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	1073 m ³	855 m ³	園外搬出、処分		
			堆肥化	218 m ³	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	472 m ³	472 m ³	園外搬出、処分		

【H28】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	815 m ³	669 m ³	園外搬出、処分		
			堆肥化	146 m ³	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	513 m ³	503 m ³	園外搬出、処分		
			木質チップ化	10 m ³	園路造成

【H29】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	837 m ³	699 m ³	園外搬出、処分		
			堆肥化	138 m ³	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	460 m ³	460 m ³	園外搬出、処分		

収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧

現在のサービス内容を下記に示す。

1. 飲食施設等販売品目及び貸出品目

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン （カントリーハウス）	飲食（和定食・洋風セット・中華セット・カレー・オムライス・ピラフ・各種ラーメン・パスタ・サラダ・唐揚げ・ソーセージ・コーヒー・紅茶・ジュース・アイスクリーム等） 物販（つまみ・スナック菓子・ジュース類等、玩具類・Tシャツ・花鉢・リース等）
溪流口売店	飲食（カレー、うどん、そば、アメリカンドック、フランクフルト、牛丼、かき氷、ソフトクリーム、鶏唐揚げ、ポテト、揚げいも、たこ焼き、お菓子、塩、コショウ、缶ビール、焼き野菜、サガリ、ラム、牛カルビ、ホルモン、焼肉たれ） 物販（タバコ、玩具、炭、火バサミ、アミ、ジンギスカン用鍋、軍手、焚き付け、紙皿、割り箸、紙コップ）
子供の谷休憩所売店	飲食（ごはん類、ソフトクリーム類、ドリンク類、スナック類、揚げ物類） 物販（お菓子類、ソリ、手袋、帽子、靴下、ゴーグル、インスタントカメラ、紙おむつ、衛生用品、カットパン、ホッカロン）

裁量施設（貸出）

施設名	必須品目（貸出）	内容
用具貸出所 （カントリーハウス）	ゲレンデスキー	80cm 3本
		90cm 24本
		100cm 27本
		110cm 14本
		120cm 21本
		130cm 16本
		140cm 23本
		150cm 59本
		160cm 39本
		170cm 9本
	計 235本	
	クロスカントリースキー	130cm 7本
		140cm 7本
		150cm 11本
		160cm 13本
		170cm 8本
		175cm 9本
		180cm 12本
		185cm 11本
		190cm 7本
200cm 3本		
計 88本		
スケーティングスキー	130cm 1本	
	155cm 2本	

施設名	必須品目（貸出）	内容
		170cm 1本
		175cm 4本
		180cm 3本
		185cm 1本
		190cm 3本
		200cm 2本
		計 17本
用具貸出所 (ロッジゆきざさ)	クロスカントリースキー	130cm 3本
		140cm 5本
		150cm 4本
		160cm 14本
		170cm 5本
		175cm 5本
		180cm 5本
		190cm 3本
		195cm 1本
		計 45本

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン (溪流園)	飲食（ジンギスカン、ソーセージ、野菜、キムチ、ライス、生ビール、ジュース） 物販（タバコ）
鱒見口売店	飲食（焼きおにぎり、フライドポテト、ソフトアイス、菓子、缶ビール） 物販（玩具、タバコ）
中央口管理所売店	飲食（焼きおにぎり、たこ焼き、ホットドック、フライドポテト、ソフトアイス、ホットコーヒー、菓子） 物販（玩具類・オリジナルリース・タバコ）
東口情報センター レストハウス棟売店	飲食（菓子、ジュース類、コーヒー、ポテト、軽食、そば、うどん類、カレー、丼類、かき氷、豚汁等の季節のメニュー） 物販（駄菓子類、雑貨、スナック類等）

必須施設：公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

必須品目：常時用意する物品のこと。

裁量施設：公園の開園日時内で運営日時を施設管理者が設定し、営業する施設のこと。

裁量品目：施設等管理者の判断によって用意する物品のこと。

2. キャンプ場販売及びレンタル品目

1) 販売品目一覧表

分 類	販 売 品 目
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ボール、マット、ランタンハンガー、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等）、レトルト食品（カレー・ピラフ等）、缶詰、調味料、嗜好品、清涼飲料水、アルコール類（ビール・ワイン等）、乳製品（バター・チーズ等冷蔵品）、アイスクリーム、冷凍食品、地元名産品等
日用品	・日用品 箸、スプーン、レインコート、電池、虫除け、ティッシュ、ペーパー皿等 ・衛生用品 歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等 ・土産品 菓子、Tシャツ、タオル、ぬいぐるみ等

2) レンタル品目一覧表

分 類	貸 出 品 目
キャンプ用品	テント、タープ、寝袋、マット、毛布、バーナーストーブ、ランタン、コンロ、テーブル、椅子等

3) 喫茶販売品目一覧表

分 類	販 売 品 目
品 目	コーヒー、かき氷等

収益施設利用状況

■収益施設利用者数

< 駐車場 >

【 H27 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4月	2	3,597	11	3,610
5月	89	27,468	101	27,658
6月	184	10,565	27	10,776
7月	105	11,677	54	11,836
8月	54	17,113	49	17,216
9月	113	15,136	36	15,285
10月	62	7,627	21	7,710
11月	0	1,682	3	1,685
12月	5	2,362	0	2,367
1月	79	13,594	0	13,673
2月	198	7,782	0	7,980
3月	16	4,270	0	4,286
年度計	907	122,873	302	124,082

(単位：台)

【 H28 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4月	18	1,700	2	1,720
5月	117	25,067	84	25,268
6月	185	10,363	37	10,585
7月	71	11,755	34	11,860
8月	68	17,548	47	17,663
9月	141	14,270	44	14,455
10月	49	9,701	28	9,778
11月	0	312	0	312
12月	6	2,848	0	2,854
1月	95	14,230	0	14,325
2月	203	9,058	0	9,261
3月	35	5,897	0	5,932
年度計	988	122,749	276	124,013

(単位：台)

<駐車場>

【 H29 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4月	18	1,621	6	1,645
5月	109	23,409	71	23,589
6月	170	10,071	45	10,286
7月	125	12,539	41	12,705
8月	45	18,469	54	18,568
9月	83	7,788	23	7,894
10月	77	11,414	31	11,522
11月	2	878	2	882
12月	11	1,750	0	1,761
1月	123	10,983	0	11,106
2月	253	8,183	0	8,436
3月	37	4,187	0	4,224
年度計	1,053	111,292	273	112,618

(単位：台)

<サイクリング>

【 H27 】

月	貸台数	備考
4月	0	溪流ゾーン工事のため休業
5月	0	溪流ゾーン工事のため休業
6月	0	溪流ゾーン工事のため休業
7月	0	溪流ゾーン工事のため休業
8月	0	溪流ゾーン工事のため休業
9月	0	溪流ゾーン工事のため休業
10月	0	溪流ゾーン工事のため休業
11月	0	溪流ゾーン工事のため休業
年度計	0	溪流ゾーン工事のため休業

(単位：台)

【 H28 】

月	貸台数	備考
4月	95	
5月	1,852	
6月	739	
7月	1,162	
8月	2,034	
9月	874	
10月	543	
11月	0	
年度計	7,299	

(単位：台)

【 H29 】

月	貸台数	備考
4月	223	
5月	1,972	
6月	748	
7月	1,609	
8月	2,692	
9月	686	臨時閉園 10日間
10月	744	
11月	36	
年度計	8,710	

(単位：台)

<レストラン利用者数>

【 H27 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4月	休業	1,282	1,282
5月	休業	13,381	13,381
6月	休業	5,562	5,562
7月	休業	6,441	6,441
8月	休業	9,195	9,195
9月	休業	7,229	7,229
10月	休業	2,778	2,778
11月	休業	384	384
12月	休業	1,471	1,471
1月	休業	6,463	6,463
2月	休業	3,348	3,348
3月	休業	1,677	1,677
合計	0	59,211	59,211

(単位：人)

【 H28 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4月	25	358	383
5月	995	11,032	12,027
6月	486	4,419	4,905
7月	870	7,476	8,346
8月	1,628	10,032	11,660
9月	532	7,090	7,622
10月	532	3,475	3,838
11月	0	54	54
12月	休業	1,966	1,966
1月	休業	6,299	6,299
2月	休業	3,907	3,907
3月	休業	2,274	2,274
合計	5,068	58,382	63,450

(単位：人)

<レストラン利用者数>

【 H29 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4月	63	360	423
5月	883	11,091	11,974
6月	508	4,703	5,211
7月	960	7,532	8,492
8月	1,288	10,426	11,714
9月	265	3,774	4,039
10月	378	3,855	4,233
11月	0	146	146
12月	休業	1,458	1,458
1月	休業	5,531	5,531
2月	休業	4,743	4,743
3月	休業	2,089	2,089
合計	4,345	55,708	60,053

(単位：人)

<釣掘>

【 H27 】

月	人数	備考
4月	118	
5月	766	
6月	376	
7月	491	
8月	1,090	
9月	415	
10月	146	
11月	34	
年度計	3,436	

(単位：人)

【 H28 】

月	人数	備考
4月	15	
5月	844	
6月	265	
7月	549	
8月	1,250	
9月	456	
10月	205	
11月	0	
年度計	3,584	

(単位：人)

<釣掘>

【 H29 】

月	人数	備考
4月	57	
5月	786	
6月	245	
7月	618	
8月	1,287	
9月	244	
10月	248	
11月	6	
年度計	3,491	

(単位：人)

<オートキャンプ場>

【 H27 】

月	利用者数	利用サイト数
4月	516	69
5月	5,856	681
6月	4,577	551
7月	11,760	1,286
8月	19,812	2,116
9月	7,934	916
10月	2,470	266
年度計	52,925	5,885

(単位：人)

【 H28 】

月	利用者数	利用サイト数
4月	1,028	115
5月	5,122	638
6月	3,790	447
7月	12,522	1,386
8月	17,032	1,909
9月	7,628	911
10月	2,956	325
年度計	50,078	5,731

(単位：人)

【 H29 】

月	利用者数	利用サイト数
4月	674	99
5月	4,764	591
6月	4,334	542
7月	13,882	1,566
8月	18,340	2,089
9月	4,586	543
10月	2,746	332
年度計	49,326	5,762

(単位：人)

<園内シャトルバス>

【 H27 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4月	0				0	
5月	6				1,462	
6月	0				0	
7月	1				677	
8月	0				0	
9月	2				560	
10月	3				680	
11月	0				0	
12月	0				0	
1月	0				0	
2月	0				0	
3月	0				0	
年度計	12				3,379	

(単位：人)

【 H28 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4月	0				0	
5月	6				1,681	
6月	0				0	
7月	1				455	
8月	0				0	
9月	1				376	
10月	2				1,142	
11月	0				0	
12月	0				0	
1月	0				0	
2月	0				0	
3月	0				0	
年度計	10				3,654	

(単位：人)

〈園内シャトルバス〉

【 H29 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4月	0				0	
5月	6				1,875	
6月	1				82	
7月	1				426	
8月	0				0	
9月	0				0	
10月	2				371	
11月	0				0	
12月	0				0	
1月	0				0	
2月	0				0	
3月	0				0	
年度計	10				2,754	

(単位：人)

※H27～H29 は運賃無料にて運営。

<園内交通施設利用者数「カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）」>

【 H27 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12月	924	1,091	2,015	9,724	
1月	8,430	10,472	18,902	73,907	
2月	3,436	7,518	10,954	53,968	
3月	1,891	2,046	3,937	23,410	
年度計	14,681	21,127	35,808	161,009	

(単位：人)

【 H28 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12月	1,784	2,001	3,785	16,222	
1月	9,037	11,218	20,255	75,183	
2月	4,002	8,058	12,060	58,594	
3月	2,762	2,688	5,450	29,869	
年度計	17,585	23,965	41,550	179,868	

(単位：人)

【 H29 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12月	0	0	0	0	
1月	6,652	8,200	14,852	56,136	
2月	4,399	7,902	12,301	61,305	
3月	2,256	2,062	4,318	24,640	
年度計	13,307	18,164	31,471	145,081	

(単位：人)

<「ロープトウ（チューブそり）」>

平成 27 年度ロープトウ述べ利用人数 141,348 人

平成 28 年度ロープトウ述べ利用人数 159,224 人

平成 29 年度ロープトウ述べ利用人数 57,808 人（小雪の為 2/2 から運行）

■収益施設売上額

1. 固定的収益施設

施設区分		売上額（千円）	備考
施設区分	施設名／内訳	（3箇年平均）	
駐車場	① 溪流・中央・東口駐車場	35,537	
	② 鱒見口駐車場	1,787	
	③ 南・滝野の森口駐車場	1,589	
サイクリング施設	サイクリング施設	1,423	
レストラン	① レストラン（溪流園）	2,738	
	② レストラン（カントリーハウス）	26,282	
売店	① 鱒見口売店	544	
	② 溪流口売店	1,833	
	③ 中央口管理所売店	2,025	
	④ 東口情報センターレストハウス棟売店	7,829	
	⑤ 子供の谷休憩所売店	15,557	
釣堀	釣堀	510	
オートキャンプ場	オートキャンプ場	41,151	
園内交通施設	園内シャトルバス	0	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）	19,684	
通信施設	公衆電話	2	
貸出施設	スキー	13,202	

2. 臨時収益施設

施設区分		売上額（千円）	備考
施設区分	施設名／内訳	（3箇年平均）	
	①自動販売機	10,457	
	②自動販売機（営業料方式）	0	
	③臨時売店等	1,761	

■収益施設修繕履歴

【H27】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	273,264円	ストーブ修繕・自家用工作物点検費	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	701,913円	外壁塗装、TSマーク点検費、自家用工作物点検費	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7回	954,000円	雪囲い・除雪費、冷凍庫修理等、その他施設点検費を含む	
売店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	6回	540,000円	券売機、冷凍庫修理、製氷機修理等、その他施設点検費を含む	
釣堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	6回	95,000円	園路・ハウス・水中ポンプ他	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	29回	1,670,129円	トイレ修繕・四阿修繕・遊具養生・倒木処理・自動ドア保守点検等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	15回	6,705,964円	看板設置撤去・ロープトウ修繕・リフト月点検外・ロープトウ月点検・リフト整備	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4回	1,300,000円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充等	

■収益施設修繕履歴

【H28】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	165,010円	ストーブ点検・白線補修・自家用工作物点検費	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	9回	856,988円	雪囲い作業・屋根雪下ろし作業・TSマーク点検費・自家用工作物点検費・変形自転車導入	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	12回	2,004,000円	雪囲い・除雪費、冷凍庫、券売機ソフトフリーザー修理等、その他施設点検費を含む	
売店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	9回	1,324,000円	券売機、冷凍庫、冷蔵庫、製氷機理等、その他施設点検費を含む	
釣堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	6回	126,000円	看板他	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	25回	2,343,407円	自動ドア保守点検費・ゲートバー保守・草刈機修繕・ストーブ点検等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	14回	5,838,957円	リフト看板設置撤去・点検業務・ロープトリ設置撤去・リフト月点検・ロープトリ月点検	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5回	3,800,000円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充等	

■収益施設修繕履歴

【H29】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	368,750円	プレハブ修繕・窓修繕・自家用工作物点検	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	341,582円	自転車修繕・TSマーク点検費、自家用工作物点検費	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	10回	1,502,000円	雪囲・除雪費、厨房機器、ソフトフリーザー修理等、その他施設点検費を含む	
売店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7回	882,000円	券売機、冷凍庫、冷蔵庫、製氷機修理等、その他施設点検費を含む	
釣堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4回	70,000円	水道配管、ハウス、丸太階段他	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	12回	923,256円	製氷機修繕・ゲートバー保守・スピーカー修繕・ウッドデッキ修繕他	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	15回	5,392,220円	看板設置撤去・除雪機点検・呼出し電話機修繕・リフト整備業務・リフト点検・ロープウェイ設置撤去・月点検	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5回	3,000,000円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充等	

■収益施設従業員数一覧

施設区分		面積 (m2)		従業員数 (人)			備 考
施設区分	施設名/内訳			通常期	繁忙期	閑散期	
駐車場	溪流・中央・東口駐車場			3	4	2	
	鱒見口駐車場			1	1	1	
	南・滝野の森口駐車場			1	2	1	
サイクリング施設	サイクリング施設			2	4	1	
レストラン	溪流園			3	8	1	
	②カントリーハウス			5	13	3	
売店	鱒見口売店			1	1	1	
	流口売店			1	2	1	
	③中央口管理所売店			1	2	1	
	④東口情報センターレストハウス棟売店			2	5	2	
	⑤子供の谷休憩所売店			3	7	1	
釣堀	フィッシングタキノ			4	7	2	
オートキャンプ場	オートキャンプ場			8	10	7	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設 (リフト)			8	10	7	
園内交通施設	園内シャトルバス						バス会社へ委託

■事故等報告件数 ⇒利用サービス

【H27】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	お客様の不注意	追突、接触事故	3件
自転車	なし		0件
その他			0件
合計			3件

【H28】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	お客様の不注意	接触事故	1件
自転車	なし		0件
その他		ゲレンデにて転倒	6件
合計			7件

【H29】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	なし		0件
自転車	なし		0件
その他	なし		0件
合計			0件

収益施設利用料金一覧表

現在の施設利用料金を下記に示す。

■ 駐車場利用料金

車種	利用料金			備考
	一般	回数券 (3枚綴り)	駐車場年間 パスポート	
大型 (1台につき)	1,230 円	3,130 円	—	車体総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通 (1台につき)	410 円	1,030 円	2,060 円	上記以外の自動車。
原付・自動二輪 (1台につき)	150 円	380 円	—	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示が条件。 大型バスの場合には、2 名以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。

■ レンタサイクル利用料金表

車種	利用料金 (超過料金)	備考
大人	2 時間…310 円 (30 分ごとに 80 円)	
小人	2 時間…100 円 (30 分ごとに 30 円)	
ファットバイク大人	2 時間…500 円 (30 分ごとに 80 円)	
ファットバイク小人	2 時間…200 円 (30 分ごとに 80 円)	
2 人乗り変形自転車	2 時間…800 円 (30 分ごとに 80 円)	

※別途割引有

■ 釣堀施設の利用料金表

		利用料金	備考
時間釣り	基本料金 (1 人/1 回 1 時間)	1,850 円	7 匹までの利用料金
	超過料金 (30 分ごとに)	720 円	大人・子供ともに

■オートキャンプ場

・施設利用料(一泊/一回につき) ※滝野公園の入園料(1日分)込み

宿泊/デイキャンプ		
区分	個人	団体 ※1
大人	860円	580円
小人(小・中学生)	120円	90円
シルバー(65歳以上)	620円	500円

※1 団体人数は20名以上(幼児は含まず)

・サイト使用料(一泊/一回につき)

区分	設備	宿泊		デイキャンプ	
		繁忙期 ※2	左記以外の宿泊	繁忙期 ※3	左記以外の日帰り
キャビンS(6人用)	電源、暖房、TV端子、キッチン、トイレ	15,450円	7,750円	7,750円	3,900円
キャビンA(6人用)	電源、暖房、TV端子	9,250円	4,650円	4,650円	2,350円
キャビンB(5人用)	電源、暖房	8,250円	4,150円	4,150円	2,100円
キャンピングカー	電源、TV端子、上下水道	5,150円	2,550円	2,550円	1,300円
スタンダードカー	電源	4,100円	2,050円	2,050円	1,050円
フリーテント(車)		1,550円	800円	1,050円	500円
フリーテント(二輪)		500円	250円	500円	250円

※2 該当日 4/29~5/5・7/19~8/31・土曜・連休(最終日除く)

※3 該当日 4/29~5/5・7/19~8/31・土曜・日曜・祝日

【キャビンにはすべて冷蔵庫完備、Sキャビンにはテレビ完備】

- ・宿泊の方には1サイトに1台分の駐車料金が含まれる。追加の駐車料金は1,050円/台
- ・デイキャンプ利用の方の駐車料金は溪流口料金所で410円/台をお支払いただく。
- ・キャビン追加料金：1名につき宿泊1,050円、デイキャンプ500円
- ・キャビンS・Aの最大定員10名まで(赤ちゃんを含む)
- ・キャビンBの最大定員8名まで(赤ちゃんを含む)

・ レンタル用具(一泊/一回につき)

区 分	規格・内容	料金
テント	6人用	3,100円
メッシュタープ		1,550円
毛布/寝袋/テーブル4人用		各510円
ハンモック		620円
イス/キャンピングマット/ 延長コード		各300円
電池ランタン	電池別売り	510円
ガスランタン	ガス別売り	1,050円
ツバーナー	ガス別売り	1,050円
バーベキューコンロ	炭・網別売り	大 1,050円 小 820円
スモーカー	チップ別売り	510円
クッカーセット	鍋・フライパン他	510円
食器セット	4人分	510円
包丁・まな板セット/ ランタンスタンド		300円
調理用具セット	おたま・しゃもじ・ フライ返し	300円
ホットプレート/電磁調理器/炊飯器/ ダッチオーブン		各1,050円
テレビ	14型(テレビ)	1,550円
扇風機/ハロゲンヒーター		各510円
枕		200円
シーツ		100円
鉄板		400円

キャンセル料

キャンセル日	14日~前日	当日	連絡なし
キャンセル料率	サイト使用料の 20%	サイト使用料の 50%	サイト使用料の 100%

■園内シャトルバスの利用料金表

平成 27 年～30 年度 すべて無料運行

■園内移動用施設（リフト）の利用料金一覧

利用区分	一般		団体（20人以上）	
	大人	小人 （中学生以下）	大人	小人 （中学生以下）
1 回券	150 円	100 円		
回数券（11 回）	1,540 円	1,030 円		
4 時間券	1,030 円	620 円	700 円	400 円
1 日券	1,540 円	1,030 円	1,000 円	700 円
学校利用券			360 円	360 円

- (1) 学校利用券の対象となる学校とは、「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び保育園」をいう。なお、学校職員が正規の教課のために児童及び生徒を引率して指導するときは、その引率者を含み、かつ、利用人数の制限はしない。
- (2) 団体券は 1 組 20 人以上の団体及び厚生利用券持三者に対して発券する。
- (3) 利用券及びチケットホルダーは券売所にて手売りで販売する。なお、チケットホルダーの販売価格は、市場価格並みとする。

臨時物販施設等一覧

【 H27 】

施設名称	営業場所	開設期間
ケータリングカー出店販売	こどもの谷	4/26～10/18 (34日)
ケータリングカー出店販売	虹の巣ドーム前	4/26～10/18 (25日)
ケータリングカー出店販売	森のせせらぎ	4/26～10/18 (21日)
ケータリングカー出店販売	フワフワエッグ前	4/26～10/18 (9日)
ケータリングカー出店販売	カントリーハウス前	4/26～10/18 (4日)
記念フォト販売	東口ボランティア棟横・ カントリーハウス前	5/2～6/14 (29日)
花販売	リフト山頂小屋付近	5/2～5/6 (6日)
チューリップ球根先行予約	カントリーハウス横	5/16～5/30 (15日)
北海道キャンピングフェア	つどいの森	5/23～5/24 (2日)
C-1 グランプリ in たきの	こどもの谷	5/30～5/31 (2日)
滝野の森サマーフェスティバル	森の交流館前	7/20 (1日)
記念フォト販売	カントリーハウス前	9/12～10/4 (11日)
札幌南オータムフェスティバル	カントリーハウス横	9/20～9/21 (2日)
スノーフェスティバル	つどいの森	2/7～2/8 (2日)
滝野の森ウインターフェスティバル	森の交流館	2/21 (1日)

雨天等で中止となった日も含む

【 H28 】

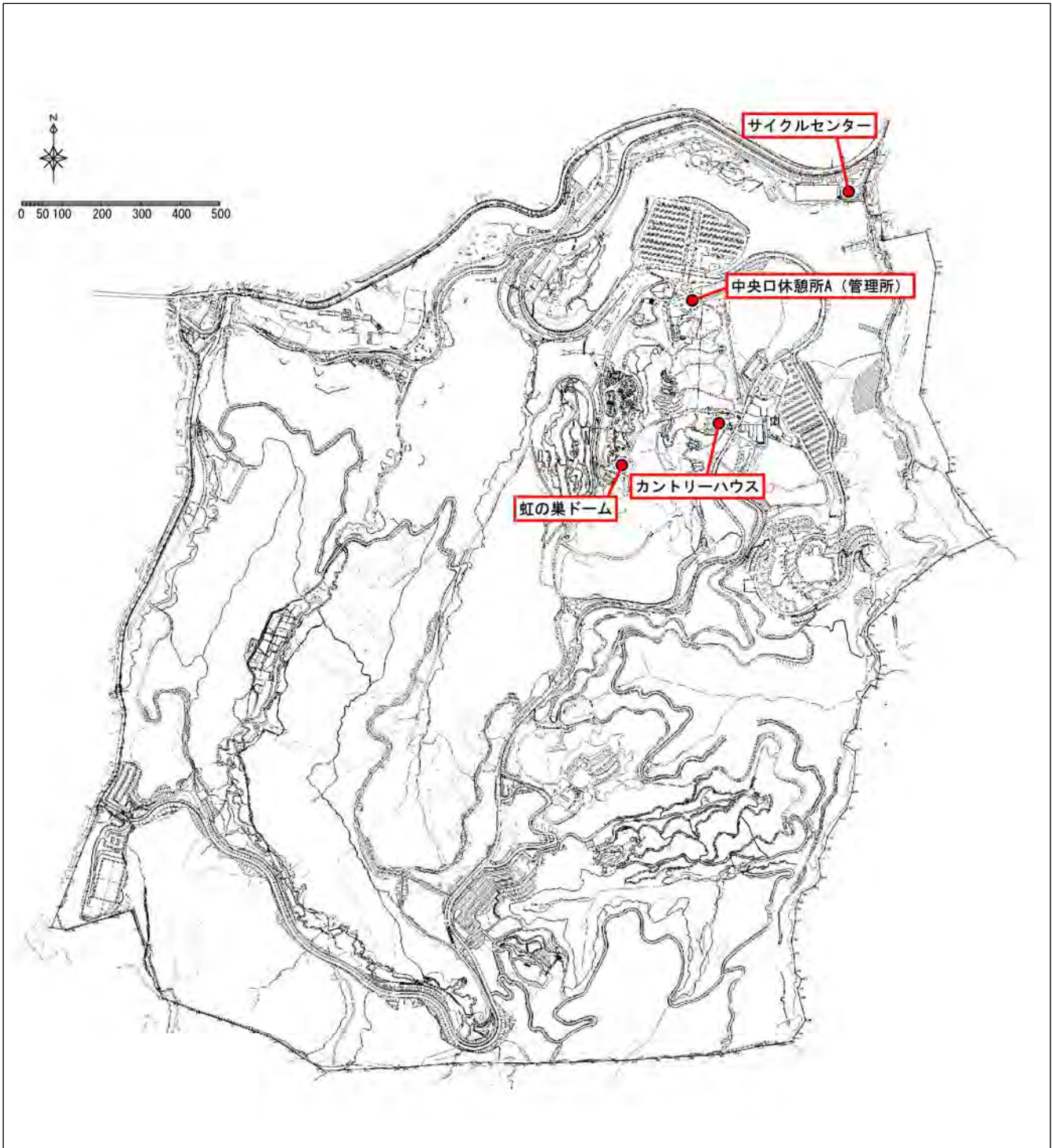
施設名称	営業場所	開設期間
ケータリングカー出店販売	こどもの谷	4/29～10/10 (31日)
ケータリングカー出店販売	虹の巣ドーム前	4/29～10/10 (29日)
ケータリングカー出店販売	森のせせらぎ	4/29～10/10 (27日)
ケータリングカー出店販売	フワフワエッグ前	4/29～10/10 (15日)
ケータリングカー出店販売	カントリーハウス前	4/29～10/10 (8日)
花販売	リフト山頂小屋付近	4/29～5/5 (6日)
記念フォト販売	東口ボランティア棟横・ カントリーハウス前	5/21～6/12 (18日)
チューリップ球根先行予約	東口休憩所前	5/21～6/5 (6日)
図書販売	森の情報館	5/4～7/22 (7日)
北海道キャンピングフェア	つどいの森	5/21～5/22 (2日)
5インチ鉄道模型乗車体験	カントリーハウス横	5/28～8/28 (17日)
滝野の森サマーフェスティバル	森の交流館前	7/17 (1日)
花火大会	ローンスタジアム	8/11 (1日)
札幌南マルシェ	カントリーハウス横	9/18 (1日)
5インチ鉄道模型乗車体験	リフト山頂小屋付近	9/17～9/19 (3日)
記念フォト販売	リフト山頂小屋付近	9/17～10/2 (8日)
滝野 de 秋満喫 day	つどいの森	10/2 (1日)
北海道応援フェスタ	カントリーハウス横	10/9～10/10 (2日)
スノーフェスティバル	つどいの森	2/4～2/5 (2日)
滝野の森ウインターフェスティバル	森の交流館	2/19 (1日)

雨天等で中止になった日も含む。

【 H29 】

施設名称	営業場所	開設期間
ケータリングカー出店販売	こどもの谷	4/29～10/9 (24日)
ケータリングカー出店販売	虹の巣ドーム前	4/29～10/9 (32日)
ケータリングカー出店販売	森のせせらぎ	4/29～10/9 (39日)
ケータリングカー出店販売	フワフワエッグ前	4/29～10/9 (14日)
ケータリングカー出店販売	カントリーハウス前	4/29～10/9 (22日)
ケータリングカー出店販売	こどもの谷休憩所内	4/29～10/9 (31日)
花販売	東口ゲート付近	5/28 (1日)
記念フォト販売	リフト山頂小屋付近	5/20～6/11 (23日)
チューリップ球根先行予約	東口休憩所前	5/20～6/11 (8日)
北海道キャンピングフェア	つどいの森	5/20～5/21 (2日)
5インチ鉄道模型乗車体験	リフト山頂小屋付近	5/20～10/9 (24日)
札幌南マルシェ	カントリーハウス横	6/25 (1日)
滝野の森サマーフェスティバル	森の交流館前	7/23 (1日)
スポカルオータム	つどいの森	9/30～10/1 (2日)
記念フォト販売	リフト山頂小屋付近	9/24～10/1 (8日)
8人制サッカー大会	滝野の森多目的広場	10/14 (1日)
スノーフェスティバル	つどいの森	2/3～2/4 (2日)
滝野の森ウインターフェスティバル	森の交流館	2/18 (1日)

公衆電話



業務評定

【概要】

公園名	国営滝野すずらん丘陵公園
所在地	北海道札幌市南区滝野
事業者	〇〇、〇〇、〇〇共同体
履行期間	自；平成〇〇年〇〇月〇〇日 至；平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象	平成〇〇年度

【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間〇〇万人		
②満足度	〇〇%		
③〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容		
評価ランク		優 ・ 良 ・ 可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備考		

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H31-35国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務◇◇・〇〇共同体
代表者氏名 印

平成31年〇月付けで入札公告のありました「H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成31年12月1日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: ○○業務

ふりがな 氏名							
生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考	
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計		
総括責任者		○	—	—												代表企業 ○○会社 北海道 太郎
施設・設備維持 管理業務責任者																○○会社 ○○ ○○
植物管理 業務責任者																○○会社 ○○ ○○
収益施設等設置 管理運営業務責任者																○○会社 ○○ ○○

- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3. 3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。
(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

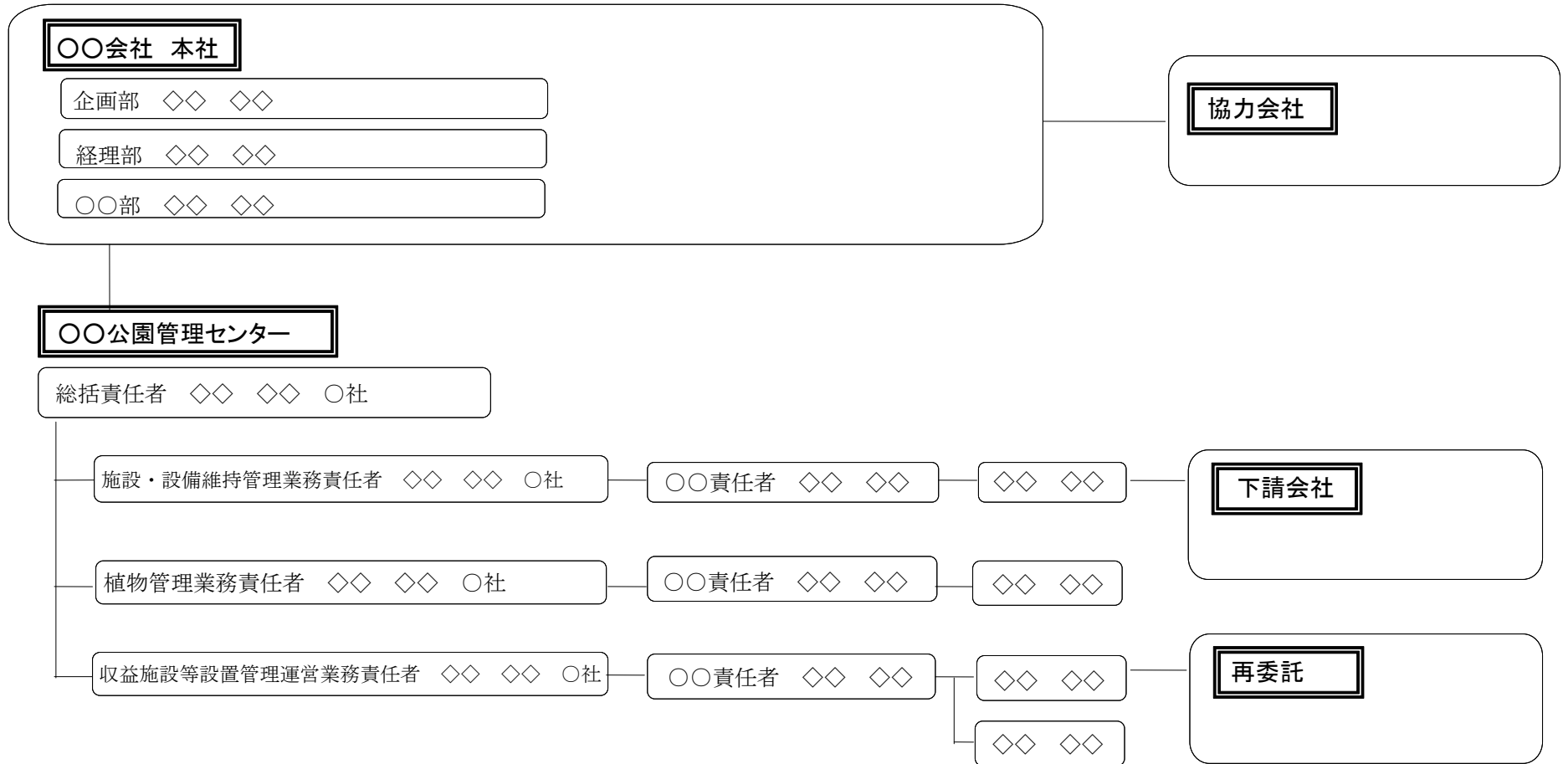
(別紙)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考		
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計			
△△業務責任者の下 ----- ○○係長		○	—	—													○○会社 ○○ ○○
□□業務責任者の下 ----- ○○リーダー																	○○会社 ○○ ○○
																	○○会社 ○○ ○○
																	○○会社 ○○ ○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図(業務実施のための管理機構) (作成例)



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(提出様式1-5-2) 業務実施における提案

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

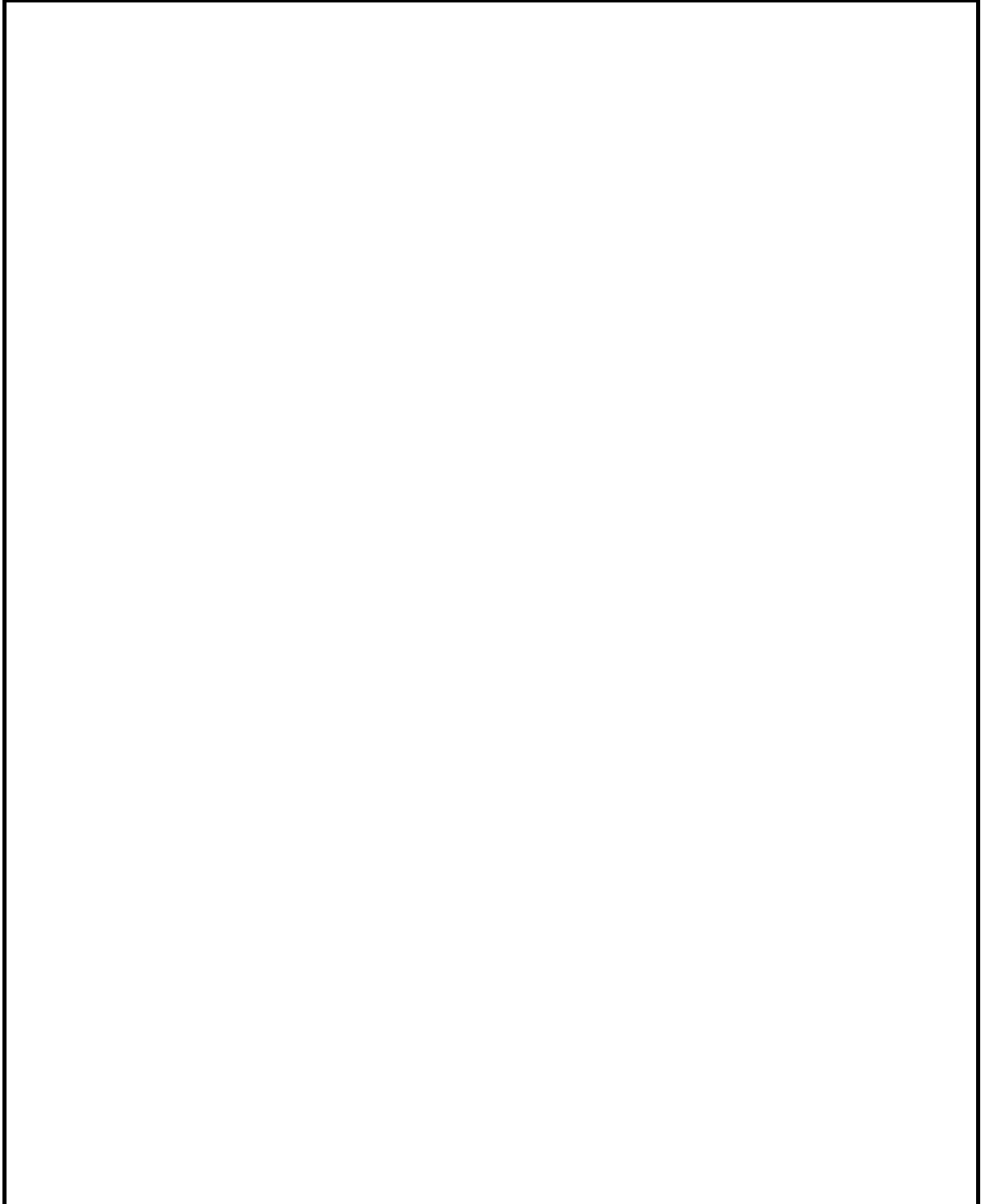
注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注7:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

(提出様式1-6)実施方針



- ※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む)。
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
- ※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画 (作成例)

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年			—————									
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
●●●●●														
●●●●●														
●●●●●														
●●●●●														

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務*を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 様

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と北海道太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部で、平成31年〇月付けで入札公告のあった「H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成31年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所
氏名 北海道 太郎 印

(提出様式1-8)業務経歴証明書

ふりがな 氏名	北海道 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成31年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設管理運営実績書

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL(FAX)

印

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	滝野すずらん丘陵公園 収益施設名	収益施設管理運営実績 (※ 1)		収益施設管理運営予定 (※ 2)	
		企業としての 実績	配置予定者 としての実 績	申請者 (共 同体構成員 を含む)	申請者以外 の者 (再委託 ・下請け等)
1	駐車場			○ ((株)○○)	
2	サイクリング施設				○ ((株)○○)
3	飲食・物販施設	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
4	釣堀施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
5	オートキャンプ場				○ ((株)○○)
6	園内シャトルバス				○ (未定)
7	園内移動用 (リフト) 施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
8	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
9	公衆電話	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設管理運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」）、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設等管理運営予定について、滝野すずらん丘陵公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設管理運営実績の申請者と収益施設管理運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもなくともよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」）、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設管理運営実績書を提出しなければならない。
また、「H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1-9-2)

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|-------------|--------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 北海道・札幌地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

- ※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。
(収益施設管理運営実績、収益施設管理運営予定を含む)
- ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

(提出様式 1 - 9 - 3)

〇〇施設運営実績

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・北海道〇〇市〇〇 1 - 2 - 3 ・平成〇年〇月
<ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 	(記入例) ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
<ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 	(記入例) ・構 造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席 数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐 車 場 平面駐車場 普通車20台
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 	記入例) ・120,000千円/年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 	(記入例) ・社員3人、補員5人

※ 提出様式 1 - 9 - 1 の収益施設管理運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

北海道開発局札幌開発建設部長
○○ ○○ 殿

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
氏 名 印
(法人にあつては、代表者氏名)
法定代理人
氏 名 印

誓 約 書

平成31年2月○日付けで公告のありました「H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予決令 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成30年度に実施の「H30国営滝野すずらん丘陵公園外工事監督支援業務」「滝野公園運営計画検討業務」の受託者でないこと。
7. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

(提出様式1-10)

公共サービスの内容	H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務			
公共サービス実施民間事業者	〇〇株式会社	住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目〇番〇号	
親会社等(法人)	〇△株式会社			
主要株主等(法人)	□□株式会社、△△株式会社			
公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等(個人)」 及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」				
上記事業との関係	フリ 氏	ガナ 名	生年月日	性別
例 役員	コウキョウ 公共	タロウ 太郎	昭和38年7月4日	男
例 主要株主 (個人)				
例 親会社の役員				

※1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。

※2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 <small>(※1)</small>	記載必要事項
落 札 予 定 の 事 業 者	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 <small>(※2)</small>	・氏名、生年月日、性別、住所
	法 人	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 <small>(※3)</small> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 <small>(※4)</small> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
 電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
 昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等設置管理運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等設置管理運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施における提案」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9

ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式1-10(2面)等

落札予定者は、開札後速やかに様式1-10(2面)及び電磁的記録媒体(CD-R等)を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

(提出様式2-1)

企 画 書

業務の名称 H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号 : 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
△△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案						
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ 公園利用者数【数値目標】 (単位：万人)						
年目	1年目			2年目	3年目	4年目
年間及び運営 シーズン毎の公 園利用者数	年間：					
	1	2	計			
有料区域の利用 者数	年間：					
本公園の札幌都 市圏外からの公 園利用者の割合	年間：					
	1	2	計			

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目の1.～5.に、年間及び運営シーズンごとの公園利用者数、有料区域の利用者数、札幌都市圏外からの公園利用者の割合の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※外国人利用者に対する提案を1つ以上行うこと。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度「非常に満足」および「まあまあ満足」【数値目標】

(単位：%)

年目	1年目			2年目	3年目	4年目
年間 公園利用者の 満足度						
運営シーズン毎 公園利用者の 満足度	1	2	計			

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※外国人利用者に対する提案を1つ以上行うこと。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

年目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
春の花風景に関する 「非常に満足」および「まあ まあ満足」の回答比率				
秋の花風景に関する 「非常に満足」および「まあ まあ満足」の回答比率				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園の「子どもの谷」「森のすみか」「滝野の森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案					
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】					
イベント・行事名	1年目		2年目	3年目	4年目
	開催数(回)	参加人数(人)			

1. 企画提案項目：○○○の実施

- 具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- 期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

4. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

5. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、企画提案項目にそれらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の2. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、体験系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の3. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、コンテスト系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の4. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、展示系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の5. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、講習会系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

- ※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式2-2-10）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数及びそのうちテレビによる報道件数【数値目標】

(単位：件)

年目	1年目	2年目	3年目	4年目
年間 マスコミ報道 件数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
テレビ				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、マスコミ報道件数及びそのうちテレビによる報道件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、企画提案項目にそれら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※外国人利用者に対する提案を1つ以上行うこと。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 7)

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～5.に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※外国人利用者に対する提案を1つ以上行うこと。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 9)

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 0)

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上（〇〇を削減）します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)

9. 自主事業において、施設を新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営する提案を行う場合には、別紙4（基本方針）に沿ったもの、かつ別添53（自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象）と別添54（指定する既存施設の改修運営の対象一覧表）の範囲でなければ評価しない。

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11. 白黒片面印刷で提出するものとする。

12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10）。

13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

14. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

(提出様式 2 - 2 - 1 3)

1 3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無	あり なし (どちらか一方を記入すること) ※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業)	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇)
<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	プラチナくるみん(特例)認定企業
<input type="checkbox"/>	くるみん認定企業
3. 若者雇用推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業

※1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。
 ※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

国営滝野すずらん丘陵公園

収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部

【企画書提出時に提出すること】
(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部長 殿

(申込者) 社 名

代表者 印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 北海道札幌市南区滝野247番地
- (2) 対象施設 駐車場(6箇所)、レンタサイクル施設(1箇所)、レストラン(2箇所)、
用具貸出所(1箇所)、売店(5箇所)、釣堀(1箇所)、オートキャンプ場(1箇所)、
園内シャトルバス(1路線)、園内移動用施設(リフト)(1箇所)、ロープトウ(2
箇所)、自動販売機、公衆電話

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

※ 飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営を行う場合は、様式3-5～12に記載すること。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

6. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

7. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

8. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から8までの通し番号を付けること。

※企画提案項目 1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 2. **レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 4. **釣堀施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 5. **オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 6. **園内シャトルバス**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 7. **園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 8. **ロープトウ**における公園利用者サービスの向上に向けた維持管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※外国人利用者に対する提案を 1 つ以上行うこと。

※文字寸法は 10.5 ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ 9 ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式 2 - 2 - 1 1 と同様な内容とする。

(3-1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 2) レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 3) 飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、中央レストラン及び展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3-4) 釣堀施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

(3-5) オートキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-6) 園内シャトルバスの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3 - 7) 園内移動用 (リフト) 施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 8) ロープトウの維持管理、料金設定、主なサービス
維持管理
料金設定
主なサービス

※収益施設の維持管理、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す維持管理、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 9) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-10) 公衆電話の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス (新たに設置する場合)
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

平成 年 月 日

自主事業施設運営計画書

国土交通省 北海道開発局 殿

(申込者) 社 名

代表者 印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園自主事業施設運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 北海道 札幌市
- (2) 対象施設

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

* 飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営を行う場合は、様式 3 - 5 ~ 1 2 に記載すること。

自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 自主事業施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. **自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-10と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営を行う場合は、施設毎に本様式を記載すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- ※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- ※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- ※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】

単位：千円

収入項目	金額/10年 ^{※1}	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入 ^{※2}		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

【支出記載書式】

単位：千円

支出項目		金額/10年 ^{※1}	根拠等
設備投資費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
	小計		
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出 ^{※2}			
合計			

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

収支計画書													金額(単位:千円)	
(1) 売上高													金額(単位:千円)	
区 分	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	合計	備 考	
公園施設(自主事業施設)												0		
合計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 売上原価													金額(単位:千円)	
区 分	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	合計	備 考	
公園施設(自主事業施設)												0		
合計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 売上総利益													金額(単位:千円)	
H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	合計	備 考		
(C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 販売費及び一般管理費その他費用													金額(単位:千円)	
区 分	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	合計	備 考	
人件費												0		
自主事業施設・設備管理費												0		
維持管理費 (除草・清掃費)												0		
通信費												0		
修繕費												0		
光熱水費												0		
イベント催事費												0		
広告宣伝費												0		
支払保険料												0		
固定資産税												0		
減価償却費												0		
土地・施設使用料												0		
その他費用												0		
支払利息												0		
原状復旧費												0		
合計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) 損益													金額(単位:千円)	
H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	合計	備 考		
(C) - (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

*該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。
*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

資金調達・償還計画

○自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。

- ※1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
- ※3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア+イ+ウ	千円
内訳	出資金(計) …ア	千円
	外部調達(計) …イ	千円
	その他(計) ※1 …ウ	千円

※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	備考 (優先ローン・劣後ローン の別、優先順位など)
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
外部調達(計)…イ	千円		

自主事業施設の設置運営場所、既存施設の改修運営場所

○自主事業施設の設置運営場所、既存施設の改修運営場所について図示すること。

